

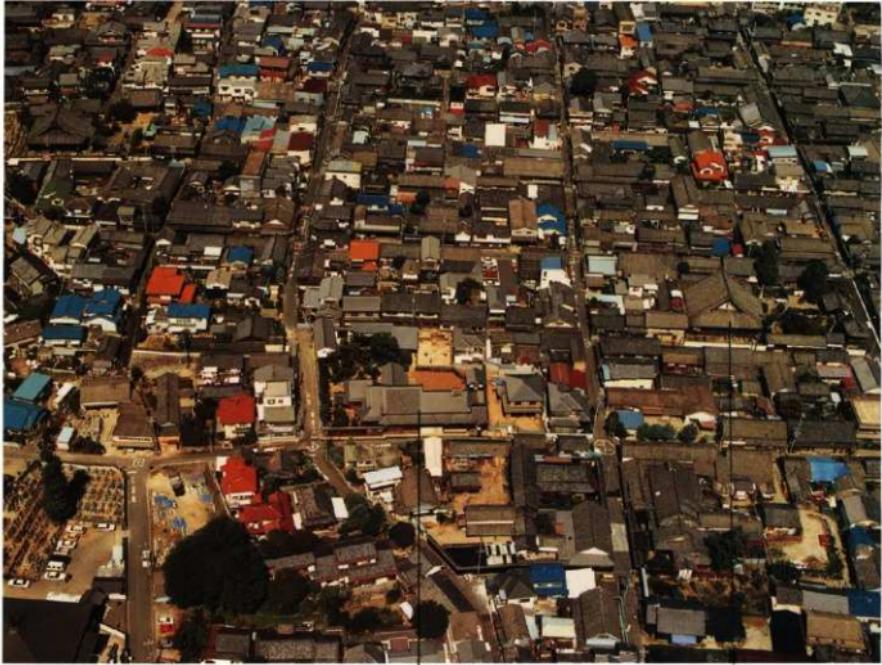
重要文化財
旧杉山家住宅修理工事報告書

昭和六十二年九月

重要文化財

旧杉山家住宅修理工事報告書

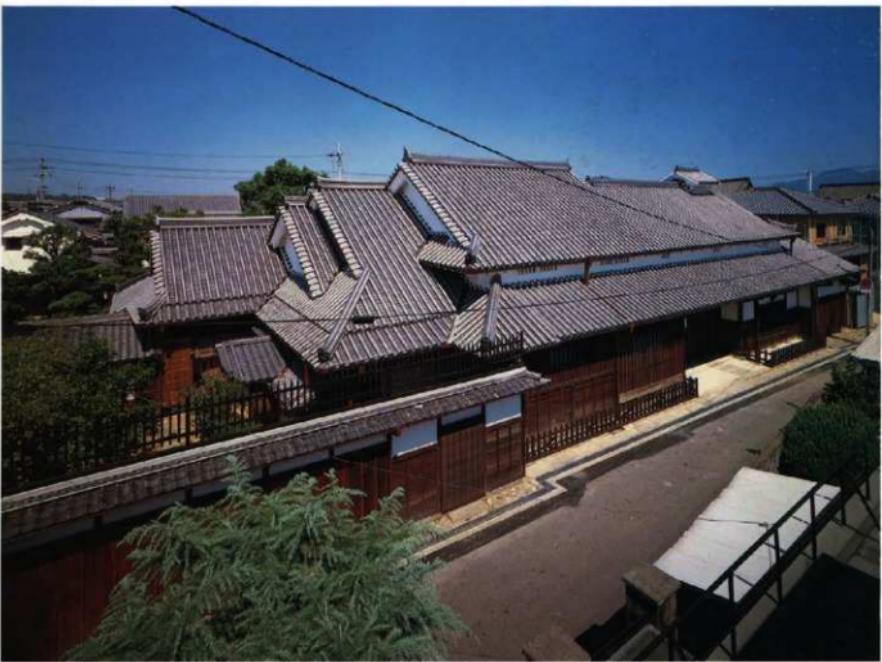
富田林市



富田林寺内町航空写真(1987年9月撮影)

旧杉山家住宅

興正寺



竣工 正面全景



竣工 ザシキ部(オオドコノマよりオクザシキを見る)



竣工 ドマ全景(居室部よりドマを見る)

序

旧杉山家住宅は、大阪府の南東部に所在する大規模な商家で、富田林寺内町最古の町家建築として知られています。建築年代は十七世紀中期に遡るものとみられ、農家型の平面構成をとり、煙り返し梁を用いる技法は寺内町の民家の変遷を知るうえで好個の資料になるものとして、昭和五十八年十二月二十六日重要文化財に指定されました。

建物は數度の改造を受けて今日まで維持されてきたものの、破損甚だしく、所有者の維持管理が困難になつたため、昭和五十八年六月富田林市が敷地約四〇〇坪を買収し、建物は杉山家から寄贈を受けていたものです。

このたび旧杉山家住宅の保存活用をはかるため、国ならびに大阪府の補助を得て、本格的な修理工事を行うこととなりました。総事業費一億三千万円、昭和六十年一月着工、工期三十三ヶ月を要して昭和六十二年九月滞りなく完了いたしました。今回の修理では十八世紀初期の姿に復原したもので、往時を偲ぶ建物の再現を見るに至りました。

この報告書は工事の記録と工事中の調査に基づく各種資料をまとめたもので、旧杉山家住宅を広く世に紹介し、後に伝える貴重な資料として発刊するものです。

おわりに、終始専門的な立場から指導を賜った文化庁、大阪府教育委員会、工事の設計監理及びこの報告書の編集に当たられた財團法人文化財建造物保存技術協会、さらに工事に関して御協力いただいた関係各位に対し心から謝意を表すものであります。

昭和六十二年九月

富田林市長 内田次郎

目 次

第一章 概 要

第一節 旧杉山家住宅と修理工事のあらまし	1	第四項 住まい方	46
第二項 旧杉山家住宅	1	第三節 改造の経過とその復原	47
第三項 重要文化財指定	1	第一項 改造の経過	47
第三項 指定説明	1	第二項 復原の時期について	47
第四項 建造物規模	3	第四節 現状変更	49
第五項 構造形式	3	第一項 現状変更要旨	50
第六項 修理工事のあらまし	4	第二項 現状変更の説明	50
第二章 工事の実施	9	第五節 形式と技法	65
第一節 概要	17	第一項 基礎	65
第二節 工事事務	17	第二項 軸部	65
第三節 工事実施仕様	18	第三項 小屋組	70
第四節 事業費精算	38	第四項 軒廻り・野地	73
第三章 保存状況と復原	41	第五項 屋根	74
第一項 修理前の破損状況	43	第六項 造作	76
第二項 修理前の状況	43	第七項 草室	78
第二項 立地	43	第八項 地下調査	78
第二項 間取	43	第六節 史料（萬葉帳・年中錄）	80
第三項 外観	44	図面・写真	93

写真
図面

挿図・表の目次

- 図 1、竣工配置図(屋根伏図)
 図 2、柱間装置(1F・2F)
 図 3、宝曆三年村松図
 図 4、富田林寺内町の町並A
 図 5、富田林寺内町の町並B
 図 6、杉山家の墓石(西方寺)
 図 7、嘉永の古図
 図 8、解体番付図
 図 9、解体範囲図
 図 10、柱補修図
 図 11、大引の補修図
 図 12、根太の補修図
 図 13、梁の補修図
 図 14、柱傾斜図
 図 15、昭和26年頃の平面図
 図 16、一階平面変遷図
 図 17、二階平面変遷図
 図 18、旧柱番付図
 図 19、一階現状及変更平面図
 図 20、二階現状及変更平面図
 図 21、旧土間北側通り柱間装置痕跡図
 図 22、ニワ大戸口復原痕跡図
- 図 23、十覺前面格子櫻痕跡図
 図 24、東面断面図現状位置と復原位置
 図 25、角屋二階床伏復原図
 図 26、表門口の復原図
 図 27、檜返し梁の痕跡図
 図 28、竣工荷重図
 図 29、一階痕跡図
 図 30、現状土間組図
 図 31、現状柱の年代区分図
 図 32、現状柱の断面図
 図 33、現状柱間寸法
 図 34、差鶴居仕口図
 図 35、土間大屋根小屋断面各種
 図 36、小屋組番付図
 図 37、突止溝
 図 38、官休庵の平面図
 図 39、外部免振I区
 図 40、外部免振II区
 図 41、内部土間免振状況図
 図 42、カマド免振調査図
- 表 1、実施工程表
 表 2、富田林関係略年表
 表 3、杉山家の家政
 表 4、基礎材料及び工法
 表 5、地盤寸法
 表 6、木工事工法
 表 7、鉄材工法
 表 8、屋根工事工法
 表 9、竹簀野地工法
 表 10、野地杉皮葺
 表 11、檜削板葺
 表 12、葺土
 表 13、葺方
 表 14、建工法
 表 15、建具工法

例 言

一、本書は、重要文化財旧杉山家住宅の修理（平解体修理）工事の報告書で、

国庫補助事業の一部として刊行されるものである。

二、編集にあたっては、今回の工事概要のほか、工事中の調査事項、発見物及

びこの建物に関する各種参考資料をまとめた。

三、図面は、今回の工事中に作製した記録、保存図（原図は文化庁保管）をす

べて掲載した。写真は修理前、竣工ならびに工事中の記録や各種資料写真を

掲載した。

四、現状変更調査は大阪府教育委員会、吉井博氏、基礎発掘調査については富

田林市教育委員会、中辻宣氏、歴史等については富田林市史編集室、玉城幸

男氏、里井百合子女史の協力を受けた。これらの方々に謝意を表します。

五、図面はメートル法によつたが、本文ではメートル法のほか復原的な考察を

している箇所では尺寸を用いた。（尺=10／33m）

六、部屋の名称は、漢字、片仮名及び平仮名を用いた。

七、本書の作成に関する担当は次のとおりである。

編集 財団法人文化財建造物保存技術専門会

総括監修 佃 忠夫

本文執筆 高品正行

保存図・插図作製 北山泰史
外山明彦
原田正彦
中村達也

（第一章・第二節・第一項）

II

写真撮影

修理前写真

竣工写真

三沢博昭



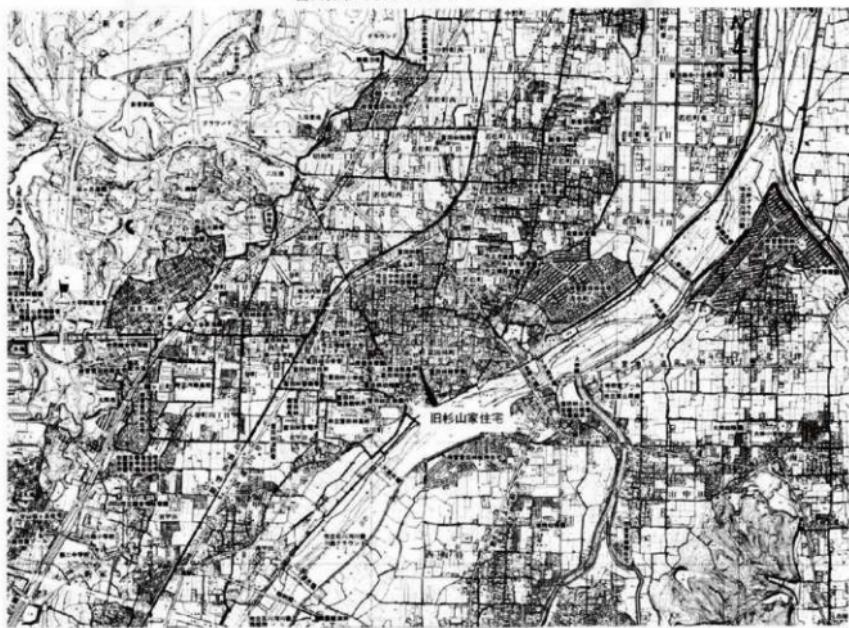
●河内名所図鑑

富田林駅



旧杉山家住宅

富田林市（寺内町を中心に）の航空写真



富田林市の地図（寺内町を中心に）

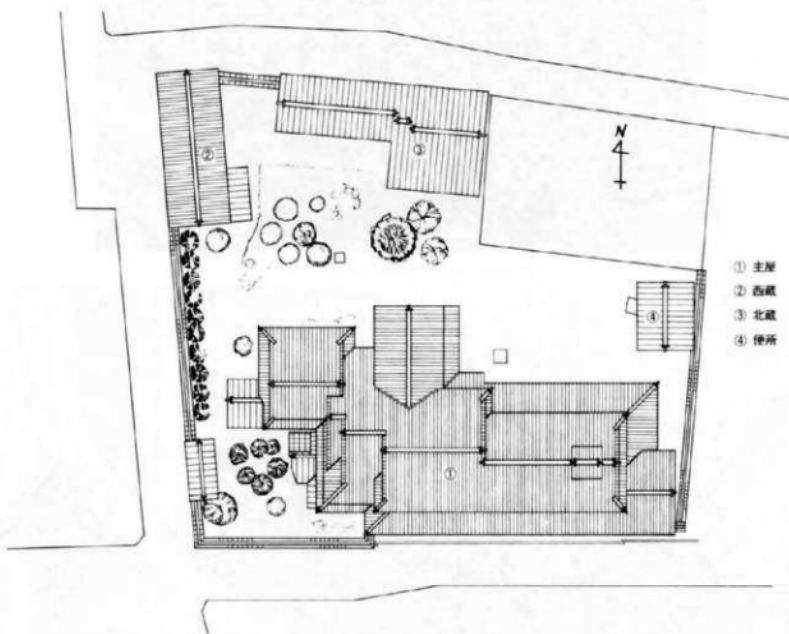


图1 施工配置图（屋根伏图）

第一章 概要

要

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百拾四号）
第二十七条第一項の規定により、重要文化財に指定します。
昭和五十八年十二月二十六日 文部大臣 濑戸山三男

第一節 旧杉山家住宅と修理工事のあらまし

第一項 旧杉山家住宅

旧杉山家住宅は、大阪府富田林市富田林町十四番三十一号に所在する町屋である。

杉山家の旧敷地は富田林寺内町の西南の町割りの一区画を占め、町の創立に開わった八人衆の一人として伝えられている。

貞享二年（一六八五）に酒造株を取得した後は、造り酒屋として約千坪の敷地に主屋・酒倉等が建てられていたが、明治以降、酒造業を止めてからは序々に酒倉はとりこわされ敷地も縮小された。昭和五十八年に市が杉山家より、四百坪の敷地を買上げると同時に建物を譲り受けた。

主屋は土間部が十七世紀中期、居室部が十八世紀初期で、富田林寺内町の民家の中では最も古い造構であり、農家型の平面構成をとり、煙返し梁などの農家的な技法も見られ、規模も大きく質の良い商家の住宅であるとして、同年十二月重要文化財に指定された。

第二項 重要文化財指定

旧杉山家住宅は、昭和三十二年・三兩年度にわたり実施された大阪府民家緊急調査の際に、学術的に評価された。

昭和五十八年、市が杉山家から建物を譲り受けた後、同年十二月に重要文化財に指定された。指定告示の内容及び当時の指定説明は、次のとおりである。

官報告示

文部省告示第百四十号

名稱	構造及び形式	所轄 官署の品目	所在地
旧杉山家 住宅（大 阪府富田 林市富田 林町）	座敷部 桁行八・メートル、梁間一四二・メートル、 ル一間三所、入母屋造段造、東面、南面、東面 及び北面此付、本瓦葺	大阪府富 田林市富 田林町一 番三二	大阪府富 田林市富 田林町一 番三二
附 築丸一組	一間三所、西面茶室附属	富出 田林市富 田林町一 番三二	富出 田林市富 田林町一 番三二
三重箱入、 延享四年卯四月十七日の封があ る		大阪府富 田林市富 田林町一 番三二	大阪府富 田林市富 田林町一 番三二
号		号	号

主で造り、その後に二階部分や座敷の増改築があり、延享四年（一七四七）頃にはほぼ現状の形に整つたものと思われる。^(注三)しかし、西端の奥十畳室や附属の茶室はさらに時代が下がる。^(注四)

主屋は南側の街路に面して居室部があり、その西に少しづつ後退する形で座敷部が接続する。居室部は桁行十間半、梁間六間で、入母屋造、本瓦葺とし、南北と北に本瓦葺の庇を付ける。表構えは東寄りに大戸口を設け、各室の前面を格子窓とするが、西寄りの二間半は外側で開いて込む。二階は軒を低くし、西寄り間にガラス窓とするほかは漆喰塗とし、三か所に塗籠めの連子窓を設けてい

る。大戸口の奥は土間の「にわ」とし、その東に「しもみせ」、北に土間の「かまや」をとる。「にわ」、「かまや」の西の三間通りには脇敷の三室と板敷、土間をとるが、復原するところが「にわ」と「ひろしき」になり、現在の「にわ」は「しもみせ」となる。当初の「にわ」の北半と「かまや」境には煙返し梁を架ける。西寄りの四間通りは二列に奥行三室をとる六間取で、旧「ひろしき」境の狭間居・敷居は突止溝の旧形態をとどめる。西列の表の十畳室は前面を式台様に構え、座敷部の上り口としている。奥の「五つま」と「なんど」境は復原すると仮壇と棚で仕切られ、「なんど」が独立する古い形態となる。なお、「にわ」、「みせ(旧にわ)」上部と六間取の居室上には二階を設けるが、居室

上は棟を後方に寄せて段違いとし背面の軒を高めている。

座敷部は矩折れに十二畳、奥八畳、奥十畳の三室を配し、周辺板縁境に腰付障子を立てる。屋根は入母屋造段造、本瓦葺（一部桟瓦葺）とし、東西は居室部に接続する。座敷各室はいずれも色付砂壁とし、長押を廻し、各室境小便は腰間とする。十二畳室には二間幅の大床、奥八畳室と奥十畳室には床・棚・書院を備え、床まわり主要柱には杉の磨丸太を用いる。また、十二畳室、奥八畳室、「ぶつま」の三室の内造下盤面と襖には障壁画が描かれている。^(注五)

富田林寺内町の古い町家は農家型の平面構成をとり、煙返し梁などの農家の

技法もみられる。旧杉山家住宅はこれら寺内町の民家の中では最も古い遺構であり、規模も大きく、質のよい商家の住宅として貴重である。

(注一) 「興正寺由緒書版」（京都大学所蔵杉山家文書）によれば、富田林

は永禄三年（一五六〇）興正寺門跡十四世證秀上人が創設した寺内町で、その開発には周辺四か村の庄屋株所持の者各々二人が当り、その後もこの八人が年寄として寺内町を治めている。佐藤治男氏所蔵文書によればこの八人は杉山・樋口・飯田・甘堀・辻・倉内・人苗・坂野であった。

(注二) 福山昭「近世河内酒造業の展開—石川郡富田林村を中心として」^(注四)『富田林市史研究紀要 第五号』昭和五十一年七月による。

(注三) 杉山家には墨敷の変遷を示す数葉の占図があつたが、現在はその写しがあるだけで、原因の所在は不明である。

(注四) 昭和五十八年七月、富田林市が星敷地の約三分の一の土地を買収した際に、杉山家では主屋および土蔵などの附屬屋を寄贈したので、今後市が管理・保存することとなつた。

(注五) 「鎮札」（附指定）

三重の木箱入。

外箱（縦四八・二四、横二〇・五四、深一六・四四）に「鎮札 吉田殿御祝 延享四年卯四月吉日」の記がある。

中箱（縦四四・六四、横一七・八〇、深一四・五四）に「鎮札御神體 吉田殿御祝 延享四年丁卯四月吉良日」の記がある。

内箱（縦四〇・七四、横一五・〇四、深六・二四、脚付、こより封付）。封の書付に「延享四年卯四月十七日 吉田 二位様より杉山善左衛門へ頂戴 鎮札此封シニよりとき候事不成若とき候ハ、其者氣達ニ成申候此段 二位様より御慈也」の記がある。

(注六)

奥一疊室の天井上には奥八疊室の西側から北へ折れ曲る化粧屋根裏の構木及び垂木掛の痕跡があり、奥十疊室はこの部分を改造して増築されたことがわかる。なお、主屋北面の突出部は江戸時代に遡る部分もあるが、明治以降に大改造を受けて原形を止めないので指定の範囲外とする。

(注七) 隣壁画の落款から、画家は狩野杏山とその子守明の二人であることがわかる。

中央居室部は、六間取の間取を持ち、東半が南から北に向って格子の間、ナカノマ、階段室、西半が南から十疊、仏間、ナンドとなり、ナンド北に角屋八疊が続く。

西部の座敷は、南から二間の床を持つオオドコノマ、その北に一間の床を持つ八疊のザシキをとる。このザシキに接して十疊のオクザシキをとる。オオドコノマの西に一疊中板席の茶室が接し、その南に便所が接している。

二階は土間部シモミセ上に一室をとり、西側より梯子にて出入りする。居室部二階は、階段室の廻り階段より上り、二室ある。

角屋二階は、ナンドに設けた階段より上り、二室ある。

柱は主として方柱、オクザシキには面皮付柱。居室部は足固貫、内法貫及び敷居、差鳴居、二階梁及び天井根木掛けをめぐらす。

二階は腰貫、内法貫、飛貫及び管柱で固め、桁を架し、腰貫は小屋梁で固め、土間部は檜返し梁、中引梁、小屋梁、登り梁を架ける。

一階正面及び東面、土間北面、階段室北面、一階角屋東西、居

室部二階北面、角屋二階は、一軒角屋梁化粧軒裏、二階居室部正面、土間正面、東面及び北面は、一軒破風。広小窓、瓦座共軒裏

土壁塗込め仕上。オオドコノマ底正面及び西面、オクザシキ底正面及び西面は、破風面皮付。軒裏は化粧小舞、杉削板張り。

土間の棟木母屋は鬼皮はきの丸太。小屋束、桁は角桁、梁行に小屋貫を通して、櫛縮め。野地は割竹細塗み。居室部二階及び角屋二階、事務室の小屋組は化粧仕上、棟木、母屋共うりまき。丸太は半仕上。桁、梁行に小屋貫を通して、櫛縮め。野地は化粧野地。ただし、オオドコノマ、オクザシキは脚引仕上の野地板。

第五項 構造形式

旧杉山家住宅の平面は、東部が十間、中央が居室部、西部が座敷と三区画される。

東部土間西半は上り縁のある二ワ、東半は南半分にシモミセ、北半分にカマヤとその東に漬物部屋を持ち、南東に独立した附属屋(事務所)「ハメ」に接続している。

平
面

区分	摘要要		
	座敷部	寸	法
桁 行	桁行内端柱間真々 間 間 間	一五・一〇一m 一五・一六五m 〇・九〇八m 一五・一七〇m	七・九七一m 九・〇〇八m 〇・五八一m 三・二五〇m
梁 間	間 間 間 間 間 間	九・一〇一m 九・一六五m 〇・九〇八m 〇・七五九m 二・八四〇m 八・五四八m	七・九七一m 一五・五一四m 一〇・七六〇m 〇・七五九m 二・八四〇m 八・五四八m
軒 面 積	軒 面 積	三七九・五三〇m ² 四七四・五四〇m ² 六七六・四二八m ²	七・五四九m ²
屋 根 高	杜礎石上端より棟頂上まで		

小
屋
組

軒
廻
り
部

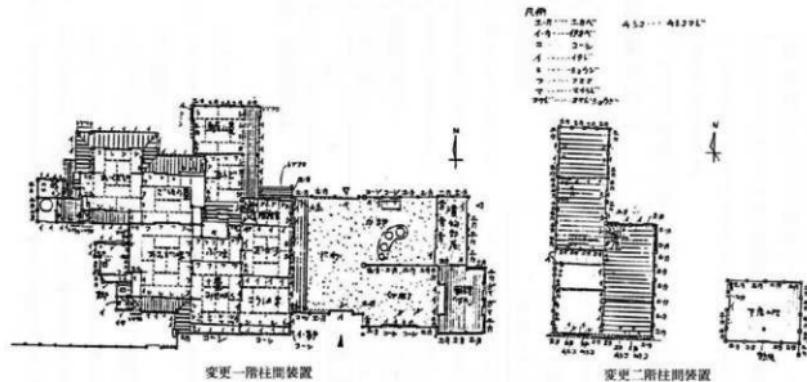


図2 柱間装置

屋根
柱間装置
図2参照

本瓦葺。土間及び居室部、角屋の大棟は熨斗積。ザシキ、オクザシキの棟は熨斗、輪邊、丸木積。隅棟は熨斗、輪邊積。茶室は杉皮葺一部棟瓦葺、その南の便所は棟瓦葺。

床

一階格子の間、ナカノマ、角屋北室、ザシキ各八畳、ミセノオク、オクザシキ各十畳、オオドコノマ十二畳、仏間、階段室各四畳、ナンド七畳は板の間。オオドコノマ正面庇は縁板張り。オクザシキ西面及び北面庇、ザシキ北面庇は縁板張り。角屋裏面庇、階段室北面庇は縁板張り。土間部ニワ、シモミセ、カマヤ、漬物部屋は漆喰貼り。事務室は床板張り。二階シモミセ上は板張り。居室部及び角屋二階共全て板張り。茶室は二階中板の席。その南の便所は半坪板張り。

天井

土間部一階シモミセは根太天井。土間上はつし天井。東半は割竹編土置。西半は板上に土置。庇部分は化粧屋根裏、事務室は化粧屋根裏。居室部のナカノマ、階段室は梁天井。その他は棹縫天井。二階居室部、角屋は化粧屋根裏。茶室は杉剥板化粧板と竹小籠杉皮。天井は蒲天井。

第六項
修理工事のあらまし

(工事にいたる経過)

この建物は、土間部分が最も古く十七世紀中頃の建設と見られる。その後、十八世紀初めに居室部が建て替えられ、享保十九年（一七三四）にオクザシキを増築した。十八世紀中頃（宝曆年間頃）には土間の東側庇、背面を拡張し、大戸口をシモミセ前の位置に移すなどの改造があった。次いで、天保十年（一八三九）にオオドコノマ西面に茶室を建て、明治初め頃に西側の帰を造り替え、オクザシキの西に接続した便所、風呂を建て替えた。また、仏間前の十畳の南

面側の格子構えを式台に改め、塀をこの前面にまで延長した。

その後も各所の改造及び補修が行われ、屋根葺替も幾度も行なわれた模様であった。しかし、三百年余の年月を経て、屋根の破損及び弛緩が甚しく、特に土間の上層及び底の屋根は全般的に雨漏れがひどく、檻、母屋等に甚しい腐朽がみられた。壁は剥落や各所に龜裂を生じていた。昭和五十八年、市が杉山家から建物を譲り受け、同年重要文化財に指定を受けた時には、建物の老化が甚しいため部分的にはビニールシートでおおい雨漏れを防いでいたが、根本修理の必要に迫られていた。

昭和五十九年文化庁保養部建造物課、大阪府文化財保護課の指導を得て、保存修理工事が計画された。同年十月、財団法人文化財建造物保存技術協会に設計の依頼をして基本設計書を作成し、昭和五十九年度から昭和六十一年度の三ヶ年度にわたる繰り工事として文化庁の文化財補助事業計画に組入れられる事になった。

事業は国庫、府の補助申請その他諸般の手続きを完了し、昭和六十一年一月より工事に着手した。設計監理にあたっては主任技術者、同補佐二名の計三名が常駐し、工事監督が月一回工事現場に臨んだ。工事の実施にあたっては、文化庁の技術指導を受けて半解体修理工事として行った。

工期は事業期間を二十七ヶ月とし、総事業費二億一千二百四十万円を以って着手した。六十年九月迄に解体調査工事を完了し、形式、技法、後世の修理改造の状況等を細密に調査してその内容を明らかにしたので、現状変更を文化庁の指導により行った。その結果、原則としてこの建物が整整た十八世紀初め頃の姿に復旧整備するものと、但し、享保十九年（一七三四）に増築されたオクザシキは在留し、今後の保存活用を考慮して後設の茶室、便所等も現状のままである。という方針により、居室部 NANDO 北に角屋を復し、明治末に建築された背面突出部を撤去した。主屋東面の美観を維持するため、

東面の隣地境界線に板塀を新設する必要が生じた。建物は後世の改造が多く、

当初の姿を解説する事が難しく、調査期間が当初の計画より大巾に要したことと、現状変更調査の結果、角屋の復原工事等が増え、施工面では壁工事の十分なる乾燥期間確保を考慮して、工事期間を九ヶ月延期し三十三ヶ月、事業期間三十六ヶ月、総事業費は一千八百万円の増額にして、二億三千万円の計画変更を昭和六十一年四月に提出し、その内示を四月二十五日に得た。

工事は富田林市の直轄とし、施工は請負工事とし、昭和六十一年二月外部発掘調査工事の指名競争入札、落札業者（山根建設）と契約し調査をした。その後、五期に分けて指名競争入札を二回、随意契約を三回した。第一、二期とも安田建設（株）が落札し、第三、四、五期も安田建設（株）とその都度随意契約をした。第一期工事は三月から九月迄で、仮設工事、解体工事と、附体工事として主屋素屋根建設にあたって支障のある正面板塀撤去、便所撤去、背面突起部の一部解体工事をした。この間、三月二十六日から二十九日と七月十七日から七月十九日の二回、文化庁建造物課天田文化財調査官が来場され、現状変更指導を受けた。十一月十四日から十六日、文化庁服部主任文化財調査官が実施設計の指導に来場された。

十一月、第二期工事が着手され、基礎工事（補足石材購入、各石据付）、木工事（補足木材購入、古材縛い）、左官工事（荒壁土練置）が施工された。三月に第三期工事が着手され、仮設工事（背面突出部跡地保存小屋建設）、基礎工事（角屋部分基礎石据付）、木工事（補足木材購入、新材加工、組立）、屋根工事（瓦購入、附帯工事（背面突出部一部撤去）を施工した。昭和六十一年六月二十三日、文化庁工藤建造物課課長が来場され、工事全般の指導を受けた。同年七月、第四期工事に着手した。その内容は基礎工事（床下叩き、床下玉石敷直し）、木工事（補足木材購入、古材縛い、新材加工、組立等）、屋根工事（補足瓦販入、野地葺、本瓦葺、棟積等）、左官工事（荒壁土練り、小舞搔き、荒舞付、班直

し、妻軒揚塗)、雜工事(防蟻処理、つし天井竹編及び土質)であった。同年九

月二十五日、文化庁伊原主任文化財調査官が来場され、工事指導を受けた。同

年十二月、竣工に向けての昭和六十一、二年度にわたる第五期工事に着手した。

その内容は、仮設工事(素屋根、保存小屋等の解体)、基礎工事(雨落石据付、

土間叩き、排水溝工事、周囲砂利敷)、木工事(補足木材及び金属資材貿入、細

い、新材加工、組立、造作)、屋根工事(茶室及び南便所補足瓦貿入、茶室土居

葺、桟瓦葺、庇杉皮葺)、左宮工事(中塗、砂漆喰、上塗漆喰、色土上塗(大坂

壁、妻軒揚塗)、建築工事(出入口板戸、格子戸、板戸、障子、櫻の新規設置及び補

修)、経織工事(繪被補修、紙絵貼壁)、紙貼壁)、雜工事(登工事、カマド

造り、雨籠工事、流し、給排水工事、電灯工事、修理銘板)、附帯工事(便所工

事、正面板塗工事、東面板塗工事)で昭和六十二年九月二十日に完了した。

八月二十一日、文化庁伊原主任文化財調査官が来場され、工事全般の指導を

受けた。次いで、事務処理、修理工事報告書の刊行を終え、昭和六十二年十二

月三十一日事業を完了した。

次に修理工事に関係協力していただいた方々と、表Iに実施工程表を記しま

す。

工事関係者一覧

事業者 富田林市

市長

助役

同

収入役

教育委員会

教育長

管理部長

太田 善次
福田 治平
内田 次郎
吉田 克忠
高谷 誠三
芝 利雄

東日出男
角田暎夫
越智孝
北野喜久男

中辻亘
奥野和彦
北山泰史
土井順司
余田賀世子
松井啓子
増田毅
木口茂

新谷尹久子
有光次郎
高品正行
外山明彦
中原田也
中村達也
安田時夫
廣野嘉一
浅野嘉一
太田治平
管理部主任

指導部長(前任)

教育部社会教育課長
同(前任)

同課長補佐
同課
同(前任)

施工請負者 安田建設株式会社
代表者

現場代理人

同 大工

城山石材店
鶴田木材店
角松文商店
鈴木瓦葺工業
島田組
角松井春峰堂
同
金鋼板金
内田疊店
南三和工業所
磐田電氣商会
柳ヤマギワ(照明器具)
柳下川竹材店
小林竹材店
松本かき灰製造所
鰐見鳥工務店
白浜園芸
明治文化財虫害研究所
山根建設発掘調査工事

松尾和敏	小柳信孝	山根旭	江崎忠智	高嶺義夫	児島淳	松本政	下川岩	小林岩	小島義雄	植木洋	梨谷利	松井貞記	島田義夫	吉田浩	橋本至	中村至	八郎

塗装工	石工	電気工	板金工	同(采筆)	下地(主屋)	建工具	経脚師	同手元	同	同	左官	土居甚	屋根瓦葺師	普通作業員	同	同	同

大野隆志	田中八郎	中村政和	金孝和	小林岩	藤原信	松井利	清水利	大野勝	宮崎利	松井功	小野利	藤井利	柳聖	横山利	橋本和	沢田忠	常岡直	西岡忠

表1 重要文化財旧杉山家住宅保存修理工事全体工程表

着工 昭和60年 1月 1日 (事業期間36ヶ月)
竣工 昭和62年12月31日 (工事期間33ヶ月)

区分	期間	昭和60年度												昭和61年度												昭和62年度																					
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12										
着手準備																																															
実測図調査																																															
竣工図調整																																															
調書作成																																															
記録作成																																															
報告書編集																																															
報告書印刷製本																																															
現状変更実施計画・精算																																															
使用料 土地賃借料																																															
本請負工事	仮設工事																																														
	解体工事																																														
	調査工事																																														
	基礎工事																																														
	木工事																																														
	屋根工事																																														
	左官工事																																														
	建具工事																																														
	経師工事																																														
	塗工事																																														
附属工事	便所工事																																														
	背面免込工事																																														
	正面敷草工事																																														
	東面敷草工事																																														

第二節 富田林市と杉山家

第一項 寺内町、富田林

北山泰史

富田林市は大阪府の東南部に位置し、東西六、四km、南北一〇、一km、面積三九、六七km²の細長い地形をなす。東方に葛城山系の山並みを望み、南方には和泉山脈がカーブを描いてとり廻る。市域のほぼ中央を流れる石川は、金剛、和泉山脈に源を発し、北流して大和川と合流して大阪湾へ注いでいる。

気候は瀬戸内式氣候で、大阪府の山麓地帯の南東部金剛山麓地帯に属し、他の北部、北東山麓地帯同様平均気温十三～十五℃で年平均雨量は一〇〇～一三〇〇mmである。

人口は、市制施行時の昭和二十五年には、三〇、三三九人であったが、日本住宅整備公団による金剛園地の完成や金剛東園地などの開発にともない、農村からベッドタウンとしての急速な変化により、昭和六十年の国勢調査時には一〇一、六一九人と増加した。

交通は市域の中心部を通る近鉄長野線、西部の南海高野線があり、主要な陸路としては国道一七〇号線、三〇九号線、大阪外環状線などが走っている。

富田林市は河内旧石川郡石川の北岸丘陵地に建設された富田林寺^{寺内町}を中心として発展した。近鉄富田林駅の南、富田林西口駅の東にあり、旧領域は南北約三〇m、東西約四〇〇mの不整形な梯円形をなしている。この町は大阪平野の南東部に位置しているが、中世から栄えた寺^{日坂}（寺内町）、柏原、平野などへは街道や石川の河運で接続し、大和の御所・今井（寺内町）などへも半日以内の行程にある。また京から高野街道へ至る東高野街道と千里街道の合流点にあたり、交通の要衝を占めていた。

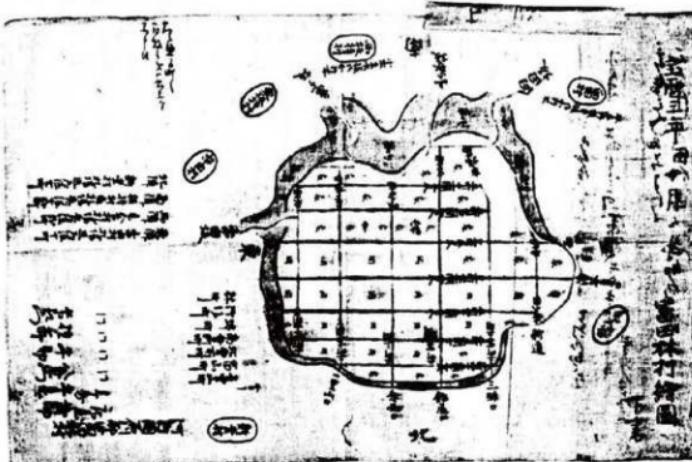


図3 宝曆三年村絵図

富田林寺内町の成立

中世末期の都市成立のなかで、畿内地域では数々に都市・町場が形成された。これらの都市のなかに「寺内町」と呼ばれる一群がある。寺内町とは主に真宗系寺院を中核とする集落で、多くは計画された町割をもち、周囲を土居または濠で囲んでいた。この中を寺院の境内とみなし、阿弥陀仏の名号を本尊とする極楽淨土の町を形成しようとするもので、寺城という性格で、領主から公租が免除される樂町ともいべきものであった。

富田林寺内町は承保年間（一五五八—六九）に興正寺十四世^誕秀上人により創建された。誕秀上人は、当時富田林を含む河南一帯を支配していた守護職・高屋城主安見直政^元から富田の芝原地を貰百貫文で、しかも分割払い入手し、近在の中野・新堂・毛人谷・山中田の四ヶ村の庄屋株二人ずつ、合わせて八人で大坂興正寺の別院建立と畠畠敷町割などの建設を要請した。

町割は六筋七町を整然と区画し、周囲には土居を廻らし、下水道を完備させ、悪水は北辺の堀へ流していた。他の三方は高台ゆえに自然に落差があって、こそこそ竹藪とし、土居と称していた。街路はほとんどが土居の中で止まり、外部からの出入りは一里山口・山中田坂・向田坂・西口の四ヶ所に限られた。直交する街路の幅は、南北の主要路、「城の門前」では約三間、他はほとんど二間半で、東南隅に城砦の跡とする所があった。これら城砦地は非常の際、砲をおいた所であると伝えられている。

このような状況は享保十五年（一七三〇）の北辺櫛災絵図や宝曆三年（一七五三）の絵図からも知ることができる。また町割の成立時期は明確ではないが、少なくとも十八世紀の初め以前には六筋七町で、宝曆三年から安永七年（一七七八）の間に一筋一町が加えられ七筋八町となつたことが判然とする。これらの町割区画は現在もほぼ完全な状態で残されており、辻のあちこちで街路を半間

ほどずらす「あて曲げ」という手法が見られ、往時をしのぶことができる。

寺内町が開設された以後も河内は休みなき戦乱の中にさらされていた。特に石山本願寺と信長の対決は、同じ一向宗の富田林においても戦乱を避けられぬ状況にあつたはずである。しかし富田林では、表面上「下間に与せず」という格好で軍事的には本願寺に味方せず、信長政権の方に妥協した。それゆえ元龟元年（一五七〇）九月、信長は「富田林寺内」宛の書状に寺内一円大坂方に一昧せざるを神妙とし、寺内別条なき旨を保護している。天正十年（一五八二）以後河内は秀吉の直轄領となるが、富田林寺内町は全くの無防備で平和政策をとつたため、幸いにして戦禍を免がれた。この事は家康の時代においても同様であった。

しかしながら戦乱の世が過ぎると、門徒によって強固な結合をもつた寺内町にも、わずかな志納金を納めるだけで安全に暮せることから、職人・商人などが各地から集まり、一向宗に混じって他宗派の人々が住むようになった。特に元和元年（一六一五）幕府直轄地となつてからは、興正寺別院を中心とした自治権は急速に失われ、富田林寺内町は周辺農村と経済關係を密接にもつて農町としての發展をとげることになる。

在郷町としての富田林

富田林寺内町の経済的基盤は近在四ヶ村の農業であり、町内は庄屋や地主を中心とした農業に関連のある職人たちによって構成されていた。十七世紀になると、近在の農家では米に加え織・葉種の栽培が盛んになり、從来職人の町であった寺内にも農産物を取り扱う商人が現れた。寛永二十一年（一六四四）の「萬改帳」によると職人三十三人、商人七十九人が記録され、すでに定着商人が出現していることがわかる。貞享三年（一六八六）の「宗門改帳」では、商人の職種も増え、酒屋も一軒出現する。元禄十年（一六九七）の改帳で

は、酒屋は七軒に急増し、市肆によると酒造株高は米六百十六石であった。こ

のうち天保年間から明治二年にかけて続いたのは長左衛門（杉山）・德兵衛（仲村）・茂兵衛（葛原・伊助（奥谷）・忠兵衛（橋本）の五軒で、造り高は合わせて四千三百八十六石余にも達した。これは河内全体の酒屋（七十二軒）の約二一%を占め、「富田林の酒屋には黄金の水がわく」と俗謡に歌われた。

現在富田林町に造り酒屋は存在しないが、旧杉山家住宅を初めとする二十軒余りの町家は、十七世紀中期から幕末にかけての近世豪商の遺構として現存する。本瓦葺の屋根、骨太の格子、白壁の土蔵などによって構成される町並みは、そこに残された多くの古文書とともに近世商業経済史の教科書ともいいくべきものである。

歴史的環境の保全

近世から明治にかけて農商を兼ねて栄えた各旧家にも、第二次世界大戦以降大変動が起つた。特に商売を裏付けた最も安定した財産であつた広大な田畠が農地解放によって消失し、第一次産業の寄りどころを失い、関連して酒造業・油業・木綿業などの第二次産業も次々と姿を消してしまった。

戦後の市街化は周辺部、特に近鉄の富田林駅及び富田林西口駅の方向に進んだ。商店街も駅前に形成された。商業の中心が旧町内から駅前へ移行したのである。

これら情勢のもと、富田林の旧町内では開発の影響をあまり受けず、旧寺内町の町割とともに近世商家の遺構が軒を連ねる歴史的環境を今にとどめる結果となつた。當時大阪府教育委員会の委託で富田林の民家調査を行つた林野全孝氏によつて、富田林寺内町の町家のもつ建築史的意義が明らかにされた。時を同じく

して、富田林市では急速な人口増加により市政運営の現実的課題を解決し、長期展望をたてる必要から、昭和四十三年に富田林市総合計画基本構想を策定した。この中で市の中心にある旧寺内町の保全開発が重視されたが、たまたまこの基本構想策定に参加した若手建築家グループ高田昇氏によつて、富田林寺内町の町割と町並みの歴史的価値が再評価され、自主的な活動として町並みの調査が行われた。昭和四十七年には高田氏らの手により「富田林寺内町保全構想」が作成され、市・府・国への積極的な保存運動が開始された。

注目すべきは、若手専門家による調査研究活動を通して、地元の住民の間に寺内町の町割と町並みの歴史的意義を見直す機会が与えられ、昭和四十八年一月地元住民を中心にして「富田林寺内町をまもる会」（会長・中井亀太郎氏）が結成されたことである。この会が結成されて以来、新聞・雑誌・TVなどに次々と大きく取り上げられ、市外からも多く見学者が訪れるようになった。住民の中には、新材によって改造されていた店舗を、江戸時代の姿に復元するといった者も現れたが、他の保存地区にみられるような観光目的の町並み保存ではなくたため、下水・都市計画道路など、都市機能の充実を計る総合的なまちづくりというかたちで、町並み保存そのものが行政に委ねられる結果となつた。

富田林寺内町地区の建築動向はここ数年急ピッチで進み、個人住宅の建替のみならず、蔵・老朽化民家などがまとめて取り壊され、アパートや駐車場に変わるべきも目立ち始めた。しかし一方では「富田林寺内町地区町並み保全要綱」が昭和六十二年四月より施行され、數軒の住宅で伝統的様式による修理や修景が行われている。八月には富田林寺内町の歴史を刻む道として、「日本の道百選」の一つに選定された城之門筋に御影石が設置され、路面の一部が石張りに舗装された。今後も道路の修景は行われる予定で、寺内町の町並みにより一層風格を与えるものと期待される。

富田林の町家と町並みの特徴

富田林の町家は街路に面し、平入りすることを特徴としている。建物の正面は柱を塗り籠めた廊子^{（アーチ）}一階と、庇^{（ヒラメ）}の下に格子窓を組みこんだ町家の構成をもつ

が、屋根は土間や釜屋の上で落棟を重ね、ゆるいむくりをもつた入母屋造のものが多く、農家の技法が取り入れられていることがわかる。

町家の外観を特色づける二階の虫籠窓^{（ムカシハコ）}は建築年代に応じてデザインの変遷が見られる。江戸時代のものはほとんどが田守家に代表される木瓜形であるが、年代が下ると虫籠窓は矩形に統一され、棟瓦とともに明治期の町家の特徴となつてきている。

古い家並みは主として城之門筋を中心広がっている。表裏廊・米蔵・木綿蔵の妻が城之門筋に接して並ぶ田守家、煙抜きの感じ屋根が左右に配される奥谷家、三層蔵と見越しの松に向かう葛原家など、人の動きにつれて変化する空間を与えている。堺町と交差する南西角に建てられた飯塚は町並みに変化を与えるとともに寺内町のシンボル的な存在である。興正寺別院の表門は桃山城の城門の一つを移建したもので、「城之門筋」の呼び名もここから由来したものと伝えられている。

旧寺内町で最も古い町家は林町に面する旧杉山家住宅で、国的重要文化財に指定されている。杉山家は富田林寺内町の建設に関わった八人衆の一人で、江戸中期以降造り酒屋として財を成した。明治の終り堺の与謝野晶子らとともに活躍した明星派歌人^{（石上露子）}は当家の出身である。建物は城郭を思わせる豪壮なもので、書院造りの座敷には狩野派の障壁画が描かれ、富田林商人の東力がしのばれる。

旧杉山家住宅は三ヶ年にわたる保存修理工事ののち、見学者用便所の設置・

庭園の整備などをを行い、蔵は一部展示室として改装された。展示室には杉山家

にまつわる日用品、石上露子の書簡、一時期を富田林で過ごした織田作之助の遺品、写真パネルなど約七十点が展示され昭和六十二年十月二十一日から一般に公開されている。

旧杉山家住宅から富筋を南へ少し下ると旧東高野街道沿いに道標がある。道標には「町中く已（ハ）へきせる ひな己火無用」と刻まれており、寺内町へ出入りする旅人に火の用心を知らせたものらしい。大火がなく、古い家並みが残つたのも一つにはこんな気運があつたからかもしれない。

（富田林市教育委員会社会教育課）

第一項 杉山家の歴史

杉山家には杉山家文書が残されており、現在は京都大学文学部国史研究室に所蔵されている。これにより杉山家の歴史の大筋を知ることができる。一部公表されている万改帳（寛永二十一年～六四四）、宗旨改帳（寛文六十三年～六七一）、宗旨後改帳（貞享三年～六八六）、萬留帳（元禄十四年～七〇三）～安永七年（一七七八）～年中錄（天明九年～一七八九）～天保十四年（一八四三）、萬標（西方寺境内）によって整理してみると、表²の様になる。

杉山家は寺内町の創建に係った八人衆の一人と伝えられているが、杉山九左衛門が杉山家の当主として確認できる最も古い資料は、杉山家文書の万改帳で、杉山九左衛門五十才と記載されている。墓標にも慶安二年（一六四九）に没した記しが刻まれているので、確実な資料と考えられる。万改帳によると寛永二十一年には「上・九間に四間わらや、柴屋三間半に表間半わらや」であった。又、この万改帳には十名の署名があり、「年寄杉山九左衛門」と記されていることから、寛永二十一年以前から重要な位置を占めていたことが伺われる。したがつて、寺内町創建に係わった八人衆の一人という言伝えは、かなり信憑性が

ある。万改後によつては、当時の家業は何か知る事はできない。貞享二年（一六八五）に新家村彦左衛門より酒造業を譲り受けたから、酒造業を明治中頃まで営み、天明五年（一七八五）には酒造米高が千百石三石であった。昭和三十年発行の富田林市誌によると、杉山家の屋号は「わたや」と記されているが、それによると「古い（空）の名残であろう。」とある。この「わたや」という屋号は言伝えのようで、文書的な資料はつかっていない。幕末の古図に、南道路寄中央東に「綿蔵」とあるが、これと屋号とは何か関係があるのであろうか。

「わたや」と呼ばれていたとしたら近世初期の商売をそのまま屋号としていたのである。

杉山家の当主の系譜で明確なのは、寛永二十一年の九左衛門五十五才（慶安二年没五十五才）とその繼子良左衛門二十七才（寛文八年没五十一才）は、前記の万改帳で知ることができる。この長左衛門が土間部分を建て替えている。四郎左衛門は寛文十一年（一六七一）の宗門帳によると、當時三十六才で享保四年八十四才で死んでいる。男子がいなかつたため元禄年間に、二代目良左衛門といふ養子をもらつているようである。この二代目良左衛門が居室部を建て替えて、ほぼ現状の規模に整えた。享保年間頃には長左衛門から善左衛門に名前を改めているようである。明確な資料はないが墓標を調査してみると、享保年間に墓標の施主として善左衛門の名前がよく出していることから、この善左衛門が杉山家を発展させた人物のようだ。彼は延享元年（一七四四）には他界している。その後当主の名前は、代々長左衛門が多かつたようである。今回現状変更調査に伴つて文献調査を市史編集室で行つたが、宝永頃から茶や能を楽しんでいたことがわかつた。当主は京都に度々出で、京文化を味わつていたようである。文政頃にはオオドコノマ、ザシキの床の間、襖に狩野派の絵師が絵を描いている。文化八年（一八一〇）紀州の家相家が来て家相をみていく。それにすると「ナンドの骨数を七疊にした方が良い」と記している。天保十年（一八

三九）に茶室敷居席開お茶事を開いている。

家業の酒造りは、江戸末期になると衰退していく。河内酒は地元に重点がおかれていて、近世後期に瀬、伊丹、池田の酒造生産技術の向上と江戸市場指向とで、質・量とも格段の差がついてしまったためである。杉山家は明治十五年頃には酒造業を廃業している。その後は戦後の農地改革まで大地主として年貢を立てていた。

杉山家の最後の当主として、明星派の歌人でもあつた杉山孝子（ベンネーム石上露子）が昭和三十四年で最後の住人となつた。孝子の次男好彦は、農地改革で地主としての敗北感からか、昭和三十一年早逝した。その後が昭和二十六年に発表した「古家物語」は、昭和時代の杉山家の生活を客観的に記していて貴重である。

表2 富田林関係略年表

年号	西暦	事項
	B.C300頃	錦織遺跡(绳文前期)
	B.C400頃	錦織所遺跡(绳文晚期)
AC	0	喜志遺跡
AC	100	中野遺跡
AC	200	澁谷遺跡、別井遺跡
AC	300	(後半)真名井古墳 (前半)竈方丸山古墳
AC	400	(後半)川西古墳
AC	500	(前半)五軒家須恵窯 (後半)田中古墳群
AC	600	(前半)新堂庵寺創建・お鬼石古墳 (後半)オガニジ池瓦窓(～8世紀)
AC	700	美具久留御魂神社
AC	800	
AC	900	
AC	1000	(後半)澁谷山明王寺
AC	1100	
AC	1200	淨谷寺板碑
元弘	1 1331	9月楠木正成挙兵、10月赤坂城陥落
〃	2 1332	11月楠木正成千早城に撃退
〃	3 1333	鎌倉幕府滅亡
建武	1 1334	建武中興
〃	2 1335	足利尊氏 ソムク
延元	1 1336	楠木正成 漆川で戦死
興國	5 1344	楠木正行 河内觀心寺再建
正平	3 1348	正行 河内四条畷で戦死
〃	18 1363	鍋島神社本殿焼立
亨慈	2 1453	島山持国・家督義就(6才)二譲ル島山家争帝い (政善・義就)
寛正	1 1460	掛山合戦、1464. 3月正義就紀見跡へ
永正	4 1507	義就の孫義英・島山ニタテコモル1508年陥落
永禄	1 1558	証秀上人により寺内町開発
〃	3 1560	証秀上人富田林御坊建立
〃	11 1568	9月信長上洛、10月1日御坊ニ安堵状ヲ寄セル
天正	10 1582	本能寺の変、河内八秀吉直司・宝庫トシ代官置
〃	12 1584	8月秀吉石山本願寺築イテ入城。こよりさき石川郡の代官、伊藤左衛門秀盛(加賀守)下木分大明神(喜志宮)へ秀吉の祈願所として、字中野地区で田畠一反歩を寄進(一石斗代)
〃	11 1583	秀吉大阪城、城内を大阪城の支配下におく
文禄	3 1594	8月の桶作の終る頃から増田右衛門等奉行のもとに、石川郡鶴部郡の平打(検地)開始11月ほぼ完了
慶長	5 1600	7月15日、関ヶ原の戦い、家康19日草津、20日大津、21日河南ニ特使派遣、富田林ニ禁制シク
文久	3 1863	8月14日、天保駿兵、大和五条の乱、3、18政変
慶応	2 1866	5月4、5、6日村方惑乱
明治	2 1869	正月・河内県、8月・堺県
〃	3 1870	2月・五条県
〃	4 1871	11月・堺県
〃	5 1872	5月旧寺子屋を廃し、27区郷学校開設(御坊妙覺寺)
〃	6 1873	4月郷学校を廃し、富田林毛人谷組合21番小学校新築協議
〃	7 1874	1月校舎造築ニ着手、3月中に竣工、落成
〃	8 1875	4月8日、開校式
〃	13 1880	郡役所ヲ古市村ニ設置セラル
〃	14 1881	1月堺県鹿セフレ、大阪府ニ合併ス
〃	16 1883	郡役所古市ヨリ富田林にうつる(1830年10月20日)
〃	17 1884	3月31日富田林警察署管轄落成4月1日開業式
〃	22 1889	4月1日町制施行、戸長・村長トナル
〃	29 1896	4月南河内郡ニ属ス、富田林町制施行
〃	31 1898	柏原・富田林間河陽鉄道開通(4月) 南海鉄道秩山まで開通(1月長野まで開通(4月)
〃	35 1902	12月、富田林、河内長野全通
〃	34 1901	4月13日、富田林中学校始業式
大正12	1923	大阪鉄道、道明寺・天王寺間開通
昭和17	1942	7ヵ村合併、富田林町に
〃	25 1950	市制施行
〃	29 1954	P L教団、富田林市に移転
〃	32 1957	東条村編入
〃	42 1967	金剛団地入居開始
〃	58 1983	旧杉山家住宅重要文化財に指定される



図4 富田林寺内町の町並A



図5 富田林寺内町の町並B



図6 杉山家の墓石 (西方寺)

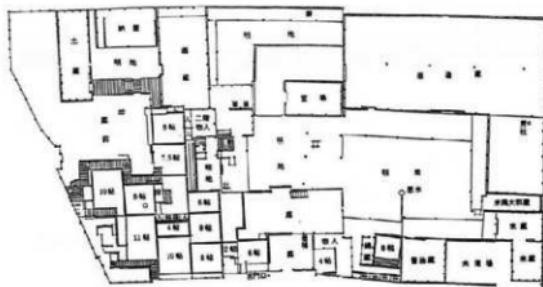


図7 嘉永の古図

表2 旧杉山家関係年表

西暦	年号	事項	当主年齢	備考
1598	永祿元年	庄秀上人により寺内町開創 庄秀上人は寺内町開創の八姓と強められているが、天保頃までその資料はない。		
1644	寛永二十二年	松久佐伊賀門「土・九間・四間」ほか、他屋、二間半一丈間半わらや。 九郎衛門（五十五）及・四郎伊賀門（二十七）	九郎衛門	（50才） 九郎衛門 55才 及 34才 四郎伊賀門 51才
1649	慶永二年	九郎衛門 二月十九日 死		33才 嘉永より 嘉永より
1668	寛文八年	兵佐衛門 三月十九日 死	兵佐衛門	36才
1679	寛文二十二年	四郎伊賀門（三十六才）秀子はない 新家村佐佐衛門より酒井謙綱へ四郎伊賀門	四郎伊賀門	元禄六年場 兵佐衛門 51才
1685	貞享二年			兵佐衛門 51才
1686	貞享十三年	杉山御用衛門（五十一才） 四郎伊賀門（六十二才）	兵佐衛門	兵佐衛門 51才
1697	元禄十一年	兵佐衛門（義子か？） 毎二間半一丈、宝永五年十一月廿八日に船積み。十二月廿日、難舟。くまの上り大坂、大阪より喜多院。	兵佐衛門	兵佐衛門 51才
1708	宝永五年			喜多院は宝永六年 宝山院は宝永六年 近世河内造業の興盛より
1716	正徳元年	長佐衛門	長佐衛門	P.18
1716	享和元年	善佐衛門	善佐衛門 (馬主立候)	馬主より 馬主より
1719	享和四年	四郎伊賀門、死		
1722	享和七年	桂川半兵衛、七十歳、同元賀半、七十九歳、松三間六寸二尺失少……メ右之通付下取屋中候。〔享和七年九月十七日〕兵佐伊賀門所し。よし尾連兵衛		
1727	享和一二年	ヒシキトハ大戸口の改道 「ののかつじ」大工、七兵衛、差鳴居の處に墨書きがある。		七兵衛へ 墨書きより
1734	享和十九年	萬成敷（十箇）隣接し。〔大工・兵佐伊賀門42才〕		「小屋の上に享和十九年の墨書き」 萬成敷より
1738	元文元年	篠木村へ考査する松山を買入。		
1742	寛政二年	西郷建設院可申候〔大工・兵佐伊賀門請負〕酒蔵家三行筋前柱設立前、西方地江向半間一間幅打。并作になし。塗小屋延行三間並行七間、西方間半之、脚附付造作之事。		
1744	延享元年	善佐衛門 交		
1747	延享四年	延享四年正月廿四日吉日。		
1753	宝曆三年	田中セ、ミセモサ敷歌添田。大工・兵佐伊賀門 〔寛宝曆二年、西二月廿五日〕同・右佐衛門。	兵佐伊賀門	兵佐伊賀門 51才
1765	天明五年	古道がある	兵佐伊賀門	以後明治遺産 兵佐伊賀門
1796	寛政六年	寛政の古跡があった？		
1811	文化八年	十二月廿日 ヘンリイの亡骸	（左官・底右衛門）	ヘンリイの死 元年中絶より 年中絶より
1829	文政十二年	「五月廿日・紀伊名舟造と申入・松歩院西家相繼承……」 「二月廿日・北城院督……三月十一日吉日・難舟ヶ上候狀……」		紀伊名舟造 北城院督 難舟ヶ上
1829	文政十二年	「觀音寺正会開院時時」		今日の解説書面 により数箇箇面 より複数
1836	天保九年	天保九年五月廿日・有澤所常識始置候。(小便所のこか？)		
1846	天保十九年	天保十九年、西二月廿五日・兵佐伊賀門		
1850	嘉永三年	石川セ・ミセモサ敷歌添田。大工・兵佐伊賀門 〔寛宝曆二年、西二月廿五日〕同・右佐衛門。		
1863	明治十三年	西を西へ移す		
1887	明治十五年	石川セ・本名・杉山山「明治」派の歌入れる		
	明治中頃	山並御崎に移る。この際、オリセモ南側の格子を搬入して、式台（玄関）に改修した。		
	タ	シモセモ南側に五糸列×二間の靴磨物を設置		
	タ	オリセモシ西の通路、櫻門を改造		
	タ	既存部二期の改修		
	タ	カヤナ背面突出部の構造		
	明治後期	カヤナ背面突出部の構造		
	タ	櫻門の高さを段階的に縮めて改進		
	タ	カヨシ門頭切札を入れる。		
1911	明治四十四年	松山御崎（タカの穴）五十五才、没		
1945	昭和二十一年	松山御崎（タカの穴）五十五才、没		
1955	昭和三十二年	松山御崎（タカの穴）五十五才、没		
1959	昭和三十三年	タカの子（野原）（四十二才）没		
1960	昭和三十三年	タカ（歌人、石上謙子）（七十九才）没		
1963	昭和三十九年	シモセモ南側に移る。この際、歌入れる		
1965	昭和四十九年	五八五年七月、豊島市に松山くんから農地地の三分の二の土地を譲り受けた。主屋及び土蔵などの施設を譲り受け、以て市が管理保存している。		
1983	昭和五十九年	五八五年十二月廿六日 著重要文化財に指定された。		

表3 杉山家の家政(萬留帳・年中録より)里井百合子女史作製

年代	全般	酒造その他	家政関係						文書番号	
			経営関係	建築・音楽	文化化					
					家宅買・貸出・什器類	能・謡・芸能性	民俗	宗教		
元禄前	例年諏へばどう贈る								善左衛門	
元禄1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11	預ヶ頭出入西板持	酒道具買	8月やしき買 什器類多量購入						拓海25回忌	
12										
13										
14										
15										
16										
宝永1	野田新田年賀	米195石買、酒船貿	だしき前太政物織延 延石、城之内やしき							
2	秋元縁初入山賀	喜志船荷役鐵鑑入船銀観								
3		大橋買								
4										
5										
6										
7	改暦	運上船	奉公人給銀 大橋買賣米坂男柱」	木質・板 木板搬致、大工工具	大々屋松鶴子、鉛けいこ 太平記・難波執記御物	三井越後屋 で寶物	本門派創始 西德寺へ瓦 代開門事加	妙更17回忌	真左衛門	
正徳1	甲田村出作持入数 江戸大次	奉公人給銀	井戸のべ石、竹買	苦茶屋購入	甲陽屋記購入	家中体重 家庭で上承	北山櫻樹子寄進 黄正寺門再建 延喜門にり買	妙更25回忌	年寄 年寄	
2	奉公人給銀									
3	新堂紙・夷屋紙・御用紙	奉公人給銀	井戸のべ石、木政							
4	大坂織屋敷低	柏石酒船	奉公人給銀	南都酒販搬石門門弟	(故海)まち	戸内源流 寶物見物	黄正寺門再建 延喜門にり買	妙更25回忌	庄屋 庄屋	
5	朝鮮通使便かり高	江戸79番手台、酒造3分1裏								
享保1	奉公人給銀	奉公人給銀	酒販へ税納、南堀江蛇							
2	奉公人給銀		久宝寺税抜、太子丸足尾橋 正花札、船道相賀番付							
3										
4										
5										
6	番組定 捻洪水	酒販買	信家寛範のとゆ そてつ さつき庭	丹波右二門 忠臣蔵1切手 忠美須講定	通善能近作平次松柏子	伊勢参	小山うちわ	妙更33回忌能 教導妙更 治間米代志 致入 3回目報恩能 教導(西御石上門)死	善左衛門	57
7										
8	川筋見分		明鏡子 大工七兵衛 明鏡子 麻矢	酒販林村にて松柏子 麻矢	櫻医考名大坂 麻石建立代	因幡山桜庵 大谷郷				58
9	寛永17年片桐家中名、 部支配掛り萬	酒販取きめ								
10										
11										
12	松平孫四郎用銀交渉									
13										
14										
15										
16										
17										
18										
19										
20	京都所司代交代の略旨	桶山た 酒船	材木・漆刷・布問音頭 漆刷・音頭・墨子 その音頭關係多し	廣州中西共通仕事の企入用 舟野銀鈴古市にて狂言 淨らり花代		御山御勤定 舟底之面義 西德寺門能	西德寺へ音頭料	妙更年忌		
元文1	2五人組名		漆刷・万保六兵衛 音頭・御座頭數多かし 板							
2										
3										
4										
5										
享保1										
2										
3										
4										
5										
延享1										
2										
3										
4										
5										
寛延1										
2										

第二章 工事の実施

第一節 概要

①修理方針

半解体修理

⑤帳簿

イ、調査書

⑥記録作成

ロ、工事工程とこれに関連する支払計画を作成した。

昭和六十一年一月工事に着手し着手届を文化庁に提出した。

③着手手

イ、工事地域を設定し、また就業規則その他の工事に必要な諸規則、規定を整備。

④着工準備

ロ、工事工程とこれに関連する支払計画を作成した。

予算差引算、工事工程表、工事日誌、出勤簿、受払簿を備え、詳細かつ正確に記入した。

②工事組織

イ、工事地域を設定し、また就業規則その他の工事に必要な諸規則、規定を整備。

①工事運営の基準

め文化庁の承認を得た者をあてた。

昭和六十一年一月工事に着手し着手届を文化庁に提出した。

イ、工事地域を設定し、また就業規則その他の工事に必要な諸規則、規定を整備。

⑦工事報告

イ、工事地域を設定し、また就業規則その他の工事に必要な諸規則、規定を整備。

⑧現状変更

イ、工事地域を設定し、また就業規則その他の工事に必要な諸規則、規定を整備。

②工事期間

床下部は軸部を残して小屋組と床組を解体し、屋根を起しを行つた。

ただし、土間部分、及び、前後の底部は全解体とした。

解体調査の結果、腐朽箇所が詳細に、また、後世現状変更の箇所も判明し、現状変更の許可を得て実施した。建物の腐朽箇所は構造上、もしくは部材を取替えて修理を施す。なお、現状変更箇所は旧仕様の明らかなものはこれに倣い、不明の箇所は文化庁の指導を得て実施した。補修する基礎石は、コンクリート地盤のうえ据えなおす。

附帯工事として、西面に接続する突出部は解体撤去、正面板塗

は解体修理、東面棊地境の板塗は新設した。

事業期間を三十六ヶ月、工事期間を三十三ヶ月とし、昭和六十一年一月一日に着手し昭和六十二年九月三十日に工事を完了した。

第二節 工事事務

①工事運営の基準

文化財保護法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律及び同法施行令、文部省令、文化庁規則その他関係法規を参照して工事を運営した。

富田林市直括工事とし、設計監理に関しては、財団法人文化財建造物保存技術協会に委託した。また、主任技術者はあらかじめ文化庁の承認を得た者をあてた。

②工事報告

工事中に発見した墨書き符号その他の資料は、写真撮影により記録し、ただちに文化庁へ報告した。

工事の進行状況は、別に定められた書式によつて工程月報及び

工事監督報告を作成し、工程月報は写真添付の上各月末日から五日以内に、工事監督報告は臨場の都度文化庁に報告した。

柱間装置、角屋の復原、二ワ、カマヤの復旧、それぞれ旧規が

判明したので、文化庁に現状変更許可申請し、昭和六十一年十二月

二十九日許可を得て実施した。

⑨実施設計 （計画変更）

現状変更の許可を得て、工事方針の詳細が判明したので、実施設計を作成して文化庁に申請し（昭和六十一年度で補助金交付申請と計画変更承認申請を兼ねた）昭和六十一年八月九日承認を得て実施した。

⑩計画変更

計画変更是、工事費の増減、経費配分の変更、仕様の変更、工事の変更、附帯工事の設置、工期の変更等が生じたので、文化庁に申請し承認を得て実施した。

⑪修理銘板

工事完了後、住宅の沿革、工事の概要、現状変更の大要を厚さ二・五ミリの鋼板に陰刻し、シモニセ南面の壁に取り付けた。

⑫修理工事報告書

竣工後、工事の概要、各調査結果を編集し、前記諸記録を併載した修理工事報告書三百部を刊行した。

⑬報告書

図版及び写真版については、コロタイプ印刷とし、配布は普及用の適切化を図るために文化庁と協議して定めた。

⑭工事

工事が完了したので、工事の経過及び結果を記載した。実績報告書に、実施仕様書、図面の写しと工事工程の記載の写真、修理工事報告書、その他資料を添付して大阪府教育委員会に提出した。また前記図面原図、写真（目録添付、竣工のうち内外の主要部は八ツ切以上、台紙に貼付せず裏面に撮影箇所を記したもの）その他、資料及び実績報告書の写しを文化庁建造物課に提出した。

第三節 工事実施仕様

②施工圖 現寸圖板

施工圖、矩計圖を設定し、立上り、軒廻り、その他曲線材は、原則として現寸引き付け、型板を作製して施工した。型板は特に狂いのない、厚さ一・五cm程度の良質の板を作成した。

③基準尺度

スチールテープにより目盛を施した。長さ三・六m以上の桧製間板を作成し、全工事を通じての基準尺度とした。この基準尺は、工事完了後、ザシキ小屋組内に保管した。

④材料保管

使用する材料で検査員の検査に合格したものは、すべて良好な状態で保管し、湿気、盗難、火災に対し十分対策を講じた。

b 仮設工事（施工済・買取）

①計画及び実施

建物は正面が公道に面し、また敷地内は樹木が多く、主屋の他倉庫等の附属建物や庭園があり、空地が少ないので、仮設物の建設計画は、これらの事を考慮して計画した。

道路を隔てた南隣地を借り、既設の建物を補修し、從業員休憩所、保存小屋として利用し、空地は、保存工作小屋を建設した。

建物は、素屋根を設けるため、建設にあたり、背面突出部の前半部及び正面擋解体した。現状変更後、背面突出部の後半部を撤去し、その跡地に保存小屋を建設した。又、角屋を建設するため、素屋根を改造した。正面は道路に面しているので、素屋根の一部は道路を使用し、建設後安全第一、安全設備を施した。特に資材の搬出入時道路一部占有について、関係機関へ届出て、その許可を得て行った。また、通行の制限、危険防止の表示、施設の設置などを行った。

仮設物建設にあたり、庭園内の樹木の移植、養生等を行った。また、移植不可能な樹木は養生を施し、枯れないよう注意した。著しい観音、埃土等の生じないよう留意した。

a 通則

一切の材料はすべて検査員が検査を行い、合格したものを使用した。

①材料検査

素屋根の構造は、軸部を単管足場とし、屋根は波形鉄板葺とした。保存小屋、工作小屋は丸太掘立、壁手縫織込みとし、屋根は波形鉄板葺とした。道路面養生用は、単管組、鉄板裏、監理事務所は平屋組立ハウス。便所は簡易組立式波便所とした。

イ、素屋根に使用する主材は、次の通りとした。
単管……規格 \varnothing 四十八・六■ 長さ一・〇～五・五■
（建地、布、根掘み、朽、合掌、支柱、筋塊、方木、母屋、火打、他）

単管組附属品：クランプ、ジョイント、ジャッキベース

母屋……杉六十■ \times 六十■

筋縫……杉四十五■ \times 四十五■

歩み板、敷板：厚さ二・五cm、長さ三・六m以上 檜及び杉

鉄板……波形鉄引鉄板厚○・一六■

合成樹脂板……亜鉛引鉄板と波形を合せた塙ビ板

養生シート……布又は合成繊維で防炎加工したもの

鉄線、釘……#十ナマシ鉄線、洋釘（JIS規格品）

ロ、保存工作小屋に使用する主材は、次の通りとした。

柱・檼柱・桁・梁：木口七・五cm以上、長さ五・五m以上 杉丸

大引……九〇cm \times 九〇cm杉バタ角材

床板……厚さ一・二cm、巾九十cm、長さ百八十cm ラ
ワ合板

桐縁……四十五cm \times 四十五cm杉材

ハ、事務所及び便所

組立ハウスとし、JIS規格に合格した形鋼によって構成されたもの（ダイワロッジC型）。

ニ、その他

造形木材……径七・五cm以上長さ一・二m以上の杉丸太厚さ二・一cm巾十三・五cm長さ三・六cm内外の

杉白太材

照明器具……仮設物を建設した道路面の夜間照明用とし、安全灯、螢光灯四十W五灯取付けた。

(4) 素屋根 (登桟橋)

建地は下端にはベースジャッキ金具を設け掩接する建地と根據みて連結した。柱間は、桁行方向一・八五m以下、梁間方向は一・五m以下とし、軒先より○・九m外に設け、根それより上は一・五m割り、柵は軒先より○・九m下に設け、根〇・六m内外、コンバネを敷きその上に歩み板○・九m以上巾に敷き並べた。

要所は支柱、筋塊、方木を取り設け、各組手は、クランプ・ジョイントにて十分緊結した。桁は櫛足場より二m内外とし、筋塊を要所に入れた。

屋根は波形鉄板葺、必要箇所に塙ビ板を入れて明り取りとした。周囲は防炎シート張り、登桟橋は勾配3/10以内とし、止め、手摺を設けた。

素屋根南面の道路境は、素屋根外柱に筋縫を入れ、高さ二・一mの波形鉄板（要所塙ビ板明り取り入れ）張りとした。うち出入

口三箇所（材料搬出入口二箇所通用口一箇所）を設けた。扉は木製鉄板張り、錠付とした。

(5) 道路面養生

平屋建、丸太掘立、屋根は亜鉛引波形鉄板葺、明り取りとして

工作小屋

必要な箇所は塗化ビニールとし、床は合板張りとした。

(7) 管理事務所
組立ハウス平屋建とし、丸太木杭、内部に天井簡仕切（合板）を設けた。

(8) 便所
簡易組立式汲取便所とし、合成樹脂製の便槽を埋設した。

(9) 東面塀
東面の塀は工事に支障するので、一旦撤去した。復旧にあたり形式、工法について坂城、屋根瓦葺、一文字軒瓦葺として附帯工事にて新設した。

(10) 水盛通水
通形はいすか頭丸太杭（径七・五寸以上）を、約一・八m間に柱外側より〇・九m外方に、堅苦に打ち込み、狂いの生じない杉の貫を大釘止めとした。

(11) 事務所敷地整備
墨出しは、移動や沈下の生じていない床面を基準に、建物の位置、高さを造形貫に記録した。また、間間が長くなると水糸の垂下が生じるので、その間に造形貫を適宜に設けた。

(12) 庭木移植
背面事務所建設敷地周辺の樹木を移植及び撤去し、藤棚の撤去、煉瓦・かまどの解体撤去、井戸口の移設を行い、必要な発掘調査を行つて地勘の程度の整地を行つた。

(13) 石灯籠
工事施行に伴い支撑する樹木は、枝伐り、根巻き等の養生を行つたうえ移植し、復旧した。

(14) 道路面安全設備
一部を使用する道路面は危険防止の安全設備として、夜間照明等の施設を設けた。また、資材の搬出入、道路面の仮設工事の建設、解体の時には、必要な保守要員を配置した。

(15) 諸設備
事務所：電話、電灯（コンセント共）、給排水、製図台、流

レ、ガス台

休憩所…電灯（コンセント共）、給排水、流し、机、椅子

素屋根…電灯（コンセント）

(9) 危害防止
⑨ 保存工作小屋

工事実施にあたり、法規上必要な危害防止及び衛生上のことに關しては、適当な施設を設け、かつ防火対策を講じた。

c. 解体事務

① 解体範囲
居室部、「ひろしき、みせ」を含めた上間部は、全て解体した。

居室部は前後の庇部を全て解体した。主部は、小屋組、床組、天井を解体し、壁は破損部と屢起しに必要な箇所とした。

茶室、南便所は全て解体した。

解体前に、写真撮影を完了し、柱位置を基とした平面図付を定め、解体する全ての部材に、位置、名称等を記した番号札を取り付けるために（奥座敷、西北端より東西に一、二、三、……、北南に、い、ろ、は、に、ほ、……）とした組合せ番付図八を設定した。屋根、垂木、野地板は屋根伏より記号を設定した。

解体始めは、壁からした。古土は壁工事の荒壁に使用するため、金網を通して、一箇所に置いた。屋根瓦は全て、敷地内に整理して置いた。建具、及び、貼壁紙は位置を表示して、土蔵に保存した。

建物解体中は、技術調査、破損調査、現状変更調査、構成部材調査等の各種記録をとるため、解体の部度、清掃した。特に現状変更に關係する箇所は実測、写真撮影が完了してから解体した。

各部材全て一度水洗い清掃して、保存小屋及び素屋根に保存した。

保存工作小屋に搬入した解体材は再用、繕い、取替予定等に選別のうえ整理して格納した。解体工事の期間に破損調査、技術調査、現状変更調査をしました。

調査工事(発掘調査)

①目的 建物調査と併せて地下調査を行い、当初の形態及び、その後の変遷過程を明らかにした。また、嘉永三年の古図によると、主屋背面に附属建物があったことが知られたので、これらについても明らかにすることを目的とした。

居室部の土間内は、トレーナー、必要に応じて縦掘りを行った。

外部の背面、東西は基礎工事や仮設物建設をしたので、それに関わる部分の全面発掘を行った。

明瞭化にすることを目的とした。

②調査範囲 調査面積 建物内部百六十坪、建物外部百三十坪

全面発掘またはトレーナー発掘によって、遺構の確認を行った。

調査の全ての記録をとり、報告書を作成した。詳細な発掘位置、深さ、方法は、実施計画をたてた。発掘調査の完了後は旧状に埋戻した。

基礎工事

①概要 地盤の状態は内部発掘調査で建築敷地縦横に巾三十四cmのトレーナーを入れて調査した結果、現叩き面より十五cm下に旧叩き面が見られた。この叩き面が前身の建物の叩き面であると考えられた。

又全面に焼けた木炭があった。地盤の土は、小石混じりの粘土質であった。地表より五十cmも掘ると、水が湧いてくる程水位の高いところであった。

貫等水平材を基準にして、不同沈下を測定した所、土間東西通りで約十cm程の不同沈下が見られた。これは前身建物以前に井戸

のような部分があつたため、地盤が軟弱になつて不同沈下を起したものと考えられる。

今回の工事では、解体した土間部、庇部の基礎石コンクリート地盤と、雨水が居室部床下に侵入するのを防ぐため、周囲の雨落

②表4
基礎材料及び工法

◎十七世紀中期(天明)江戸後期(明治後期)の明治後期以後

雨落石	柱間 布石	東 石	柱 頭石	区分			在 来 の 工 法	実 施 の 工 法
				材 料	当 初	後 工 法		
	切石 花崗岩		玉 石 安山岩	切石 花崗岩	下部 栗石	査 掘 り		
	鉢込み 布掘り		玉 石 安山岩	栗石 花崗岩	栗石 花崗岩	査 掘 り 栗石 花崗岩		
⑩		⑩	⑩	栗石 花崗岩	栗石 花崗岩	栗石 花崗岩		
切石 花崗岩		玉 石 安山岩	玉 石 安山岩	栗石 花崗岩	栗石 花崗岩	栗石 花崗岩		
切石 花崗岩	布掘り し 付け		輕 込 み	栗石 花崗岩	栗石 花崗岩	栗石 花崗岩		
切石 花崗岩	布掘り し 付け	在 来 の もの に 嵌 つた	補 足 石 は 在 来 の もの に 嵌 つた	栗石 花崗岩	栗石 花崗岩	栗石 花崗岩		
	布掘り し 付け	栗石 花崗岩	栗石 花崗岩	栗石 花崗岩	栗石 花崗岩	栗石 花崗岩		

排水溝
花崗岩又は
西面は布
安出岩の玉
石
花崗岩又は
西面は布
石
ト地業
ト地業

し 数 石 直 接 下 玉 石 敷 き 直		叩 き 床 下 玉 石 敷 き 直	軒 下 山 土 石 材 料	敷 石 石 材 料	香 石 石 材 料	排水溝 花崗岩又は 西面は布 安出岩の玉 石 花崗岩又は 西面は布 石 ト地業 ト地業
		山 土 石 材 料	山 土 石 材 料			
		叩 き 磨 め	叩 き 磨 め			
(A)			(A)	(①) ② ③		(①)
花崗岩 及び安 山岩の 玉石		赤土 花崗岩 土 石 炭	赤土 花崗岩 土 石 炭	切 石 敷 石 叩 き 磨 め 砂 石 石 炭 セ メント ニガリ	切 石 敷 石 叩 き 磨 め 砂 利 石 炭 セ メント ニガリ	玉 石 花崗岩 山 土 石 材 料
花崗岩 と同 じ		在 来 の もの	在 来 の もの	在 来 の もの	在 来 の もの	石 花崗岩 山 土 石 材 料
在 来 の もの						
叩 き 磨 め						
(B)						
玉 石 敷 き						
石 炭 敷 き 直						

③表5 地業寸法

印 き	区 分	柱 礎 石	東 石	柱 間 石	雨 落 石	排 水 溝	香 石	軒 壁 石
一	十五 CM	六 CM	六 CM	十 CM	六 CM	十 CM	六 CM	十 CM
二	十五 CM	六 CM	六 CM	十 CM	六 CM	十 CM	六 CM	十 CM
三	十五 CM	六 CM	六 CM	二十 CM	—	—	—	—
四	十五 CM	六 CM	六 CM	—	—	—	—	—
五	十五 CM	—	—	—	—	—	—	—

④地業
イ、材料

栗石 径六～十五 CM内外の硬質石

砂利 深五～二十五 MMの砂利又は碎石

砂 荒目勝、土氣のない川砂

セメント ポルトランドセメント

J I S 規格品

ロ、調合

コンクリート 生コンクリート スランプ十八 CM (基礎用)

現場練りの場合調合比一・三・六

モルタル 一・二

ハ、工法

所定の深さ、大きさに根切を施した後、栗石を小端立てに敷き並べ、目潰し砂利を入れランマー又は、大幡等で搾き固めた。コンクリートは、仮枠を組み立て十分混練して打ち込み、適当な養生を施した。

柱礎石、東石は柱根の高さを調査し、それらを基準に位置、高

東石据え

付け

びモルタルで据え付けた。

土処分

に端等でよく塗き固めた。不用残土は処分した。

f 木工事

⑥柱布基礎石及雨落石は造形質の舉出寸法によつ

て高さ、出を水系を張つて定め、コンクリート及びモルタル据え付け

とした。

沈下、移動がなく、建物の基準高を残すため据えなおしをしな

い柱基礎石は、必要に応じて沈下及び移動を生じないよう石の周辺

を掘り、見え隠えに根巻コンクリートの補強を施した。

土間背骨の敷石は、不陸が多いので据えなおした。施工は砂利

地業とし、ランマーで擣き固めのうえ、砂据えとした。

⑨土間軒下
床下叩き

山土に碎石を混ぜ、これにセメント、石灰を少量加えて十分叩

き締めた。水は特に加えず、土の湿氣をもつてこれにかえた。(標

準混合積合比・山砂七、碎石〇・五、セメント〇・五、石灰二)。

叩き厚は仕上がり十cmとし、一回の叩き締めは五cm内外として重

ね打ちに叩き上げた。

⑩床下玉石
敷きなしおし

床下の玉石敷は、いたん取除き、地盤の不陸を是正し擣き固

めを行つたのち、在来の形で玉石を敷居した。

⑪排水溝

土間北面の排水溝は、縁石を掘り起こし雨落石据え付けと同様

にコンクリート地業のうえ、据え付け、正面側道路境は既存のU

字溝を撤去し道路側に切石を据え、在来に倣い溝巾を定め、底を

コンクリート打ちとした。この排水溝にはグレーチングを敷いた。

西面側、東面側は、排水溝を整備して、正面道路溝に接続した。
井戸の周囲を残して、敷石は雨落石等に切断して使つた。井戸

各石据え付け後は、盛土を含めて地業及び据石際は厚二十cm

⑫土間背面
の敷石

の周囲に排水溝を設け、北東の排水溝に接続した。

⑬埋戻、残

古材は⑤十七世紀中期、⑥十八世紀初期(元禄~享保十九年)

⑧十八世紀(宝曆~天明)⑨江戸後期~明治前期⑩明治後期以後

と五種類にわけられる。

⑨⑩のものは、構造耐力上欠陥がなければ極力再用することと

し、④⑤⑥⑦⑧は現状変更により茶室及南便所部材を除いては、撤去

することを原則としたが、漬物部屋の柱、桁、梁に一部転用し

た。敷居は使用可能のものは使つた。構造材では柱は根巻きをし、

梁、桁、母屋のうち、腐朽の甚しいものは取替えた。ただし、(を

十八くを三十四)の中引梁の仕口が蟻害により腐朽していたので、

鉄骨補強、ウレタン樹脂により補修し、取付けた。(を十八くを

十四)の差鶴居も蟻害にあつたので表皮を使い芯に新材を入

れて再用した。

現状変更によって復旧した角屋の柱(ホ四)は、根巻きで再

用、(を二十四くへ二十四煙り返し梁は明治期のものであった

ので、当初の痕跡より細いので、当初とほぼ同じ太さのものに取

り替えた。取り替えたられた明治期の材は(ホ三十一)の内

法梁に転用した。

シモミセ中二階、床梁は、虫害にあい表皮に傷があつて醜いも

のは、人工木材にて補修した。

居は、宝曆三年と墨書きされていた(ホ四くを二十四)の敷居は溝を補修して再用した。その他再用できるものは、極力補修

して再用した。

大引、根太の取替は、図十一、十二の通りである。座敷部底は、

化粧裏板として野地板を使っていたが、解体した際にほとんど使

③繕

い

用不可能であつたため全て、取替えた。

現状変更により角屋、事務室はほとんど新材にて加工し組立てた。角屋は、前記したように（ホ十四）の柱を再用した。事務室は三十通の壁面に屋根痕跡があり、それによつたが柱間、天井の有無等については不明であるため、土蔵的なデザインにて整備。今後管理室として使用する意向があるので床を設けた。

角屋はナンド北の部屋と次の間、八畳返原したが、更に北に八畳の部屋が続くが、復原の範囲が広がりすぎるためナンド北八畳の部屋のみにとどめた。

茶室は床柱が虫害により腐朽大なので、取替、又、中板が昭和期に合板の姑息的なものになつてゐたので、赤松中板に取替えた。

茶室は原則として現状修理とした。
腐朽、破損の著しいもの、あるいは現状変更等の理由により取替又は新補材した材は、原則として旧来と同材種とし、旧形状、旧工法を踏襲した。

イ、化粧材—軸部、柱、桁等……梅、松、杉、桧、栗、上小節挽立材、小節挽立材、杉面皮化粧材（赤味勝材）

ロ、野物材—床下材、小屋材……桧、松、杉、梅、一等挽立材及び松丸木材

（2）取替材

取替材のうち柱一本（を二十）（れ二十一）は、つし天井に保管し、敷居（れ十八）（を十八）（れ十八）と茶室床柱は、ザシキ小屋に保管した。

④新材加工

木材の表面に虫害のあったものは、含浸強化剤（エボキシ系硬化剤八五〇及び、八三〇）にガラスマイクロバルーン、顔料を加えたものを充填して成形した。
梁材で蟲害にあい芯を残して空洞になっているものは、発泡ウレタン樹脂を注入した。
木材の表面に虫害のあったものは、含浸強化剤（エボキシ系ゼムラック）を塗つて強化した。

継手、仕口、曲線等は在来どおりに、又、現状変更等による新補材は、復原年代の残存資料等に倣つて加工した。柱その他の軸部の化粧材は、在来の表面加工を調査の上補足材も同仕上げとした。

取替及び新補材は、外部の風化する部分はトーチ焼き、内部は松煙、弁柄、アンバー粉で調合し塗つてから布にて拭きとり、この工程を二回から三回ほど繰り返して、周囲の色に合せ、仕上は植物性油（大豆油）で磨いた。

取替及び新補材には、すべて見え隠れに「昭和六十六年一度修補」の烙印を押した。

⑤古色塗

⑥烙印押

⑦木部防蟻 防腐處理

木部処理剤、化粧部キシラモン、T.Hクリヤー、床下及び、野口、施工範囲

⑨表 6
木工事工法

ニワ大黒柱	区分	正面土間柱	時代別 材種 職手	在 來 の 口 の せ 法	実施の工法	補強
◎	◎	柱下部 漆布、吹付(大引)、東、根太、小屋材、垂木、野地板尚、塗石吹付は二回以上とした。漆布は一回量一m ² 当り二〇〇ml以上を刷毛、布、又は吹付機により処理した。	當初の仕様により順次軸部より組み上げたが、当初材の柱石口等、特に建物の基幹寸法の要點となる箇所は、切削等を行わぬよう十分に注意した。なお構造上不完全と認られる部分は必要に応じて添木、金物等の補強の措置を講じた。特に、土間上、中引梁は溝型鋼を架けてボルトにて吊る方法で補強措置をした。	柱下全面(柱下、東、床組) 小屋材、野地板、縫合手口等	八、工法	
梅	母	柱下部 漆布、吹付(大引)、東、根太、小屋材、垂木、野地板尚、塗石吹付は二回以上とした。漆布は一回量一m ² 当り二〇〇ml以上を刷毛、布、又は吹付機により処理した。	當初の仕様により順次軸部より組み上げたが、当初材の柱石口等、特に建物の基幹寸法の要點となる箇所は、切削等を行わぬよう十分に注意した。なお構造上不完全と認られる部分は必要に応じて添木、金物等の補強の措置を講じた。特に、土間上、中引梁は溝型鋼を架けてボルトにて吊る方法で補強措置をした。	柱下全面(柱下、東、床組) 小屋材、野地板、縫合手口等	八、工法	
—	—	柱下部 漆布、吹付(大引)、東、根太、小屋材、垂木、野地板尚、塗石吹付は二回以上とした。漆布は一回量一m ² 当り二〇〇ml以上を刷毛、布、又は吹付機により処理した。	當初の仕様により順次軸部より組み上げたが、当初材の柱石口等、特に建物の基幹寸法の要點となる箇所は、切削等を行わぬよう十分に注意した。なお構造上不完全と認られる部分は必要に応じて添木、金物等の補強の措置を講じた。特に、土間上、中引梁は溝型鋼を架けてボルトにて吊る方法で補強措置をした。	柱下全面(柱下、東、床組) 小屋材、野地板、縫合手口等	八、工法	
上竿 下右当胸穴	上竿 下右当胸穴	柱下部 漆布、吹付(大引)、東、根太、小屋材、垂木、野地板尚、塗石吹付は二回以上とした。漆布は一回量一m ² 当り二〇〇ml以上を刷毛、布、又は吹付機により処理した。	當初の仕様により順次軸部より組み上げたが、当初材の柱石口等、特に建物の基幹寸法の要點となる箇所は、切削等を行わぬよう十分に注意した。なお構造上不完全と認られる部分は必要に応じて添木、金物等の補強の措置を講じた。特に、土間上、中引梁は溝型鋼を架けてボルトにて吊る方法で補強措置をした。	柱下全面(柱下、東、床組) 小屋材、野地板、縫合手口等	八、工法	
カンナ 竹筋込	カンナ 竹筋込	柱下部 漆布、吹付(大引)、東、根太、小屋材、垂木、野地板尚、塗石吹付は二回以上とした。漆布は一回量一m ² 当り二〇〇ml以上を刷毛、布、又は吹付機により処理した。	當初の仕様により順次軸部より組み上げたが、当初材の柱石口等、特に建物の基幹寸法の要點となる箇所は、切削等を行わぬよう十分に注意した。なお構造上不完全と認られる部分は必要に応じて添木、金物等の補強の措置を講じた。特に、土間上、中引梁は溝型鋼を架けてボルトにて吊る方法で補強措置をした。	柱下全面(柱下、東、床組) 小屋材、野地板、縫合手口等	八、工法	
在來の工法通り 漆付口埋木 漆入透し染付 差し棒止開渡	在來の工法通り 漆付口埋木 漆入透し染付 差し棒止開渡	柱下部 漆布、吹付(大引)、東、根太、小屋材、垂木、野地板尚、塗石吹付は二回以上とした。漆布は一回量一m ² 当り二〇〇ml以上を刷毛、布、又は吹付機により処理した。	當初の仕様により順次軸部より組み上げたが、当初材の柱石口等、特に建物の基幹寸法の要點となる箇所は、切削等を行わぬよう十分に注意した。なお構造上不完全と認られる部分は必要に応じて添木、金物等の補強の措置を講じた。特に、土間上、中引梁は溝型鋼を架けてボルトにて吊る方法で補強措置をした。	柱下全面(柱下、東、床組) 小屋材、野地板、縫合手口等	八、工法	

◎正戸後附・明治前期の明治初期以後
◎十七世紀中期～十八世紀初期元禄・享保十九（第十八世紀中期～宝暦・文明）

根太	束東	正面縁束	土間	足固賣	土間	腰賣	土間	小賣	正面	軒桁	土間	二階母屋
⑥	⑨	④ ⑤	④ ⑤	⑦	⑦	⑦	⑦	④	④ ⑤ ⑥ ⑧	① ② ③ ④ ⑤	① ② ③ ④ ⑤	二階母屋
松	松	梅 松	松 梅	梅	梅	梅	梅	梅	梅 梅	梅 梅	梅 梅	正門
繩維	繩維	合繩維	暗縫	暗縫	—	—	—	—	—	納突付	納突付	梁付
管柱穴	管柱穴	柱穴	柱穴	柱穴								
カンナ	チヨウナ	カンナ	カンナ	引抜き								
管柱から納穴	管柱から納穴	柱から納差し	柱に通し棒綴め	柱大通し隔小根	柱大通し隔小根	足固賣に短柄差し						
在来の工法通り	在来の工法通り	足固大引に入人										
補修し再用	在来の工法通り	朽筋は細木	虫食いのため廻	在来の工法通り	在来の工法通り	在来の工法通り						

ダシキ軒桁	土間下み	せ	土間	中引梁	床梁	屋根部	つし天井梁	梁等	土間	母屋	土間	二階母屋
⑤	⑥	⑤	⑤	⑥	⑥	⑥	⑥	⑥	⑥	⑥	⑥	二階母屋
丸太	丸太	丸太	松	松	松	松	松	松	松	松	松	丸太
繩維	繩維	繩維	繩維	—	—	—	—	—	—	—	—	竿縛り
下端小金具取外し	下端小金具取外し	下端小金具	下端小金具	柱大通し納穴	柱大通し納穴	柱大通し納穴	柱大通し納穴	吊金具六	束納穴 輪なぎ	束納	束納	柱大通し納穴
曳拔はぎ	曳拔はぎ	多角形カ	曳拔はぎ	カナナ	カナナ	カナナ	カナナ	ワリムキ チヨウナ	タシナ	カナナ	カナナ	柱大通し納穴
大引筋留め下端	大引筋留め下端	上端小金具	上端小金具	柱大通し納穴	柱大通し納穴	柱大通し納穴	柱大通し納穴	釘打 新竹留め柱当り	新竹留め柱当り	新竹留め柱当り	新竹留め柱当り	柱大通し納穴
束筋留め	束筋留め	下端小金具	下端小金具	柱大通し納穴	柱大通し納穴	柱大通し納穴	柱大通し納穴	柱大通し納穴	柱大通し納穴	柱大通し納穴	柱大通し納穴	柱大通し納穴
在来の工法通り	在来の工法通り	在来の工法通り	在来の工法通り	在来の工法通り	在来の工法通り	在来の工法通り	在来の工法通り	在来の工法通り	在来の工法通り	在来の工法通り	在来の工法通り	在来の工法通り

表裏板		化粧野地		居間部二階		化粧野地板		土間部		想		土間(大屋)		無		正面庇		土間部	
オクザンキ	居間部	土間庇	化粧野地	土間部比	居間部	土間庇	化粧野地	土間二階庇	土間部	二階梯	居間部	土間	大屋	無	木	木	土間部	二階	
Ⓐ	Ⓑ Ⓛ Ⓝ Ⓞ Ⓟ	Ⓓ Ⓛ Ⓠ Ⓡ Ⓢ	Ⓐ Ⓛ Ⓟ Ⓣ Ⓤ	Ⓐ Ⓛ Ⓟ Ⓣ Ⓤ	Ⓐ Ⓛ Ⓟ Ⓣ Ⓤ	Ⓐ Ⓛ Ⓟ Ⓣ Ⓤ	Ⓐ Ⓛ Ⓟ Ⓣ Ⓤ	Ⓐ Ⓛ Ⓟ Ⓣ Ⓤ	Ⓐ Ⓛ Ⓟ Ⓣ Ⓤ	Ⓐ Ⓛ Ⓟ Ⓣ Ⓤ	Ⓐ Ⓛ Ⓟ Ⓣ Ⓤ	Ⓐ Ⓛ Ⓟ Ⓣ Ⓤ	Ⓐ Ⓛ Ⓟ Ⓣ Ⓤ	Ⓐ Ⓛ Ⓟ Ⓣ Ⓤ	Ⓐ Ⓛ Ⓟ Ⓣ Ⓤ	Ⓐ Ⓛ Ⓟ Ⓣ Ⓤ	Ⓐ Ⓛ Ⓟ Ⓣ Ⓤ	Ⓐ Ⓛ Ⓟ Ⓣ Ⓤ	
杉	杉	梅	松	杉	梅	梅	梅	梅	梅	梅	梅	梅	梅	梅	梅	梅	松	梅	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	練組
																			下端小屋裏納穴 上端両面小窓
																			多角形カ 上端は化粧機 大釘打込留め端
割板	引抜	在来の工法通り																	
目板釘打	小箇に釘打	在来の工法通り																	
在来の工法通り	在来の工法通り	在来の工法通り	在来の工法通り	在来の工法通り	在来の工法通り	在来の工法通り	在来の工法通り	在来の工法通り	在来の工法通り	在来の工法通り	在来の工法通り	在来の工法通り	在来の工法通り	在来の工法通り	在来の工法通り	在来の工法通り	在来の工法通り	在来の工法通り	

(10) 鉄

材

使用した鉄材は次の通りである。

イ、和釘、合釘、目釘、格子釘、

在来の形にならない、別注文で作製し使用した。

ロ、洋釘

一般緊結用鉄釘、日本工業規格品

ハ、補強金物

(を十八ヶを二十四ヶの中引梁は二十ヶ×九ヶ、長さ六mの溝形鋼に巾九cm厚九mmの平板を溶接して、箱形にし、つし天井板の上に中引梁と平行に置き、中二筋所径十三mmのボルトにて吊り、補強した。

天井部		居間部		竿縫		天井		天井部		床板		サザギ		居間部		敷居		破風板		屋根部	
Ⓐ	Ⓑ	Ⓐ	Ⓑ	Ⓐ	Ⓑ	Ⓐ	Ⓑ	Ⓐ	Ⓑ	Ⓐ	Ⓑ	Ⓐ	Ⓑ	Ⓐ	Ⓑ	Ⓐ	Ⓑ	Ⓐ	Ⓑ	Ⓐ	Ⓑ
杉	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
目邊防歎め	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
カンナ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
柱に丸軸欠き	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
在来の工法通り	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

①表7 鉄材工法
④十八世紀初期(元禄～享保十九)⑤十八世紀中期(天明)

目録	区分	在		補	要	実施の工法
		当	初			
金具	釘 角釘 土間 標 鉄製	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
桔木用	居室部檻板 野地板 居室部床板 梯形止釘凸 大戸口 縫い釘 オクザシキ萬台	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮

g 屋根工事

①概要 再用瓦は解体の際、一旦瓦を全部降し、破損したものの以外は、

ビニールで覆い養生し、再度瓦掃除を兼ねて搬送し、種類分けして整理した。

平瓦、丸瓦は焼が悪く、使用に耐えられるものは、二十%程度

であった。軒丸瓦、軒平瓦は文様の種類によって区分した。軒丸瓦は二十四種、軒平瓦は三十二種あつたが、年代の銘記されたもののはなかつた。

軒丸瓦六十五%、軒平瓦七十二%、破損したもの以外は、極力使用することとし、七十%程度使用可能であった。

鬼瓦は、隅鬼瓦も含めて十九個残つていて、明治期のものがオ

クザシキ北面に二個あつたが、この瓦は本瓦を棟瓦に変更した時ものであつた。現状変更により、本瓦葺としたため今回は、オクザシキ南西鬼瓦に合せて作りなおした。鳥糞は二個残存していたが、昭和期のものが一つあつた。今回は、欠矢している各種に鳥糞をつけることとしたため、大棟、隅棟とも、鬼瓦の大きさを考慮して造り出した。

面戸瓦 菊丸瓦は十八世紀初期のものに、安い補足した。冠瓦は、各種の形式に合わせて補足した。再用瓦すべて焼直しをした。

焼直前は、含水率十六%であつたが、焼直後は七%程度に下つた。

補足瓦のうち軒丸瓦、軒平瓦は十八世紀、初期頃の文様に安い作成した。

野地は、土間大屋根が、竹筋、野地、居室部のうち座敷部(オドコノマ、ザシキ、オクザシキ)が枯樹板葺、掛板掛灰(工法)で、その他は、杉皮葺であった。茶室南面の野地は、柿葺とした。

屋根工事

②表8 屋根工事工法

④十八世紀中期(天明)⑤十八世紀初期(元禄～享保十九)

形状の大きさ	区分	在		補	要	実施の工法
		当	初			
巴瓦	平瓦	やや軟質粘土製成				
区分不可能	多種類あり	区分不可能	多種類あり			
当初に同じ	当初に同じ	当初に同じ	当初に同じ			
含水率七%以下	焼成度百五十度	含水率七%以下	焼成度百五十度			

取付方	寸法	区分		在来の工法	実施の工法
		材種品位	残存せず		
残存せず	残存せず	当初	在来		
⑧	⑨	時代別	後		
⑩	⑪	摘			
ていいく	高麗瓦 ■	女竹・真竹割使・素縄 女竹二十四 ■ 真竹割竹三十 ■	在来の工法通り	在来の工法通り	在来の工法通り

③表9 竹簀野地工法

〔江戸後期 明治前期(元禄・享保十九・十八世紀中期(宝暦・天明)〕

輪邊瓦	菊丸瓦	桜瓦	雁脛瓦	唐草瓦	丸瓦
					
⑥	⑥	⑥	⑥	⑥	⑥
—	菊文様入	—	—	—	—
含水率七割下 在来通り	含水率七割以下 新調は土に文様にて作製した	含水率七割以下 新調は土に文様にて作製した	焼成度千百五十度 使用しなかつた 現状は瓦以外	焼成度千百五十度 新調は土に文様にて作製した	焼成度千百五十度 新調は土に文様にて作製した

④表10 野地杉皮葺

瓦	区分		在来の工法	実施の工法
葺	當初	在来		
方	時代別	後		
⑨⑩⑪	摘			
野地板又は竹簀野地 杉皮・楓剥板 にべた土壁としていた 軒丸瓦は瓦釘止 鬼瓦は網線に繋結していた。	要			
土質 残存せず	當初	在来		
基盤混入	時代別	後		
⑪⑫⑬	摘			
野地板又は竹簀野地 杉皮・楓剥板 にべた土壁としていた 軒丸瓦は瓦釘止 鬼瓦は網線に繋結していた。	要			
瓦	當初	在来		
基盤混入	時代別	後		
⑪⑫⑬	摘			
野地板又は竹簀野地 杉皮・楓剥板 にべた土壁としていた 軒丸瓦は瓦釘止 鬼瓦は網線に繋結していた。	要			
瓦	當初	在来		
基盤混入	時代別	後		
⑪⑫⑬	摘			
野地板又は竹簀野地 杉皮・楓剥板 にべた土壁としていた 軒丸瓦は瓦釘止 鬼瓦は網線に繋結していた。	要			

⑤表11 塵削板葺

寸法	残存せず	当初	在来	実施の工法
長さ九十分cm×巾二十五cm×厚さ二mm	残存せず	⑪	在来の工法通り	
羽重張板基木摺土止	残存せず	⑫	在来の工法通り	
在来の工法通り	残存せず	⑬	在来の工法通り	

色 壁		上 塗	漆 喰	中 塗	⑥
④	⑤	⑩	⑪	⑫	⑬
茶葉 工法：塗厚は三■	ナカノマ 材料：白土、砂、鐵切 工法：塗厚は三■	居室部 材料：大壁土（茶褐色）萌、抹切	漆喰 工法……漆厚は三■	漆喰 工法……漆厚は六■（「上塗仕上する時」）	材料士：黄土寺 切……一寸内外の裏切 工法……漆厚は九■
茶葉 工法：塗厚は三■	在来の工法通り	居室部 材料：大壁土（茶褐色）萌、抹切	漆喰 工法……漆厚は三■	漆喰 工法……漆厚は六■（「上塗仕上する時」）	材料士：黄土寺 切……一寸内外の裏切 工法……漆厚は六■（「上塗仕上する時」）
茶葉 工法：塗厚は三■	在来の工法通り	居室部 材料：大壁土（茶褐色）萌、抹切	漆喰 工法……漆厚は三■	漆喰 工法……漆厚は六■（「上塗仕上する時」）	材料士：黄土寺 切……一寸内外の裏切 工法……漆厚は六■（「上塗仕上する時」）

i 建具工事

①概

当初設計の工法
寸法は在来のものに
従つた
貫伏（フラン伏）
外部（餘納張り）

現状変更により、二つ大戸口の位置が変わったので、在来の出入
口大戸」と格子戸を参考にして、新調した。

「ミセ」「ダイドコロ」境は明障子が入っていたが、十八世紀初

期頃は板戸の例が多いので、板戸にした。明障子は、「ミセ・南面

に転用した。

オクミセ・南側の腰付明障子は、現状変更により使用しなくなる
ので、角屋八疊の東面に転用した。

「オクミセ」「ブツマ」は障子が入っていたが鶴居溝から判断し
て当初は、襖と考えられるので、障子を撤去し襖に変えた。

居室部二階むし窓は、現状変更により、三本溝になる外は、

戸上、中は櫛戸、内は明障子とした。中を板戸にすることも考え
られるが、網戸の例の方が多いと考えたためである。

事務室は、ここで今後管理人が常駐する予定なので東面の窓は
ガラス窓と網戸」を設け、西面は取き窓付の板戸とした。これは杉
山家の例を参考にしたものである。

木材（柾・板・棟等）杉・桧・無節赤味乾燥材
釘類（板子など）銅鉄製（頭巻和釘）
紙類（糊・明障子）鳥の子上質紙、鳥の子上質紙木版刷、手漉

③表15

建具工法

⑤十八世紀中期至十九世紀初期(元禄・享保・宝暦・天明・文化・江戸後期)明治後期以後

鏡板戸	板戸	縁板戸 (雨戸)	出入口格子戸 (ぐり戸付)	区分	当初	在来の工法	実施の工法	
時代別	後	要補	要補					
Ⓐ	Ⓐ	Ⓑ	Ⓑ	Ⓑ	杉材、上板は堅板に通し一枚納差し、現状変更により片側縫め、下板は堅板に二枚納差し、位置が變つたた割り縫め。一筋鶴居、堅板に通し一枚納差し、板は三枚一枚納びん一枚納り縫め、板は三枚堅板張り、裏目板入り、片引くぐり戸付 戸車調製	杉材、上板は堅板に通し一枚納差し、下板は堅板に通し一枚納差し、下板は堅板に通し一枚納差し、格子及び格子戸は板に納差し、片引きくぐり戸付 窓板張り、裏目板張り、戸戸付縫製レール戸戸付	杉材、上板は堅板に通し一枚納差し、下板は堅板に通し一枚納差し、下板は堅板に通し一枚納差し、板は三枚一枚納り、裏目板入り、片引くぐり戸付 戸車調製	杉材、上板は堅板に止めた一枚納差し、現状変更により中板は堅板に通し一枚納差し、下板は堅板に通し一枚納差し、下板は堅板に通し一枚納差し、板は三枚一枚納り、裏目板入り、片引くぐり戸付 戸車調製
本	本	本	新調	参考にして	参考にして	参考にして	参考にして	
補修	在来の工法通り	在来の工法通り	新調	在来の工法通り	在来の工法通り	新調	在来の工法通り	

④古色塗等

「オオダコノマ」「ザシキ」の障壁面は貼りなおし補修を行った。
取替または、新補材は古色塗を施した。棊のうち棊の漆塗材、明障壁面の漆塗材は、在来の工法によつた。ただし、新補材のうち、腰付明り障子と棊は在来のものに似たる漆塗にした。

①概要
経師工事
「オオダコノマ」「ザシキ」の障壁面は貼りなおし補修を行つた。
棊は、棊の修理に伴ない貼りなおしをした。漆塗の壁面は壁面より剥ぎ取り、補修のうえ貼りなおした。現状変更により増えた部分は、無地鳥の子紙貼り、在来の下貼りと同じ袋貼りとした。
障壁面、亀裂部は後世の修理でテープを貼つていたため、補筆する必要があつたが白地になつた部分に周囲と同じ色を補筆する。

ガラス戸	土間戸	繪棊	明り障子	腰板付
ガラス戸	土間戸	繪棊	明り障子	腰板付
ガラス戸	土間戸	繪棊	明り障子	腰板付
ガラス戸	土間戸	繪棊	明り障子	腰板付

②工
料

程度に止め、絵の欠落した部分には補筆しないこととした。

紙類……下貼り、押貼り、袋貼り等は手漉

美濃紙、上貼りは、鳥の子上質紙、無地紙貼壁 貼りなおし部分

のり……ふのり

剥落止材料……膠水

③工
法

イ、模絵

剥落止を必要とする場合には、膠水を吹き付け剥落止を施した。

本紙は下貼りと共に取り外した。本紙の裏面より、下貼り紙を剥ぎ取り、しみ抜き、亀裂破損箇所を補修紙で繕つた。被は建員工事と同様に下貼り（地貼り、袋貼り等）を行い、本紙を旧位置に貼り戻した。亀裂部は補筆した。

ロ、貼壁

膠水で剥落止を行い、塗壁面より下貼り紙と共に取り外し、本紙の裏面より下貼り紙を剥ぎ取つた。亀裂破損部は、補修紙で繕つた。塗壁面は左官工事で補修を行い、紙貼りに必要な面の処理を行い、地貼り、袋貼りなど下貼りを施し、本紙を旧位置に貼り戻した。模絵と同様にしみ抜きをし、亀裂部は補筆した。無地貼壁は上貼り紙を新規に取替えた。紙辺は四分一を釘止めした。

①概
要

畳工事は、畳表が磨耗し、上敷をしている状況であつた。畳床も、蒸が湿気により劣化していたので、全て取替ることとした。畳表の敷方は嘉永の古図を参考にした。「ダイドコロ」、「ミゼオク」、「オオドコノマ」、「ザシキ」の四部屋に在来の位置に炉を設けた。「ダイドコロ」が石炉で、その他は炉壇置とした。

②畳工事

イ、材料は左記のものとした。あらかじめ見本によつて指示を受けさせた。

畳表……広島動力織、本間、麻引、中長、特一・七kg以上

床……JIS、A五九〇一、三種特級、重量二十八kg以上、

裏こもは葛製

縫糸……ビニロン糸、JIS、L二五〇一

縫糸……光輝糸 ○・六kg以上双糸 (±) 紋ベリは黒無地にし

た。

ロ、工法

畳割りにより正しく切合させ、畳拘えの上段違い、不陸、隙間のないよう敷き込んだ。

ハ、床の間、茶室畳

床の間の薄畳の厚さ（一寸八分）畳床の裏、こもなどの形式は、在来に倣つた。茶室の畳も上記に準じた。

イ、薬剤

土壤処理剤は、人畜無害の有機堆素系薬剤で、日本シロアリ対策協会認定のものとした。（キルビースペシャル粉末剤）

③防蟻處理

ロ、工法

土壌処理は、床下部は撤布、外部は混合法により行った。

撒布は、一m²あたり液剤で四～五t以上、粉末剤で一・五t以
上とした。

混合は、雨落、砕石まわりに深さ十五cm以上、巾二十cm以上の
溝を掘り薬剤と土壤をよく混合して埋戻した。

薬剤使用量は、溝長一mあたり粉末剤三百g以上とした。

上屋梁上設けた。補足竹は径五cm内外の真竹削竹(三年以上の
秋伐り材)を細網で編み、堅士を厚六cmに置き、上部を平らに並
り上げた。

現在の煉瓦積みなどを撤去し、新規に基礎に瓦を小端に並べ、焚
口石造り土塗のくどを作製(黒漆吸盤)。形式、寸法の詳細は、発
掘調査、および、当地方における類似調査によった。

材料は銅板定尺厚〇・五mmを使用し、支持金物は別製とした。

軒樋、壁樋、およびじょうごは現寸図により加工し、要所は半
田付けとした。

取り付けは、水流勾配による清掃のことなど考慮して取り付けた。

軒樋の大きさ、堅樋の大きさと形状は、それぞれ各部の現状に倣
うことを標準とした。(軒樋の径、十五cm又は十二cm)

橋受金物は鋼製とした。

⑦戸袋修理

イ、杉削板戸袋

戸袋は大外しとするが、戸袋外面の化粧張り板の破損部は在来
の杉削板(厚二・五～三mm)で補足した。板は横板重ねとし、
簾竹、和釘止めとした。

ロ、板張戸袋

杉上小節材で補足とし、在来の工法で補修した。

⑧露台、袖垣

座敷部背面の露台は廃止していたので、在来の形式で新規作製
した。桿束は桿材とし、ちようなはつり仕上げ(山名ぐり)、上面
には、径二cm内外の細竹を和釘止めとした。さらにその脇には、
袖垣を取り付けた。

⑨流し

給排水工事

便所設備

工事

「流し」は木製とし、石台に据えた。形式、寸法は、当地方の類
似調査により取り付け位置は、土間、カマヤ北面中央において。
給水は事務室、土間、「流し」及び茶室に設備し、排水は「流し」
より背東を通って、正面の雨落溝位置まで、茶室は正面の排水
溝までとした。

便所設備は、茶室南便所に水洗便所を設け、接続の浄化槽を正
面壁寄りに埋設し、正面配水管に接続した。

茶室内に、在来の位置に炉を据え付けた。基礎は在来の地盤に
設け、炉縁の高さを基礎に、正確にモルタル据えとした。

⑩茶室炉据 え付け

⑪ザシキ簡
ダイドコロ炉

⑫茶室天井
張り

⑬茶室化粧
野地

⑭茶室腰板
皮張り

⑮電灯工事

在来の区分によつた天井のうち、薄茅張りの箇所は、旧材を再用
し、破損材を補足して糸編みを行い、裏打板に釘止めとした。破
損の箇所はボンド、などの接着剤で補強した。

化粧裏板の部分は、在来の形式に倣り、こまい細竹を化粧垂木
の上に配り、「ふじつる」材編みとし、杉削板(野根板)を張つた。

外部の壁面は、在来の区分により杉皮張りを行つた。

杉皮は上質品とし、二枚重ね張りの上を簾竹和釘止めとした。

イ、材料

材料はすべて、日本工業規格の規定に合格したものを使つた。

ロ、配線工事

屋外は事務室正面にある電柱より、外線にて引き込み、配電盤

は事務室北面に設けた。

屋内はすべて鋼管いんべい配線とし、要所に分歧ボックスを取り付けた。止むを得ず露出する箇所は、周囲と同色の塗装を行った。また立ち上り等はできるだけ便箇で行った。

ハ、器具

配電盤等の器具、計器類は、点検可能な位置に取り付け、照明器具は、電路末端に取り外しできるように取り付け、その形は建物に調和するものを選定した。いずれも電気工作物規定、電気用品取扱規則によって、定められたとおりとした。

⑯修理鋸板

修理鋸板は銅版(巾三十回 \times 長一回 \times 厚〇・二五回)に工事の概要を記入し、土間内のシモミセ、南面の西端に銅釘止とした。工事区域内の庭園の樹木、苔、庭石等は十分養生を施して工事を施工した。工事完了後は、全体の清掃、手入れ、旧状復旧の作業、施肥などを行った。

⑰跡片付、 清掃発生材

養生 処分

附帯工事

イ、便所工事(建物附属)

口、背面突出部工事

ハ、正面板塗工事

ニ、東面板塗工事

③工事の方

イ、便所工事(建物附属)

解体工事とした。幕水三年の古図を参考にし、後世の修理箇所を調査のうえ復旧した。便所設備は便器を取り付けた。便槽は在來のものを再用した。

ロ、背面突出部工事

前寄り土間部分(梁行四、七五回)を解体した。後寄りは破損

②設置理由及び形式・規模

名 称	設 置 理 由	形 式・規 模
イ、便所工事	座敷西面に接している便所(風呂場付) は座部と一体になつておらず、建物の構成上必要なものである。また指揮建物の修理の際工事に支障があるため解体する必要があり、破損もみられたので修理の上、現に組立てた。	軒行三・六回 梁間三・三三回 切妻造り 屋根面積一九・一m ²
ロ、背面突出部工事	居室部の背面に接続していた土間、部屋等よりなる建物で、破損も著しく主屋の修理工事に支障があるので、前半部分の一 部撤去を行つたが、現状変更により背面に角屋を復原することとしたため、後半部も撤去した。	軒行七・一五回 梁間十一回 切妻造り 屋根面積一九・一m ²
ハ、正面板塗工事	主屋の正面に端部が残存しており、素屋根建設に支障があつたため一時撤去した。 主屋現状変更により五・〇五四回西に縮少して復旧した。	平面積七九・九回 屋根面積三十三回 軒行十五・二回 屋根面積一五・二回 屋根瓦葺 棟瓦葺 平面積七九・九回 屋根面積三十三回
ニ、東面板塗工事	主屋の東面は隣地境に鉄板張壁があつた が、工事に支障するので一旦撤去したが 復旧にあたって、事務室の東端は正面塗 と同じ高さに増え東面は一段低くした板 塀にした。	屋根面積二十四・二回 屋根瓦葺 棟瓦葺 屋根面積十六・七回 屋根面積十六・七回

が苦しかったため、倒壊を防止するため、柱、筋道の設置による補強を行ったが、この建物は、嘉永三年の古図によりそれ以後とみられるので、解体部の復旧にあたり、主屋の復原との関係による取合せ、また、発掘調査などによる旧状の調査をもとに、解体撤去した。ただし、柱等、解体材のうち使用可能の木材は角屋に転用した。

ハ、正面板塀工事

解体工事とするが、基礎は解体しなかつた。復旧は旧状に倣つた。ただし主屋の復原との関係により、取り合わせが、五・〇五四m西に寄せた。

二、東面板塀工事

新設した。材料は全て新規補足し、基礎布石はコンクリート地業とした。事務室東端は正面板塀と同じ高さ構造とし、矩折に北面に延びる板塀は、柱付、腰板、土壁、屋根一文字葺とし、木材は周囲と調和よく古色塗とした。

材料及び工法は下記によつた。特記する以外は共通とした。

仮設工事	工事別	工法
	材 料	
杉丸太 板口六・七・五cm長 二寸以上		
歩み板 厚二・五cm長三・六 寸以上 合板		
西船引鉄板 波形厚〇・一六 以上 鉄線十*		
J I S 規格の鋼管足場 造形木材 板径六・〇cm以上		

本工事	工法	解体工事
杉丸太 板口六・七・五cm長 二寸以上	便所は素屋根を建設した。その他は軒および外脚足代とした。柱は間隔二m内外に据立柱とし軒先より〇・九m外に建て、布は飛作一・五mそれ以上一・二mとし、軒先より〇・九m下に踏足場を根太削り	番付札用合板 幅二・五m 洋釘（番付札用） 結束ひも（二ニール製） 補強材 挟柱径十五cm内外 杉丸太 便仕切材 松材 筋道等 杉材 合板
歩み板 厚二・五cm長三・六 寸以上 合板	便所は素屋根を建設した。その他は軒および外脚足代とした。柱は間隔二m内外に据立柱とし軒先より〇・九m外に建て、布は飛作一・五mそれ以上一・二mとし、軒先より〇・九m下に踏足場を根太削り	補足石材（東面板塀） 十二cm×十二cm×六十cm以上 の硬質石、切石 塊 砂利石五～二十五mmの砂利 碎石、砂、荒目砂、洗い川砂 セメント、ボルトランドセメント 砂利砂利地業引き抜き、コンクリート打込みを行い、コンクリート基礎石を除いて各石は解体しない。 地業は所定の大きさに根切り、栗石、目
西船引鉄板 波形厚〇・一六 以上 鉄線十*	便所は素屋根を建設した。その他は軒および外脚足代とした。柱は間隔二m内外に据立柱とし軒先より〇・九m外に建て、布は飛作一・五mそれ以上一・二mとし、軒先より〇・九m下に踏足場を根太削り	コンクリート基礎石を除いて各石は解体しない。 地業は所定の大きさに根切り、栗石、目 砂利砂利地業引き抜き、コンクリート打込みを行い、コンクリート基礎石はそれぞれ旧 位置に所定の出・高さにモルタル据えと した。便所の西面栗石も前記に準じコン クリート地業のうえモルタル据えし た。
J I S 規格の鋼管足場 造形木材 板径六・〇cm以上	便所内の風呂場はコンクリート叩きを撤 去し、軒下、床下ともに三和土叩き（栗 混合比山砂七、砂石〇・五、セメント 〇・五、石灰二）とし、一回の叩き締め 五〇m内外で二回重ね叩き（仕上り十四 とした）。	杭を堅固に打ち込み加工した。水質を釣 止めし、解体した建物の位置、高さ基礎 石等の必要な位置を記録した。

背面突出部の栗石は井戸周辺を残して解
体し、雨落石に転用した。

当初材及び材種・品目などを当初材と同
等な後補材は、将来の保存に支障のない
限り再用した。

改善材は原則として在来と同材種、同品
位以上とし、旧形、旧工法で加工取り付

第四節 事業費精算

一、事業費年度区分 (単位:円)

		区 分	金額
昭和年	年度		
昭和六十二年	度額		
昭和五十九年	度額		
昭和五十八年	度額		
昭和五十七年	度額		
昭和五十六年	度額		
昭和五十五年	度額		
昭和五十四年	度額		
昭和五十三年	度額		
昭和五十二年	度額		
昭和五一年	度額		
昭和四十一年	度額		

		取付金物鋼製
(④) 戸袋 露台、補修 (便所)		
木材 栗上小節		木 材
杉削板材		杉削板材
(⑤) 竹 築竹		竹 築竹
割竹 真竹 (ひしやぎ竹)		割竹 真竹 (ひしやぎ竹)
(⑥) 便所、黒呂場内竹床張り		竹材径四・五・四竹半割材下
地材 檜小節材		地材 檜小節材
(⑦) 便所設備		木材 檜上小節材
(⑧) 発生材処分		木材 檜上小節材
(⑨) 廃存部取付補修(正面板等)		
屋根材 屋根工事に準ずる		
壁材 左官工事に準ずる		

取り付けは水流れ勾配よく、清掃を考慮して取り付けた。
戸袋の破損している板は旧材に無い杉の手割で補足し築竹のさえ和釘止めとした。また露台は破損部を栗材で補足し修理を行った。
便所の腰部はひしやぎ竹の堅張りとし、上下に竹刷縫を入れ、和釘止めとした。
在来の形式による床張りを行った。腐朽している下地木材を取り替え竹の半割材の割面を下に並べ釘止めとした。
現寸園を作製し、これにより木製大小便器を作り取り付けた。便槽については在来によった。
正面板の西端、側面擡との取合せは、正面板の復旧に、屋根、壁などの在来の工法により取合せ補修を行った。
工法は屋根工事、左官工事に準じて行ったが、取合せ面の不陸、違和感のないように施工した。
工事完了後に不用残材の搬出処分を行つた。

		二、収入額 (単位:円)	
		総額	区 分
		國庫補助額	支那有り者負担額
諸経費	建工事	三三〇、〇〇〇	二三〇、〇〇〇
工具	修理費	一七八、〇〇〇	一一四、〇〇〇
工具	事務費	一六六、六〇〇	五七、二五〇
工具	経費	一六四、〇九六	一、〇〇〇
工具	借料	一六、七二二、六五九	一六、七二二、六五九
工具	賃料	七、八九〇、〇〇〇	七、八九〇、〇〇〇
工具	土建工事	一〇、七五〇、三〇〇	一〇、七五〇、三〇〇
工具	機械工事	八、九一〇、一一四	八、九一〇、一一四
工具	土木工事	四五、四六六、五四八	四五、四六六、五四八
工具	施設工事	三一、六三五、九五〇	三一、六三五、九五〇
工具	検査工事	二九、五五九、九〇〇	二九、五五九、九〇〇
工具	器具工事	二九、五五四、八七五	二九、五五四、八七五
工具	事務事務	二九、五四九、七四五	二九、五四九、七四五
工具	事務事務	二九、五三四、八六九	二九、五三四、八六九
工具	事務事務	二九、五四四、八六九	二九、五四四、八六九
工具	事務事務	二九、五四七、八七八	二九、五四七、八七八
備考		二五九、二五九	二五九、二五九
金額		一一一、〇〇〇	一一一、〇〇〇

事務用 器具 料	委託 料	手 料	通 費	光 費	印 費	食 費	消 費	特 別	普 通	質 費	事 務	委 託 料	設 計 監 理 費	事 務	委 託 料	設 計 監 理 費	便 面 所	正 面 板	背 面 板	突 出 部	工 場 工 事	附 帶 工 事	請 負 費
事務用 器具 料	写 真 攝 影 機 器 具	手 信 數 據 料	通 熱 運 搬 料	光 刷 製 本 料	印 耗 權 品 費	食 耗 量 旅 費	消 別 旅 費	特 別 旅 費	普 通 費	質 費	事 務	委 託 料	設 計 監 理 費	事 務	委 託 料	設 計 監 理 費	便 面 所	正 面 板	背 面 板	突 出 部	工 場 工 事	附 帶 工 事	請 負 費

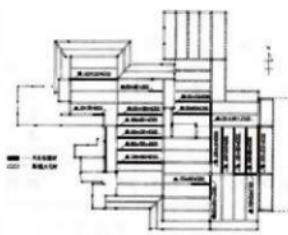


図11 大引補修図

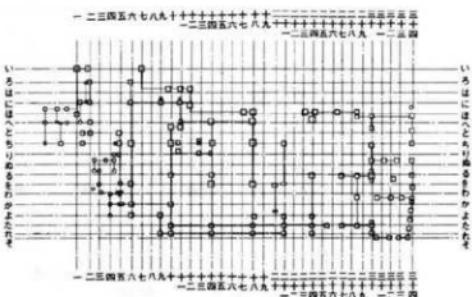


図8 解体番付図

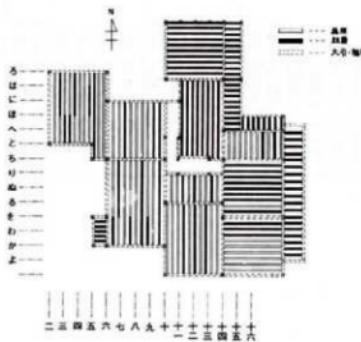


図12 根太補修図

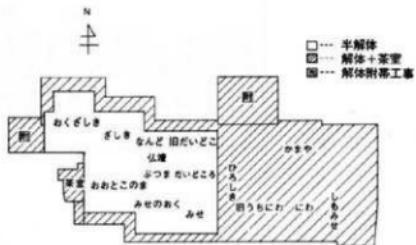


図9 解体範囲図

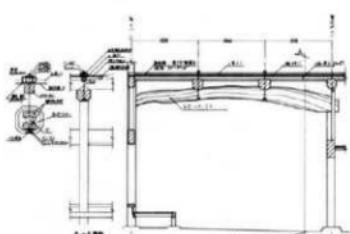


図13 柱補修図

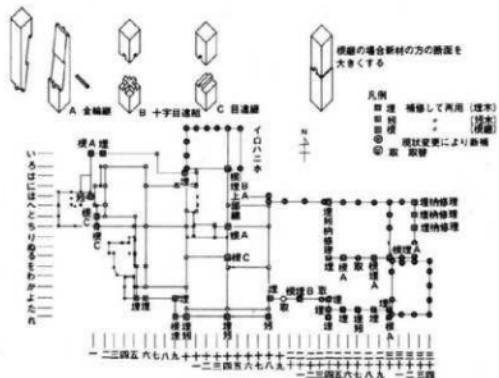


図10 柱補修図

第三章 保存状況と復原

第一節 修理前の破損状況

主な破損箇所は、土間部の梁、母屋の腐朽、屋根瓦の劣化及び緩みによる雨漏れで、特に土間部の上層及び下層の屋根は甚しく、屋根を応急的にシートで覆って破損の進行を防いでいた。壁は正面軒揚塗の破損、亀裂が見られ、背面では剥落が多かった。建具は外廻りの雨戸の破損が著しく、開け閉めも容易でなかった。座敷部の床の貼壁に壁下地の破損と繪画の亀裂が見られた。茶室は杉皮葺の劣化破損による雨漏れが見られた。

次にその箇所を下部から説明する。

地盤・基礎

総体的に排水が悪く、地下水位も高い。不同沈下は、土間部シモミセ、カマヤ境東端の巣石に十四程の沈下が見られたが、ここは約八十cm程掘ると水が湧き出し、軟弱な地盤であった。居室部と座敷部は、不同沈下一cm前後で少なかつた。排水が悪いため背面からの雨水が、居室部と座敷部の床下に侵入していた。土間部分は、叩き表面に水気が上っていた。雨落石は、東西と背面の土間部に一部存在していたがその他は無かつた。

軸 部

享保十九年（一七三四）迄の柱では、五本が蟻害を受けていた。シモミセ、カマヤ境の二本とダイドコロ、仮間境の二本は、地盤からの蟻害で、オクザシキ西北の一本は小屋梁からの蟻害であった。

居室部は、ミセとダイドコロ境上大黒（を二十四）大引上端を、基準点と柱の不同沈下は、国14 国15のように居室部と土間部に分けて実測した。



図14 柱傾斜図

して実測した。それによると、上屋筋は一寸前後の不同沈下が見られ、底部分は三~六寸前後の不同沈下が見られた。土間部は、解体の段階では基準点が内法より下では見つけ難く、下屋樋掛の上端を水平と仮定して実測した。その結果、東北隅（ち三十）の位置で十二寸程の下がりが見られた。

東南隅との差は約七寸で北の方に傾いていた。これは、後世の改造でカマヤと演物部屋境（三十通り）の柱を切って、梁を入れた事により生じたのではないかと考えられる。

柱の傾斜は、内法の最大値が二寸程で極端な傾きはなかつた。オクザシキが南西方向に傾いている以外は、総体的に各部位でバラツキが見られた。床廻り大引は、図11に示す様にオドコノマとダイドコロに湿気による蒸れ腐れが見られた。これは地下水位が高いためである。

根木は、全体的に湿気にによる蒸れ腐れ的な劣化が見られた。

床板は、後世に修理された材が多かつたためか、再用に耐えられるもののが多かつた。

小屋組

雨漏れから来る母屋、梁の蟻害が、と十八~三十の母屋とへ三十~五十の梁があり、地盤から柱を通ってを十八~二十の中引梁に伝った蟻害は無かつた。土間（つし天井）の小屋組は、カマドの煙の効用だったのか壁廻り大引は、圖11に示す様にオドコノマとダイドコロに湿気による蒸れ腐れが見られた。これは地下水位が高いためである。

雜作

外部大壁は亀裂、剥落が甚しかつた。土間部背面にも剥落が多い。居室部の色壁は、後世に塗り加えられたものであつた。茶室も近年塗り重ねられていた。

敷居はいづれも表面が磨耗し、特に出入りの多い土間部と居室部境（十八通り）が甚しく、突き止め溝も当初のものが掘りなおされていた。天井板、廻り縁、長押は、保存良好であった。建具は土間部に当初のものは無いが、居室部オクザシキに建設時のものと考えられるものがあり、保存は良好であった。雨戸は、板の破損が甚しく木製コマも変形し、開け閉めも容易になかつた。座敷部にあるオドコノマ、ザシキの貼壁に、壁下地の破損と絵画の剥落が見られた。壁は、床からの湿気で疊床が腐朽していた。板も当然蒸れ腐れによる破損が甚しかつた。

屋根

屋根瓦は劣化・変色、割れが随所に見られ、茅土の老化による葺足のずれが大きかつた。鬼瓦、軒瓦の落下欠失も多く、全体的に緩みが見られた。土間上は雨漏れが甚しいため、近年ビニールシートにて養生していた。特にカマヤ上部の屋根は、解体中に野地の腐りと共に瓦が落下する程に破損していた。茶室は全面にビニールシートを覆い、雨漏れを防いでいた。

軒廻り及び妻破風

二階軒廻りは、正面、東面、土間北面が塗込壁で、各所に剥落を生じ、正面中央は、近年モルタルで下地を補修しており軒が波打つていて。北面部は土が落し、下地繩が見える箇所が多かつた。妻破風は全て塗込めであつたが、上塗りが剥落していた。

壁

外部大壁は亀裂、剥落が甚しかつた。土間部背面にも剥落が多い。居室部の色壁は、後世に塗り加えられたものであつた。茶室も近年塗り重ねられていた。

第二節 修理前の状況

第一項 立地

富田林寺内町は低い谷地を開発し、南北に六筋、東西に七町の町割りを敷き、当家はその南西の一区画を占めていた。喜水の古図によると、杉山家の旧敷地の一区画は、南北二十間余、東西二十五間余とある。一間を六尺五寸とすれば約六十九・七mとなり、ほぼ現在の北側と同じ長さになる。現在の西側は、約四〇mあるので二十間になる。ただし西側は、明治に変わっている。建物はほぼ平らな土地に建設されているが、土地は南東に緩やかな傾斜を持つている。喜水の古図によると、屋敷のほぼ中央に排水路（悪水）が通つていて、東へ流れていた。井戸は、西から座敷北庭、二ワヒロシキ北、カマヤ北室場境、それに米蔵西の四ヶ所である。酒造りとして使用された井戸は、位置的にカマヤ北室場境のように考えられるが、現在はこの井戸には水がほとんどない。喜水の古図に記されていないが、現在の敷地西南の隅には稲荷の祠が東門の位置に置かれている。

現在市が杉山家から買入れた敷地は西半の三百九十二坪で、主屋と西藏と北蔵は譲受けたものであるが、西藏は、喜水の古図の北西にある二階土蔵を明治十三年に現在の位置に移したものである。北蔵は、一部古材が使われていて三間梁を南北に渡している。これは、 NANDO 北に統く角屋と接続していた酒蔵を解体した部材を転用しているのではないかと考えられる。現在のオクザシキ北の庭は、西藏を移した時期頃に角屋と接続する（渡廊下？）も撤去して、拡張したものであろう。

第二項 間取

この建物の平面を説明する場合、土間部と居室部に分けた方が分かりやすいと考えられるので、現状でいう格子の間と四畳の境（解体番付十八番通り）か

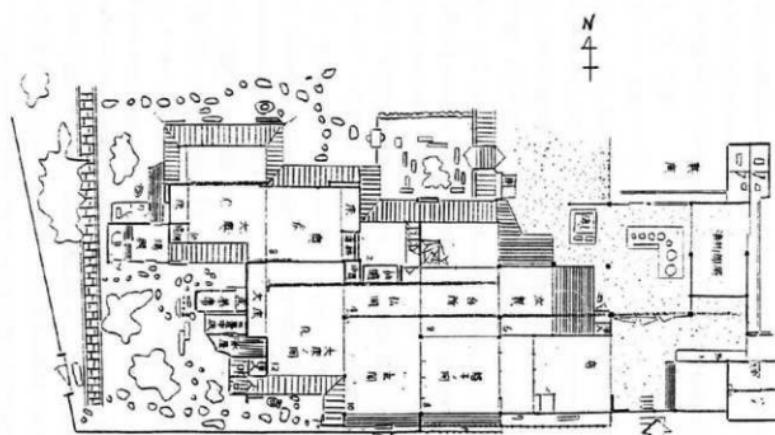


図15 昭和26年頃の平面図

ら東を土間部、西を居室部として説明する。

土間部は、桁行六間、梁行五間半であった。その東側南部に事務室、北部に漁物部屋が接続していた。土間部下手手前が二ツ、奥がカマヤ、上手手前はミセ、四覺、奥は六覺にヒロシキとなっていた。

二ツは桁行三間、梁行一間半で、桁行を四等分して東より三間目を大戸口にしていた。これは後世の大戸口であった。二ツの東は、桁行一間、梁行二間、二階建、本瓦葺、軒塗込の事務室であった。事務室一間分の床板が、二ツに喰い込んでいた。二ツの西にミセと四覺が接続していたが、これも天明頃に拡張したもので、建設当初は土間でこのミセの南から出入りしていた。修理前は、二ツからミセ、四覺(茶室)、格子の間と床が段々と高くなっていた。酒造りが発展して、商売上必要が生じて拡大したのである。奥に六覺その東にヒロシキ(板床)があつたが、明治期のものであった。六覺は建具で囲いをされていたが、粗雑な仕事をしていた。使用人の食事場であったのだろうか。二ツの北には桁行三間、梁行三間のカマヤがあつた。カマヤには戦後の二穴のカマドがあつた。昭和二十六年の「古家物語」に描かれているカマドは、矩折で七穴になつていて、現存しているものは二十六年以降のものであろう。カマヤの東は漁物部屋で、二軒下屋庇になつていて、ヒロシキの北に、背面突出部が取付いていた。東西に二棟が並び、主屋南寄りが桁行三・五間、梁行二・五間で石敷きの土間であつた。北棟は桁行三・五間、梁行三間で、その西半は六覺の内室と西側に廊下、東半は南側が風呂場で北側が脱衣所になつていた。

居室部は、身舎が桁行六間で西に半間の庇が付き、梁行五間に南・北に半間

づつの庇が付いていた。平面は、西南から八覺の格子の間、その北に八覺のダ

イドコロ、その北に四覺の階段室、中央南は一覺の玄関、次に四間の仏間、その奥に奥行半間間口一間の仏壇が置かれていた。当初両脇は物入があつたが、東の物入は、ナンドとの通路になつていた。ナンドは、四覺で東端に階段が置

かれていた。玄関の西に矩折にオオドコノマ十二覺で、二間の床の南面に茶室出入口を兼ねた物入があつた。オオドコノマの北の八覺のザシキには、八尺の床と五尺の達棚があり、床の北には付書院があつた。ザシキの西には、矩折れに十覺のオクザシキが接続していた。部屋の西面には、北から一間の付書院、一間の床、半間の達棚があつた。ザシキ、オクザシキの北側は、庇縁が廻つていた。オクザシキの南側も縁があり、風呂、便所に接続していた。オオドコノマの西には、二覺中板の茶室とその南には半覺の便所があつた。

次に二階部分について記すが、土間部と居室部では床高が違うので、便宜上、土間部分の低い二ツ上と事務室上を中二階とし、居室部上を二階とする。二ツ上は、桁行三間、梁行二間半板張りでカマヤから梯子を掛け登る様になつてゐたが、本来は西に当初の上り口があり、カマヤからの開口部は後世設けたものであつた。この部屋は、物置として使われていた。東に接続した事務室上は、一間四方の平面を持ち板張りになつていて、後世の改造により、天井を設けたり数寄屋風の窓をつけたりして、住める部屋にしていた。北西に一坪程度の階段の踊り場があつたが、階段は消失していた。土間部四覺上は、梁天井で床板も八分板と厚く、人が寝られる位の空間であった。居室部は、桁行四間、梁行五間、を四室に分け、階段室に洋風の廻り階段とナンド東に階段を掛けていた。これらの四室は、明治後期の改造で物置か又は酒造業の忙しい時等、従業員の宿泊に使つてゐたのであろう。当初は板張り、天井なしのガランとした二室があつたが、現状では床を構え、壁を敷き、天井を設け、窓はガラス窓、障子を入れ、客間として整えていた。

第三項 外観

この建物は大きさは三期に分けて建設され、棟もその都度背面に喰違つて建設されているため複雑な外観を呈していた。

桁行は、土間部がシモミセ東部からヒロシキ、ダイドコロ境まで六間、居

室部がヒロシキ、ダイドコロ境からオドコノマ床西端まで六間半で、計十間半、更にオクザシキ二間、東の事務室二間を付加すると十六間半になる。

梁行は、居室部で五間半になり大規模な建物である。建物は南面して建つ。

正面は東端から説明すると、事務室は、主屋と接続し別棟であるが、桁行三間、梁行二間、二階建、本瓦葺。外部は、モルタル塗(戦後)、一階格子窓、二

階ガラス窓と古式な主屋とは不調和な仕上げになっていた。この建物は、明治期に桁行五間、梁行二間の穀物倉(ハメ)を戦後農協の事務室として貸してい

たが、昭和三十五年に新宅を建築する際に東間を撤去し、残りの二間を現状修理前に仕上げていたものである。内部は軒が木板張りで、農協に貸してい

ていた時代のものが残っていた。二階は現状では床板張りであったが、費用があ

つたら人が住める状況であった。明治期に家庭教師が住んでいたということである。

次に二つの部分に移る。外観は三間を四区分している。

東より一面及び四面が腰板張り、二面が格子窓、三面が大戸口である。現状変更調査の項で詳細は説明するが、大戸口が後世この位置に移ったことにより、

格子窓の位置が変っていった。さらに現状ミセ、格子の間境は、三間を二区区分している。親子格子(京格子)をほぼ格子の間と同じデザインにしていた。こ

のミセの前面は、明治期の格子である。今回の現状変更調査によつて、ここは当初の大戸口になる事が分り、大巾に変わったところである。

居室部格子の間の三間は、十八世紀初期の親子格子(京格子)である。東三分の一は、取りはずしができる様になつてゐる。さらに西の玄関(旧ミセ・オク)

は、式台になつてゐる。道路より見られた場合は、正面板塀が塞いでいる。この正

面板塀も式台も明治期のものである。

次に上層部むし窓について説明する。土間部分は、当初と考えられる鳥居型むし窓が三ヶ所ある。居室部は、ガラス窓が入つてゐたが、明治期に板張

室部がヒロシキ、ダイドコロ境からオドコノマ床西端まで六間半で、計十間半、更にオクザシキ二間、東の事務室二間を付加すると十六間半になる。

りの部屋を改造し、疊敷きにした時のものである。土間屋根東上部に煙出しがある。

オドコノマは雨戸縁で、桁から内法間は連子格子である。その西は、半疊の便所と二疊中板の茶室が取付いてゐる。便所、茶室とも、腰部は杉皮を張つてゐる。便所檜下の鳴居間は、真竹を連子にしている。

オクザシキは雨戸縁で、桁行内法間は組子連子であった。西端半間に戸袋が付く。オクザシキ西に、指定外であるが明治期に建設された便所・風呂が付く。

桁行二間、梁行一・五間、桟瓦葺、東戸口袋、漆喰塗、腰部ひしぎ竹張りである。

次に西面について説明する。

この建物外観で、一番特色のある面である。棟が段違いになつて、南流れに破風が四段平行に並ぶ姿は壯觀である。

オドコノマ西面に半疊の便所、墨根は桟瓦葺。その北に二疊中板の茶室。墨根は南北に流れる切妻屋根で、南面が桟瓦、北面が杉皮葺である。西面の壁は三区分されている。間取としてみると、中央が手前覺で南が水屋、北が客間となる。水屋と客間は腰部杉皮張りである。中央は下地窓、その上部は刀掛がある。

オクザシキ南半に指定外である便所、風呂が付く。墨根は桟瓦葺、腰部ひしぎ竹張り、壁は漆喰塗、オクザシキ西半は桁下は組子連子、木口縁、雨戸内法鶴居は二間半通し。ザシキ背面の屋根は桟瓦葺、桁下内法間もオクザシキと一連の組子連子、木口縁。ナンドとザシキ境に戸袋杉削板張り。ナンド北隣段室北

の庇屋根は本瓦葺。現状変更の項で説明するが、この庇も明治期のものである。

階段室までの二間半は、無双連子が内法上に入っていた。その上桁下間に漆喰壁、木口縁、 NAND、階段室間に戸袋があった。土間、階段室境東より半間は、背面突出部の通路になっていた。NAND、階段室上の外観は、明治期の二階の改造の際にNANDが板戸、階段室上がガラス窓になっていた。土間は底部から説明すると、階段室東より三間は背面突出部と接続していて、柱は抜きとられ開放的になっていた。更に、東半は後世の改造で下屋をつけ、格子、ガラス戸、連子窓と粗雑な造りである。上層はや丸みのある角入平角形のむこう窓が三ヶある。演物部屋二間が切妻、北面に庇付、連子窓、腰板張り。

東面は、上層入母屋棟にまたがって煙出しが付く。演物部屋の下屋庇、壁は、モルタル塗。入口はガラス戸引違い。南端に梁行二間切妻の事務室。壁はモルタル塗。破風板も塗り込められていた。これらモルタル塗は、昭和三十五年に塗り変えられたものである。

第四項 住まい方

ここで杉山家平面より、修理前の各部屋の住まい方について記す。杉山家の建物、生活について、石上露子「自伝・落葉のくに」と杉山好彦「古家物語」に触れている箇所があり参考になる。

ニワは、喜水の古園によると酒桶と書き込まれているから、ここはシモミセとして使われていたのであろう。ニワの西、六畳はミセと呼ばれていたので、ここで番頭が座つて商売をしていたのであろう。その東、四畳は、茶室にしていた。これは商売上重要と思われる人を、接待していたのであろう。六畳、ヒロシキは、従業員（番頭、丁稚、女中等）の食事場であったのであろう。明治中頃以降は酒造業を止めているので、この土間にある六畳、四畳（茶室）は、地主としての経理、株の売買等の事務室的な役割を職前迄していたのであろう。ニワから店六畳・四畳（茶室）・格子の間と床高が段々と高くなっているの

は、酒造業が発展して店を拡げる必要が生じた事により、シモミセ、ミセ境の差物下端と床框の内法の関係から偶然に三段構えになったものと考えられる。背面突出部は、明治後期か大正頃の建物で使用人の部屋でなかつたるうか。居室部について説明すると、格子の間はもとはミセであつたが、後世土間にミセを移すことによって商売と関係のない家族の部屋となり、南面に格子があるので格子の間としたのであろう。

その北はダイドコロであるが、ここは家族の食事場であろう。この部屋北面の差鶴居上に神棚が置かれていた。ダイドコロの北の階段室（四畳）の西半に廻り階段があるが、これは明治後期頃の洋風階段である。当初は矩折の階段があつたことが考えられる。格子の間西にある十畳（玄関）は、当初はオクミセであったが明治期に玄関とした。炉が切られていたことにより、茶をたてられていたようだ。この南面を式台構えにし、道路面の堀を二間半延ばし出入口を設けて、晴れの儀式の折にはここを使っていた。

从間は四畳で、北面には四枚の襖が入り一間の从間が置かれていた。東半間はNANDへの通路になっていた。

オオドコノマは、この建物の部屋で一番広く十二畳あり、二間の床は壮觀である。この部屋は大広間として茶会も開かれていたのであろうし、能も舞われていたようである。炉は、新旧合せて三ヶ所切られていた。ザシキ八畳は、一間の床、違席もありまとまつた部屋である。好彦の祖父團郎は、この部屋で永眠していることが記録されていた。ザシキ八畳とオオドコノマ十二畳の襖を取払うと二十畳の大幅屋になり、冠婚葬祭に使っていた。

オクザシキは十畳で南北面に開口部があり、この建物で一番明るく庭を眺めののに一番適している。杉山孝子は、晩年この部屋で過ごすことが多かつたと云われている。オクザシキの西に明治期の風呂便所があるが、ここは客人用のものであつたらしい。風呂は子持風呂釜が置かれていた。

オオドコノマの西に、茶室が接続している。二階中板の席で、貴人口が北面にあるが待合所が無いところから考えると、オクザシキが待合所を兼ねていたのではないかと考えられる。亭主は、オオドコノマ西面からの出入口を通って水屋に入る。

現状ニワ上中二階は、カマヤ西面から梯子を掛け上り物置として使われていた。言伝えによると、この中一階に使用人が寝泊りしていたと云う。

事務室二階は、前記した様に穀物倉（ハス）を明治期に改造して住居とした。この部屋は、杉山孝子の家庭教師が宿泊に使っていたと記される。居室部二階も、前記した様に明治末頃にガランとした物置の部屋を四区分して天井と壁を入れて、住居としての構えにした。三室に床を設けていることにより、客室等に使っていたのかも知れない。

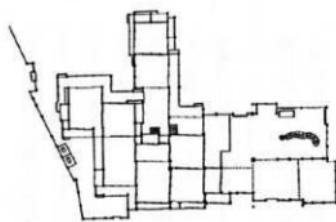
第三節 改造の経過とその復原

第一項 改造の経過

この建物は、土間部が十七世紀中期、居室部が十八世紀初め（宝永頃）、オクザシキが享保十九年（一七三四）であることが今回の解体工事調査で判明した。その詳細は後に記すとして、建物平面の変遷を説明する場合、前身の建物規模も考へなくてはならない。土間部が初めて次に居室部という事は、建方としては変則的である。土間部と居室部では約半世紀の時代差がある。その時代差を考えるには、どうしても前身の建物を知らねばならない。

前記したように、万改帳（寛永二十一年～一六四四）には「九間二四間わらや」とあり、規模及び屋根が茅葺であったことが分る。
ここで桁行九間に梁行四間の南河内地方の典型的な間取を推定してみる必要がある。前身建物を発掘調査をして考察すべきであつたが、居室部は今回解体しなかつたこと。土間部は、現状の柱間装置の復原のための発掘調査であつて、

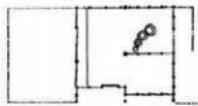
前身建物までは調査しなかったこと。したがつて実証的な前身建物の間取に関する資料が得られなかつた。既に林野全孝氏の「近畿の民家」の研究によると、南河内は四間取型に分類され、十七世紀の遺構として整形四間取型・重文吉村家・重文山本家等が描かれているので、それを参考にさせてもらう。現状の旧杉山家の土間部も参考にしてみると、図Aのようないわゆる平面が推定できる。この平面が寛文二十一年とする、この推定建物が仮に寺内町創立水塚年間（一五六〇年頃）の建物としても八十年余りになり、掘立柱でもなければ十分に耐えると考へられる。この前身建物を、初代良左衛門が当主であったと考へられる慶安二年（一六四九）～寛文八年（一六六八）の時代に、土間部分を解体して基礎石から新規にやりなおし現状の本瓦葺にした。居室部分は茅葺のままであつたのである。そして居室部は一八世紀初期（宝永頃）に解体され、礎石から新規にやり替え、図Cのように間取り多くとり、土間部分の庇と上層の屋根は、それぞれ一連の屋根として揃えた。さらに享保十九年に図Dのようにもオクザシキを増築した。この間享保十二年（一七二七）に土間ヒロシキ南に三間の部屋を増設し、その際に大戸口を東に約二尺移して、宝暦年間頃にシモミセに出入り口を設け、漁物部屋を拡張して十六のカマドを造った。流しも北に張出した。シモミセ東も柱を切断して梁を入れ、東の部屋と行ききができるようになした。おそらく宝暦頃には酒蔵も建設し、酒造業が發展して来て使用人の数も増えたためであろう。図Fは天明八年（一七八八）頃の平面図であるが、ヒロシキ東に六間を拡張し、ミセとした。三間も南に半間張出し四間にしている。シモミセ北面西の間の柱一本を切断し、梁を入れている。この天明頃が酒造業として千百三石の酒造米高でピークを示している。その後は現状維持か下り坂になり、建物の規模は、嘉永三年（一八五〇）の古図にみられるように、茶室が天保十年（一八三九）にオオドコノマの西に造られ、その南に半層の便所、オクザシキ西に湯殿と便所が増設された程度である。



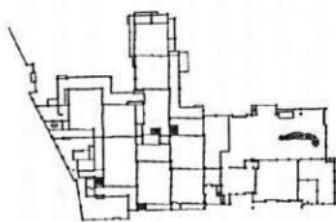
F 明治8年頃(1788)の平面図



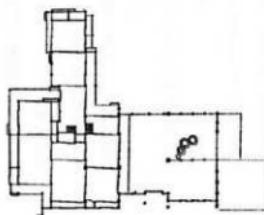
A 17世紀初期頃(1644)頃の平面図
寛永21年(1644)頃の改修によりわらや9間×4間



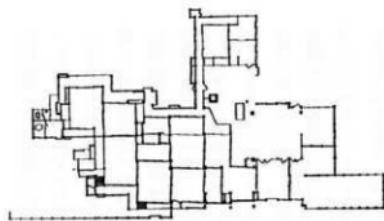
B 17世紀中期頃(1649-1668)の平面図
寛安2年～寛文8年頃



G 寛永3年頃(1626)の平面図



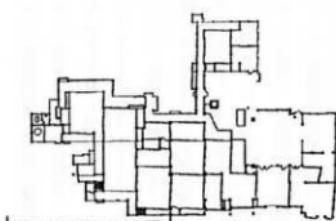
C 18世紀初期頃(1697-1708)の平面図



H 明治期の平面図

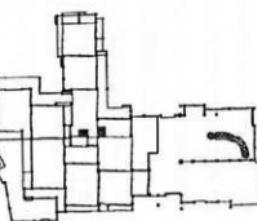


D 享保12年～享保19年の平面図
1727-1734



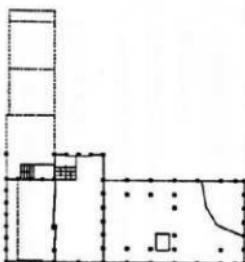
I 昭和期の平面図

図16 一階平面交通図

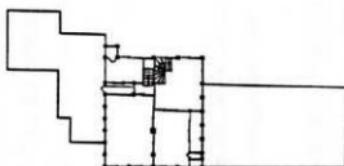


E 18世紀後期(1752)の平面図
1752

原する事が可能であった。



2階平面図(17世紀中期～明治初期)



昭和期の平面図

図17 二階平面変遷図

明治中期になると、図Hのようにナント北にあつた突出部（角屋）が解体さ

れ、ヒロシキ北に背面突出部を増築した。この東に二間半角の物入を解体して、桁行五間、梁行二間の較物倉（ハメ）を増築した。その後、ハメは一部住居として改造された。仏間南の間十疊の南面の格子を式台に改めた。

昭和に入ると、戦後に較物倉（ハメ）を農協の事務所として貸していたが、

昭和三十五年の較物倉（ハメ）東に新宅を建築する必要が生じたので、較物倉東三間を撤去し、現在に至った。

居室部二階は、明治後期にそれまで板の間であったものを、天井を張り四室に間仕切って現在に至った。階段室の廻り階段もこの頃である。ナント東階段も同じ頃であろう。

第二項 復原の時期について

今回の修理では十八世紀の初期に原則として戻すことにしたが、この建物は公共の所有物であり生活をしないという事もあって、十八世紀初期に復

山山には、三百余りもの固有の歴史がある。その長い歳月のうちに改造され、変化していくその姿が民家ではないかという考え方もある。さらにこの家は明治期に生まれた歌人、石上露子（杉山露子）の生家であり、明治期の痕跡を無くしてしまうのは惜しいという説もあった。しかしこの建物は杉山家固有の歴史というよりは、建築史学的観点より重要文化財として指定されたものであり、南河内の農家の間取を土間部分を持つ町家の例として、できるだけ古い姿に復すことの方が、建築史学的見地から考えて優先すべきであるということである。

で十八世紀初期に復すということにした。したがって十間部分にあつた享保十二年（一七二七年）から明治期頃迄に酒造業の発展によって改造されたミセ・四層・ヒロシキは撤去され、十八世紀初期の姿に戻されたため農的な土間空間が復原された。

角屋の復原は、痕跡が残っていたために可能になつたものであるが、平面的には竣工のものより更に八疊の間が延長しているが、今は根柢的明確な部分のみの復原とした。したがつて角屋北面は、切削面的な姿として切妻、腰壁と之間が復原された。

(一) 土間・背面及び東面の板壁について

腰壁は板壁であったが、土壁があつたかは不明であるが、雨に対する土壁を保護するために腰板を取付けることとした。ただし、柱に水切、水切受、地覆は柱横面に穴を彫らない納りとしたため、柱面に添木をしてそれに穴を彫った。

(二) 事務室の復原整備について

事務室部分は、当初は正面庇と一連の屋根であつたことが痕跡によりわかつた。三枚の古國のうち天明以降の二枚には白米倉と書かれ、嘉永の古國によると、四疊半の部屋の図と「物入」と書き込まれている。現状では明治期の較物倉が改修されていたが、現状変更は正面庇と一連の屋根とし、内部はほぼ現状

の規模として仮設的に床を設け、この建物を公開するにあたって管理人等の事務室として使用できるよう整備した。正面の腰板は、現状のものを参考にし

た。出朽方木は、正面底のものを参考にした。

(三)居室部二階の間仕切について

中央の間仕切二間の南柱面に突き止め溝の痕跡があり、又北柱の面に胴縫穴と腰板の取付いた痕がある。二間を四等分して方立を立て、北西端に袖壁を付け三枚の板戸を入れた。

第四節 現状変更

第一項 現状変更要旨

今回の解体調査の結果、この建物の旧規をほぼ明らかにすることができた。

この建物は市所有のもので個人所有のように生活するものではないため、市と文化庁の協議により、できるだけ当初に近い姿を再現することによって、

文化財的価値を高めることができるとして、文化財保護法の規定に基づき、復原

のため現状変更許可申請書を昭和六十年十月一日提出し、同年十一月九日にそ

の際の要旨と説明の全文を、次に記しておく。

現状変更要旨

一、土間北側の側柱を旧位置に復し、西半の突出部と東半の張出部を撤去する。

二、漁物部屋西面の梁を撤去して通し柱を復し、また、東側半間通りを撤去して底を整える。

三、東南隅突出部の棟を下げる軒先を主屋正面の庇に揃え、内部を整える。

四、ブツマ背面に梁間二間の二階建角屋を復旧整備するとともに、四疊室背後

の庇を整える。

五、土間に張り出した四疊・六疊・ミセおよびヒロシキを撤去し、その前面側通りを半間北に移して大戸口を復する。また、土間西端に上り縁を整える。

六、ニワ東端の板敷と間仕切を撤去とともに、北面登り縁西間中央に柱を立て、壁に復する。

七、土間中央の煙返しを約二〇センチメートル下の旧高さに復する。また、この西の天窓を撤去とともに蓋屋にクドおよび波しを復旧整備する。

八、二疊前面の上り縁を地袋付出格子窓に復するとともに、板塀の取付部を二間半西の旧位置に復する。

九、ブツマ北面東端間に戸棚を復する。

十、二階中央の間仕切以外の間仕切と天井・畳および押入、トコを撤去して二室の板間に復する。

十一、柱間装置を別表のように復旧整備する。

十二、ザシキおよびオクザシキ背面側の棟瓦葺を本瓦葺に整える。

第二項 現状変更の説明

旧杉山家住宅は寺内町富田林に所在する町家である。旧屋敷地は町割りの一区画を占める広大なもので、その南西に主屋があり、かつては主屋の東から土蔵が建ち並び、屋敷地の東面から北面にかけても土蔵が続いていた。西面は今も塀が残り、往時の面影を良く残している(注一)。

当家は寺内町の創設に係わった旧家の一つで、江戸時代を通じて富田林年寄八人衆の一員として町の経営に携わったと言われる。旧来の稼業については明らかでないが、貞享二年(一六八五)に酒造株を取得した後は、造り酒屋として成功した(注二)。明治中頃酒造業をやめ、現在では主屋と僅かの付属屋を残すのみである。

主屋は南側の街路に沿って土間部と居室部があり、その西に少し後退して座敷部が建つ。更にその西裏に奥座敷が接続し、座敷部前面から西方には塀で囲い込む。

建物の建築年代は土間が最も古く、十七世紀中頃に遡るとみられ、居室部は十八世紀初め頃に建て替えられたものと考えられる（注三）。この頃に土間下手の下店東面に梁を入れ、柱と壁を撤去して東の建物へ行き来できるようにしたようである（注四）。享保十九年（一七三四）に奥座敷を増築するが（注五）、この頃に土間の居室前方に三層を造り（注六）、これに伴って大戸口をやや東に移動した。十八世紀中頃（注七）には、土間後方の東側に接する庇を抵觸し、ここに十連の大クドを設け（注八）、土間と庇間に梁を入れて間仕切を撤去し、また、土間背面の東半をやや張り出した。大戸口を下店前の現在の位置に移したものとの頃であろう。その後、土間南西隅の三層を半間南に拡張して格子構えにし、この東、下店までの間に部屋を設け、これに伴って下店北面西の間に梁を入れ、柱と壁を廃して大戸口からまっすぐ奥の土間に進行るようにした。次いで、天保十年（一八三九）頃に座敷西面南方に茶室を建て（注九）、明治初め頃に西側の道路が現状のように南北にまっすぐ奥の土間に進行することになった。天保十年（一八三九）頃に座敷西面南方に茶室を建て（注九）、明治初め頃に西側の道路が現状のように南北にまっすぐ奥の土間に進行することになった。天保十年（一八三九）頃に座敷西面南方に茶室を建て（注九）、明治初め頃に西側の道路が現状のように南北にまっすぐ奥の土間に進行することになった。天保十年（一八三九）頃に座敷西面南方に茶室を建て（注九）、明治初め頃に西側の道路が現状のように南北にまっすぐ奥の土間に進行することになった。

（注一）嘉永三年（一八五〇）の古図による。

（注二）当初三十石であった酒造米高は元禄十年（一六九七）に百四石、天明五年（一七八五）に千百三石と著しく発展を遂げている。

（注三）土間部の番付けはこの部分で完結し、居室部は土間部とは別の一連の番付けとなっている（次頁図参照）。土間部・居室部の柱西面に現在の大引より低い位置に旧大引の枘穴があり、枘も一箇所切断されて残るが、これに対応する二間西通りの居室部の柱にはこれと対応する大引仕口がない。また、土間部・居室部の小屋組は土間部の小屋組を一旦組み、その棟木・母屋の上に更に小屋東を立て一段高い居室部の棟木・母屋を受ける姑息的な納まりとなっている。

以上から、居室部・座敷部の方が土間部よりも後で建てられたと考えられる（但し、土間部が建てられた時居室部がどのような形であったかは詳らかでない）。

土間部の建築年代については、桁に木材の納入先を記したと思われ

て底部分を漬物部屋にした（注一）。昭和三十五年には主屋の東に新宅を建築するため、土間東面南半の建物の東三間を切り縮め、外壁をモルタル塗りに改めた。

富田林市は、この住宅の保存のために、昭和五十八年土地・建物を譲り受け、同十二月に重要文化財に指定された。

以上のよう、今回の半解体修理に伴う調査によつて、建築の経緯とその後の沿革が概ね明らかとなつたので、これを機にこの建物が整った十八世紀中頃の姿に復旧整備する。但し、享保十九年に増築された奥座敷は存置し、今後の保存活用を考慮して後設の茶室・便所等も現状のままでする（注一）。

る「杉山長左衛門」の墨書きがある。初代長左衛門は寛永二十一年（一六四四）に二七才（河内石川郡之内富田林家数人數萬改帳）、寛文八年（一六六八）に没している（墓石銘）。長左衛門の父九左衛門は慶安二年（一六四九）に五十五歳で他界している。

従つて、上間部の建築年代は慶安二年から寛文八年の間と考えられ、部材や構造手法からみても、この頃と思われる。

また、居室部・座敷部の建築年代は後述する享保十九年の奥座敷の建築までの間であることが明らかである。この部分の大引に「杉山長左衛門」の墨書き（但し、この材に押された材木屋のものと思われる刻印は先の同名の墨書きのある桁の刻印とは異なる）があり、元禄十年頃の当主二代目長左衛門を指すものと考えられる。

（注四）下店東面に架かる梁はこの西に架かる下店三本の当初の梁と同様の材であるが、当初の梁が柱に納差し込み棒打ちであるのに対し、この梁だけは雁踏となっている。また、この梁の架かる南北柱の内側には貫穴と小舞穴があり、さらに現在梁上に立つ三本の束はもの柱であったことが番付から分かる（この建物は東には番付を付けない）。これらのことから土間部の建てられた当初は下店東面は半間毎に柱が立ち、壁であったと考えられる。

（注五）奥座敷小屋墨書き

草保十九年仕候

なお、奥座敷は居室部・座敷部とは別の番付があり、現在奥座敷が取り付く座敷部西面には底の垂木掛が残り、北西隅には隅木の仕口があることから、奥座敷は後の増築で、元は座敷北面の縁が西面に延つていたことが知られる。

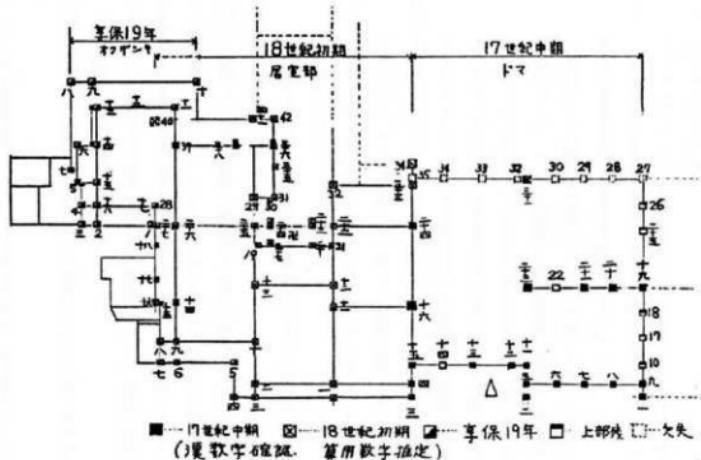


図18 旧柱番付図

(注六) この時に三層南面(現在の四層南より半間北通り)に垂物を入れ、こ

の中央の柱の下部を切除するが、この差物の履納に「ひのとひつじ年
新堂村大工七兵衛 半七」の墨書がある。「ひのとひつじ年」は享保十

二年・天明七年が比定される。杉山家文書(京都大学所蔵)「享保八年
卯正月吉日 萬留候」の草保七年の項に「大工七兵衛」とある。また、

部材からみても三層を設けたのは奥座敷の建築と同じ頃と思われる。
これのことから三層の増設は享保十二年と考えるのが妥当であろう。

(注七) 旧ミセとその東の十覺境の敷居に「癸 寛政三年 西三月廿五日 大

工与左衛門 同忠右衛門」の墨書がある。現在の土間東面北半の庇の
垂木掛けの仕上げとこの敷居の仕上げは類似しており、また、現在の庇

の部材の感じからみて十八世紀中頃の改造としてよいであろう。

(注八) 嘉永三年の古図に描かれている。また、発掘調査の結果大クド跡が確
認された。

(注九) 杉山家文書(京都大学所蔵)天保十年の「年中録」に「五月十五日西

三層敷席開茶こと」の記がある。

(注十) 主屋背後の西蔵二階柱に「明治十三年辰年六月移造」の墨書がある。

嘉永三年の古図には西側の街路が斜めに描かれ、この土蔵が現在より
東に描かれている。現在西側の街路は主屋とほぼ平行である。明治十
三年頃に街路が付け替えられ、敷地が拡張されて土蔵を曳屋したと考
えられる。

(注十一) この建物は番付と古写真から、もとは桁行五間であったことが分か
る。この建物は番付と古写真から、もとは桁行五間であったことが分か
れる。

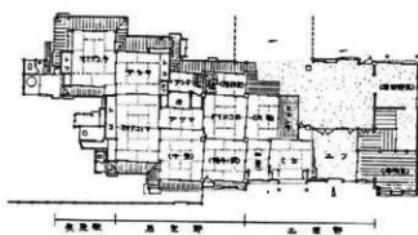
(注十二) これらの改造は丸釘を用いた仕事になる。

(注十三) 修理後は一般公開するとともに、座敷や茶室は市民の集会などに利用
する計画である。

一、土間北側の側柱を旧位置に復し、西半の突出部と東半の張出部を撤去する。



変更平面図



現状平面図

図19 一階現状及び変更平面図

土間北側は現状、煙返しを受ける北柱より東は、この柱通りより約一・五尺張り出し（注一）、西は背後の付属屋へ行く渡りが取り付いている（注二）。これらは後世の改造である。

煙返しを受ける北柱から東には当初の桁が残り、この桁の納穴から、演物部裏壁までの三間を四等分した位置に柱が立つていてることが分かる（注三）。また、発掘調査によって礫石の掘方と根石が検出され、この位置に柱が立つことが裏付けられた。

西半については、渡りを増築した際に桁が取り替えていて、これからは分からぬが、発掘調査の結果、煙返しを受ける北柱から一・二尺、六・五尺、五尺間で柱が立っていたことが知られた。

この間の柱間装置は、煙返しを受ける北柱の東間が格子窓、西間が壁となるほかは明らかでないが（注四）、東より第一・二間を壁、第一・四間を格子窓板戸引違、第五間（一・二尺間）壁、第六間板戸片引（背戸口）、第七・八間を壁に復旧整備する。

以上によつて、土間北側の側柱を旧位置に復し、柱間装置を整え、西半の突き出部と東半の張出部を撤去する。

（注一）この張り出しは西寄り一間が約一・五尺、東寄り一間が約一・二尺の出である。この約一・二尺出た通りの桁は脇廊頭に土間東面北半の底延びて残っている。西側の張り出しは丸釘仕事である。このことから、明治以前は約一・二尺の張り出しが更に西まで延びていたことが分かる。

（注二）渡り部分は小屋をトラス組とした丸釘仕事である。明治後半に背面の二階角屋を撤去した時に造られたものであろう。

（注三）二階部分は小屋をトラス組とした丸釘仕事である。明治後半に背面の二階角屋を撤去した時に造られたものであろう。



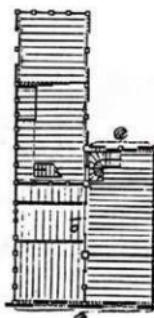
図21 旧土間北側通り柱間装置痕跡図



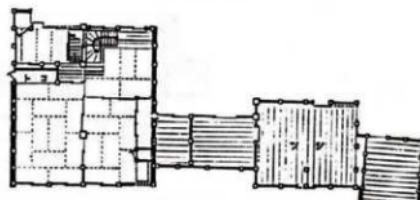
図22 ニワ大戸口復原痕跡図



図23 十畳前面格子櫛痕跡図



変更平面図



現状平面図

図20 二階現状及び変更平面図

(注三) このものとの柱位置は下店の南面および北面の柱割りと同じ割りである。

(注四) 煙返しを受ける北柱東面に窓の數・鶴居仕口と格子の横廻穴がある。

なお、この間に小舞穴があるが、窓の仕口の方が古いと思われる。ま

た、この柱西面には小舞穴がある。

二、漬物部屋西面の梁を撤去して通し柱を復し、また、東側半間通りを撤去し

て庇を整える。

現在、土間・漬物部屋境約三間半は梁を架けて、梁下に三本の柱を立てて間

仕切を造っている。この梁は寶慶頃に土間東面北半の庇を抵張した時のもの(注

一)、間仕切は明治後半頃のものである。

この梁を受ける北柱の南約一・二尺の位置に、この通りに架かる桁に柱柄穴

があることから、柱が立っていたことが分かる。また、梁の上には三本の東が

立ち、桁行の梁を受けているが、このうちの南より第一の東下端には柄と現在

の梁とは異なった胴付の欠きがある。第二・第三の東は下端が切断され、梁と

は突付けとなっている。この二本の東のうち、第二の東には柱番付がある(注

二)。さらに発掘調査によつて、礎石の掘方が発見された。また、梁の架かる南

柱の柄穴に以前の納穴の痕跡が僅かに残っている。これらから、旧はこの通り

は要旨で述べた土間北面側通りに柱が立ち、この南に約四尺間隔で柱二本が

立っていたことが知られ、南間約一間半は梁が架かり、中央に東が立つことが

分かる。柱間安置については南間一間半が袖壁付板戸片引(注三)とみられる

ほかは明らかでないが、第二・三間は壁であったと思われる。

次に現在の漬物部屋は約二間幅の庇造りとなっているが、この庇の垂木掛け

の約三尺下方に架かる妻梁に垂木彫りと釘穴があることから、もとは現在より

出の小さい庇であったと考えられる。出については詳らかでないが、垂木彫り

のある妻梁が背面の下屋庇の垂木掛けと同じ高さにあることから、背面の庇と

同じ約八尺の出に整える(注四)。なお、柱位置は先に述べた土間東面の柱割り

に據え、庇廻りの柱間装置は東面北第一間と南面東面を板戸片引とするほかはすべて壁とする。

以上によつて、漬物部屋西面の梁を撤去して通し柱を復し、柱間を整え、ま

た、東側約半間通りを撤去して庇を旧規に復旧整備する。

(注一) 本文注七参照

(注二) 第三の東からは番付が発見できなかつたが他の柱番付からみて、この東も柱であつたと考へられる。

(注三) 南柱北面には梁の柄穴、下方に鶴居仕口と貫穴・小舞穴がある。鶴居仕口の方が古いためられ、また、この間中央方に方立柱のものと思われる礎石の掘方があることから、この間は袖壁付板戸片引であつたと考へられる。

(注四) 屋根勾配は約五寸となる。背面の庇との納まりについては、北より第二柱に架かる桁行の梁東端に鶴居仕口があり、ここに登梁が架かつたものと考へられる。但し、垂木彫りのある妻梁北端に隅木の仕口はない。この梁の北端部分は廻りして明らかでないが、隅木戸は釘留めされていたものであろう。

三、東南隅突出部の棟を下げて軒先を主屋正面に据え、内部を整える。

現在、土間の東側南半に建つ二階建ての事務所は、明治初めに建てられた桁行五間の建物を、昭和三十五年に東三間を撤去して改造したものである。

土間東面の外壁南半には、この事務所の屋根の取り付く北側に、これより若干横の低い屋根の取り付いた痕跡があり、この部分は壁の裏返しがなされていない。また、要旨で述べた妻梁の垂木彫りがこの屋根の取付痕跡部分にない

ことから、当初からここに主屋とは別構造の建物があつたことがわかる(注一)。この屋根取付痕跡の南の流れを延長すると丁度主屋の正面庇に揃う。さら

伸びていた桁の端部も切断されて残っている。これらのことから、土間東側南部および柱間装置については明らかでなく、また、敷地の制約もあるので、桁行約二間、梁間約二間半（注三）とし、ほぼ半間ごとに柱を立てて、屋根は本瓦葺、東端を切妻造とする。外壁は大壁造りとし、東側中央一間に格子窓を設ける。また、西面の下店境は中央を板戸引違、両端間を真壁とする。内部は低い板エカ張りとする（注四）。

以上によつて、東南隅突出部の棟を下げる軒先を主屋正面の庇に備え、外観および内部を整える。

（注一）本文注一参照。

（注二）主屋の柱に棟木や母屋等の取り付いた痕跡がないので、別構造の建物であったことが分かる。なお、喜水の古図にも別構造の建物が描かれている。

（注三）梁間は屋根取付棟路と北側の庇、および南側は主屋東面前端間の繋ぎである。

（注四）修理後、この部分は公開のための管理室として利用する予定である。

四、ブツマ背面に梁間二間の二階建角屋を復旧整備するとともに、四疊室背後の此を整える。

ブツマ背面は現在四疊のナンドがあり、その北には半間幅の縁がザシキ北面の縁から炬の手に廻っている。

ナンドの東寄りには階段がある。この階段および北面の間仕切り、縁は丸釘を用いた仕事になり、明治後半頃の改造であることが明らかである。

もとはブツマ背面に二階建の角屋があったことが次によつて知られる。

ア、ナンド東北隅の通し柱「あ」の北面に胸差仕口と二階軒桁仕口があり（注一）、軒桁のすぐ下に内側に寄つて鶴居仕口と二本溝の当たりがあり、その外

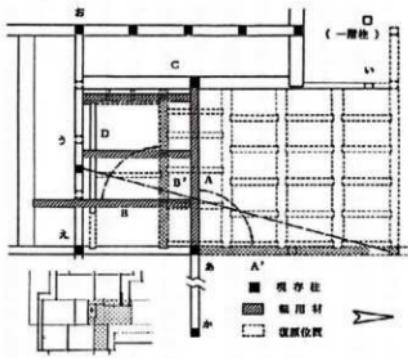


図25 角屋二階床伏復原図

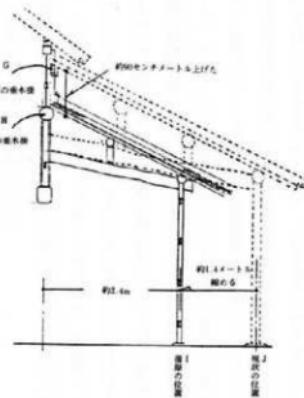


図24 東面断面図現状位置と復原位置

寄りに小舞穴がある。また、胴差仕口下に天井の透線仕口および四本溝の敷。

鷹尾仕口と当たりがある。

イ、胴差仕口のすぐ上の東角に庇の垂木掛け仕口があり、柱「あ」と柱「か」の間にに入る胴差北面にこの垂木掛け仕口と合う垂木の当たりがある。また、この下の差鷹尾北面、柱「あ」より約四尺東には庇の桁の仕口、その下に無目鶴居と一筋溝の大入仕口がある。さらにこの真下には足固材北面に縁板の仕口がある。

ウ、ザンキのトコ背面に二階大引を受ける材「C」が残り、この北端は切斷されている。また、この通りの柱東面には天井透線の取り付いた痕跡がある。

エ、現在、 NAND 北面に入る胴差「A」は転用材で南面に二階大引仕口がある。

この材は（ア）で述べた柱「あ」北面の胴差仕口と一致し、ここに戻すと（ウ）で述べたザンキのトコ裏の大引受け「C」の二階大引仕口と仕口が対応する。

オ、柱「あ」より一間南通り「えくお」に架かる二階ユカ梁は他より約一・三尺低い高さにある。この梁上端に半間毎に三つの柱枘穴がある。また、この中央の柱「う」は上部が現在後補の梁の上に東として残つており、この北面には横木の仕口がある。なお、柱「え」の西面と柱「お」の東面に貫穴と小舞穴がある。

カ、柱「え」と柱「あ」間およびこの二間西、柱「お」から北へ延びる二階の桁内面に対応して化粧垂木庇の仕口がある（注二）。

キ、「えくお」通りの内側に摺戸受け「D」が両端を切断されて残っている。ユカ梁「B」にも決りがある。「あくえ」間に入る差物の西面、柱「あ」から約二尺南に東の欠きと留釘穴があり、ユカ梁「B」をここに戻すと、摺戸受け「D」北面の櫃仕口が対応する。

以上から、ブツマ背面に二階建の角屋が突出していたことが分かる。また、この角屋の規模については、嘉永の古図により（注三）、ブツマ北がほぼ七疊半

の大部屋、その北に八疊二室が続くものであったことが分かる。またこの七疊半室の東北柱がナンド上の二階の柱に上半を切削して転用されていた（注四）。

よつて、ブツマ背面に梁間二間、東面庇付きの二階建角屋を復するが、規模は古図に描かれる二つの八疊のうち南の八疊室まで、ブツマ背面より約五間とし、北端を切妻造に整える。柱間装置については、一階東縁東西戸建（注五）、縁、部屋境腰附明障子引違（注六）、北面は半間毎に柱を建て各間壁（注七）、西面は古図を参考にして三間とし、南二間を土壁、北間は格子窓として板戸と障子を片引、室境は上欄間付腰引違とする（注八）。

二階はユカを板張りとし、東・西面とも一間毎に柱を立てて各袖壁付板戸明障子片引（注九）、北面は半間毎に柱を立てて壁（注一〇）、北より二間南通り引違板戸を入れて二室に区画する（注一一）。また、一階南室約半間通りを板戸張りとしてここに西向きに登る階段を復旧整備する（注一二）。

次に、この東の洋風階段のある四疊北面は、西と一連の縁となっている。これも明治後半の改造になるものである。この間の北面に入る胴差上端には一・二尺間隔で垂木を留めた釘穴があり、もとは庇が今より約一尺低かったことが分かる。この庇の出と高さは明らかでないが、この桁の西端は角屋の庇桁に架かっていたとみられるので、屋根勾配を他の庇と同じ五寸とし、約三尺の出の溝縁に整える。

（注一）軒桁仕口には切削された軒端部が残っている。

（注二）この部分は居室部の屋根の小屋裏となる。

（注三）この図はこの部分に若干の誤りがある。

（注四）この柱には、柱「あ」の北面に対応する足間・内法貫穴・四本溝の敷居鷹尾仕口とその当たり・胴差仕口・天井透線・垂木掛け仕口がある。なお、古図ではザンキ北縁の北柱通りに七疊半の東北柱を書いているが、北縁の東北柱で西から延びる足固材が小根柄となり、また、この

柱には現在の仕口以外の歌・鶴居仕口がないことから、七疊半の東北柱は縁の北側より少し北に寄って立つ柱の通りにあったものと思われる。

(注五)

「イ」で記した四疊北面差物北面に無目鶴居と一筋付鶴居仕口がある。

(注六) 柱「ア」北面およびこの北に立つ転用されていた柱（以下転用柱と略す）南面に四本溝の敷・鶴居の痕跡がある。また、転用柱北面にも同様の痕跡がある。

(注七)

北面はこの北に統いていた八疊を復さないことに伴う整備。

(注八) 転用柱西面に三本溝突止めの鶴居仕口および一本溝の欄間鶴居仕口がある。

(注九) 「ア」で記したように柱「ア」北面に内に寄った一本溝の鶴居痕跡とその外寄りに袖壁の痕跡がある。南より第二～四間および西面各間はこれに倣って整備。注七参照。

(注十)

転用柱西面に敷居仕口。なお、この柱は二階の敷居仕口より約一・五尺上で切断されている。

(注十一) 「キ」で記したように南室南半間通りに櫛口があることから、ここに階段があったことがわかる。上り勝手については階段の架かる概的位置

から西向きに登るものであったと考えられる。

五、土間に張り出した四疊・六疊・ミセおよびヒロシキを撤去し、その前面側通りを半間北に移して大戸口を復する。また、西端に上り縁を整える。

現在、旧土間の西半前方に四疊と八疊のミセがあり、その奥にヒロシキが張り出し、この二画を囲って六疊としている。これらはすべて後世の改造である。

この部分の変遷は、まず、享保十二年に土間・居室前方に三疊を造り（注一）、その後、この室を南へ半間拡張して四疊とし、この室と下店との間に六疊

を設けた。また、奥の上り縁を廃して一間半幅の疊敷に改めた（注二）。明治時

代に入つて六疊を半間南に抜張して「旧大戸口を廃し（注三）、前面を四疊と一連の格子構えとした。さらに、この奥の一間半幅の疊敷を東に一間拡張して二間半幅の板間とし、この西南を廻つて六疊としたのである。

この部分は東の土間と一連の土間叩きとなつておらず、また、次に述べる大戸口の位置からも、もとは土間であったと考えられる。

大戸口については、八疊のミセの南より半間北通りに櫛が残り、この柱には戸当たりも残つてゐる。しかし、この櫛は享保十二年に土間西南に三疊を造つたときには、これに伴つて大戸口を東に移したものである（注四）。

もとの大戸口構えについては次のことから知られる。

ア、東柱の戸当たりの取り付く所もかなり焼けており、西南の板溝（注五）

は当初の仕事とみられる。

イ、東柱より約二・五尺西の位置で櫛上に立つ束は、下端が切断されていて柄がない。また、この東位置の貫に番付がある。

ウ、櫛の架かる西柱の西に入る約一間半の差物（注六）の中央に立つ束も下端が切断されており、同様に番付がある。

以上から大戸口は、元ミセ前面側通りより半間北の通りにあり、ミセ東通りから約二・五尺西に立つ柱とその西一間に立つ柱間が戸口で、戸を西に引いたものと考えられる。また、この通りの柱間装置は、柱の痕跡から、戸口の東二・五尺間が板壁（注七）、戸口の西第一間が壁（注八）、同じく第二間が格子窓明障子引違であったことが分かる（注九）。なお、この大戸口構え中央前方に立つ柱は、後補であるので撤去する。

次に、旧土間・ユカ上部屋の柱東面の足元に上り縁の根太掛けを留めた釘穴がある。縁の出については明らかでないが、大戸の寸法からみて、約半間幅に整える。

以上によつて、後設の土間に張り出した四疊・六疊・ミセおよびヒロシキはすべて撤去し、その前面側通りを半間北に移して大戸口構えを復する。また、

土間西端ユカ上部に上り縁を整える。

(注二) 本文注三参照。

(注二) 寛永三年の古図による。

(注三) 嘉永の古図には六疊の前に大戸口が描かれ、「古門口」と記されている。

(注四) 梯は西端が屢々になっている。また、次に述べる当初の大戸口の仕口の仕事からも後補と分かる。

(注五) 現在この板溝を利用して戸当たりが入つてゐる。

(注六) この差物に「ひのとひつじ年」の墨書きがある。本文注六参照。

(注七) 前述のように東柱西面に板溝がある。西柱は今回復する柱。なお、東柱の約一間半西に立つ柱の東面に貫穴と小舞穴およびその外側に崩縫と板溝がある。これらは後彌りで、享保十二年に大戸口を西に移した時の仕事である。

(注八) 東柱西面に貫穴と小舞穴およびその外側に腰板壁の仕口がある。西柱は今回復する柱。

(注九) 西柱東面に窓の敷・鶴居仕口と格子の横残穴がある。東柱は今回復する柱。

六、二ワ東端の板敷と間仕切を撤去することとに、北面釜屋境西間中央に柱を立て、壁に復する。

ニワ(日下店) 東端半間通りの板敷と間仕切は昭和三十五年に東面南半の建物を事務所に改造した時に設けられたもので、ベニヤ板も使つてゐる。ユカ下は西の土間と一連の叩きとなつておらず、もとは東端半間通りも土間であったことが分かるので、これを撤去する。

ニワ北面西間は現在一間で、この間に梁を架け、梁の下に無目を入れて格子戸西開としている。この梁は後入れで(注一)、その中央にはもとの柱の上部が束として残つてゐる(注二)。また、この梁の架かる柱の向い合せ面に貫穴と小舞穴があることから、ここは中央に柱が立ち、壁であったことが分かる。

(注一) この梁は北から押込んで入られており、後補が明らかである。部材からみて、江戸時代後期に土間前方、下店間に部屋を造つた時のものとみられる。

(注二) この東には番付が発見されていないが、この半間東の柱が「二十一」、半間西の柱が「二十三」からみてもこれが柱であつたことが分かる。

七、土間中央の煙返しを約二〇センチメートル下の旧高さに復する。また、この西の天窓を撤去するとともに蓋屋にクドおよび流しを復旧整備する。

八、土間中央に架かる煙返しは明治後半に取り替えたもので、この時に二十三セントメートル高めている(注一)。旧高さについては、この煙返しの架かる南柱の納穴と込塗穴および北柱の頂部の削木から分かる。

次に、現在土間西半の天井より上にある天窓は、丸太を組んで四周を土壁としたもので、部材はすべて新しく、この部分は古い天井板と垂木が切断されている(注二)ので、近年のものであることが明らかである。

以上によつて、土間中央の煙返しを約二〇センチメートル下の旧位置に復し、後設の天窓を撤去する。

また、現在土間背面西寄りに流しがあり、その東に二連のクドがあるが、これらは煉瓦やタイルを用いた近年のものである。

発掘調査によつて、旧釜屋南側に消火付の三連クドが発見された(注三)。流しへは形式、位置とも明らかでないが、煙返しの架かる北柱の東間が格子窓になること、および古図を参考にして、釜屋の北面に整える。

以上によつて蓋屋にクドと流しを復旧整備する。

(注一) 現在の煙返しは南柱の北面に添柱を立てて鍛打している。この上に立つ東は足元が切斷されて突付けとなり、隙間に飼物を入れている。

材は古色が施されているが、断面形状は太般落しとなり、他の古い梁が瓜剥きであるとの異なる。

また、北柱では柱頂部を矧木してその上に架かるが、この矧木は丸釘打ちである。

(注二) 天窓は現在使われておらず、天井板、垂木とも新材で復旧されている。

(注三) このクド跡の東に現在の檁物部屋まで達する十連のクド跡が発見された。三連のクド跡の方が下層にあることから前後關係が分かる。十連のクドは嘉永三年の古図と一致する。東面北半の庇を現状の規模に拡幅した古戸時代中頃に作り変えたものと考えられる。

また、三連の古いクドは土間を少し掘り込んで築かれている。

八、十連前面の上り縁を地袋付格子窓に復するとともに、板塀の取付部を二間半西の旧位置に復する。

現在、ブツマ前の十連は前面に半間幅の縁が付き、縁板を劈子四枚引連、縁南面を南戸建とし、縁の東南柱に扉が取り付いている(注一)。この構えは明治初め頃に敷地を西に拡張した時のもので(注二)、部材は新しく、丸釘仕事になる。

十畳の東南柱西面に、上が四本溝、下が内側に寄つた一本溝の中敷居仕口があり(注三)、この二間西に立つ西南柱東面にもこの高さに埋木がある(注四)。また、縁前面の柱の向い合せ面には外寄りに先の中敷居仕口から約二寸下がつた所に中樋の仕口がある。この上約四・三尺には上樋の仕口があり、中樋、上樋間に格子の横桟大入の仕口があることから、ここに格子が入っていたことが分かる。なお、中樋の内側に十畳南面の中敷居と同じ高さの二本溝の中敷居

の庄築があり、上樋内側には鶴居の取り付いた痕跡がある(注五)。中樋仕口より下には鶴縁と下見板溝・地覆仕口があることから、壁であつたと分かる。更に、十疊西南柱とその半間南の縁西南柱の向い合せ面に貫穴と小舞穴があることから、ここも壁と分かる。

以上によつて、十連前面の上り縁を地袋付きの出格子窓に復する。建具は地袋を櫻四枚引連、その上部を簾子四枚引連、格子内を板戸四枚引連に整える。

次に、塀については、縁西南柱より半間西に立つ柱の南面に、もとの塀の取り付いた痕跡があり(注六)、嘉永の古図にもこの柱から西方に塀が描かれている。なお、この柱と縁西南柱の向い合せ面に貫穴と小舞穴があり、この外側腰下には鶴縁穴と下見板の板溝および地覆の仕口があることから、この間は壁であったことが分かる。

よつて、塀の取付部を二間半西に移す。(注七)。

(注一) 塀はこの柱通りから西へ延び、縁の正面が板戸片引の出入口となる。

(注二) 本文注一〇参照。南面西半の塀が西面と一連のものであるので、この改修も敷地拡張時と考えられる。

(注三) 埋木をする際に彫られているが、中敷居入仕口が残り、これから溝の形状が分る。

(注四) この柱では埋木のため、中敷居仕口が残っていない。また、現在の敷、鶴居は明治改修時のもので、柱には中敷居の溝と合う敷・鶴居の当たりがある。

(注五) この鶴居は十疊南柱南面の天井裙縁仕口と同じ高さにあり、天井の縁縁を兼ねていたことが分かる。

(注六) 板溝と棟木の当たりがある。これらの痕跡は現在の塀とは合わない。明治に塀を造り直した時に形式を変えたことが分かる。

(注七) 取付部は既に復するが、現在の塀が西面から一連のものであるので、

現状の形式のままとする。

九、ブツマ北面東端間に戸棚を復する。

ブツマ北面東端間は、現在構造であり、この半間北は方立柱を立てて襖片開とし、ナンドへの通路としている。この現状は明治後半に背面の角屋を撤去した時の改造である。

前面の引違側の入る敷・鶴居は古く、溝は前面に寄っている。この両端柱の向い合せ面には中敷居の仕口と前側に寄った二本溝の当たりがあり、敷居高さの上方内側に柱の仕口がある。これらの柱の北半間に立つ柱の向い合せ面にも壁の邊付留穴があり、南面には中敷居の框高さに対応して板掛けの横桟仕口がある（注一）。また、この桟の仕口の下方約九寸にも襖板掛けの桟があり（注二）、下の桟は更にその中間に襖板を置いていたと考えられる。

以上によつて、ここはもと中敷居を入れた上下二段の戸棚であったことが分かることで、これを復する。なお、建具は上下とも襖引連に整える。

（注一）南柱北面の内寄りにもこれと対応する仕口がある。

（注二）この仕口は南柱北面には無い。出の浅い棚であったと思われる。

三、二階中央の間仕切以外の間仕切と天井・壁および押入・トコを撤去して二室の板間に復する。

居室部の上にある二階は、現在四室に間仕切り、各室とも竿梁天井を張つた畳敷きとし、トコや押入を設けている。これらの部材はすべて新しく、丸釘仕事になることからみて、明治後半の改造であると考えられる。木柱・母屋および垂木・野地板は鈑仕上で、また、ユカ板も拭板敷が残り、これからもとは板エカで天井がなく、小屋裏をみせたものであつたことが分かる。

但し、南北通りの中央間仕切は、ユカ梁の上端が他のユカ梁上端と異なり、擦れた形跡がなく、汚れもない（注一）ことから、はじめから間仕切があつたと考えられる。また、この通りの敷・鶴居仕口は当初のものとみられる。なお、

鶴居から上は現在土壁となつていて、梁・小屋束・貫が同様施工上となつてゐることからみて、もとは開放であつたと考えられる。また、南端間半間は現在部入が造られているが、柱向い合せ面に梁が仕口があるので梁が入つたことが分かる。

以上によつて、二階中央の間仕切を板戸に替え、鶴居より上を開放とし、南端間に梁を復してその下に板壁に替え、他の間仕切と天井・壁および押入・トコをすべて撤去して二室の板間に復する。

なお、二階の改造と同時期に設けられた洋風の廻り階段は、意匠的に優れ、本格的な仕事になり、撤去するとその保存が難しい。さらに、当初の階段を復原すると（注二）、簡素で急な階段となり、使い勝手も悪くなるので、現在の廻り階段を保存する。

（注一）拭板はユカ梁の上角に板決りを作り、梁上端振りに納まる。

（注二）との階段については痕跡から、この位置にあり、北向きに登る廻り場付きのものであつたことが分かる。勾配は、約六〇度となる。

二、柱間装置を別表のように復旧整備する。

三、ザシキおよびオクザシキ背面側の桟瓦葺を本瓦葺に整える。屋根は本瓦葺であるが、ザシキおよびオクザシキ背面側のみ桟瓦葺となつていて、この桟瓦葺は全て新しいもの（注三）、ザシキ背面では両脇部分に本瓦葺が残つていて、また、ザシキ・オクザシキとも背面は野地と垂木が何度か修理されており丸釘も使われていることから考へ、もとはここも本瓦葺であつたと思われる。

よつて、ザシキおよびオクザシキ側面を本瓦葺に整える。

（注一）明治頃のものと思われる。

〔要旨一 別表〕

番号	位 置	現 状	変 更	資 料
一 二	ニワ南出東より 第一間	格子窓、硝子戸引違	柱に小窓穴、水切、並木	
三 二	同右 第三間	格子窓、戸穴失 大戸口	土壁、外彫羽目	
四 三	ニワ北出東より 第一・二間	東間格子戸開、西間戸開 各間上壁(真壁)	柱に小窓穴	
五 四	階段室 東面	縦板壁	柱に大窓穴	
六 五	階段室 西面	明障子引違	柱に小窓穴	
七 四	同右 北面	縦板壁 明障子四枚引違	柱に小窓穴	
八 三	同右 南面	明障子四枚引違	柱に小窓穴	
九 二	地 同右	板戸四枚引違	柱に小窓穴	
十 一	同右 南面	明障子四枚引違	柱に小窓穴	
十一 二	格子の間 東面	板戸四枚引違	柱に小窓穴	
十二 三	同右 南面	明障子四枚引違	柱に小窓穴	
十三 一	格子の間 東面	板戸四枚引違	柱に小窓穴	
十四 四	同右 南面	明障子四枚引違	柱に小窓穴	
十五 三	同右 南面	明障子四枚引違	柱に小窓穴	
十六 二	同右 南面	明障子四枚引違	柱に小窓穴	
十七 一	同右 南面	明障子四枚引違	柱に小窓穴	
十八 一	内側 中板戸下各戸戸四枚引違	柱に小窓穴	柱に小窓穴	

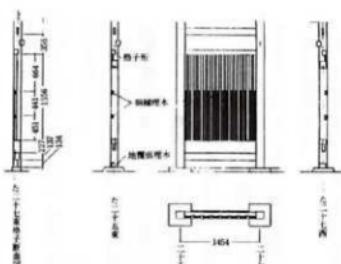


図26 表門口の復原図

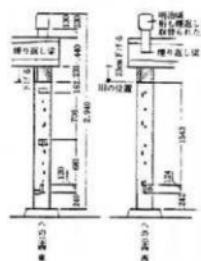


図27 煙返し管の痕跡図

一 二	ナンド南面東より 第一・二間	板戸
三 一	ツシ北面東より 第一・二・三間	板戸 縦板木
四 一	サンドコロ西面 第一・二間	板戸 縦板木
五 二	スン北面東より 第一・二間	板戸 縦板木
六 三	居室部等縦北面 第一・二間	板戸 縦板木
七 三	東より第一・二間	板戸 縦板木
八 四	同右 南面四間 第一・二間	板戸 縦板木
九 五	同右 南面四間 第三・四・五間	板戸 縦板木
十 六	同右 南面四間 第一・二間	板戸 縦板木
十一 六	東より第一・二間 第三・四・五間	板戸 縦板木
十二 五	同右 南面四間 第一・二間	板戸 縦板木
十三 五	同右 南面四間 第一・二間	板戸 縦板木
十四 五	同右 南面四間 第一・二間	板戸 縦板木
十五 五	同右 南面四間 第一・二間	板戸 縦板木
十六 五	同右 南面四間 第一・二間	板戸 縦板木
十七 五	同右 南面四間 第一・二間	板戸 縦板木
十八 六	同右 南面四間 第一・二間	板戸 縦板木
十九 六	同右 南面四間 第一・二間	板戸 縦板木
二十 六	同右 南面四間 第一・二間	板戸 縦板木
二十一 六	同右 南面四間 第一・二間	板戸 縦板木
二十二 六	同右 南面四間 第一・二間	板戸 縦板木
二十三 六	同右 南面四間 第一・二間	板戸 縦板木
二十四 六	同右 南面四間 第一・二間	板戸 縦板木
二十五 六	同右 南面四間 第一・二間	板戸 縦板木
二十六 六	同右 南面四間 第一・二間	板戸 縦板木
二十七 六	同右 南面四間 第一・二間	板戸 縦板木
二十八 六	同右 南面四間 第一・二間	板戸 縦板木
二十九 六	同右 南面四間 第一・二間	板戸 縦板木

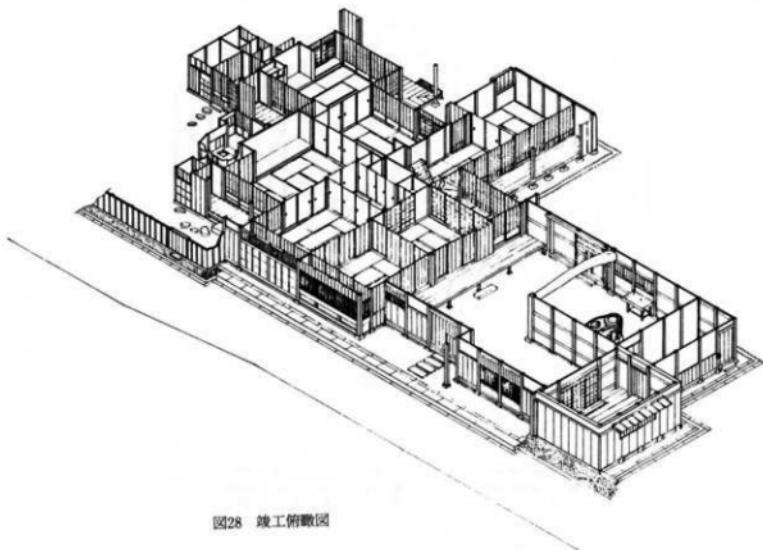


図28 竣工俯瞰図



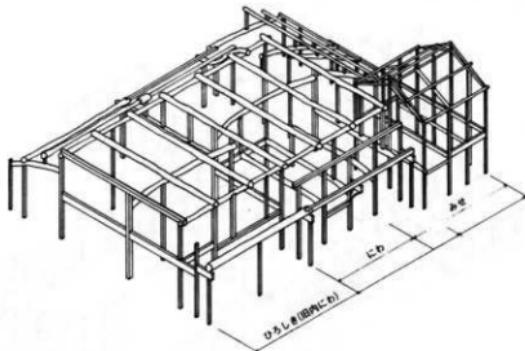


図30 現状土間軸組図

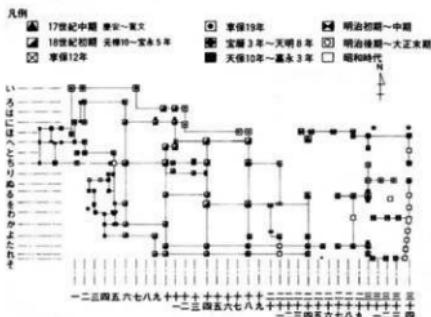


図31 現状柱の年代区分図

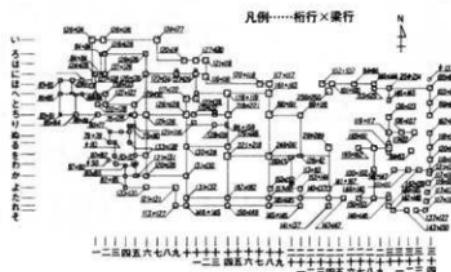


図32 現状柱の断面図

第五節 形式と技法

第一項 基礎

石であったか、切石であったかは判断に迷つたが、狭間石の残っている部分で玉のあるところはなく切石が残っているところが所々にあるため、切石と決定して実施した。

礎石として使用されていた石の種類は、花崗岩と安山岩であった。道添いの柱礎石・ニワ大黒・煙返し梁北部受柱は、花崗岩の角座造り出しを使っていた。シモミセ北側は花崗岩の玉石、居室部の礎石（道添いを除く）は花崗岩と安山岩の玉石を使っていた。オオドコノマ南隣は花崗岩の延石を使っていた。礎石の大きさは道添いの礎石が三十六cm角、厚みが平均約三十cm、ニワ大黒の礎石は花崗岩の川石を角座に造り出していく、掘り出してみたら厚み七十cm程もあり大きなものであった。

土間部分の礎石には当初の番付が書かれていた。「五」「六」「七」「八」「九」「十三」「二十一」「廿一」でいずれも墨筆で上端にかかれていた。土間部分の後世に据えられた礎石には、番付は見出されなかつた。居室部では底廻りは今回解体して礎石を掘り起したが、いずれも番付は見出せなかつた。

礎石の据付状況は、穴を掘り底に振り拳程の玉石を敷き突き固めて、その上に礎石を据付け、周囲を突き固めていた。オクザシキ「い」の礎石下には、もう一つほど同じ大きさの石を底に埋めていた。この事は、同町の仲村家（仲村誠一氏）の倉を解体した際にも礎石の下に石があつたということなので、この近辺では使われていたであろう。

東石は、径二十cm～三十cm程度の川石で安山岩及び花崗岩を使っていた。石の厚みに合せて掘下げ小石を突き固めて据えていた。

第二項 軸部

土間部の組方

狭間石は、正面道添いに花崗岩切石を用いていた。事務室（旧ハメ）も正面及び東面が切石を使用していた。土間部分で背面下屋及び内部の狭間石は後世の改造でほとんど欠失していたが、今回の裏施修理では背面下屋及び内部は玉

リからで、大黒柱（キナハ）を十八を始めに建て、ダイドコロ北（カナハ）とミセ（た）正面前でモルタルで塗られていたが、当初は叩き漆喰であつたろう。

土間部分は全解体したので組み方がわかつた。組始めは土間・居室部境十八通りからで、大黒柱（キナハ）を十八を始めに建て、ダイドコロ北（カナハ）とミセ（た）正面前でモルタルで塗られていたが、当初は叩き漆喰であつたろう。

十八) の柱間に差鶴居を組み、各柱間に束を入れ柱の頭部に頭繋梁を架ける。

次に二十四通りのニワ大黒柱(る二十四)と(た二十四)の柱間に差物を組建て、この差物の上端(を二十四)に束を立て、(を十八)と(を二十四)の間に牛梁(中引梁)を架ける。上通り十九・二十一・二十三の柱を建て、その頭部に受梁(頭繋梁)を架ける。次に太い桟柱(へ二十四)を建て、ニワ大黒柱(る二十四)との間に煙返し梁を架ける。この梁の上端(を二十四)と(り二十四)の束を建て、(ち十八)と(ち二十四)間に受梁を入れるが、後世この(ち三十)の柱は切断されて(た三十)と(る三十)の間の中二階梁の上に建つてある。

次に通り二十四と三十の間を四等分して柱を入れ頭部に受梁を繋ぐ。(ち三十)の柱を建て、(ち二十四)間に受梁をかける。この(ち三十)の梁も、後世切断されて三十通りの煙返し梁の上端に束として残されていた。柱が建て終つたら化粧質を入れる。(よ十八)と(ち三十)の間に頭繋梁を架ける。次に十八通りから二十四通り間を三等分する梁一本を架ける。二十四通りから三十五通りを三等分する梁一本を架ける。桁行方向(よ十八)から(よ三十)間と(ち十八)から(ち三十)間に庇檼を掛けける。この材は、上屋根の桁束踏を兼ねている。この垂掛とほぼ同じ断面の東受を(る二十四)から(る三十)に架けれる。東受に束を建て、桁、与二郎組の梁、母屋、榦木を順次組んで、軸部及び小屋組を組上げる。

柱

解体調査の結果、大きさは三期にわたって建てられたことがわかった。図31は柱の年代区分図である。

年代区分した根据は、番付・墨書き・部材の古さによる比較、納まりの新旧による比較により決定したものである。

一階の柱の総本数(茶室、南便所及びオクザシキ西便所風呂の柱と方立、間柱、補強添柱を除く)は百十六本で、内十七世紀中頃の土間柱が十九本、十八

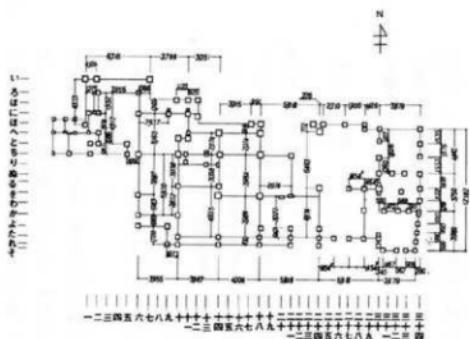


図33 現状柱間寸法

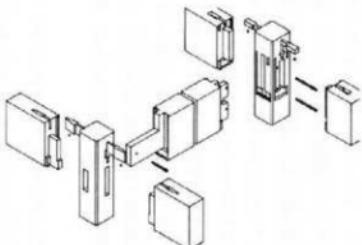


図34 差鶴居仕口図

世紀初期（室永頃）の居室部の柱が四十本、享保十九年のオクザシキの柱が十五本で、土間に享保十二年の柱が二本、宝曆（天明）の柱が演物部屋及びミセ前庭柱に五本、明治初期から中期の柱が事務室（ハメ）とカマヤ等に十五本、明治後期から大正末期の柱が土間からナンドにかけて七本、昭和の柱九本が事務室東から演物部屋に使われていた。通柱は三本でうち一本（ち十四）と（を十四）は、上部で難がれていた。その他二階は管柱であった。

当初柱の材種は、ニワ大黒や松、煙返し梁（A二十四）が櫻、その他は梅であつた。居室部に使われている十八世紀初期の柱は、オオドコノマ・サンキの床柱及び書院壁柱が杉面皮柱で、それ以外は全て檜である。享保十九年に建てられたオクザシキも床柱が杉面皮丸太で、その他は梅である。特にオオドコノマ・サンキ・オクザシキの梅柱は、約四寸二分角の四方柱目を使っていた。演物部屋の柱は、桧を使っていた。事務室及び演物部屋の昭和に補足した柱は、桧を使っていた。茶室は床柱が赤松皮付丸太で、その他は杉面皮付丸太を使い、茶室南便所は桧を使っていた。

柱の断面は図32の通りであるが、土間のニワ大黒と対応する煙返しの受柱が約二五cm角、上り縁のカミ大黒が二四cm角で、正面の道沿いが約一五cmから約一四・五cm角とやや太い。演物部屋東面には宝曆頃の後補材があり、東北隅柱は約一八・五cm角、東側は約一六cm角であった。

柱間寸法

建物の建設年代の違いにより、土間部分・居室部・オクザシキの三区分に分けて竣工の柱間寸法を考えてみると、土間は桁行方向に十八通りから二十四通りまで五・八・一八m（十九尺二寸）、二十四通りから三十通りまで同じく五・八一八m（十九尺二寸）である。二十四通りから三十通りは四等分されていて、一間は四尺八寸となる。十九尺二寸という事は、六尺四寸を一間とする三間に相当する。桁行方向の底軸や中引梁・下屋の母屋等三間ものの丸太が支柱なしに使える。

二十四通りに掛かる（た二十四）から（る二十四）に約一間半（六尺八分）の平物を使い、（る二十四）から（へ二十四）は約三間もの丸太を使う。シモミセは梁行二間半、桁行三間の土間になり、カマヤは梁行三間、桁行三間の土間になる。竣工のニワは梁行五間半、桁行三間の広い土間となる。土間つし天井の梁行よりからち通りは、梁の真墨より六・九九六mの数値が得られこれは尺に換算すると二十三尺八厘になり、端数は実測誤差か基準尺の違ひと考えて当初の計画は二十三尺であったろう。十八通りから三十通りの桁行は、三十八尺四寸に近い実測値が得られた。居室部は解体しなかつたので横材の真墨で柱間寸法は実測できなかつた。各柱の敷居天端の位置に朱墨にて真墨を出し、テープにて実測したものであるため厳密な意味では正確な数値ではない。

柱の断面は十八通り・十四通りでは同一なものほほとんどなく、費敷する場合は柱を欠き取つて納めている。十八通りにはカミ大黒（を十八）があり柱真が通らず土間に寄つてゐるが、それでも柱脚部を大きく欠き取つてゐる。各部屋の敷居の内々を実測して、脛短手が平均で三尺一寸五分から三尺一寸六分の実測値が得られた。これは当初から柱間寸法（六尺三寸×三尺一寸五分）は、脛を基準として平面を定めている。

庇の側柱の出は、正面（ミセ・ミセオク）が二尺三寸一分である。座敷部庇の出は、オオドコノマの庇の側柱が三尺五寸七分、オクザシキ北庇が四尺一

寸八分、その南底は三尺五寸八分である。正面道沿いと座敷部を比較すると座敷部側柱が広い。これは正面道沿いはミセとして商品を展示する性格のある空間であり、座敷部は夏の日さしを防ぎ涼をるために広くしたと考えられる。

総計

土間部、居室部、オクザシキと三つに分けて説明する。

土間部正面は正面庇と大屋根からなり、庇は側柱が礎石の上から建ち、腕木桁と重ねにしている。礎石上端より広小舞外角まで三・二六mである。庇檼の勾配は五寸二分勾配である。軒の出は広小舞外角から側柱真まで水平で六十六cmである。側柱より水平に一・六六七m位置に櫛掛がある。この櫛掛は大屋根の東踏を兼ねていて、東踏の上端より大屋根桁口脇まで一・八九m、大屋根の軒の出は漆喰で塗込まれていて実測は難しいが、柱真より広小舞口脇まで五十九cmである。櫛の勾配は六寸八分勾配であった。

シモミセは中一階になつていて、土間礎石天端より天井板下端まで二・二七m、板の厚みは一枚重ねで二・五cm、中二階の天井高さは、床下場よりつし天井（竹笪）の下端まで二・〇二五mである。つし天井の小屋裏はつし天井土置上端より棟木下端まで三・二九mもある。

居室部は土間正面庇と外観上は一連の矩形となるが、床高はミセオクで地盤より床板天端まで五十六cm程あり、天井高は敷居上端より天井板下端まで二・七六一mある。その他オドコノマ・ザシキも同じ天井高である。居室部の二階は、修理前は七尺程の天井を張っていたが、当初は天井はなく化粧板裏であった。敷居天端より棟木下端まで四・七三五mとかなり高い空間となる。

オクザシキは縦側のある本格的な木造の造りであり、北庇は礎石上端から側柱天まで三・一五m、縦の出は側柱真まで一・二六九m、化粧檼の勾配は三寸五分で、軒の出は〇・九〇九m、南庇は礎石上端から広小舞外下角まで三、二四五m、化粧檼の勾配は二寸五分で軒の出は〇・八一二mである。野檼の勾

配は北・南共六寸八分で一寸五分程の起りがある。ただし、南底は野檼を二重にしている。床高は東石上端より敷居天端まで〇・四七三m、天井高は敷居天端より天井板下端まで二・八三mである。

柱番付

柱番付は、柄及び柱の下部（床下）に書かれていた。土間及び居室部庇は解体したので柄の番付が確認できたが、その他礎石の上端や梁の仕口に書かれた柱番付によって整理したものが、旧柱番付調査図18である。

それによると、土間部・居室部・オクザシキに三区分され各部で完結している。土間部・居室部は時香番付、オクザシキは畠り番付であった。この番付の違いによつて各部の時代が違うことの判断材料となつた。

差鶴居

差鶴居は、十七世紀中頃の当初材が（よ二十四くの二十四）、（た十八くを十八）、（を十八くち十八）と三本が入つていて。ただし、「シモミセ」、「ニワ」境にある（よ二十四くの二十四）は、無目であるため差物といつた方がいいであろう。

十八世紀初期の差鶴居は、「ミセ」、「タイドコロ」、「階段室」に入つていて。（た十八くた十四）、（を十八くを十四）、（ち十八くち十四）、（へ十八くへ十四）の四丁と、十四通りの（た十四くを十四）、（を十四くち十四）、（ち十四くへ十四）の三丁と計七丁である。差鶴居の丈は（た十四くを十四）が四七cm（二尺五寸五分）と最も高く、ダイドコロ、ミセは四五cm（一尺五寸）前後ある。

溝は十八通りの（た十八くを十八）と（を十八くち十八）が突止溝になつてゐたが、後世の改造で溝が彫られていた。鶴居差口の痕跡より当初の溝が判名した。（る十四くち十四）は十八世紀初期の突止溝が残つていて。（た十四くた十八）、（を十四くを十八）、（ち十四くち十八）、（へ十四くへ十八）、（た十四くを十四）は四本溝で、（ち十四くへ十四）は三本溝であった。

差鶴居のうち（を十四へ十八）は、蟻害を受け補修の必要があつて取りはずした。その際に仕口を実測し固化したものが図34である。（を十八）の仕口は枘差し鼻栓打（を十四）の仕口は木違い栓打（を十四）としていた。直交する差鶴居は、双方より納入、上端に縫い縫で縫いしている。

化粧貫

土間部分にのみ当初の化粧貫が見られた。道沿い正面側に内法貫、飛貫の二段が化粧としてみえていた。後世壁を塗替える際に、当初の貫の前面にもう一枚張り付けていた。当初材は、後補共構の柱頭を使用していた。表面加工は鉋仕上、裏は継ぎであった。当初材には柱番付が墨書きされていた。寸法は見付が二・五四厚みが二・五〇cm。握手は略縫である。土間内部は飛貫一段が化粧として見える。（よ十八へ二十四）は見付、厚み共道沿いと同じ寸法であるが、十八通り、二十四通りは見付一六〇cm、厚みが二・四〇cmであった。見付の大きいのは柱や束が大きいため道沿いと同じでは貧弱に見えるためであろう。模はしているが柱前で切られている。

梁・敷板

十七世紀中頃の梁は土間部、十八世紀初期の梁は居室部、享保十九年の梁はオクザシキと三区分されるので、それぞれのものを取り上げる。

土間部は梁・敷板共全て化粧であるため、瓜むき新研りの後端で仕上げている。シモミセは中二階になり、床梁四本を入れている。そのうち三本は当初材で、三十通は後補材である。末口約三〇cm、瓜むき新研りの後端仕上。長年の拭込みで透き染を塗った様な光沢が出ていた。仕口は輪なぎ大入枘差込栓打にしていて。通り、ち通りに架かる梁は瓜むき鉋仕上が六本で、よ通り、ち通りに架かる敷板に覆りあごとなる。太さは末口で三〇cm前後、長さは七・四mである。材種は松である。

敷板は瓜むき鉋仕上、仕口は柱及び東柄にて貫ぬかれている。（ち十八）の柱

との仕口は枘差込栓打、握手は末口を男木にし、元口を女木にして縫いしている。敷板の長さは六・二mである。土間部には煙返しが入っている。（を二十四へ二十四）の間と、後世にカマヤを拡張してからの（を三十へ三十）である。（を二十四へ二十四）の梁は明治期のものである。太さ末口三四〇cm、太鼓落しの形状で鉋仕上である。当初の痕跡を調べてみると、末口四五〇cm程度であった。今回の修理工事では、当初の太さに戻ることにした。又（を三十へ三十）は宝磨頭にカマヤの拡張のため柱を切断して梁を入れたもので、東側の底に煙出しの痕跡があるため、この梁も煙返し梁と考えられる。末口は三八〇cmで瓜むき鉋仕上。この二本共後世の仕事で枘差しの仕口が十分できていないため、添柱を立てて仕口の弱さを補強している。（を三十へ三十）は、梁の下端に肘木と支柱を立てて補強している。この梁も今回の現状変更で撤去され、元の位置に柱を戻した。

居室部の梁は十八世紀初期のもので、ミセ、ダイドコロ、階段室、ミセオク、仏間、ナンド、オオドコノマ、ザシキに架かる梁で、ダイドコロ、階段室は梁天井である。他是天井と床板に隠れる。化粧になるダイドコロの梁は成二・七・六〇cm、巾一三〇cm、梅で鉋仕上である。階段室は成一・四・五〇cm、巾一三〇cm、梅である。ミセ、ミセオク、仏間は、成一・八〇cm（二・一〇cm程度）で巾は一八〇cm（二・〇cm程度）で梅と松を使っている。転用材を使っていて、これにチヨウナ痕を点々とつけている。どういう意味か判然しないが、古材を加工している目印という説もあり、この様な例は他にもあるらしい。間仕切の梁の巾は一四〇cm（二・〇cm）、成は床梁がかかるため二七〇cm（一・五〇cm程度）である。

オオドコノマ・ザシキに架かる梁は、受梁と中引梁が架かっている。受梁は挽立材と瓜むき新仕上。ザシキ庇境は巾二・四・八〇cm、成二・六〇cm、梅、オオドコノマ庇境は巾二・一〇cm、成二・七・五〇cm、梅。オオドコノマ・ザシキ庇境が松丸太瓜むき新仕上、中径二・五〇cmである。中引梁は二間ものと三間もので、末口二・〇cm

程の丸太を使っている。

オクザシキは受梁（枕梁）と中引梁からなり、中引梁に小屋梁が架かる。いずれも松丸太を瓜むきにしている。受梁は北庇境が太く径四〇cm程、太鼓状の断面にして、西及び南庇境が径三〇cm程である。中引梁は中径三〇cm程で長さ二間半ものである。受梁と中引梁の上に小屋梁が架かる。中径一五cm程で瓜むき鋸仕上である。居室部とオクザシキの梁の表面仕上を比較してみると、新旧の差は双方とも差が無く、あっても三十年程度であろう。

桔木

桔木は、居室部のオオドコノマ・南庇とザシキ・北庇とオクザシキの庇に使われていた。二間から二間半の通しにするためには軒丸桁の断面を太くするか、断面が細い場合は桔木で補強する方法がある。軒丸桁の直径が一五cm程の細いものであるため、ここに杉山家住宅は桔木で補強する方法をとっている。軒下端より桔木受の金具を取り付けて、受梁を支点として尻を固定する。桔木の間隔は狭いところで一・二m。広いところで二・三mある。オクザシキとザシキの入隅は、柱を抜いているため入隅部に桔木を一本集中させている。

第三項 小屋組

土間大屋根小屋組と土間北庇の小屋組が十七世紀中頃、土間東北庇（漬物部屋）が宝曆頃の小屋組、居室部大屋根小屋組は十八世紀初期、オクザシキ小屋組は享保十九年で、土間北庇を除いては良く保存されていた。一番古い土間大屋根の小屋組は、カマドの煙で常に乾燥していたのか虫害はほとんどなく良い状態であった。年代も違うので小屋組にも年代差と考えられる特徴がみられる。土間大屋根の小屋組は、東及び軒桁を除いて松丸太の鬼皮をはいで荒っぽい新打をしている。小屋組も圓35の様に小屋梁は自然の曲り木を巧に使っている。特に二十通りの小屋梁は、上下の曲りが甚しく初原的な見えたえのある空間を

造っている。

居室部二階の小屋組は、位置か又は人が寝泊りしていたのか化粧仕上で、小屋材、樋、裏板も全て鉄仕上であった。居室部、オオドコノマ・ザシキの小屋組は、時代差が三十年程と考えられるが表面加工仕上はほぼ同じであった。



図35 土間大屋根
小屋断面各種

土間つし天井上小屋東は平均一五cm角であるが、寸法もまちまちであり少し曲った丸太をチョウナで角形に削ろうとしているが、角までとらず丸面のまま残している。材種は栗を使っていた。（を十八）の小屋東は転用材を使っていた。東の納りとしては下部は梁に寄棟、上部は母屋に納差しとしていた。北庇は当時の小屋東が二十四通りの煙返し梁上にあり、断面寸法は一八cm×一六cm、檜、表面加工は鉄仕上。

漬物部屋、小屋東は寸法がまちまちで、一三cm×一五cm角程であった。材種は松を使っていた。

居室部二階の小屋組は化粧材で、東断面寸法は一三・五cm×一二cmの松を使用、表面加工は鉄仕上げ、下部は梁に寄棟、上部は母屋に納差し、居室部、オオドコノマ、ザシキ及びオクザシキの小屋東の平均断面寸法は一二cm角、松、表面仕上は転用材で鉄仕上をしている他はヨキ及びチョウナ仕上で、下部は梁に寄棟、上部は母屋に納差し。

小屋裏

土間つし天井小屋裏は、十七世紀中頃のもので平均寸法成一四、厚三四、杉、表面加工は大鉛引である。

居室部二階の小屋裏は、一八世紀初期で成二四厚三四、桟、鉄仕上である。

居室部、オオドコノマ・ザシキの小屋裏は桟を使用し、梁行方向、梁行方向と交錯している。平均寸法は成一・三四厚二・七四、長さは約四・三m、表

面仕上は新削りと鍛挽の二種類があった。繼手は略鍛継である。

オクザシキは平均寸法が成一〇四厚一・一四と、居室部オオドコノマ・ザシキと比較して少し断面が小さい。桟、新削り仕上げである。小屋裏と柱との交りは全て込栓打、貫木は梁行・梁行方向とも上棟であった。

棟木・母屋

土間つし天井の野棟木・母屋は、松丸太鬼皮はぎで檻の当りは小返りをとっている。径は平均二五四程で長さは三間六四、繼手は鍛継である。これら野

棟木・母屋は煙で乾燥していたためか、虫害はほとんどなく保存良好であった。

土間北庇は（と二十四）から（と三十）の三間材が当初の材で、後世の

改めて柱を抜かれていた。中径二二四瓜むき鉄仕上であった。（一八）から（二十四）は昭和の後補材である。滑物部側板は宝磨頭で、中径二七四瓜むき鉄仕上である。正面側板はれ通り（三十）から（十八）が一七世紀中頃、

（十八）から（十）が十八世紀初期である。（三十）から（十八）は三間材を二丁継、（三十）から（二十四）は巾二・六四成四一四、桟、（れ

二十四）から（十八）は中径四四四の松丸太を太鼓状に削っていた。

居室部正面庇は、（十八）から（十）に十八世紀初期の二間材二丁継で入っていた。いずれも一五・五四成三六・五四、桟、表面加工鉄仕上。

居室部オオドコノマの南庇側板とザシキ北庇側板は、十八世紀の初めで座敷

造りになるので丸桁は杉化粧丸太を使用。径一五四前後、丸桁のねじ組みはね

じ竿・しゃち掛轡の仕口をしている。

オクザシキはオオドコノマ・ザシキと同じ座敷造りであり、側板も同じ仕事

をしていた。

居室部二階の棟木及び母屋は、標準として松丸太、径二五四、長さ四間、瓜

むき鉄仕上である。

居室部オオドコノマ・ザシキの棟木及び母屋は標準として径二〇四長さ三・

六四から四・五mのものを使っている。オクザシキは標準として径二〇四、長さ五・五m、松丸太を瓜むき鉄仕上である。

土間つし天井小屋裏は、十七世紀中頃のもので平均寸法成一四、厚三四、

造買っていた。母屋は小返付となつていて。

側板

土間つし天井側板は一七世紀中頃の当初材で、標準巾一五四成一五四長さは二間材、杉、大鉛引、繼手は鍛継である。桁行は三丁継、梁行は二丁継。この下端に「長左衛門」という墨書きが書かれていて、土間部分の建設時代の資料の一つとした。

土間北庇側板は（二十四）から（三十）の三間材が当初の材で、後世の改めて柱を抜かれていた。中径二二四瓜むき鉄仕上であった。（一八）から（二十四）は昭和の後補材である。滑物部側板は宝磨頭で、中径二七四瓜むき鉄仕上である。正面側板はれ通り（三十）から（十八）が一七世紀中頃、

（十八）から（十）が十八世紀初期である。（三十）から（十八）は三間材を二丁継、（三十）から（二十四）は巾二・六四成四一四、桟、（れ

二十四）から（十八）は中径四四四の松丸太を太鼓状に削っていた。

居室部正面庇は、（十八）から（十）に十八世紀初期の二間材二丁継で入っていた。いずれも一五・五四成三六・五四、桟、表面加工鉄仕上。

居室部オオドコノマの南庇側板とザシキ北庇側板は、十八世紀の初めで座敷

造りになるので丸桁は杉化粧丸太を使用。径一五四前後、丸桁のねじ組みはね

じ竿・しゃち掛轡の仕口をしている。

オクザシキはオオドコノマ・ザシキと同じ座敷造りであり、側板も同じ仕事

をしていた。

居室部二階側板は、南側が土間つし天井側板と同じ巾一六四成一八四、松、

むき鉄仕上、北側が巾一七四成一七・五四、桟、鉄仕上。繼手は鍛継である。

居室部二階側板は、南側が土間つし天井側板と同じ巾一六四成一八四、松、

むき鉄仕上、北側が巾一七四成一七・五四、桟、鉄仕上。繼手は鍛継である。

居室部二階側板は、南側が土間つし天井側板と同じ巾一六四成一八四、松、

むき鉄仕上、北側が巾一七四成一七・五四、桟、鉄仕上。繼手は鍛継である。

居室部二階側板は、南側が土間つし天井側板と同じ巾一六四成一八四、松、

むき鉄仕上、北側が巾一七四成一七・五四、桟、鉄仕上。繼手は鍛継である。

上げている。この隅木に径〇・六cm程の藁編を巻き付けて土を塗り、漆喰を上

塗していた。オオドコノマ・ザシキ・オクザシキの庇化粧隅木は、杉面皮丸

太中径一二・五cmを使い反りはない。

小屋組番付

小屋組番付は小屋東の側面の柄と實に書かれていた。それを整理したのが図36である。

この小屋組番付でも土間大屋根・居室部それにオクザシキの小屋組番付は、

それぞれ違い建てた年代の違うことを裏づけている。漬物部屋・事務室(旧ハ

メ)も単独の番付が付けられていた。土間大屋根の番付は、南東の隅が(い)

「一」でよ通りが「い」、か通りが「ろ」、そしてち通りが「ち」となり、北方に

「い」、ろ、は、「に」、ほ」と附され、西方に「一、二、三、四、五、六、七、八

と附されるが図に示される様にかなりばらつきがあるが、垂木の打替がないと

ころよりみると、当初から計画通りの番付で組立てていなかつたものと考えら

れる。

居室部の小屋番付は十八通りが「い」、十四通りが「ろ」、十通りが「は」、六

通りが「へ」、西方に向って「い」、ろ、は、「に」、ほ、「へ」となり、よ通り

「一」、か通り「二」、ほ通りが「十」と北方に向って「一、二、三、四、五、

六、七、八、九、十」と附されていて、小屋組は当初計画の墨書き通り組立てら

れていた。

オクザシキは棟木より南一本目の母屋通りが「い」で棟木が「ろ」、次の北の母屋が「は」と北方に「い」、ろ、は、「に」、ほ、「へ」となり、よ通り「一」、か通り「二」、ほ通りが「十」と北方に向って「一、二、三、四、五、六、七、八、九、十」と附されている。六通りが「一」で二通りが「四」と西方に向って「一、二、三、四」と附されている。漬物部屋は宝暦頃の番付があつたが、昭和修理の際に小屋東が取替られていて、「は」「に」と「二」「三」が発見されたが、る通りが「い」で西方に向って「い」、ろ、は、「に」と附され、三十通りが「一」

で東方に向って「一、二、三」と附されていたと考えられる。

事務室(旧ハメ)は明治頃に桁行五間梁行二間あったものが、昭和三十五年に三間撤去され現在二間残っている。番付はそれを裏付けて西方に向って「一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二」と二間分が残っていた、「九」から「十一」と「十二」が抜けている。



図36 小屋組番付図

第四項 軒廻り・野地

垂木

土間大屋根の垂木が十七世紀中頃の当初材で全て残り、樺材、オガ挽き、そ
ぎ織、平均断面寸法は八cm×七cmであった。土間北底は、ほとんどが当初の材
で、樺材、鉋仕上、断面は七cm×七cmであった。漆物部屋は、宝膳頃の垂木で、
樺材、断面は六・五cm角で鉋仕上であった。

土間正面庇垂木は、全て当初材が残っていて、樺材、断面は八cm角で鉋仕上
であった。居室部大屋根も十八世紀初で、南面は打替もされず、すべて残されていた。
材種は松を使い、鐵納織、鉋仕上、六・五cm角の断面をしていた。北面は東部
が打替もされず残っていたが、西部は、後世角屋を撤去した際に打替られてい
た。南面・北面とも通し番号が書かれていた。ザシキ及オクザシキ北上の野垂木
は、杉材を使い、鉋挽、平均断面は六・五cm角で、明治後期頃に打替られてい
た。オクザシキ南面及西面の野垂木は享保十九年の杉材、六・五cm角鉋挽であ
った。オオドコノマ上の野垂木南及西は十八世紀初期の材で、樺・松・杉を混
ぜて使われていた。平均断面は、六・五cm角で鉋挽であった。

破風

土間大屋根東一の棟が当初の破風が残存し、下反りの千鳥型、樺挽立材で幅
約二十六cm、厚さ三・六cm、割竹に繩を巻いて、表面に打付でいた。破風の
押みは樺木で立木に切り、樺木及母屋の小口に正面から釘打で止めていた。

十八世紀初期の破風は四ヶ所残存していた。居室部の大屋根東二の棟と大屋
根西二・三・四の棟である。いずれも起り型である。桧挽立材で幅約三十cm、
厚さ四・五cm、樺木小口で立木に切り、樺木小口・母屋小口の枘穴を彫ってい
た。樺木押みは(写真61)のような目遣い柄に吸い付状の継手をしていた。

東二棟の破風は肩をとつており、表面を鈍状の斜目を入れていた。その他は
卷繩竹を打ち繩で巻付けていた。

オクザシキの東西棟は享保十九年の材で、起り型桧挽立材幅二十二cm、厚六・
五cmで継手は、西二・三・四の棟と同じである。表面は巻繩竹で釘打ちし〇・
四五cm細繩で巻きつけていた。

広小舞・瓦座

広小舞で当初材の残存していた箇所は、土間正面庇と土間大屋根南・東・西
面であった。土間正面庇は化粧広小舞で樺材、見付三・六cm、見込十一cm、三
角状に削ついている。継手は目遣いである。土間上層は土壁塗込などの杉野物
材、鉋挽、厚一・五cm、幅十一・五cmである。十八世紀初期の広小舞は正面土
間庇に統じて居室部庇に当初材と同種同寸法で接続していた。ただし継手は突
付であった。居室部大屋根も上層と同じく一連の杉材、同寸法で接続していた。
オオドコノマ、南面・西面、ザシキ、北面の庇は、十八世紀初期の広小舞は正
面土間庇に統じて、居室部庇に当初材と同種同寸法で接続していた。

オオドコノマ、南面・西面、ザシキ北面の庇は十八世紀初期のもので樺材、
見付三cm、見込八cmであり、オクザシキ南面・西面・北面は、享保十九年の部
材で樺材は前記と同寸法である。どの広小舞も留先部に反り増しはついていな
かった。

瓦座は広小舞と同じに修理をしており、当初材は土間正面庇(十八通りから
東)に残存していた。樺材、断面は三角状で、見付六・五cm、見込三cmで、瓦
繩りをしていて。正面居室部も当初材と一連にするため同種、同寸法で接続し
ていた。ザシキ部はオオドコノマ、南面に十八世紀初期の材が残存していて、
当初材とほぼ同じであるが、西面は三cm角の材を重ねるなどして、寸法は不揃
いで、後世の修理部材が付けられていた。

野地

野地は、土間上層の竹野地と他の板野地に分かれる。当初材は、土間正面庇部と土間大屋根の竹野地が残存し、カマヤ野地に一部当初の野地が残存していた。正面土間庇部は化粧裏板で垂木、厚み一・五cm板幅は広いもので三十八cmもあり、継手は合決りで垂木に釘打していた。

正面居室部は十八世紀初期で当初材と同じ梅材、寸法は幅の広いもので四十四cm程であった。土間上層の竹野地は篠竹と真竹を使い、篠竹は垂木中間に配し、真竹割竹は目通り四cmを四つ割にして、篠竹は垂木中間に配し、真竹割竹は目通り四cmを垂木に直交させ、垂木間に細藁繩で捆绑し、止り止をしていた。要所に釘止めもしていた。

居室部二階屋根は、十八世紀初期の裏板が残存していた。厚みは一・五cm、幅三十四cmで継手は合決り下端カナ仕上、垂木に釘打、ザシキ及オクザシキの北面野地板は本瓦葺を桟瓦葺に改めた時に明治材の杉板を使用していた。

第五項 屋根

屋根はオクザシキ・ザシキ背面を除く他は本瓦葺である。建増しにより、棟違いの屋根伏をみせている。西面は段造の入母屋をみせ観である。次に東から説明すると、土間部大屋根は、当初の棟で煙り出しが付き、東妻は、千鳥破風である。居室正面庇は居室部正面庇に統く、一連の庇になっていて、東南隅には、二階屋の事務室（旧ハメ）の棟が東西に独立して接していた。東面・北面と積物屋、カマヤが庇として取付いている。ヒロシキ、カマヤ北に東西に棟を持つ二並びの背面突出部の別棟が接続している。この二並の棟は明治末に建てられたもので、桟瓦葺の建物であった。カマヤ庇と取合が谷になっていたため、雨漏れが甚しく、野地が廢棄、軒平瓦・軒丸瓦が落下し消失していた。居室部二階大屋根及オドコノマ・ザシキ屋根は十八世紀初期に、次いで享保十九年にオクザシキが増築された。その後、天保十年にオドコノマ西に茶室

を築き、明治に至ってオクザシキ西に便所を建設した。東から西に向って建増し、北に横をすれさせる複雑な屋根伏である。

大屋根の勾配は六寸八分勾配で、土間大屋根東端は千鳥破風のため野地は反り、土間及居室部の中央部では直線、居室部西端では起くりがある。オドコノマ・ザシキ・オクザシキの野地には起くりがある。

瓦

軒丸瓦・軒平瓦の種類が多いため、数回に亘って葺替が行われたと推察される。各々の瓦の時期についての資料がないため明確ではないが軒平瓦・軒丸瓦の配置状況と瓦の形式等より年代を推察した。

使用されていた瓦の種類は、軒平瓦・軒丸瓦・桟瓦・鬼瓦・面戸瓦・鳥糞瓦・菊丸・輪違い・冠瓦であった。

軒平瓦は総枚数六百枚、分類すると、三十二種類になり（写真参照）58kgが全体の約二十五パーセントをしめ、唐草文様等から考へても十八世紀初期の居室部建設時ではないかと考えられる。土間上の当初瓦も（写真58g・h・i・j）等が配置されていて、江戸初期頃と考えられるものも混在しており判定し難いものであった。又、オドコノマ南西面とオクザシキ南面に軒先より七寸以上的位置に剝高軒平瓦が使われていた。（写真59d）それは二種類あり縁どりのついている方がオドコノマの南西面に使用していた。

軒丸瓦は二十四種類あり58kgが全体の二十一パーセントを示し、（写真58k）の平瓦と同じ十八世紀初期のものと考えられる。当初瓦は軒平瓦と同様に江戸初期と考えられる。（写真58a）もあつたが、数は少なく、土間建設時のものか判定し難いものであった。

平瓦は、総枚数二万枚で平均の大きさは、長さ二十四cm、径一二・五cm厚一・八cmで上端中央部に銅止釘の径七・八cmの穴があけられているものが多くた。鬼瓦は大棟・隅棟合わせて二十二個残存していた。絶対年数のわかるものは

なかつた。

オクザシキの大棟の鬼瓦に篆書で「瓦師太良兵衛作」と書かれていたが、これは十八世紀初期のものであろう。土間大屋根東端の鬼瓦は鬼面大きさは、幅五十六cm、成三十三cm、厚さ五・五cmで、丸瓦の外側に納まっていた。居室部境とその西端は梅鉢紋、煙り出しの鬼板は宝珠紋で大きさは幅三十三cm、成二十六cm、厚さ三・四cmである。居室部大屋根の東西棟の鬼板は、梅鉢紋、大きさは幅六十七cm、成四十二cm、厚さ十四cmで丸瓦の上に納まっていた。これは、棟を高くみせたいために後世の修理の際に丸瓦の上にのせたのではないかと考えられる。オオドコノマの上の二つの棟も梅鉢紋で大きさは、居室部と同じであった。

十八世紀初期頃のものであろう。オクザシキの東西棟は鬼面で大きさは幅六十cm、成四十一cm、厚さ十cm、で享保十九年ものであろう。隅鬼板は、鬼面で八個残存し、平均の大きさは幅三十cm、成二十九cm、厚さ七cmで各々の場所にあったものは阿吽は不揃いであった。時代的には江戸初期と推定されるものから、明治のものまであったが、一八世紀初期頃のもののが多かつた。

雁振瓦は、土間に煙り出し、居室部大屋根が棟付でその他は丸瓦を使っていた。大きさは、土間に幅二十四cm、長さ二十五cm、厚さ二・一cm、煙り出しある幅十七・五cm、長さ十九cm、厚さ二・一cm、居室部大屋根は幅二十六・五cm、長さ二十七cm、厚二・一cm、オクザシキの棟は丸瓦を流用していた。

面戸瓦は出来合のものが、数個あつたが、他は丸瓦から作っていた。

菊丸瓦は、径八・五cm、長さ十一cmで十八世紀初期のものであろう。輪邊瓦は幅十一・五cm、長さ十二cmのものを使っていた。

鳥糞瓦はオオドコノマの二つの棟に二個残っていたが、一つは古く、一つは昭和のものと考えられた。

土間屋根

た。土間正面、カヤマ瀬物部屋居室部大屋根は、杉皮を二重葺（長さ九十四cm）していた。土留棊も打つことなく杉皮の上に土を置いていた。

オオドコノマとオクザシキの一部に杉と樺の割板を使っていた。幅約七・五cm前後、長さ約四十二cmで真足二十cmを掛羽掛戻しに葺き（写真57g）上部に巻繩割竹を釘打し、ずり落ちるのを防いでいた。巻繩割竹を止めていた釘は、和釘で建設時（十八世紀初期）のものが一部残っていたのではないかと考えられる。割板は、柿のようじ竹釘を使って止めるということではなく、並べるといつた程度の葺き方であった。ザシキとオクザシキ北面は明治頃に櫛瓦葺に葺なされた際に垂木と野地まで修理しているので、割板はみられなかった。割板は今回の修理では、工法として残すべきであると考へて、櫻割板で、掛羽掛戻し工法によりオオドコノマ・ザシキ・オクザシキに葺いた。但し、割板を並べるだけでは、屋根修理の際にずり落ちる可能性もあるので、割板一枚につき一二ヶ所は竹釘ないしは、亞鉛釘で止めた。

葺き方

軒丸瓦は、六百四本のうち百五十本程鋼釘で止めていた。一部玉縁を、鋼線十六番で吊付けているものもあつた。

軒平瓦の出は瓦座より、約九cm程で平葺の瓦割は平均で二十六cmであった。

瓦足は平均で十二cmであった。丸瓦はすり落ちの防止はしていなかつた。

平瓦の基土は、薙切を入れたやや粗い土をべた置きにしていた。一部土に漆喰も入っていたところをみると、古墳土を混ぜていたようである。丸瓦下地は萬切を入れ、粘り気の土を使っていた。

棟は、土間大屋根は肌剥斗一段、割剥斗三段になつていて。剥瓦は、平瓦を使っていた。居室部の大屋根は肌剥斗三段、割剥斗七段、オオドコノマ上の棟は肌剥斗瓦二段、菊丸一列、割剥斗一段に丸瓦の冠瓦。オオドコノマ西の短い棟は肌剥斗一段、割剥斗一段、菊丸一列割剥斗一段、オクザシキは肌剥斗一段、

殿、菊丸一列、割裂斗一段輪違一組割裂斗二段に冠瓦として丸瓦を使用していた。鬼瓦は野華木より十六番綱線をよって曳きつけていた。

第六項 造 作

床組り

床組は、大引と東立とし、根太を大引の上に架け、釘止、足固に彫込み大入れをする工法をとっていた。根木に床板をのせ、間仕切部は敷居を受けていた。大引の仕口は、足固に横柄とし、先端に辻桂打をしていた。

居室部は、十八世紀初期の床組が残つていて、部分的であるが修理している

箇所がみられた。

宝曆三年には「格子の間」「旧ミセオク」の床を修理しているが、大引、根太、床板は取替えていない。「オオドコノマ」「ザシキ」「オクサシキ」も部分的に修理しているが、部材は古いものを再用している。「オオドコノマ」の床の間に根太と床板が取替えていた。「ザシキ」北と「オクザシキ」の北、西の縁の根と、縁板が修理されて取替えていた。取替えた材には洋釘を使っていたことより明治末か大正頃の修理ではないかと考えられる。土間に拡張された「ヒロシキ」と「ダイドコロ」境の「六畳の間」は明治期に拡張されたものである。ミセ六畳の間の床材は天明材を再用して明治期に修理している。

縁取り

「オクザシキ」とザシキ北は享保十九年の木口の縁で板は檜板厚さ三寸、幅は三十寸前後で縁幅百二十六寸間に一本根太を入れ柱と根太に目録で止めていた。修理は、明治末頃にされていて、根太等、一部取替られていた。敷居を取りはずしたら、縁板上端に透溝を塗っていた。「オクザシキ」が享保十九年に建増しされる前迄は「ザシキ」の北縁から西縁に廻っていた。「玄関」の縁は明治末期にもと袋付格子であったものが改造されて、檜板幅二十二寸前後み、三寸を張つていて、框に目録で引いていた。

天 井

解体前の天井は、土間部と居室部に分けて説明するが、土間部は表口から入つて「二ワ」が根木天井、「ミセ」が神縁天井その東の四畳の南半分が、杉割

土間部の四畳の大引は九寸角の材を使用していた。ミセは径二十寸四分の桧の軒ばし丸太を使っていた。

ヒロシキとダイドコロ境は天明・嘉永の古圖に描かれている。ヒロシキの樋が元の位置に残つて大引として使われていた。この材は享保十二年の時のものである。材種は木材幅八・五寸、成十寸であった。間隔は約一寸間隔であった。根太は居室部材種として梅・杉・桧・松と使っていたが、十八世紀初期は、梅材を多く使っていた。「オクザシキ」は桧、「ザシキ」は杉を使っていた。土間部の「ミセ」は松、「四畳の間」は杉、「六畳の間」は杉を使っていた。表面加工は、オガ挽、寸法は平均で六寸前後の角材を使っていた。根太間隔は平均四十寸前後であった。居室部の床板は杉材が使われ、厚みは一・二寸から一・五寸、幅五十寸から十五寸程のものを使い、上端の表面は鮑仕上であった。床板の所々に番付の墨書きがあつたが、疊との合番付であつたのであるか。二階居室部の床板は、梅材と松材が使われ、厚みは二・四寸、継目は合決り、縫い釘を使っていた。

板、竹柄縁天井、北半が梁天井、「ヒロシキ」と「六畳」が根太天井、「カマヤ」

がつし天井である。「二ワ」は、当初「シモミセ」の位置であり、天井高も地盤から天井板下端まで約二・四mであるが、根太・梁が更に下にあるため、梁下端まで二m程になり低い、天井板は松材一・二m、「一枚重ね、合決り、根太に解手打していた。「ミセ」は天明頃に拡張した部屋で天井高は、二・四m、桟縁は幅四・五m、成四・五m天井板は杉材、厚みは、八mm羽重ね、竹福子止としていた。東の四畳の間の南半分は、茶室として使われていて、喜永の古園にも描かれている。杉割板厚み三mm、幅十八cm程を羽重ねにしていた。杉割板の上には、一・五cmの板があり、真竹の桟縁で止められていた。北半分は、母板厚一・四cmで、漆塗が施されていた。「ヒロシキ」「六畳」は、もと二ワの位置で、根太天井である。地盤から天井板までは約四・五m程ある。根太は、約

四十cm間隔で根太の幅は八・五cm、成は八・五cmである。板厚は一・五cm根太に脇天打、板の上に幕を五cm程に切って混ぜた練土を厚き五cmにして置いていた。カマヤ上と旧シモミセの上は、真竹の割竹を根太間に配した篠竹に藤蔓を掛け茎葉混りの練土を置いている。居室部は、「コウシノマ」が竿縁天井で竿縁は母材猿類縁で成は六四、上幅七cm、下幅一・八cm、成の五割から落している。竿縁の割は一間を四つ割にしている。板は杉板厚九mm、羽重ね、稻子掛けしていた。竿縁は三階床梁から蟻刷していいた釣木にて引かれていた。

板は杉板で厚みは七・五cmである。板目を化粧としていた。「オクザシキ」は享保十九年で、天井高も他の居室部より七cm程高い、竿縁は母で寸法も成三cm幅四cmと同じであるが、天井板は杉板の目込みの枉目を使っている。

居室部二階も天井を張っていたが、明治期のものであった。

難鳴居・敷居

解体した場所が土間部・庇部と居室部の二階でその他は「コウシノマ」と「ダ

イドコロ」境の差鳴居を解体した。差鳴居については、前記しているのでこでは解体した薄鳴居について触れる。十八世紀初期と考えられる「階段室」と「ヒロシキ」境「ち十八へ十八」の薄鳴居は成六・五cm幅十四・四cm、三本溝、溝幅は一・九cmで、この一間に何故三本溝が入るか、使い方が不明なところである。現状では障子の引違いが入っていた。今回の痕跡調査で土間寄に更に付鳴居が付き、「ダイドコロ」寄りに戸袋が付くことがわかった。居室部の薄鳴居は母材、成五cmであった。現状「ゲンカン」の「た十四へ十」の薄鳴居は四本溝で、明治末期に地袋付の格子から式台に変えられた際に明障子戸用の鳴居に取替えられた。旧の四本溝とされていた。

敷居で十八世紀初期とみられたのは、十八通りの三本と「ほ十八へほ十四」で松亦味材を使っていた。「た十八へ十」は三本溝の突止溝、「を十八へほ十八」は四本溝の突止溝であったが後世突止溝を改めて突き通していた。「ほ十四へち十四」の三本溝「リ十九り十三」、「ち十四へ十」も十八世紀初期「オカザシキ」「ろ六へろ二」「ろ六へ六」「に六へ六」、「と五へ三」は享保十九年松材、「コウシノマ」と「ゲンカン」境「た十へ十」の敷居下端に「宝曆三年の墨書きが書かれていた。その他墨材と考えられるものが「を十八へ十」「た十八へ十」「る十」「か十」「に九へ六」で「よ九へよ六」は江戸後期、「ち十八へ十」は明治材であった。時代判別は、宝曆の墨書きの下端の表面加工の新刃型を基準として判定した。両端の取付仕口は、片方が目違い柄、一方が待柄、上下の動きを止める引材として、足固を掲げて、履いの引組鉄で引き込栓を打つて止めている。「を十八へほ十八」の溝に、櫻の埋木を入れていた。突止溝は、近畿地方の古民家にみられる手法で、溝を突き抜かないで、途中で溝を止めてしまう方法である。当住宅もこの

手法が用いられている。一般的な例だと二間に四枚の建具を入れたとすると、二本溝の手前の溝に一枚を入れ、後方の溝に一枚を入れ、開口面積は一枚分であるが、四本溝の突き止め溝にすると片面に寄せられ三枚分の開口部があく。突き止め溝の止まりの部分まで引けば合せや落しがるもビタリと決まり合理的である。しかしながら建具四枚は片方にしか寄せられないで、使い方に制限される場合もある。経年とともに生活様式の変化に伴ない逆の方向に寄せる必要が生じてきて、溝を四本とも通しているところもあつた。これは土間・居室部分の部分であるが、仮間は使い方に変化がなかったので当初の突き止め溝がそのまま残つていた。この手法は近畿地方の古民家でよく見られる。

第七項 茶室

二層中板向切の席で武者小路千家の官休庵の一層台半板向切の席の平面に似ている。聞取によると杉山孝子が武者小路千家の茶を習っていたということなので、官休庵の平面を写したのかも知れない。今回の解体調査では建立年代の墨書きは発見されなかつたが、文書より「天保十年に茶室を開きをした」と年中縁に記されていることから、天保十年が建立年代ではないかと考えられる。当茶室と官休庵との違いは杉山家の茶室は貴人・丸目覺、中板に対し官休庵のは羅口、一層台目、半板と狭く杉山の方のがゆつたりとしている。

第八項 地下調査

仮設工事建設前に、遺構の確認をするため建物外部をII区に分けて発掘調査をして、又建物解体後内部の遺構の確認と、地層の状況を確認するため発掘調査をした。

建物外部の発掘調査は嘉永三年の古図によると主屋背面に附属屋や、接続する部屋が描かれているので、それらを明らかにすることを目的とした。図40の

ように、II区に分け、I区は、附屬屋とII区は主屋と接続する部屋を明らかにした。I区は平均二十cm程掘ったところ、井戸鉢の礎石跡と考えられる抜石と、幸場の柱礎石跡と内部叩き下の地葉とを考えられる玉石敷（拳の大きさ）跡が発掘された。この幸場跡は後日更に北面を掘り進めたところ柱礎石跡が確認され、嘉永三年の古図と照合させたところ、ほぼ一致した。

II区は、「ブツマ」背面「ナンド」北に七・五疊、八疊と続く部屋の確認をしたところ、八疊北面の柱礎石跡の確認はできなかつたが他は確認できた。このII区は、渡り廊下で「酒蔵」「土蔵」に接続するところも確認するため、調査したところ渡り廊下の柱礎石跡二穴が確認された。II区は明治期に庭園を築造し、その際に石臼を飛石として投えているため、遺構の壊乱が甚しい。内部は、土間を主に調査し、居室部もトレンチを入れて地層の状況を調査した。トレンチは「漬物部屋」から「事務室」にかけて南北に幅三十cm、深さ平均四十cm程掘つたところ、前身建物のものと考えられる大便器や石臼が、「事務室」より発掘された。「カマヤ」から「オオドコノマ」にかけて、東西にトレンチを入れ、「オオドコノマ」から「ザシキ」に南北に、「ザシキ」から「オクサンキ」に東西に入れたらところ少重量の木炭が出て来た。これは前身建物が焼失したのか、それとも、地下水位が高いので湿気防止のために前身建物を建設する前に炭を埋めたのか判断に迷つた。我々は後者ではないかと考えたが、今後の居室部解体調査の際に更に調査を望むところである。

土間は「カマド」跡を確認する為、カマヤを発掘したところ図42のような建設時の消費付の三連のカマド跡が発掘された。今回この発掘規模に合せて復原認できた。

嘉永三年の古図に描かれている十連のカマドの規模も焼土の範囲からほぼ確

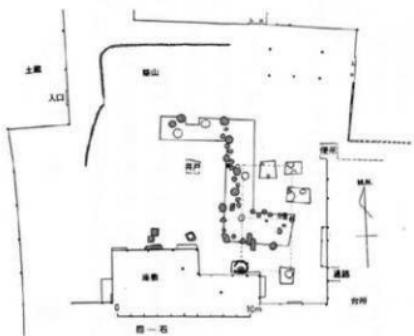


図40 外部発掘II区（土間背面）

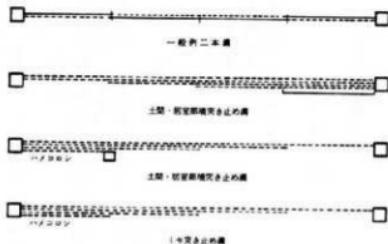


図37 突止溝

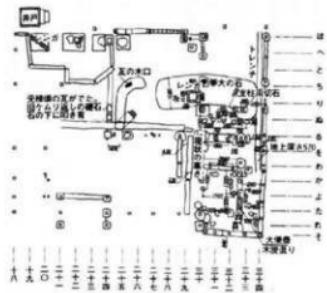


図41 内部土間発掘状況図

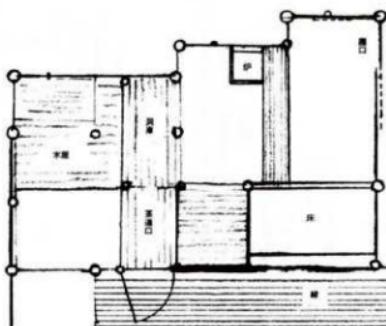


図38 宮休庵の平面図

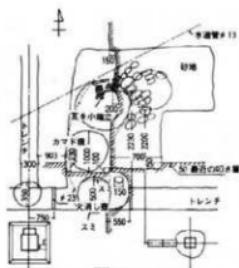


図42 カマド発掘調査図

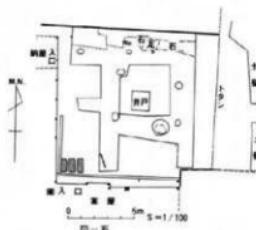


図39 外部発掘I区（角屋周辺）

第六節 史

料

寶永六年五月五日

六日 作右衛門権

七日 一日 同人 同

八日 一日 同人 同

九日 景前五 大坂行

十日 大坂

十一日 大坂此晚帰り被申候

一二日 同人

十三日 同人

十四日 同人

十五日 同人

十六日 同人

十七日 同人

十八日 同人

十九日 同人

二十日 同人

二十一日 同人

二十二日 同人

二十三日 同人

二十四日 同人

二十五日 同人

二十六日 同人

二十七日 同人

二十八日 同人

二十九日 同人

三十日 同人

三十一日 同人

三十二日 同人

三十三日 同人

三十四日 同人

三十五日 同人

三十六日 同人

三十七日 同人

三十八日 同人

三十九日 同人

四十日 同人

四十一日 同人

四十二日 同人

四十三日 同人

四十四日 同人

四十五日 同人

四十六日 同人

桶 武間一尺 七寸角 拾本
代百七拾八匁

横 武間一尺 六寸角 直段十一匁かへ六本

代六十七匁八分 内武本ハ捨但不残へし

景前吉右衛門算用

八月七日 豊屋

八日 吉右衛門

九日 吉右衛門

十日 吉右衛門

十一日 吉右衛門

十二日 吉右衛門

十三日 吉右衛門

十四日 吉右衛門

十五日 吉右衛門

十六日 吉右衛門

十七日 吉右衛門

十八日 吉右衛門

十九日 吉右衛門

二十日 吉右衛門

廿一日 吉右衛門

廿二日 吉右衛門

廿三日 吉右衛門

廿四日 吉右衛門

廿五日 吉右衛門

廿六日 吉右衛門

廿七日 吉右衛門

廿八日 吉右衛門

廿九日 吉右衛門

三十日 吉右衛門

三十一日 吉右衛門

三十二日 吉右衛門

三十三日 吉右衛門

三十四日 吉右衛門

三十五日 吉右衛門

三十六日 吉右衛門

三十七日 吉右衛門

三十八日 吉右衛門

三十九日 吉右衛門

四十日 吉右衛門

四十一日 吉右衛門

四十二日 吉右衛門

杉山家文書のうち、萬留張・年中錄より譜請に關係する部分を今回保存修理工事を機に富田林市市誌編集室の田井女史に抜粋して戴いた。既に萬改帳(寶永二十二年)は発表されているので、省略する。萬留張の中に才ザシキの年代を裏づける文書が出たことは、特筆すべきことである。次にその抜粋を記す。

萬留張 宝永六年 杉山源・源 CH 52
北余部村 庄兵衛 使九兵衛
庄兵衛 使九兵衛
一、武丸 紅桃一本 つばき武一本 メ三本代
一、松木一本 座敷筵 植串綱 西山口取寄
一、梅木一本 廿山長九郎らもらひ中綱
口入十三郎
中 略
此乳酒酒三升
代三匁六分
九分さかな
老取手間
寶永七年實三月十九日
一、桜ノ木一本 代走若三分

寶永六年五月十五日二舟積十二月着舟 鹿奈屋六兵衛
一、三拾八匁 每武間半二九寸丁 平物老取
一、七匁 口銀
一、八匁四分 運賃
右之歐舟中五監分
大坂石込し沿舟賃 きしょに上ヶ賃

寶永五年十一月廿八日二舟積十二月着舟 鹿奈屋六兵衛
一、三拾八匁 每武間半二九寸丁 平物老取
一、七匁 口銀
一、八匁四分 運賃
右之歐舟中五監分
大坂石込し沿舟賃 きしょに上ヶ賃

萬留張 杉山源・源(2) CH 53
正徳元年三月廿六日
一、三本 檻 老丈五寸角
一、拾本 同 武間武寸三分五厘
一、武十本同 老丈武寸三分四方
一、武一本同 武間武寸三分四方
武刃三分かへ 代四拾六匁

櫻ぬき

一、五丁 同 武間寸 八分

一、八間 同 五分板

武百武拾三匁五分

杉山彌・斯 CH 53

萬留板 杉山彌・斯

正徳二年六月廿六日

一、井戸のべ石長老宅間はバハ八寸 武本代銀五拾武匁

石うすノ古キ 武代銀拾六匁

一、かるす一口代銀拾匁 石うす登り石

武代銀拾六匁

七拾八匁渡相済申候

南加納村石や与四兵衛

武匁かへ
代銀匁

十一匁五分かへ
代九匁五分

内三百匁 ふうたい引

賣主蓮泉や六兵衛

内三百匁 ふうたい引
藏而 治九貫四百日 藏ノニツ合ニかけ申候

代銀七拾五匁 此銀已十二月口入市兵衛渡

一、むくの木 煙七十六寸 一本

長四間 市村

一、四尺四寸五分 ○深厚老尺四寸高サ老間老尺

堺北ノはしツマツラ町向玄東ノかしや門口柱中スミ迄

一、武間三尺六寸

右六尺五寸半也

渡シ清申候

中 略

正徳三月十一月

一、むくの木 煙七十六寸 一本

長四間 市村

一、尺蜀竹 武本 代九匁

忠右衛門

一、尺蜀竹 武本 代九匁

右之木翌午二月六日二取申候

一、御前ノまへ四疊上敷四疊分

疊屋 吉右衛門

一、代銀武拾匁

末十二月晦日二銀渡 使子

萬留板 杉山彌・斯 CH 56

（享保）年 西五月十日 周月ノうしろかけ機之時

一、武拾四匁七分 松板代釘代共 与子衛門三面取

一、六匁五分 木代

代銀七拾五匁 此銀已十二月口入市兵衛渡

一、丈蜀竹 武本 代九匁

忠右衛門

此據目 九百三百文

代九三五分 新銀三而

又老乞老分 前之不足

新銀九拾四分老分

内二分手付ニ渡候

(享保七年) 寅十六日 長堤心齋はし

大工七兵衛へ

よし屋清兵衛

丑二月廿六日 丑二月廿五日占庭造申候入用

一、新銀老乞 かなめ一本 小山田村作右衛門

一、同武尺五分

ひよん廿五本

三刃五分

丑二月廿六日渡シ済

上原村 中村松右衛門

但子三つ有り 口入道知

代新銀三倍五分

木作道智口錢達

右之銀當座ニ渡候 木作道智口錢達

又人足武人手間

取賣

廿四日占晦日迄七日分

上五郎右衛門へ通

一、新銀五拾目

人足五十人

道知手間代

一、四日八時五二月晦日迄二月十四日三月明日三月十五日切

日數前後七日分

代小米武升造代老乞

和田先休江礼銀 使又三郎

一、酒武升

但三月三日又三郎礼ニ通申候

中略

萬留帳 杉山家文書 96 CH 58
(享保七年)

覺

一、刺繡長サ五尺五寸 上口武寸七分 片留

一、同丈五尺八寸 同所 上口三寸 片留

内藏糊 上口三寸 片留

一、同武丈四尺七寸 上口三寸 片留

一、同武丈四尺七寸 上口三寸 片留

一、同武丈四尺七寸 上口三寸 片留

一、同武丈四尺七寸 上口三寸 片留

中略

萬留帳 杉山家文書 96 CH 58
(享保七年)

覺

一、横 武間半ノ六寸角

壹本二付代十四刃八分

壹本二付代十五刃八分

平表枚二付代三十七刃五分

小ふし有

一、松 武間ノ六寸四ワ割

壹本二付代武刃五分かへ

一、松 武間ノ武寸四歩四方

右之通付テ取見申候

中略

萬留帳 杉山家文書 96 CH 58
(享保七年)

覺

一、横 武間半七寸角

壹本二付代十四刃八分

壹本二付代十五刃八分

平表枚二付代三十七刃五分

小ふし有

一、松 武間ノ六寸四ワ割

壹本二付代武刃五分かへ

一、松 武間ノ武寸四歩四方

右之通付テ取見申候

一、銀四拾三束

大和や三右衛門

庭石六ヶ

はし石武枝

長サ五尺四寸

はし老尺六寸

は老尺四寸

物數八ヶ当座二代銀相渡済候
又銀拾八枚分五厘

牛駄分 舟ちゃん

同 五分

同 三枚六分

橋板式武枝取ちん

ス 武分五分

石四ヶ取貰

代九勾六分

萬留帳 杉山家文書95 CH75

(享保九年)辰十一月廿四日

内 覚

一、銀四十四束

九匁

栗丸太三本引

引残而三百九拾老匁

七駄分

同 銀七拾五分

松板拾五間

一、間拾四匁

四匁かへ

松板拾五間

一、銀百

七駄かへ

天井六分六間

四匁五分かへ

一、間六拾五分五分五厘

すき

二へ坪老匁

七口合六百九拾武分七分五厘

辰十一月廿四日 木屋与左衛門

辰十一月九日

銀 拾武分七分

新堂村儀右衛門

廿四日 同 八匁

板式間

義石衛門分引

晦日

同 五百四束 使小太郎

代十二匁三分五厘

志聞二付武分五分かへ

右ハ内ノ佐兵衛參賈申候 石屋六右衛門

此代六匁七分五厘

武口合 十八匁 内卷及まけ

戎テ十七匁

内十四匁八分五厘渡ス

ギテ 武分一分五厘 かり田清之

八月十七日 殿四ヶ銀渡

右ハ内ノ佐兵衛參賈申候 石屋六右衛門

此代六匁七分五厘

武口合 十八匁 内卷及まけ

戎テ十七匁

内十四匁八分五厘渡ス

ギテ 武分一分五厘 かり田清之

八月十七日 殿四ヶ銀渡

右ハ内ノ佐兵衛參賈申候 石屋六右衛門

此代六匁七分五厘

武口合 十八匁 内卷及まけ

戎テ十七匁

内十四匁八分五厘渡ス

ギテ 武分一分五厘 かり田清之

八月十七日 殿四ヶ銀渡

右ハ内ノ佐兵衛參賈申候 石屋六右衛門

此代六匁七分五厘

武口合 十八匁 内卷及まけ

戎テ十七匁

内十四匁八分五厘渡ス

ギテ 武分一分五厘 かり田清之

八月十七日 殿四ヶ銀渡

右ハ内ノ佐兵衛參賈申候 石屋六右衛門

此代六匁七分五厘

武口合 十八匁 内卷及まけ

戎テ十七匁

内十四匁八分五厘渡ス

ギテ 武分一分五厘 かり田清之

八月十七日 殿四ヶ銀渡

右ハ内ノ佐兵衛參賈申候 石屋六右衛門

此代六匁七分五厘

武口合 十八匁 内卷及まけ

戎テ十七匁

内十四匁八分五厘渡ス

ギテ 武分一分五厘 かり田清之

八月十七日 殿四ヶ銀渡

右ハ内ノ佐兵衛參賈申候 石屋六右衛門

此代六匁七分五厘

武口合 十八匁 内卷及まけ

戎テ十七匁

内十四匁八分五厘渡ス

ギテ 武分一分五厘 かり田清之

八月十七日 殿四ヶ銀渡

右ハ内ノ佐兵衛參賈申候 石屋六右衛門

一、母武間式寸四步四方物 四本 代拾式勿

一、母武間式寸天井縁

一、杉武間壹尺 包丸太

一、松武間ノ五寸角

一、松武間ノ五寸角 わり壹匁五分かへ

一、松武間壹尺 包丸太 わり壹匁五分かへ

一、松武間壹尺 包丸太 六本 代拾三枚

一、松武間ノ五寸角 六本 代九枚

一、松武間壹尺 包丸太 六本 代拾三枚

一、松武間壹尺 包丸太 六本 代九枚

一、松武間壹尺 包丸太 六本 代拾三枚

式寸八歩

わり八匁五分かへ

代拾七枚

一、上梅 武間尺

一、杉武間壹尺 包丸太

一、松武間ノ五寸角

一、松武間ノ五寸角 わり壹匁五分かへ

一、松武間壹尺 包丸太 六本 代拾三枚

引残而三百六十式勿

四月廿九日

内金五面渡ス

三日廿六日 代三百匁

所ハ長ほリ十丁目北かわ

使十兵衛

清右衛門

山中田屋 長兵衛

小左衛門様

右何れ茂上板上木ふしなし

四月十四日 八寸五分ニ九寸五分

一、母武間尺ノ角

志本代

四寸五分ニ八寸五分

一、同式間尺 平物

志本代

代四十三枚

一、同式間尺 平物

志本代

代六十九枚

一、同式間尺 平物

志本代

凡駄數十式駄

四月十四日

同幅同断

式寸武分

萬留喰 杉山九(2)

CH 63

座敷雨戸

一、東かわ引ちがヘニ政候

下内くミニ可成みぞ七分タヌ右左二本共

くるまなしかしの木てすかし入 すりさんせい

式寸七分戸は、三尺壹寸武分 武校

ふしなし

志枝拾七匁ツ、

代三尺百五拾九匁

右銀差引

普請入用帳二記

高津屋

清兵衛

中略

此掛目

十三貫五百五十匁

代百拾三匁八分四厘

(後略)

印月廿三日

長サ六尺五寸一枚書院先

代六匁六分ねぎり五匁八分

はバ尺八寸七分

長サ尺八寸七分

一、綱と巾

一、同瓦釘

一、同つ木

此掛目

十三貫五百五十匁

代百拾三匁八分四厘

(後略)

印月廿三日

長サ六尺五寸一枚書院先

代六匁六分ねぎり五匁八分

はバ尺八寸七分

長サ尺八寸七分

一、ひかん桜

長サき開一本一格長サ一間卷本

一、ゆすら梅

一本長野村

植木屋長三郎

一、うす白牡丹

一本武本

メ五本代銀三匁

一、きりぬ大一寸まつ縫中一本

一、しゃくやく武株

メ三色代六分

二口三分匁六分錢渡シ相済申候

覚

いづみ櫻兵衛

一、繪なし

長サ老間二付

めせき二付想長三間一尺二寸五分

八匁三分かへねぎり七匁五分かへ

代武拾五匁老分七厘

はバ三尺五寸三分

右之通被入御念付仕合給候以上

此銀卯九月三日

代武拾五匁老分七厘

此銀卯九月三日

代武拾五匁老分七厘

中略

此掛目

十三貫五百五十匁

代百拾三匁八分四厘

(後略)

印月廿三日

長サ六尺五寸一枚書院先

代六匁六分ねぎり五匁八分

はバ尺八寸七分

長サ尺八寸七分

一、綱と巾

一、同瓦釘

一、同つ木

此掛目

十三貫五百五十匁

代百拾三匁八分四厘

(後略)

印月廿三日

長サ六尺五寸一枚書院先

代六匁六分ねぎり五匁八分

はバ尺八寸七分

長サ尺八寸七分

一、綱と巾

一、同瓦釘

一、同つ木

此掛目

十三貫五百五十匁

代百拾三匁八分四厘

(後略)

印月廿三日

長サ六尺五寸一枚書院先

代六匁六分ねぎり五匁八分

はバ尺八寸七分

長サ尺八寸七分

一、綱と巾

一、同瓦釘

一、同つ木

此掛目

十三貫五百五十匁

代百拾三匁八分四厘

(後略)

印月廿三日

長サ六尺五寸一枚書院先

代六匁六分ねぎり五匁八分

はバ尺八寸七分

長サ老間二付

めせき二付想長三間一尺二寸五分

八匁三分かへねぎり七匁五分かへ

代武拾五匁老分七厘

はバ三尺五寸三分

右之通被入御念付仕合給候以上

此銀卯九月三日

代武拾五匁老分七厘

此銀卯九月三日

代武拾五匁老分七厘

(享保二十年) 初三月

高津屋清兵衛様

杉山善左衛門

卯三月廿四日

萬留帳 杉山92-(3)

中略

此掛目

十三貫五百五十匁

代百拾三匁八分四厘

(後略)

印月廿三日

長サ六尺五寸一枚書院先

代六匁六分ねぎり五匁八分

はバ尺八寸七分

長サ尺八寸七分

一、綱と巾

一、同瓦釘

一、同つ木

此掛目

十三貫五百五十匁

代百拾三匁八分四厘

(後略)

印月廿三日

長サ六尺五寸一枚書院先

代六匁六分ねぎり五匁八分

はバ尺八寸七分

長サ老間二付

めせき二付想長三間一尺二寸五分

八匁三分かへねぎり七匁五分かへ

代武拾五匁老分七厘

はバ三尺五寸三分

右之通被入御念付仕合給候以上

此銀卯九月三日

代武拾五匁老分七厘

はバ三尺五寸三分

資相洛 使次郎兵衛

九月廿八日

富田林石屋

八月朔日

富田屋

治兵衛

八月八日

銀拾勿手付錢渡ス

口入 藩兵廬

大工与左衛門改見申候

乱れ障子武本 拾式覺ノ間東側ノ障子

富田林

一、見付もやりハ手本ノ通

杉山三郎右衛門様

一、見付も四分半

新室

一、上づら二うハ手本ノ障子ニ三分ひろく被成上三つのが
ういつはいニ可被成候

大工与左衛門殿

一、からまち上下二合どぶのミゼニはめ中様ニ

舟賀九勿八分波

一、見付も二見度候故手本ノ障子ノ裏ニ二合七帳様ニ

使弥藏

一、上づら二うハ手本ノ障子ニ三分ひろく被成上三つのが
ういつはいニ可被成候

右之材木八月八日來ル

一、見付も二見度候故手本ノ障子ノ裏ニ二合七帳様ニ

(享保二十年)

卯九月五日賣

一、庭石 但馬ノ甲ノ株成形老ツ

代給拾外丸二度ス

佐備村利兵衛

石屋蔵兵衛

口入

(元文元年)

辰十月一日

一、柏木長サ四尺角

但老尺或二尺三寸

老本 買

賣り主 傳兵衛

鬼住村

右松木向野村

内古銀三拾老勾三分

(後略)

萬留帳 杉山家四(2) CH 66

すかし板闇合

代銀八拾五勾

但高サ三尺五寸幅三尺

賣主太兵衛

中 略

中 略

中 略

中 略

中 略

吹田屋作兵衛書付

一、杉板目板 武枚
長サ六尺四寸五步

はゝ、表尺七寸五分

あつき行立八分

上、しおなし

但きつま板也

表枚二付拾六匁かへ

代三拾武枚

一、さつま杉板子 表子

長サ六尺四寸五分五寸迄

はゝ、表尺

あつき四寸

上、平正

戈^ノ四抬本

代三拾武枚

但文^ノ銀正味

吹田屋作兵衛

〔元文二年〕二月十八日 高津屋清兵衛殿

すかし板聞合

一、すかし板 武枚

長^ノ八寸八分

高津屋清兵衛殿

新屋嘉兵衛

一、すかし板 武枚

はゝ、表尺七寸五分

表枚二付拾六匁かへ

長 同断

はゝ、表尺七寸八分ニシテ

表枚二付武拾匁かへ

一、さつま板子 平間

長六尺四寸五分五寸迄

はゝ、表尺

あつき四五寸

但表枚二付表尺表分ツ

右之通二而御座候尤母はゝせまく候へ共
右之通ちりろくへ出来申候故此御座候 以上

元文二年己巳二月廿日

すかし板見

一、さつま杉板二て自通 武枚

長サ老間

はゝ、表尺八寸分

あつき 八分

さまかまちニ成候

上、平まさ

一、さつま杉二て板

長サ六尺五寸二

はゝ、表尺

あつき四五寸

右之通直段聞合二大坂所へ遣候事

巳二月

右之板共代左之通

大坂立先堀北側壱丁自

〔元文二年〕三月十七日^朔

一、杉板子 表子

代文^ノ銀武拾九匁

はゝ、料

四月八日^朔

一、杉板 武枚

代文^ノ銀四拾六匁

すかし板也

右板子 表枚總目十六貫有

右之社貢

六文

口錢

六文

水

きしら社貢

横内法六尺表尺五分半

すかしもやう、かけ縫水取菊生ヶ

拾五尋二相持

為先顧只今五拾武匁五分儀ニ請取申候

板武枚、其元様^ノ請取申候、則來ル九月八日ニすかし仕立

手間廻り銀請取可申候仍而如件
已正月續五月出来取
一、座敷すかし こみ揚に菊の模様 下絵武枚
大坂安堂寺町心源筋 法眼 春ト
繪料古金百疋 造候 口入いたちほり益善次郎兵衛
代 文銀武拾老匁四分 (後略)

百問ほり 油屋吉右衛門

此坪ぬりちん 古銀七拾老匁

此坪五坪七分八厘

内銀五拾匁及

武匁老匁分裏かり 使基助抱兵衛

上、座敷すかまち見

四月廿三日

内銀五拾匁及

武匁老匁分裏かり 使基助抱兵衛

元文二年巳六月十一日

富田林 杉山儀左衛門様

紀伊國平兵衛 印

覺

巳六月

一、すかし 擬かまち

代六月十日

内文銀三拾目賣

引残面 通

此邊銀すかし手間銀内へ付出入
座敷すかし入用覺 但こみ上ニ菊ノ模様すかし

元文武歳

巳九月

吹田屋

一、文銀四拾六匁

杉板武枚代

一、同武百拾五匁

すかし手間代

一、同拾八匁

河内屋

一、同百六匁五分

かまらぬりちゃん

春下 下糸礼 古金毛歩代

宇兵衛方へ筆者私

一、同廿匁丸三分

文銀四百拾六匁八分

外二文銀三拾目

附扇大工板賣手間

大坂へ三度人足等入

四百四拾六匁八分

同 三匁 同弟子太右衛門へ

同断

右口ハ □ 出来二付不還也

文銀四百五拾六匁余

大坂理兵衛

右すかし 大工 同 傷兵衛

はゞ六寸 但シ隨分ラクナ銅板うすもの其板之通石之通
才法無相違念入御仕立可被下候

萬留帳 杉山家馬・印(2) CH 53

杉山善左衛門 との關係

萬留帳 杉山家馬・印(4) CH 53

杉山善左衛門 預り申娘子之事

一、くさまき拾四尺五寸角 へし角

右老村・方御取立被遊候夫食代之由、御預ケ被成候預り
○以此手形

一、くさまき拾四尺五寸角 へし角

申候何時二ても御用次第進可仕候為仍如件

元文三年午三月廿七日 富田林 杉山善左衛門

阿津田伊左衛門様 代 儀左衛門

小竹茂次郎様

萬留帳 杉山善・印 CH 55

一、くさまき拾四尺七寸角 へし角

一、松治四尺六寸角 へし角

一、くさまき拾四尺七寸角 へし角

一、松治四尺七寸角 へし角

一、松治四尺五寸角 へし角

右者戴柱三而御座候間、上玄小ふし物
本末なし二而直段何程ニ而候哉聞ニ道

申 四月

西横堀津村御堂うしろ

長堀北かわ材木町心斎橋少西

粉屋作兵衛へ

萬留帳 杉山昭 CH 69

乍然奉願上口上書

松平左近侍監様御領分

一、持高何百拾何石

武ツツギニても三ツツギニとも不苦無

従往古酒商賣仕願

此度酒藏営行三間桁行何問兩方江表間半死之觸此付申度奉願

上候 此間二行ほど明チ役所ニ而好之文言有之後

式通共同事

寛保式年戊正月 富田林百姓 杉山善左衛門 印

同村庄屋 同村年寄 誰 印

誰 印

(寛保二年) 覚

平岡作左衛門上京之節遣

右之書請私請負申候、細工可仕候或事伺上候

新堂村大工 平岡作左衛門 印

中井主水様

御役所様

右者本紙二枚入申候紙共二間持參可被成候

大坂阿波路町せんたの木筋辰巳角

右之書平岡作左衛門五手書戊正月六日大工与左衛門持參写候

右之下書同日与左衛門へ相候候 使庄助

中井主水様

萬留帳 杉山顯 CH 70

(寛保二年) 戊正月八日

大坂阿波路町せんたの木筋辰巳角

一、縫襷子拾收 高津屋 清兵衛

經大キサ志寸武歩四方

腰高サ尺八寸杉板一枚

立まハリ七本立但シ兩面三して

組子見附五歩 見込六歩 西江

活括肥松かまさし數枚二枚

總上：繪筋シ無シ

壹枚付十八匁五分足

代銀百八拾五匁

残而五十匁八分 七月五日渡清

又八匁 人足武人手間

又十六匁 大工二人一日手間作料

佐兵衛 伊兵衛 新兵衛

内

銀百三拾武匁武分渡ス

右御東申上板處額之通被

仰付候故申渡候以上

大工組頭 平岡作左衛門殿

杉山善左衛門殿

八月二日大工与左衛門へ相渡三日も上京被成候

一、銀百拾五匁

右者平岡作左衛門へ右之屬路へ城參候或義二道ス

外ニ二分引高車里清兵衛同子仁右衛門請取二參候御候

中 略

中 略

覚

六月十二日 六月廿日

中 略

中 略

中 略

中 略

大坂唐物町五丁目

あミヤ十兵衛

此弊口 直段老實ニ付廿一分かへ

代

内錢老實文渡

代拾五匁

六月廿日

中申月十九日同七月

東井戸石かけ普請

一、 井戸ふかさ七間六尺但六尺三寸さを二て
但此度ノそ云割のベ石をそこ二ならべ桶 故候

十三年 一、 但そ二七間六尺之所

以前迄 石かけ内法寸五寸五分つみかけ申候而
段々う程廣カ候て 桶かね

四尺三 うゑ方筋サ

寸畳り 一、 四間三尺之所二て四尺四寸内法廣サ有之候
一、 うゑ方筋サ

萬留帳 杉山99-(2) CH 74

〔文化六年〕五月廿四日 金ま朱表片 家相考相手傳札二道ス

中 略

〔文化九年〕十一月廿一日 武朱表片 名舟等威 家相考礼物 船料二道ス

中 略

〔文化八年〕五月廿四日紀州名舟等威と申入被參照家相考相手傳

右本傳仕業二酒出ス也 碓蓋七種 大ほら武本燒

右大工手傳 家内者平ニ燒豆腐 経いたし申候 外者同事

〔文化九年〕三月十八日 土蔵二付大工手傳方祝義左之通

一、 金百疋 棚梁 大工善兵衛 一、 武朱表片 脱襷束 次次兵衛

一、 同式丸 前製文之助 重蔵 大右衛門 辰藏

一、 同式丸 重蔵 重蔵 重蔵 重蔵

一、 同式丸 前製文之助 重蔵 重蔵 重蔵

一、 同式丸 菊松 手傳四人

総合三治武力水分

一、 武朱表片 大工櫻梁善兵衛

代八匁七厘

肴料達ス

外二 惠飯五千升重一器 二升樽一添

赤飯者四斗致候大粒り申候

にきり飯者目物之手傳人共江還候故多人數二相成殊ニ三合

程之飯ニ致候而大きく相成米苞石四升餘リ入用ニ相成候也

うし致ス也 弥介老人

（年中錄 杉山84 CH(2)26）

（年中錄 杉山85 CH(2)27）

（年中錄 杉山86 CH(2)28）

（年中錄 杉山87 CH(2)29）

（年中錄 杉山88 CH(2)30）

（年中錄 杉山89 CH(2)31）

（年中錄 杉山90 CH(2)32）

（年中錄 杉山91 CH(2)33）

（年中錄 杉山92 CH(2)34）

（年中錄 杉山93 CH(2)35）

（年中錄 杉山94 CH(2)36）

前日 月光寺
中村盛兵衛

辻 定次郎
不參差屋庄兵衛

不參古井寿軒

妙慶寺
永田春齋

後日 中村徳平

(後略)

(年中錄 杉山91① CH[1] 40)

図面・写真

図面目次

- 第1回 建工一階平面図
- 第2回 修理前一階平面図
- 第3回 建工二階平面図
- 第4回 修理前二階平面図
- 第5回 建工正面図
- 第6回 修理前正面図
- 第7回 建工背面図
- 第8回 修理前背面図
- 第9回 建工東立面図
- 第10回 修理前東立面図
- 第11回 建工西立面図
- 第12回 修理前西立面図
- 第13回 建工ドマ、オクザシキ断面図
- 第14回 修理前ドマ、オクザシキ断面図
- 第15回 建工居室断面図
- 第16回 修理前居室断面図
- 第17回 建工桁行断面図
- 第18回 修理前桁行断面図
- 第19回 建工見上図
- 第20回 修理前見上図
- 第21回 ドマ居室断面図
- 第22回 ツノマ、オクザシキ組合図
- 第23回 ザシキ展開図
- 第24回 茶室各図
- 第25回 建工建具図

写真目次

- 竣工および修理前写真
- 1 a 竣工正面(南西よりみる)
- 1 b 修理前正面(南西よりみる)
- 2 a 竣工正面(南東よりみる)
- 2 b 修理前正面(南東よりみる)
- 3 a 竣工正入人口細
- 3 b 修理前正入人口細
- 4 a 竣工背面(北よりみる)
- 4 b 修理前背面(北東よりみる)
- 5 a 竣工背面(階段室、内壁をみると)
- 5 b 修理前背面(ナンド、ザシキ、オクザシキをみると)
- 6 a 竣工背面(オクザシキ)
- 6 b 修理前背面(オクザシキ)
- 7 a 建工オクザシキ(東よりみる)
- 7 b 修理前オクザシキ(西よりみる)
- 8 a 建工西面
- 8 b 修理前西面
- 9 a 建工東面
- 9 b 修理前東面
- 10 a 建工茶室外部
- 10 b 修理前茶室外部
- 11 a 建工オクザシキ西面
- 11 b 修理前オクザシキ西面
- 12 a 建工オクザシキ北面
- 12 b 修理前オクザシキ北面
- 13 a 建工オクザシキ南面
- 13 b 修理前オクザシキ南面
- 14 a 建工オクザシキ(ザシキよりオクザシキをみると)
- 14 b 修理前オクザシキ(ザシキよりオクザシキをみると)
- 15 a 建工オクザシキ東面(オクザシキよりザシキをみると)
- 15 b 修理前オクザシキ東面(オクザシキよりザシキをみると)
- 16 a 建工ザシキ東面
- 16 b 修理前ザシキ東面
- 17 a 建工ザシキ北面
- 17 b 建工ザシキ北面
- 18 a 建工オドコノマ南面
- 18 b 建工オドコノマ東面
- 19 a 建工オドコノマ北面
- 19 b 修理前オドコノマ北面
- 20 a 建工オドコノマ西面
- 20 b 修理前オドコノマ西面
- 21 a 建工ミセオク、ツヅマ北面
- 21 b 修理前ガンカン、ツヅマ北面
- 22 a 建工ミセオク南面
- 22 b 修理前ゲンカン南面
- 23 a 建工ミセオク南面
- 23 b 修理前ゲンカン南面
- 24 a 建工ミセ西面
- 24 b 修理前コウシノマ西面
- 25 a 建工ミセ、ダヒドコ北面
- 25 b 修理前コウシノマ、ダイドコ北面
- 26 a 建工ミセ東面
- 26 b 修理前コウシノマ東面
- 27 a 建工ダイコロ、ミセ南面(ダイドコロよりミセをみると)
- 27 b 修理前ヒロシ(六畳より南をみると)
- 28 a 修理前ミセ(旧日ニ)南面
- 28 b 修理前ミセ(旧日ニ)東面
- 29 a 建工ニワ東面(カマヤ、ミモセをみると)
- 29 b 建工ニワ北面
- 30 a 建工ニワ西面
- 30 b 修理前ニワ(旧ミセ)西面
- 31 a 建工ニワ南面
- 31 b 修理前ヒロシ(旧ニワ)カマヤよりみる
- 32 a 建工カマヤ西面
- 32 b 修理前カマヤ西面
- 33 a 建工ニワ北面
- 33 b 修理前ニワ北面
- 34 a 建工ニワ南面
- 34 b 修理前ニワ南面
- 35 a 建工カマヤ東面
- 35 b 修理前カマヤ東面
- 36 a 建工ミセモニ北面
- 36 b 修理前ミセモニ北面
- 37 a 建工事務室内部
- 37 b 修理前事務室内部
- 38 a 建工事務室北面
- 38 b 修理前事務室北面
- 39 a 建工部屋内部
- 39 b 修理前部屋内部
- 40 a 建工居室一部(北東よりみる)
- 40 b 修理前居室一部(北東よりみる)
- 41 a 建工居室一部(南西よりみる)
- 41 b 修理前居室一部(南西よりみる)
- 42 a 修理前居室一部-北西の間
- 42 b 修理前ミセモニ中二階(北西よりみる)
- 43 a 建工角屋二階南面
- 43 b 建工角屋一階南面
- 44 a 建工つし天井(東より西をみると)
- 44 b 修理前つし天井(東より西をみると)
- 45 a 建工茶室内部北面
- 45 b 修理前茶室内部北面
- 46 a 建工茶室内部西面
- 46 b 修理前茶室内部西面
- 47 a 建工茶室内部南面
- 47 b 修理前茶室内部南面
- 48 a 建工茶室水屋
- 48 b 修理前茶室水屋
- 49 a 建工便所
- 49 b 建工正面板解体
- 49 c 建工東面板解体
- 50 a 土間部背面庇(野地板の状況)
- 50 b 土間部背面庇(木の状況)
- 51 a 正面庇野地板状況
- 51 b 正面庇木をはずした状況
- 52 a 正面庇野地板を解体した状況
- 52 b 土間軸部
- 53 a 土間つし天井小屋組解体状況
- 53 b 土間つし天井小屋組母屋解体中
- 53 c 土間小屋組解体中
- 53 d 土間つし天井解体
- 54 a 土間軸部解体①
- 54 b 土間軸部解体②
- 54 c 土間軸部解体③
- 54 d 土間軸部解体完了
- 55 a オオドコノマ、ザシキ部野地板本状況
- 55 b オオドコノマ、ザシキ部小屋組状況
- 55 c 居室部小屋組状況
- 55 d オクザシキ小屋組本状況
- 55 e ザシキ、オクザシキ野地板本状況
- 55 f ザシキ、オクザシキ軸部
- 55 g 居室二階解体状況
- 56 a 茶室屋根解体状況
- 56 b 茶室軸部解体状況
- 56 c 茶室基礎解体状況
- 56 d 南便所解体状況
- 56 e 附帯工事オクザシキ西便所呂解体状況
- 56 f 附帯工事正面板解体状況
- 56 g 附帯工事背面壁解体状況
- 57 a オクザシキ居室部北面屋根状況
- 57 b 土間煙り出し
- 57 c 土間大屋根本瓦葺状況
- 57 d 土間本瓦葺付状況(竹實野地)
- 57 e 居室部大屋根瓦葺工程(野地杉葺)
- 57 f オオドコノマ西面杉と構板削真(掛羽掛戻し工法)
- 57 g 茶室南面桟瓦葺(野地柿葺)
- 57 h 茶室北面(杉皮葺)
- 58 a ~ f 軒丸瓦各種文様
- 58 g ~ j 軒平瓦各種文様
- 58 k 18世紀初期の平瓦瓦軒丸瓦(補足瓦はこれによった)
- 58 l ~ r 平瓦瓦各種文様
- 59 a ~ c 軒平瓦各種
- 59 d 刺高軒平瓦
- 59 e 檜瓦軒平瓦
- 59 f ~ h オクザシキ大屋根鬼瓦
- 59 i ~ p 鬼瓦各種
- 60 a 正面土間部むなし窓(後世の型)
- 60 b 正面土間部むなし窓(当初の型)
- 60 c 背面土間部むなし窓
- 60 d 背面土間部妻小窓状況
- 60 e 東面土間部妻大窓工程
- 60 f 土間内部壁状況(後世は漆喰塗としていた)
- 60 g 居室部西面破風
- 60 h 居室部西面大壁
- 60 i 居室部内部ミセオク南色壁状況
- 61 a カミ大黒柱(を十八)差鶴居仕口状況
- 61 b カミ大黒柱(を十八)差鶴居
- 61 c カミ大黒柱(を十八)差鶴居いの内
- 61 d ~ e 居室部破風板拆み
- 61 f オクザシキ庇木本状況
- 61 g ~ h 軒杆仕口

解体工事写真

- 50 a 土間部背面庇(野地板の状況)
- 50 b 土間部背面庇(木の状況)
- 51 a 正面庇野地板状況
- 51 b 正面庇木をはずした状況
- 52 a 正面庇野地板を解体した状況
- 52 b 土間軸部
- 53 a 土間つし天井小屋組解体状況
- 53 b 土間つし天井小屋組母屋解体中
- 53 c 土間小屋組解体中
- 53 d 土間つし天井解体
- 54 a 土間軸部解体①
- 54 b 土間軸部解体②
- 54 c 土間軸部解体③
- 54 d 土間軸部解体完了
- 55 a オオドコノマ、ザシキ部野地板本状況
- 55 b オオドコノマ、ザシキ部小屋組状況
- 55 c 居室部小屋組状況
- 55 d オクザシキ小屋組本状況
- 55 e ザシキ、オクザシキ野地板本状況
- 55 f ザシキ、オクザシキ軸部
- 55 g 居室二階解体状況
- 56 a 茶室屋根解体状況
- 56 b 茶室軸部解体状況
- 56 c 茶室基礎解体状況
- 56 d 南便所解体状況
- 56 e 附帯工事オクザシキ西便所呂解体状況
- 56 f 附帯工事正面板解体状況
- 56 g 附帯工事背面壁解体状況
- 57 a オクザシキ居室部北面屋根状況
- 57 b 土間煙り出し
- 57 c 土間大屋根本瓦葺状況
- 57 d 土間本瓦葺付状況(竹實野地)
- 57 e 居室部大屋根瓦葺工程(野地杉葺)
- 57 f オオドコノマ西面杉と構板削真(掛羽掛戻し工法)
- 57 g 茶室南面桟瓦葺(野地柿葺)
- 57 h 茶室北面(杉皮葺)
- 58 a ~ f 軒丸瓦各種文様
- 58 g ~ j 軒平瓦各種文様
- 58 k 18世紀初期の平瓦瓦軒丸瓦(補足瓦はこれによった)
- 58 l ~ r 平瓦瓦各種文様
- 59 a ~ c 軒平瓦各種
- 59 d 刺高軒平瓦
- 59 e 檜瓦軒平瓦
- 59 f ~ h オクザシキ大屋根鬼瓦
- 59 i ~ p 鬼瓦各種
- 60 a 正面土間部むなし窓(後世の型)
- 60 b 正面土間部むなし窓(当初の型)
- 60 c 背面土間部むなし窓
- 60 d 背面土間部妻小窓状況
- 60 e 東面土間部妻大窓工程
- 60 f 土間内部壁状況(後世は漆喰塗としていた)
- 60 g 居室部西面破風
- 60 h 居室部西面大壁
- 60 i 居室部内部ミセオク南色壁状況
- 61 a カミ大黒柱(を十八)差鶴居仕口状況
- 61 b カミ大黒柱(を十八)差鶴居
- 61 c カミ大黒柱(を十八)差鶴居いの内
- 61 d ~ e 居室部破風板拆み
- 61 f オクザシキ庇木本状況
- 61 g ~ h 軒杆仕口

61 i ニワ、シモミセ境差鶴居状況

61 j 頭繋梁仕口

61 k 肉仕口

62 a 土間基礎状況東より西をみる

62 b 居室部床下玉石敷

62 c 居室部柱頭石据付状況

62 d 居室部柱頭石据付状況

62 e 居室部柱頭石据付状況

62 f 調査工事内部発掘

62 g 調査工事内部発掘

62 h 調査工事当初(17世紀中頃)カマド痕

62 i 調査工事後世(宝曆頃)カマド痕

63 a オオドコノマ北面縁板

63 b 同画入「山筆」

63 c ザシキ南面縁板

63 d 同画入「狩野敏人守明筆」杏山の子

63 e ザシキ北面縁板戸

63 f ツマ西面縁板戸

63 g ナンド北面開障子(当初は角屋)

63 h ニワ出入戸戸戸及格子戸

63 i つし天井戸戸(当初)

組立写真

64 a 柱根縫

64 b 繩い

64 c 中引張修繕

64 d 中引張芯に補強金具を固定

64 e 中引張リクタン樹脂を注入

64 f 新材加工

64 g 新材加工

64 h 新材に古色塗

64 i オクザシキヒキ麻木取付

64 j ザシキ、オクザシキ小屋組立中

65 a 土間輪部組立

65 b 土間小屋組立中

65 c 土間組立完了

65 d 居室部オオドコノマ、オクザシキ組立完了

65 e 居室部大引根太取付

65 f 茶室補修中

65 g 茶室部組立中

65 h オクザシキ縁板張

65 i 居室部天井取付け

66 a 基礎工事、土間基礎コンクリート地業

66 b 基礎工事、居室部床東基礎

66 c 基礎工事、土間部石据付完了

66 d 基礎工事、土間叩き

66 e 基礎工事、雨落石据え付

66 f 屋根工事、土間竹簾野地

66 g 屋根工事、居室部オオドコノマ、ザシキ腐剤板葺

66 h 屋根工事、構造板葺(掛羽根張り工法)

66 i 屋根工事、正面庇杉皮葺

67 a 屋根工事、本瓦葺

67 b 屋根工事、本瓦葺

67 c 屋根工事、檜葺

67 d 屋根工事、土間東西

67 e 屋根工事、居室部西面

67 f 左官工事、軒揚建荒壁付

67 g 左官工事、外部大堂小築つき

67 h 左官工事、外部大堂荒壁付

67 i 左官工事、埋り出し砂漆喰

68 a 左官工事、むしこ窓砂漆喰

68 b 左官工事、軒揚建荒壁上塗

68 c 左官工事、土間中塗

68 d 左官工事、居室部色壁塗

68 e 左官工事、茶室小舞掛き完了

68 f 経師工事、補修

68 g 経師工事、紙絵張り

68 h 総工事、つし天井竹編み

68 i 総工事、カマド造り、黒漆磨き

現状変更写真

69 a 土間北側の解体状況

69 b 土間北側柱母屋の状況

70 a 演物部屋西面柱間痕跡

70 b 演物部屋縦輪軸状況

71 a 演物部屋西面小屋組

71 b 演物部屋マヤ棟柱痕跡発見状況

72 a 現状歩道室二階南面

72 b 同上の角度で事務室を解体

73 a ナンド上塗

73 b ブツマ上塗ナンド上塗

74 a 角屋二階痕跡

74 b 角屋疵痕跡

74 c 角屋疊縫痕跡

75 a ナンド二階柱垂木本当に痕跡

75 b ~d ナンド二階痕跡

75 c ナンド角屋二階痕跡

76 a 現状四壁北より南をみると

76 c 現状六壁北より北をとる

77 a ニワ入口柱間装置板陥落南よりみると

77 b ニワ入口柱間装置板陥落西よりみると

77 c ニワ入口柱間装置板陥落東よりみると

78 a カマヤ、シモミセ境痕跡

78 b ~m 当初取り壇し梁痕跡

79 a つし天井井筒の天窓

79 b カマヤ見船底

79 c 演物部屋カマヤ発掘痕

80 a 十疊(ミセオト)前面痕跡(れ十四)

80 b 十疊(ミセオト)前面痕跡(れ十)

80 c 十疊(ミセオト)前面痕跡(か十四)

80 d 初引板痕跡

81 a ~b 仮彌東脇櫛

81 c 二階中央吹抜仕切

82 a オクザシキ野山木状況

82 b 現状田中ミセ状況

83 a ~r 旧シモミセ柱せき柱設置(22-23)痕跡

84 a 旧シモミセ格子台(中段戸)後補材

84 b 旧シモミセ大戸(宝曆改修)に改造

84 c 中二階北面痕跡

84 d 階段室北端柱北面戸袋痕跡

85 a 階段室東面柱間装置痕跡

85 b 階段室北端柱間装置痕跡

86 a ダイコード東面柱間装置痕跡

86 b ~g クオシコノマ東面嵌合段板戸痕跡

87 a コウシノマ南面後補ラスマス内窓材

88 a 二階南面板陥落痕跡

88 b ブツマ、ダイコロコ縦壁痕跡

89 a 中二階北面痕跡

89 b 居室部二階北面窓痕跡

89 c "

90 a ~b 居室部二階南面窓痕跡

91 a ~b 居室部二階窓(ひくこ窓)痕跡

92 a ~b 二階居室北面仕切美置痕跡

93 a ~b 階段室北面欄間装置痕跡

93 c ミセオト前面南面柱痕跡

94 a ~b カマヤ、演物部屋境現状変更資料

94 c ~d 旧シモミセ、カマヤ境現状変更資料

94 e ~g シモミセ上二階東面(切断された柱)

94 h シモミセ北面が壁であった事を示す柱

95 a ~d 後補材(享保12年)差鶴居

95 e ~h 後補材(享保12年)差鶴居

96 a カマヤ横壁垂木脚

96 b カマヤ北側当初所下バ

96 c ~d シモミセ、カマヤ後補架

97 a 後補柱(享保12年)を二十

97 b 後補柱(享保12年)よ二十

98 a ~d ニワ大黒柱当初埋り返し梁痕跡

99 a ~d ニワ大黒(二十四)に対応する柱

(当初埋り返し梁痕跡)

100 a カマヤ旧シモミセ境壁痕跡(東西面)

100 b カマヤ旧シモミセ境壁痕跡(東西面)

101 a 旧ニワ大戸口痕跡(よ二十一)

101 b 旧ニワ大戸口痕跡(よ二十四)

102 a 当初柱(よ十九)

102 b 当初柱(よ二十一)

102 c 角屋棟木仕口痕跡

102 d 当初角柱屋(居室部二階に転用されて

いた)

103 a 当初階段痕跡

103 b 後世の階段(明治期の洋風階段)

103 c ~e 居室部、土間部、土間境、上大黒柱

一次二次敷居高痕跡

資料写真

104 a 嘉永3年の古図

105 a 天明年間の古図

106 a 天明年間の古図

御持持株(文政12年)と銷札(享延4年)

107 a 旧ミセ柱、古ミセ境(十四通り)敷居下端

107 c オクザシキ西北隅小屋裏

107 d ザシキ、オクザシキ縁板

107 e 享保12年に土間に三疊を張り出した

際の後補欄の屋根の墨書き

107 f 西藏の二階柱の墨書き

108 a ~c 居室部旧番付墨書き(18世纪初期)

108 d ~f 土間部旧番付(17世纪中期)

109 a 上間層軒下の墨書き

109 b 奥座敷、座敷丸引弓引の墨書き

109 c 現状表門口箇西口に「西」の墨書き

109 d 奥座敷軒上端に「西」と書いている

110 a ~d 昭和26年頃杉山家住宅宿敵(古家物語の写真より)

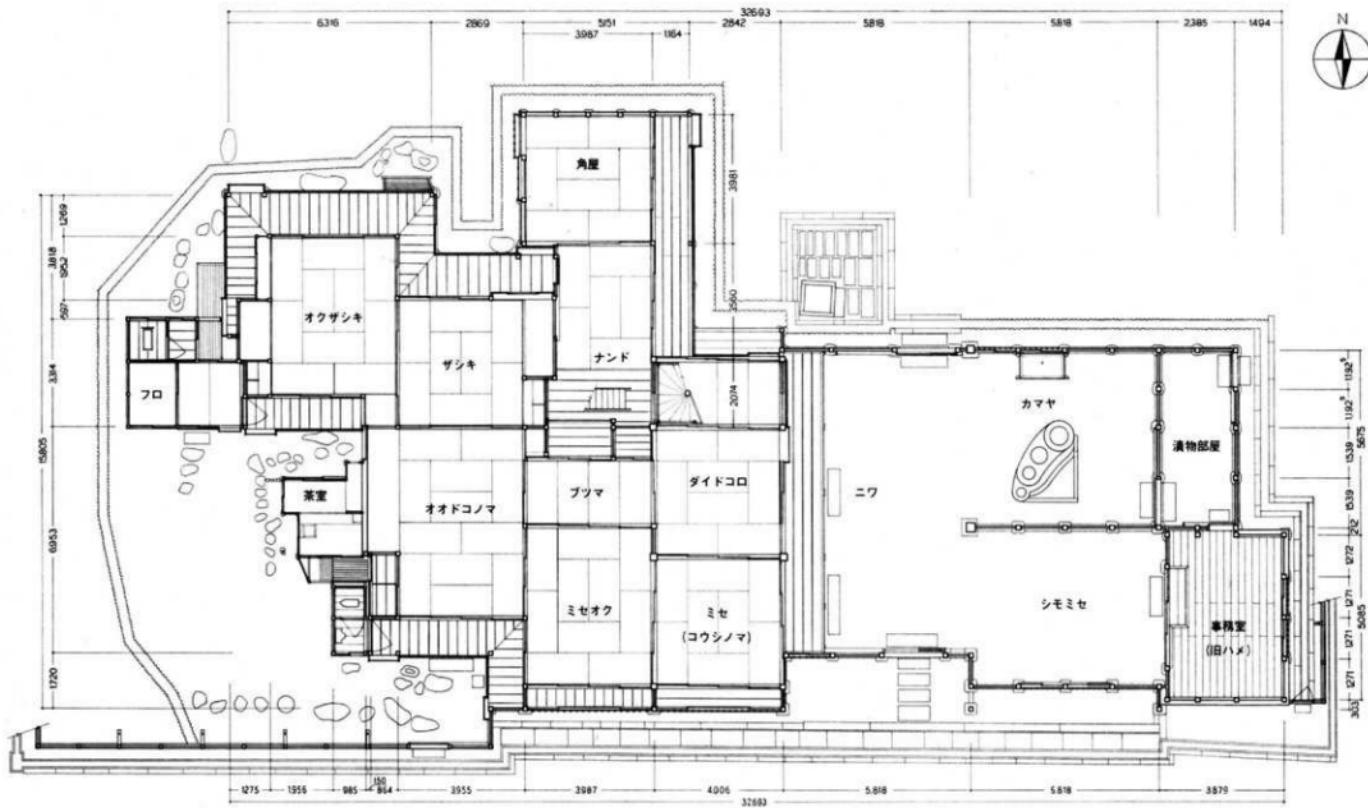
110 e 同上年頃酒倉西面(昭和35年に解体された)

110 f " 酒倉南面

110 g " 酒倉東面

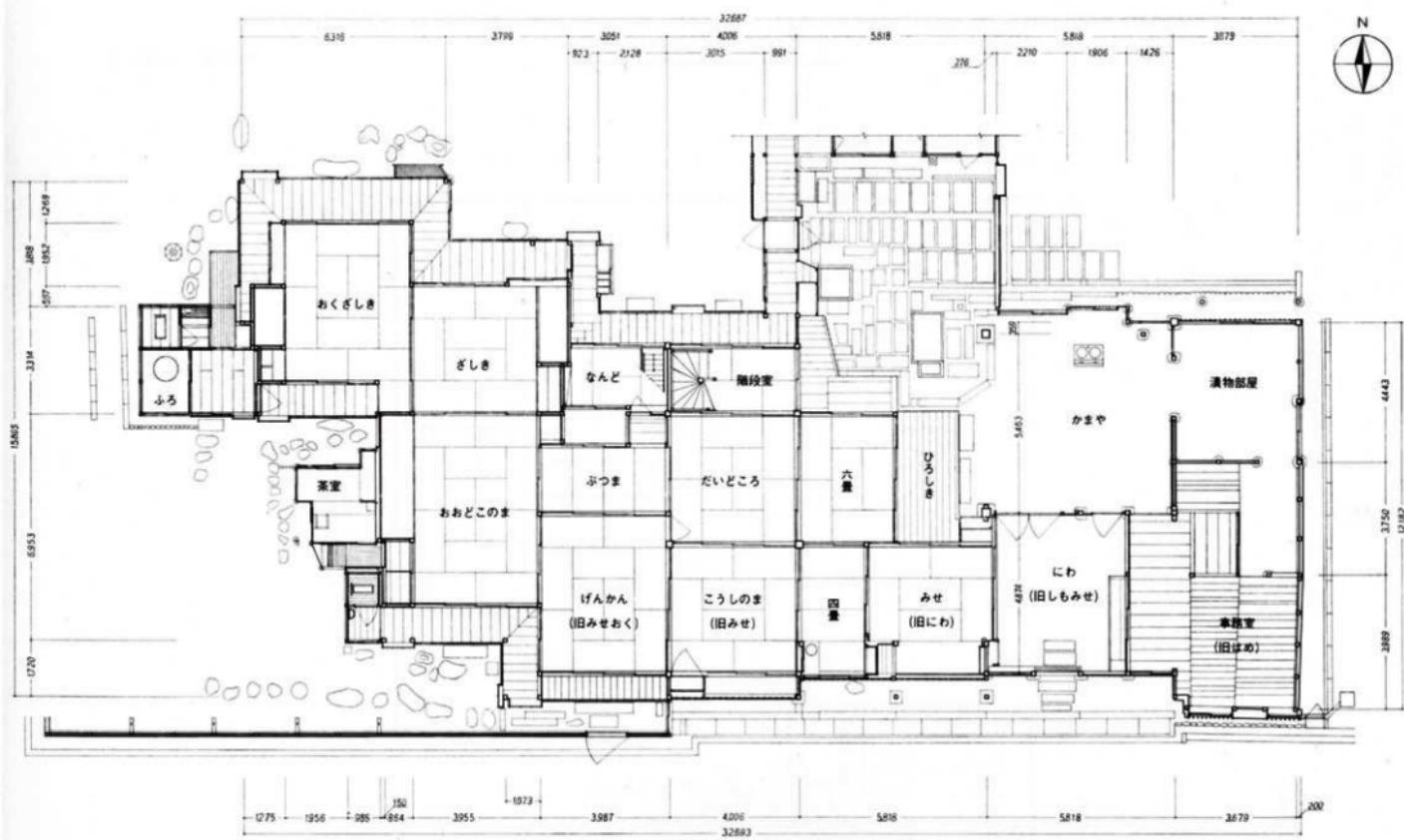
110 h " 旧杉山家東面の建物はハメ食昭和35年に一部解体された

図面・写真

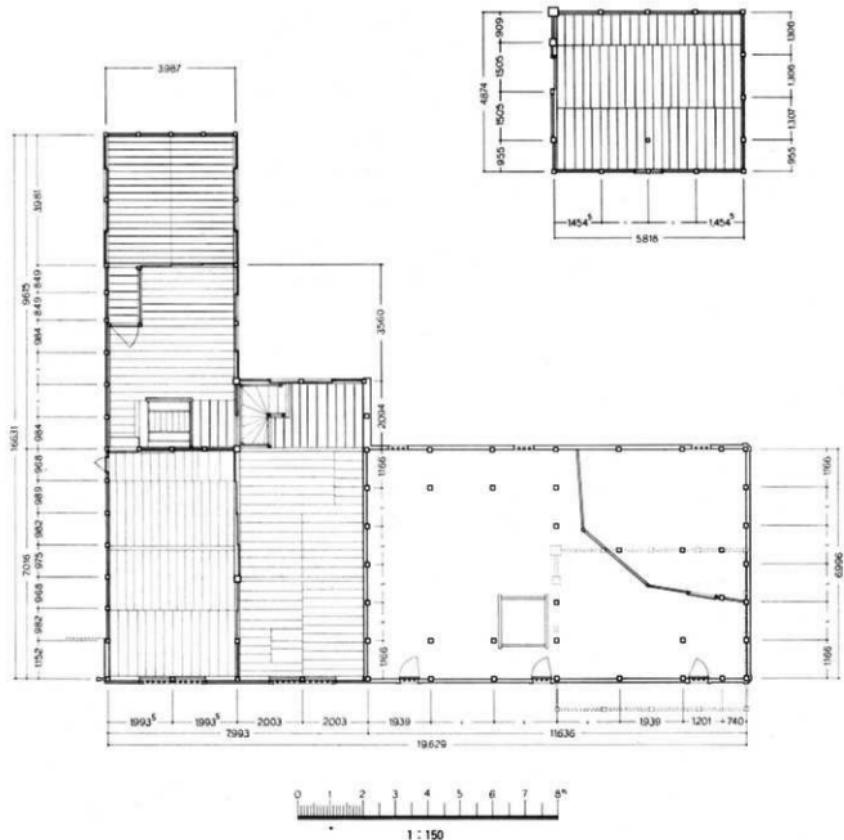


1 塚工 一階平面図

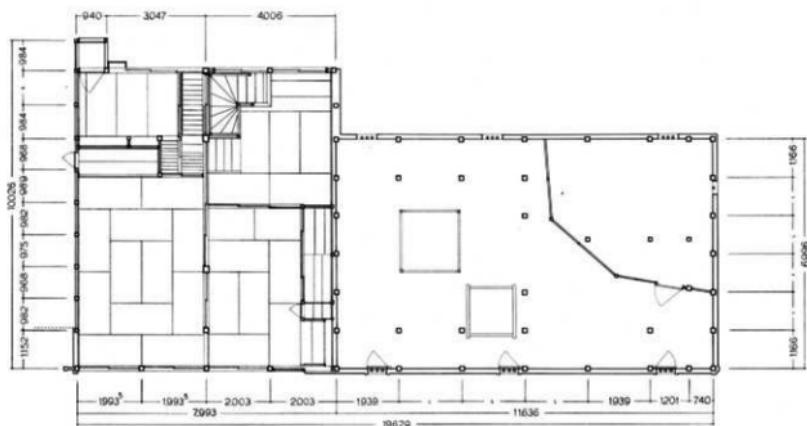
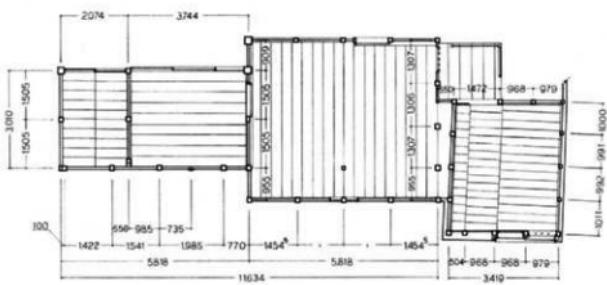




2 修理前 一階平面図

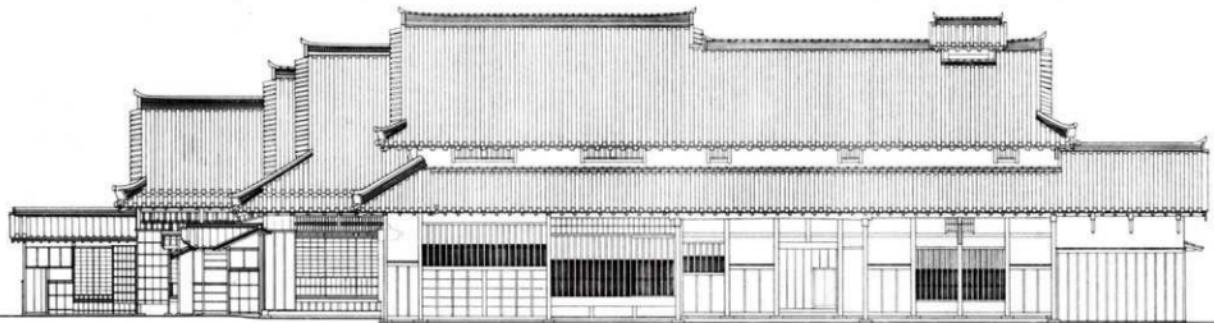


3 竣工 二階平面図

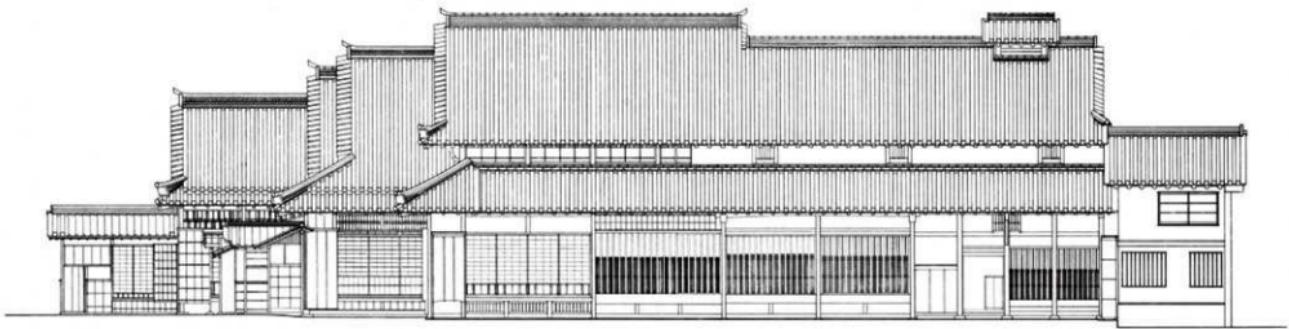


4 修理前 二階平面図

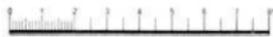
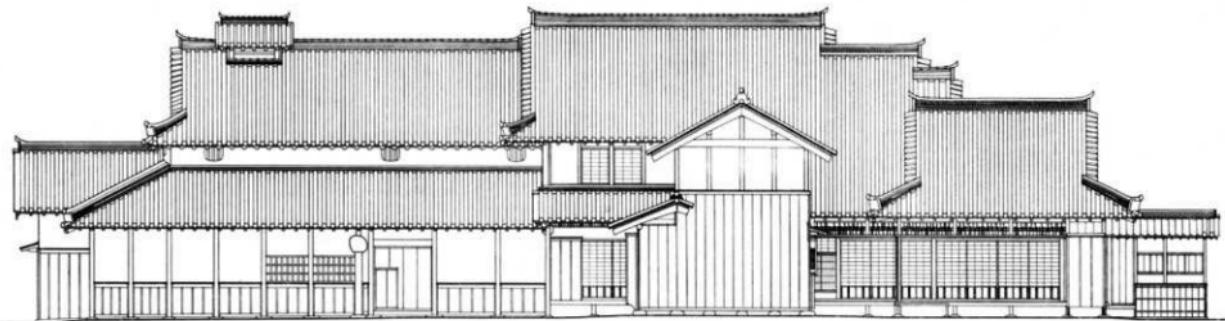
0 1 2 3 4 5 6 7 8
1 : 150



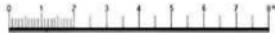
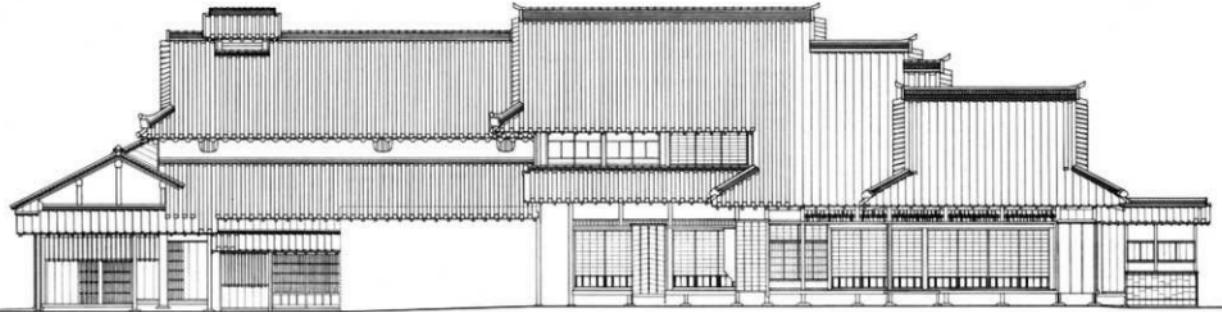
5 竣工 正面图



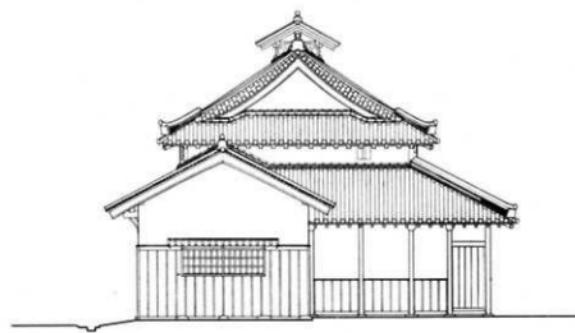
6 修理前 正面図



7 埃工 背面图

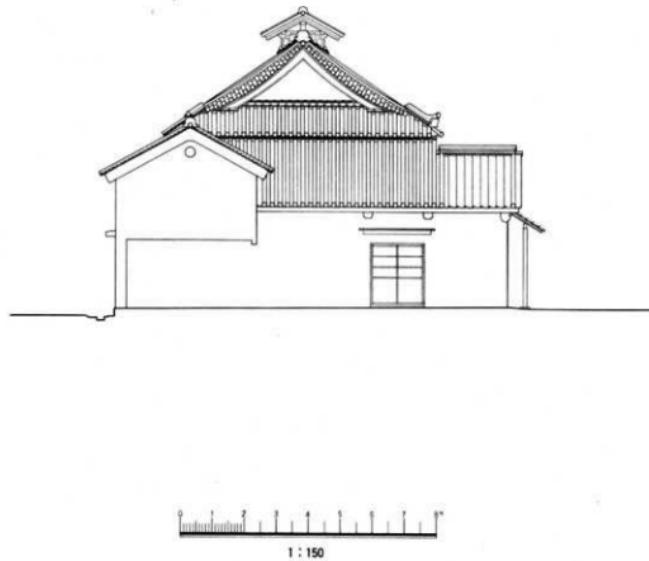


8 修理前 背面図



1:150

9 竣工 東立面図



10 修理前 東立面図

1:150

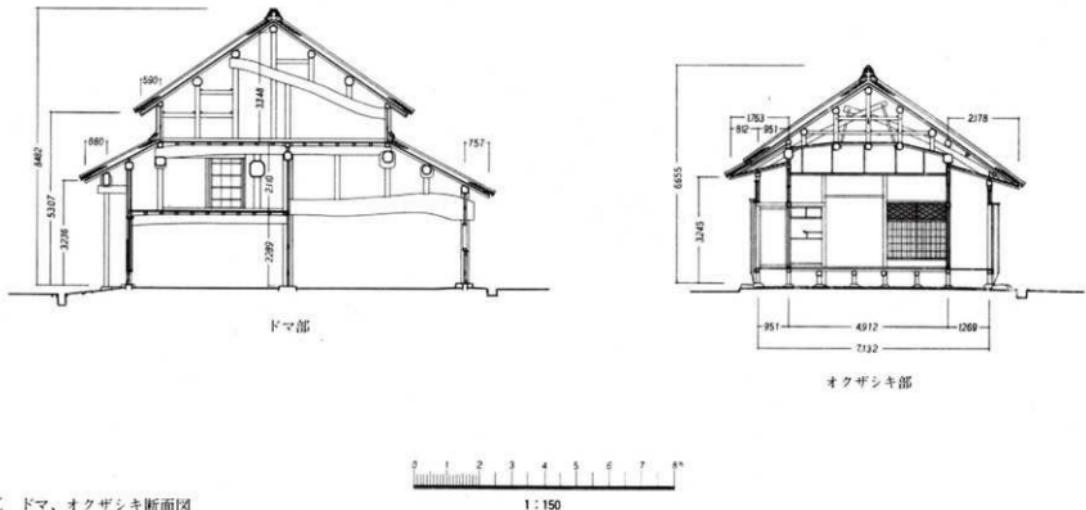


11 埃工 西立面图

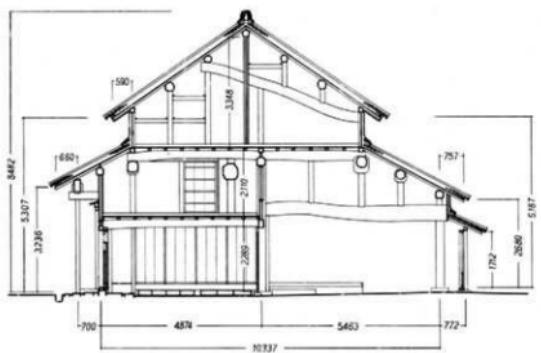


1 : 150

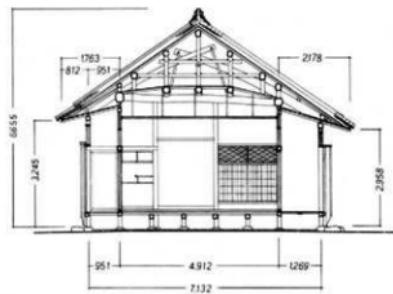
12 修理前 西立面图



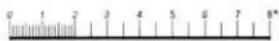
13 埼工 ドマ、オクザシキ断面図



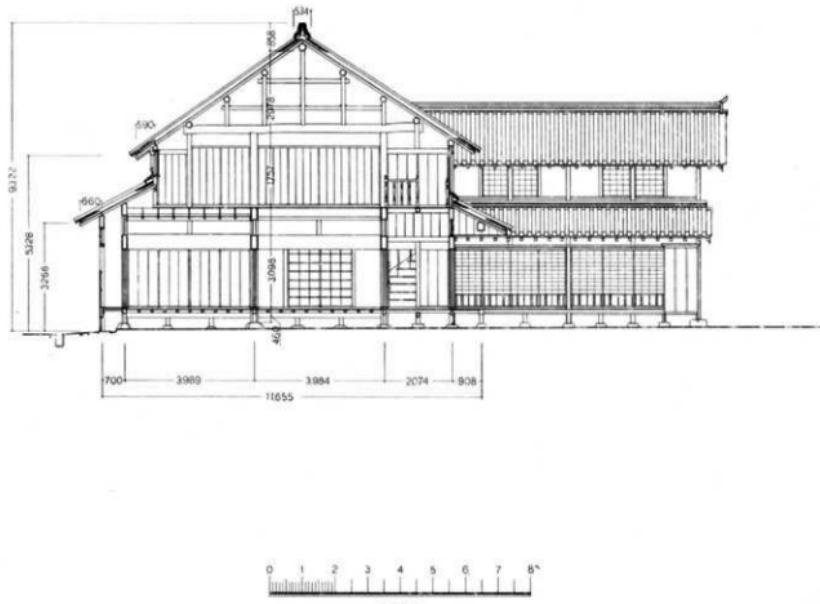
ドマ部



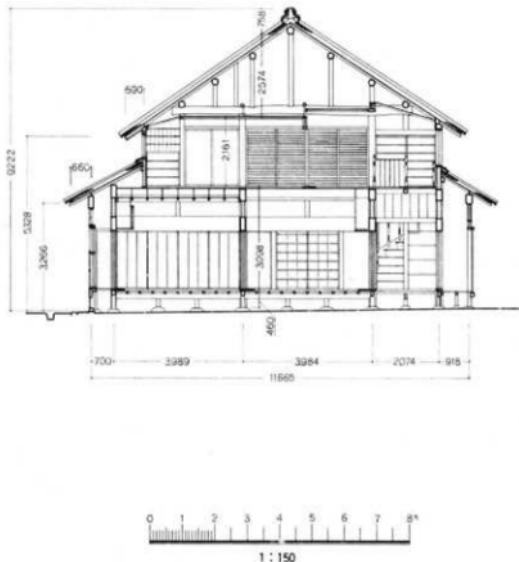
オクザシキ部



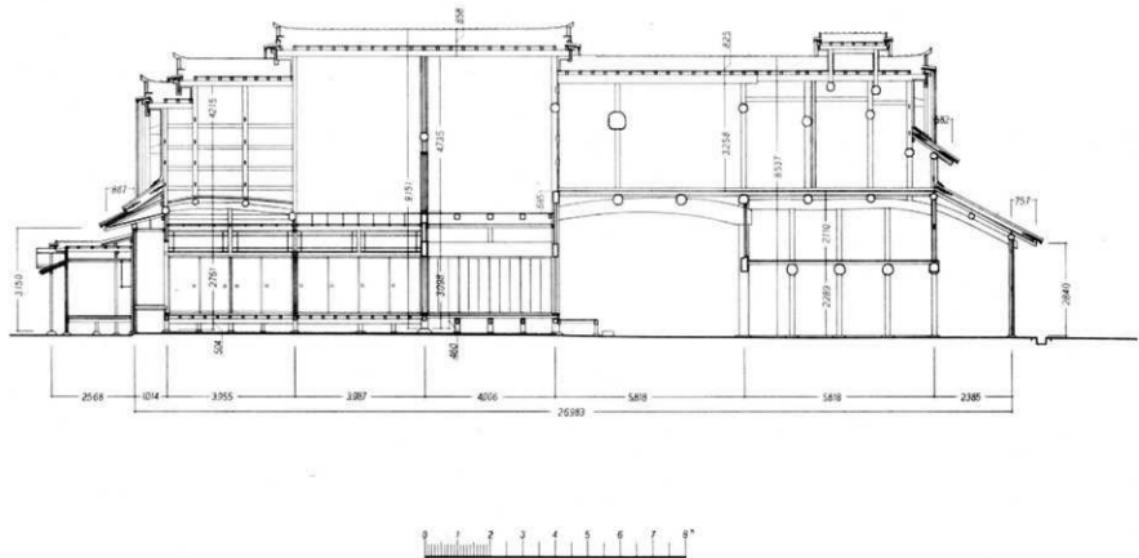
14 修理前 ドマ、オクザシキ断面図



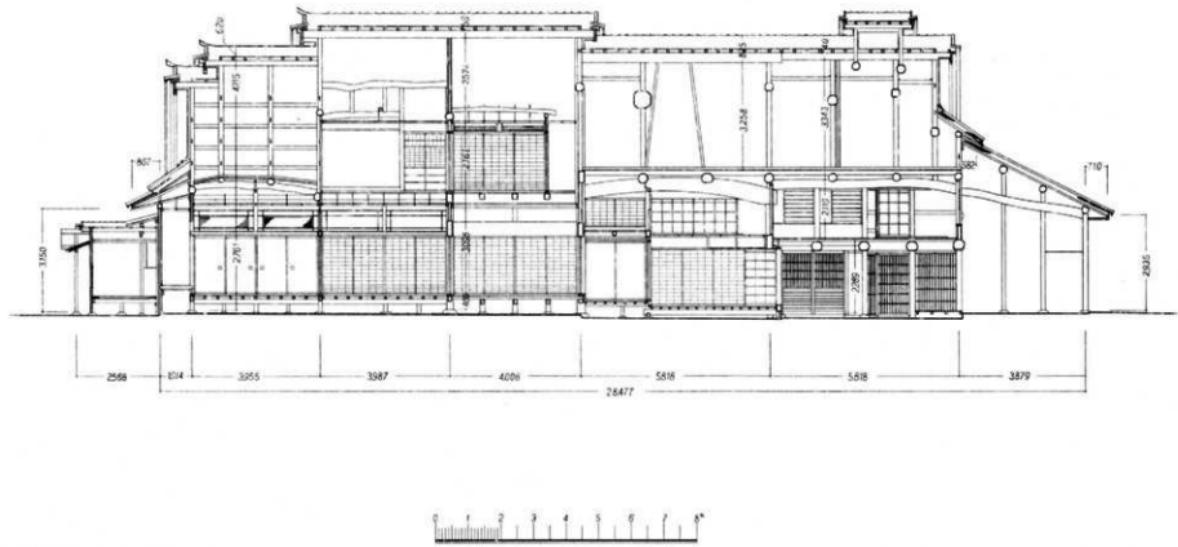
15 埃工 居室部断面図



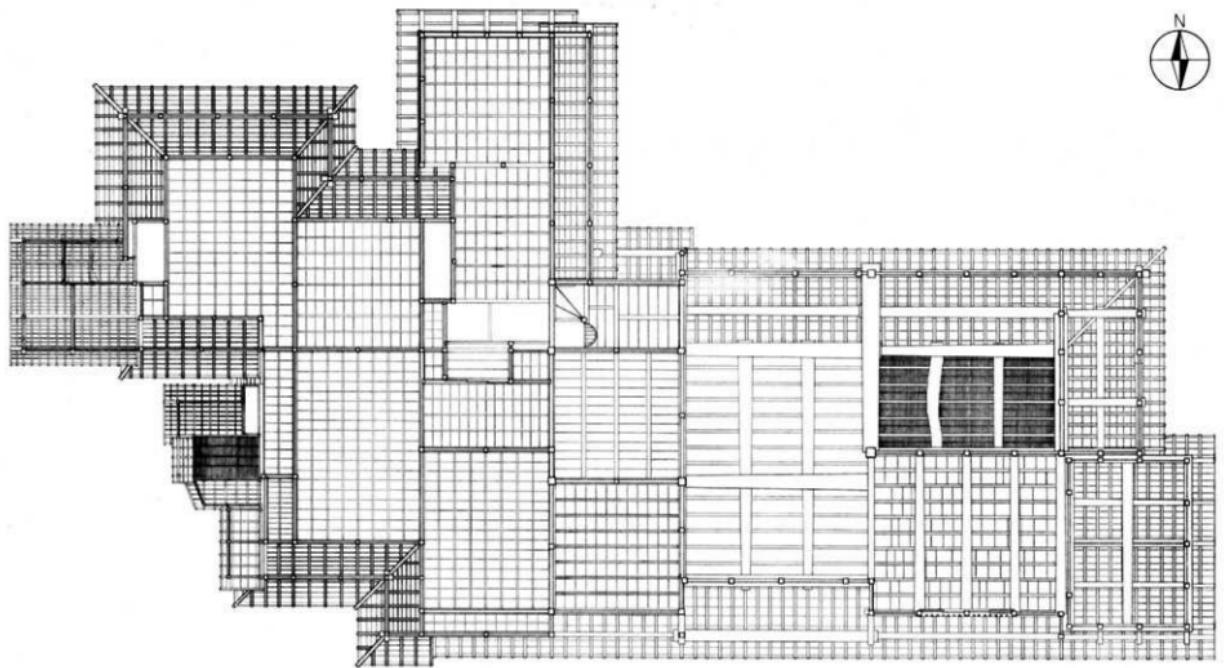
16 修理前 居室部断面図



17 埃工 檐行断面图

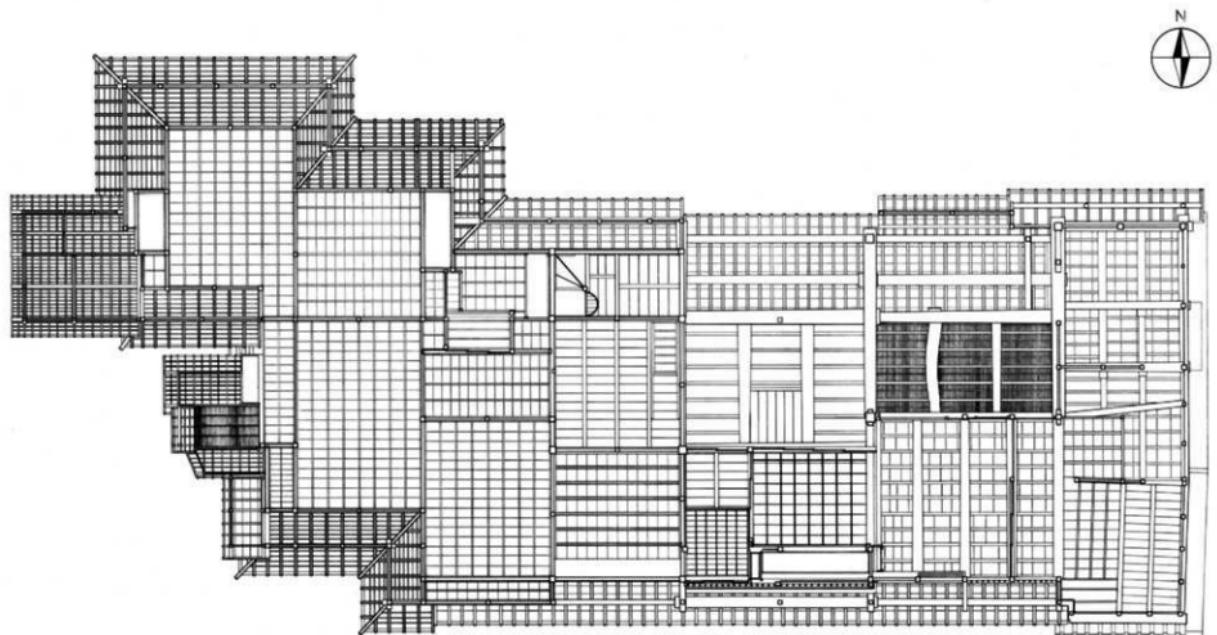


18 修復前 沿行斷面圖



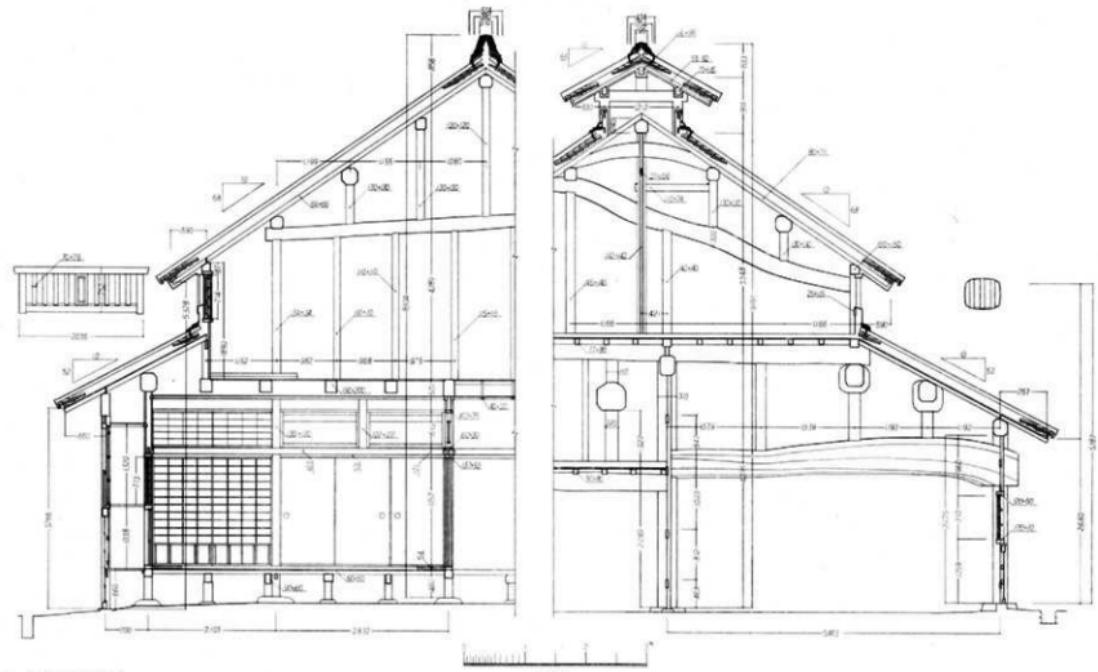
19 竣工 見上図



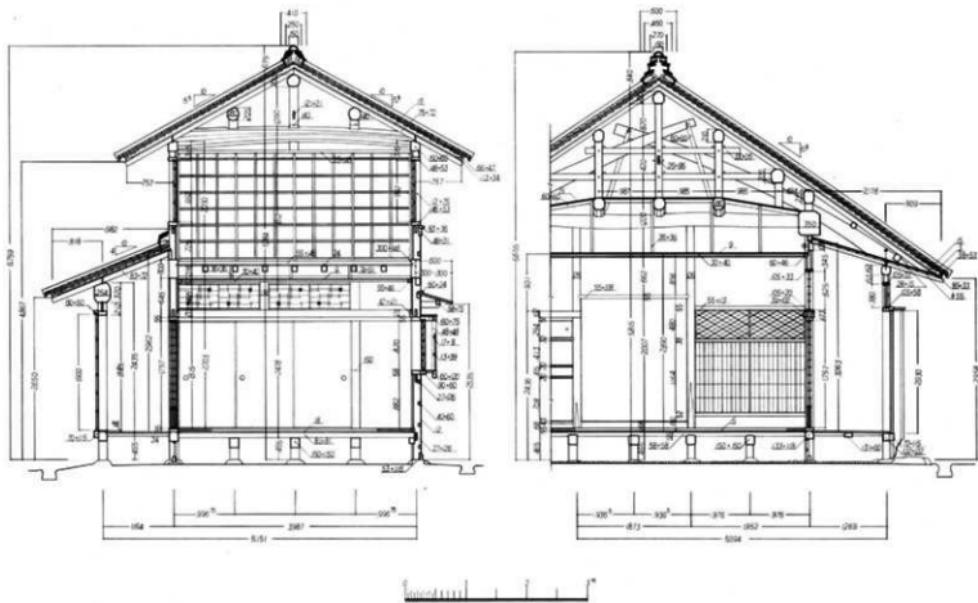


20 修理前 見上図



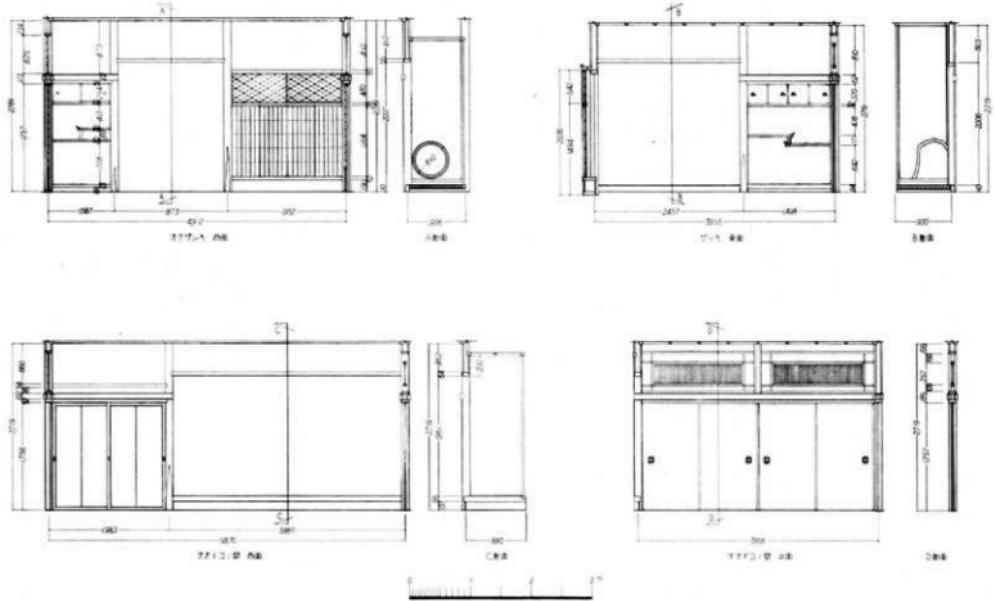


21 ドマ、居室部矩計図

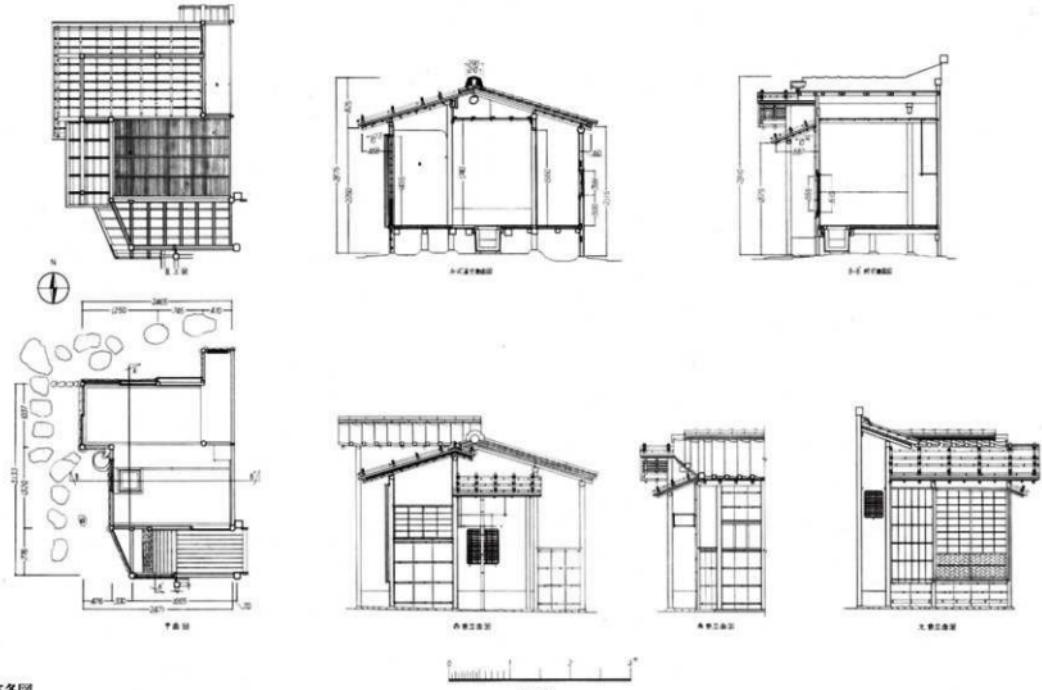


22 角屋、オカザシキ短計図

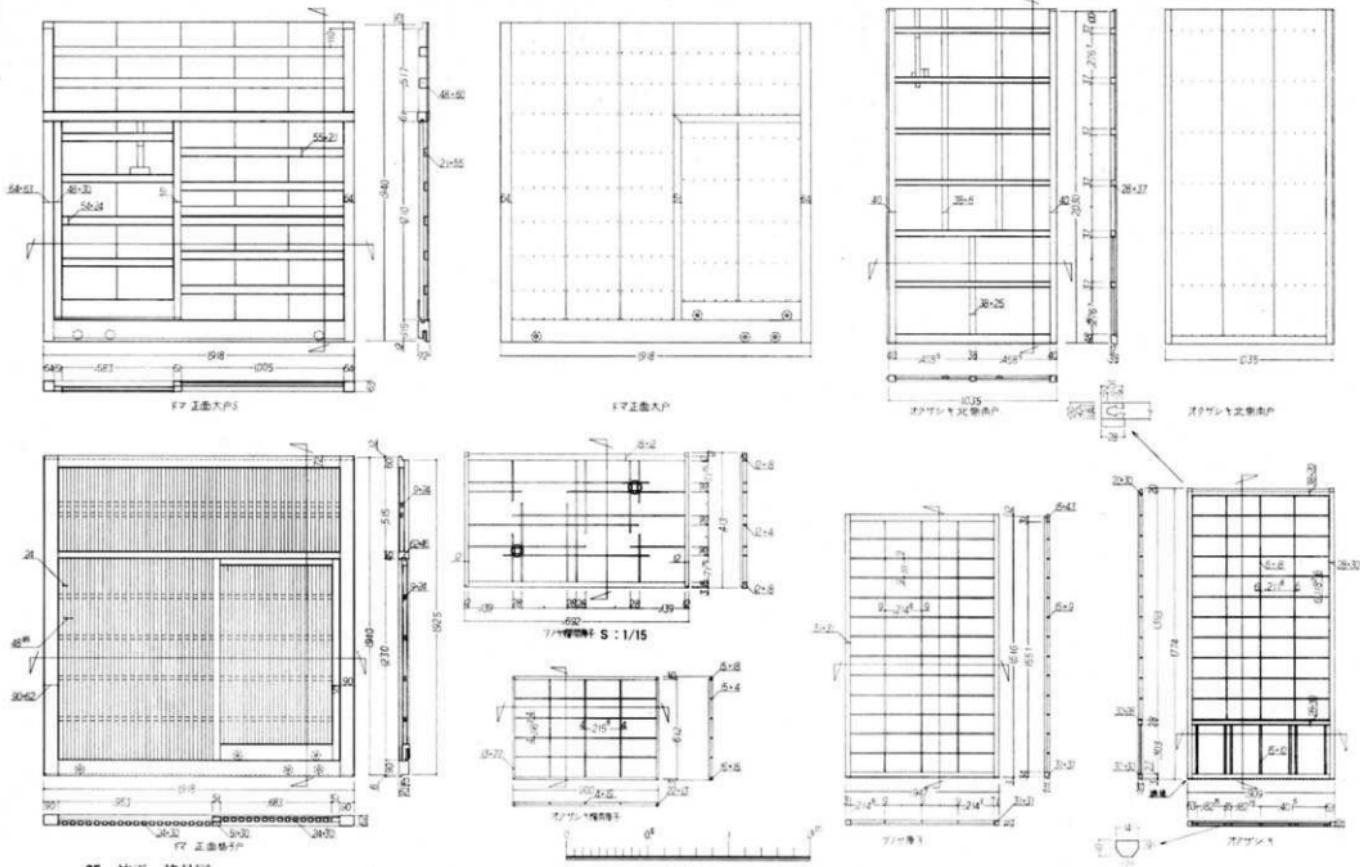
1:80



23 ザシキ部展開図



24 茶室各图



25 基工 建具図



1a



1b

1a 竣工 正面（南西よりみる）

1b 修理前 正面（南西よりみる）



2a



2b

2a 竣工 正面（南東よりみる）

2b 修理前 正面（南東よりみる）



3a



3b

3a 竣工 正面入口詳細

3b 修理前 正面入口詳細



4 a



4 b

4 a 竣工 背面（北よりみる）

4 b 修理前 背面（北東よりみる）



5a



5b

5a 竣工 背面 (階段室、角屋を見る)

5b 修理前 背面 (ナンド、ザシキ、オクザシキを見る)



6a



6b

6a 緩工 背面（オクザシキ）

6b 修理前 背面（オクザシキ）



7a



7b

7a 竣工 オクザシキ (東より見る)

7b 修理前 オクザシキ (西より見る)



8a



8a 竣工 西面

8b 修理前 西面



9a



9b

9a 竣工 東面

9b 修理前 東面



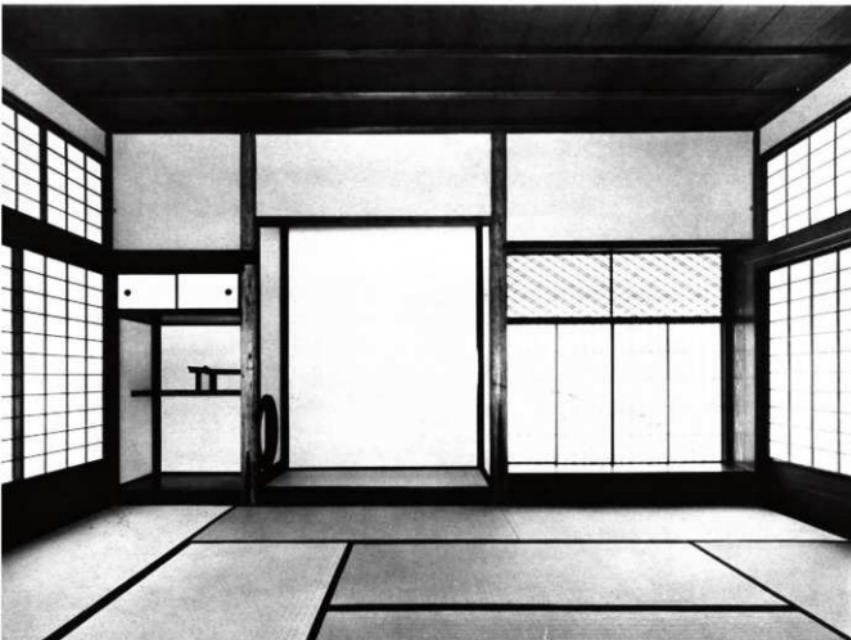
10 a



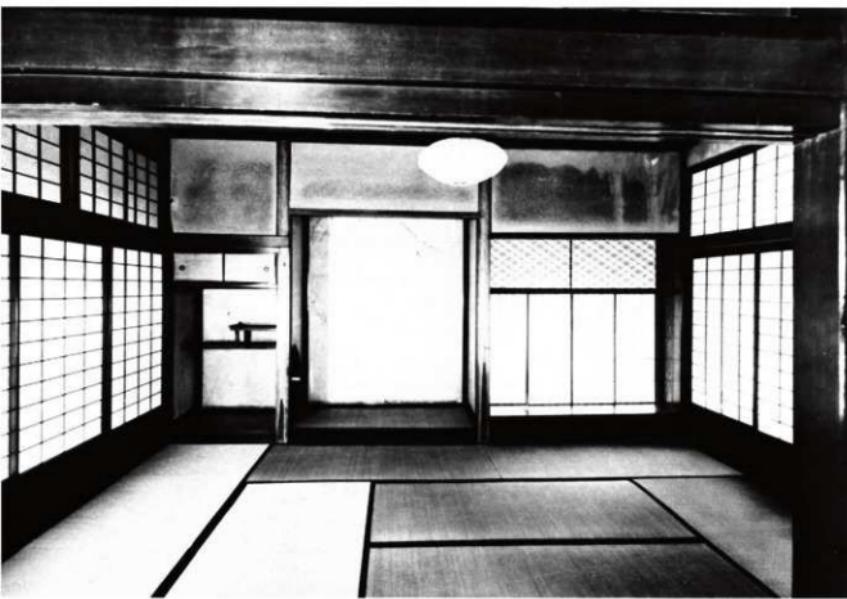
10 b

10 a 竣工 茶室外部

10 b 修理前 茶室外部



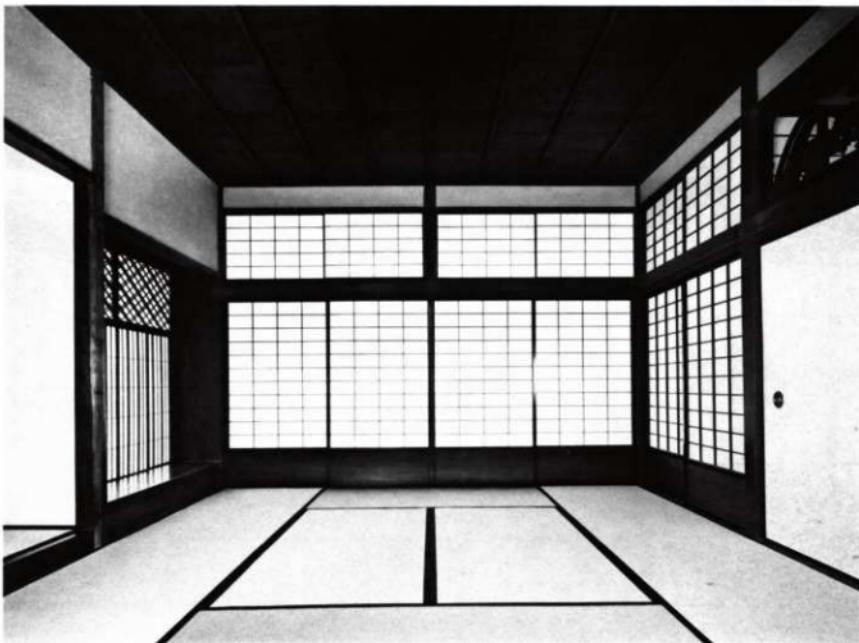
11 a



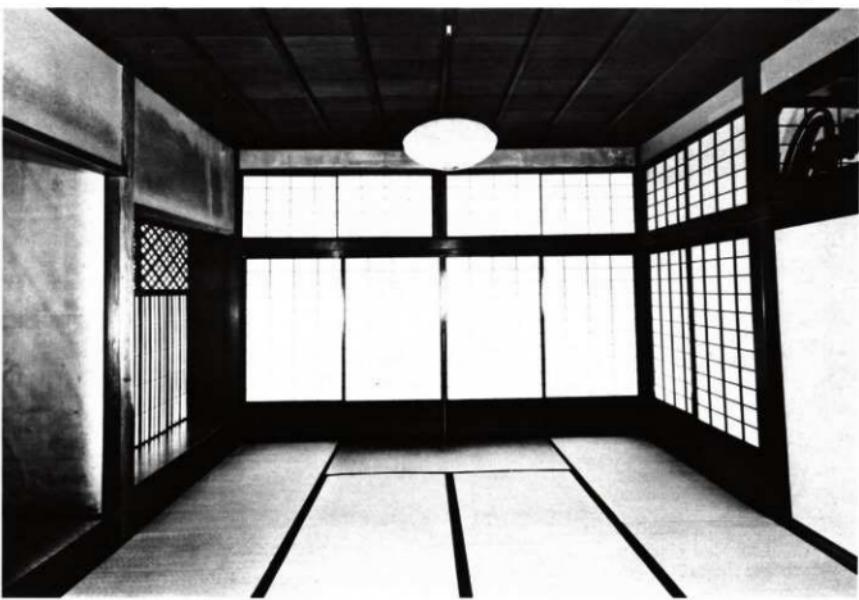
11 b

11 a 竣工 オクザシキ西面

11 b 修理前 オクザシキ西面



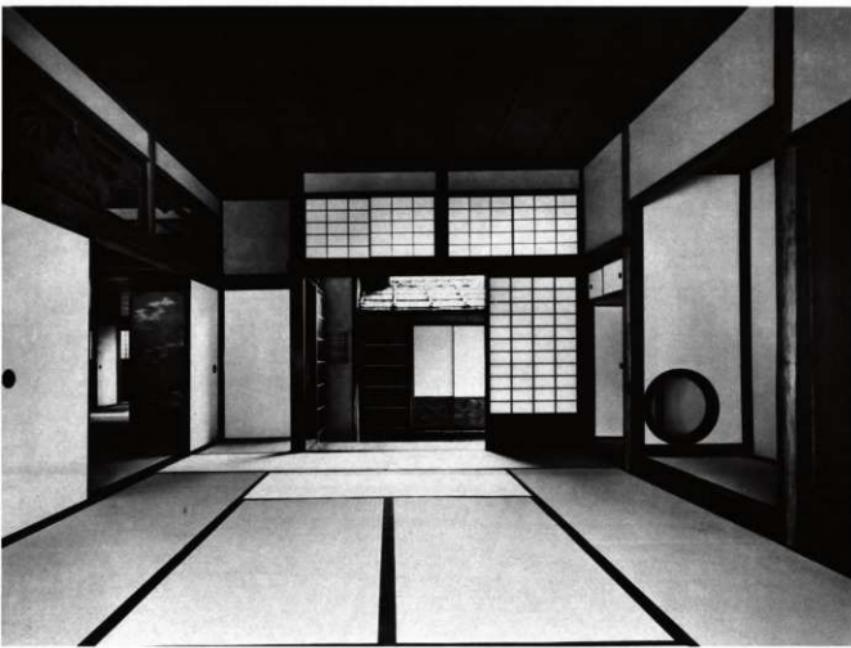
12 a



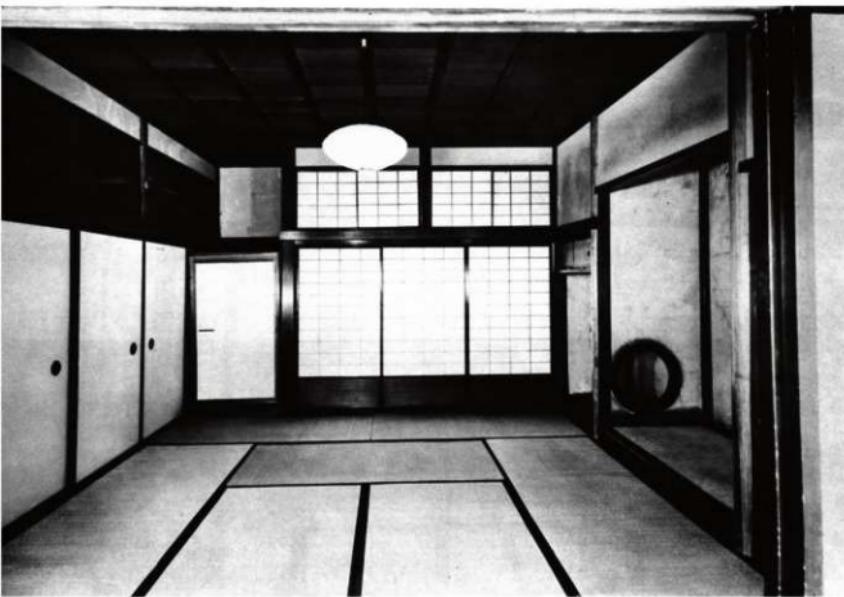
12 b

12 a 竣工 オクザシキ北面

12 b 修理前 オクザシキ北面



13 a



13 b

13 a 竣工 オクザシキ南面

13 b 修理前 オクザシキ南面



14 a



14 b

14 a 竣工 オクザシキ (ザシキよりオクザシキを見る)

14 b 修理前 オクザシキ (ザシキよりオクザシキを見る)



15 a



15 b

15 a 竣工 オクザシキ東面（オクザシキよりザンキを見る）

15 b 修理前 オクザシキ東面（オクザシキよりザンキを見る）



16 a



16 b

16 a 納工 サシキ東面

16 b 修理前 サシキ東面



17 a



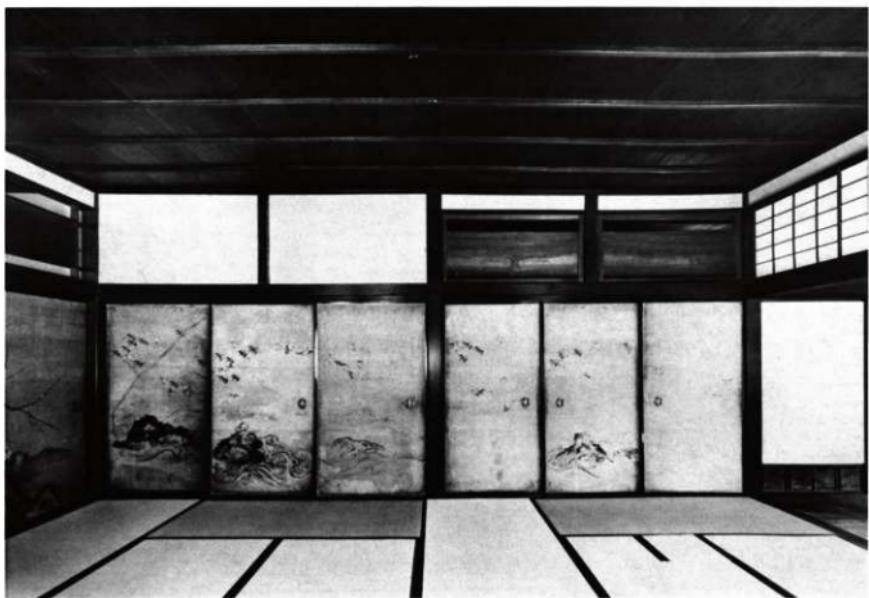
17 b

17 a 竣工 ザシキ北面

17 b 竣工 ザシキ南面



18 a



18 b

18 a 竣工 オオドコノマ南面

18 b 竣工 オオドコノマ東面



19 a



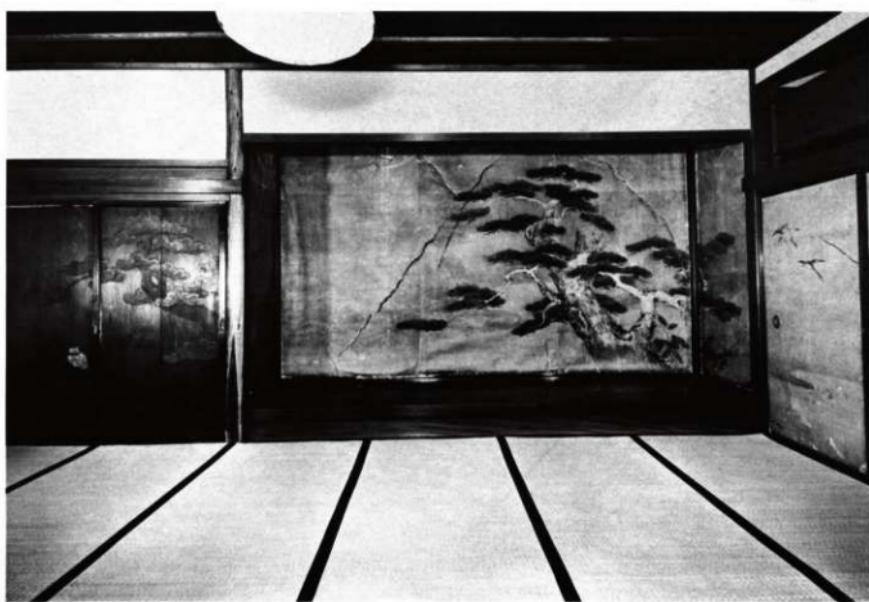
19 b

19 a 竣工 オオドコマ北面

19 b 修理前 オオドコマ北面



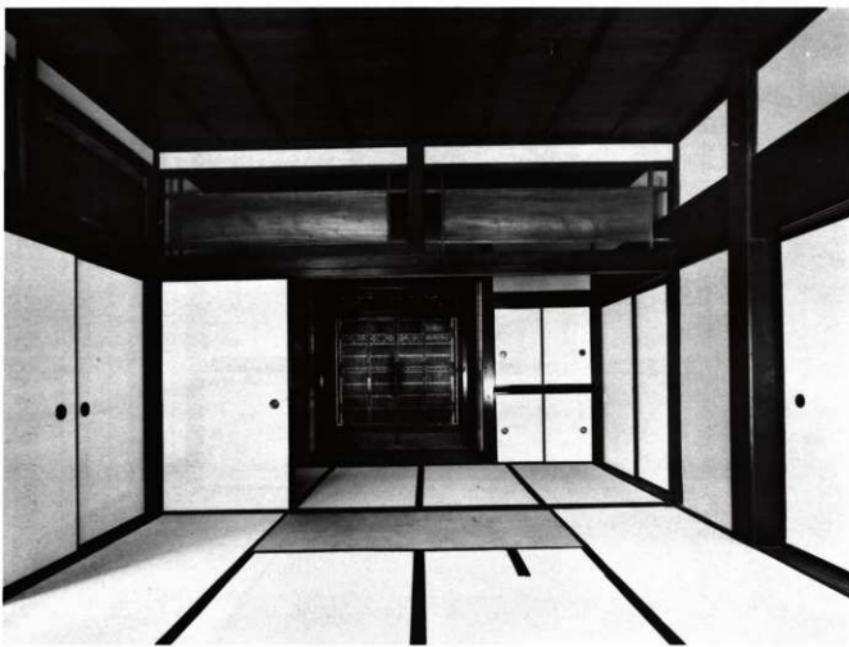
20 a



20 b

20 a 竣工 オオドコノマ西面

20 b 修理前 オオドコノマ西面



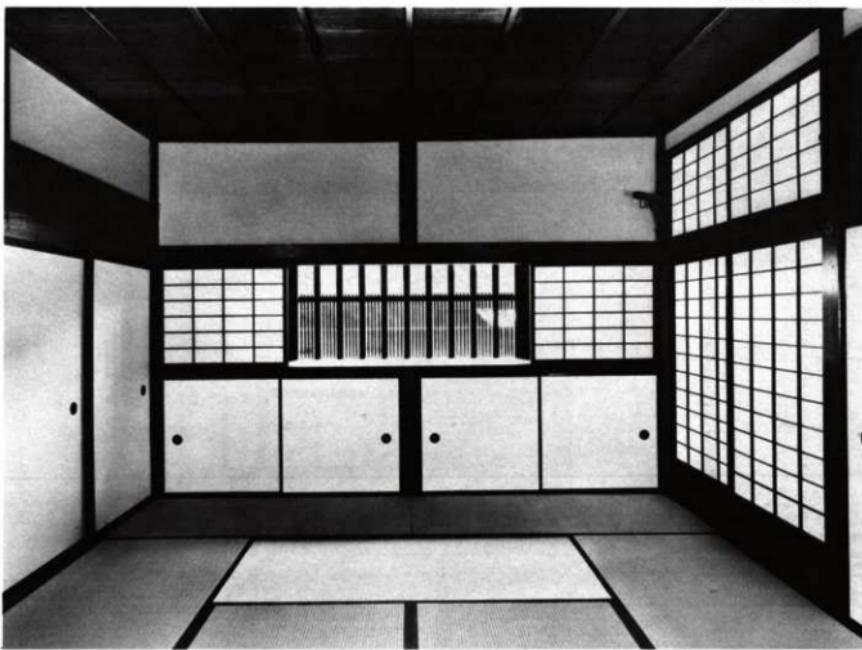
21 a



21 b

21 a 竣工 ミセオク、ブツマ北面

21 b 修理前 ゲンカン、ブツマ北面



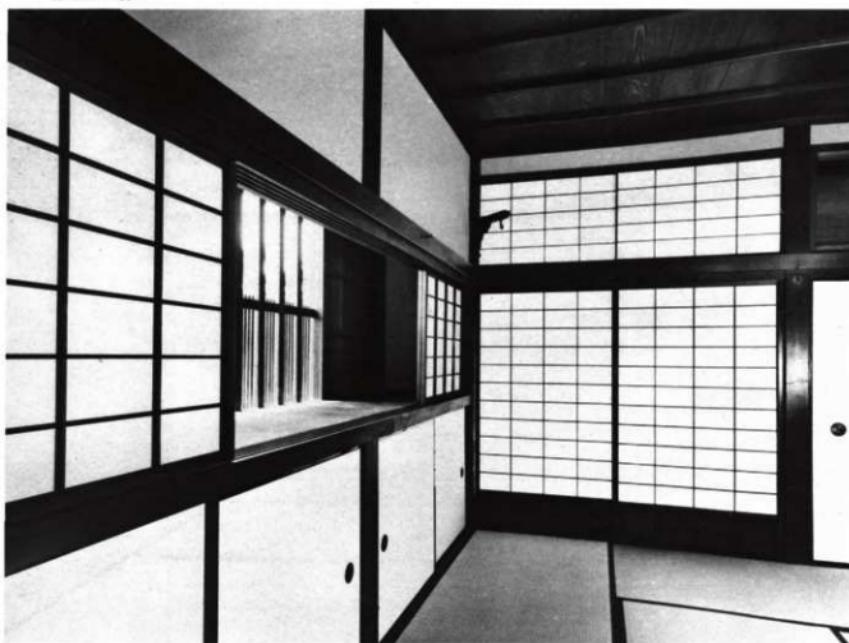
22 a



22 b

22 a 竣工 ミセオク南面

22 b 修理前 ゲンカン南面



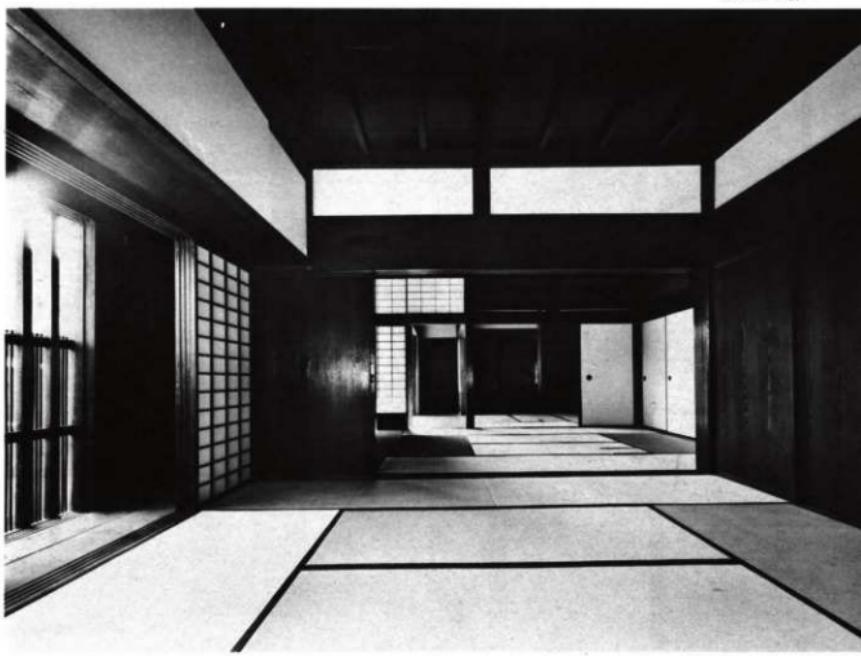
23 a



23 b

23 a 竣工 ミセオク南西面

23 b 修理前 ゲンカン南西面



24 a



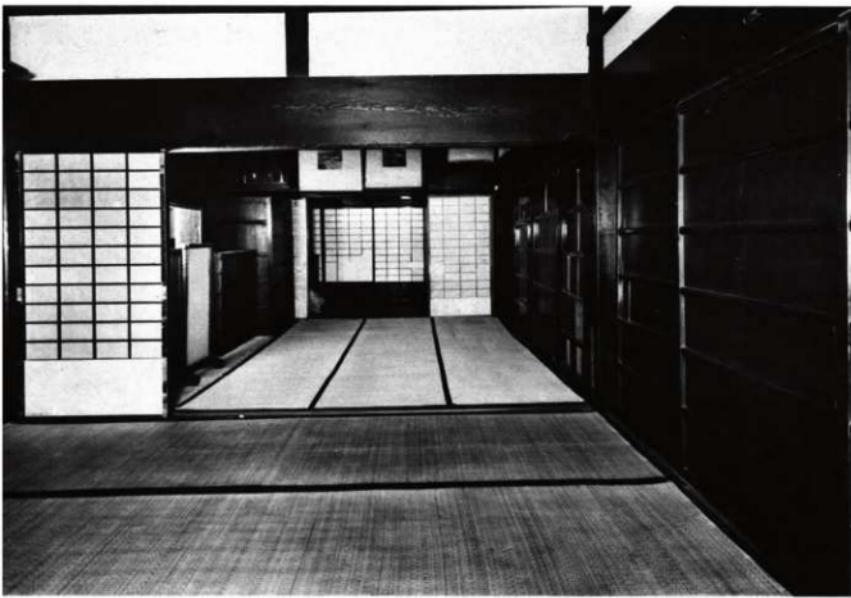
24 b

24 a 竣工 ミセ西面

24 b 修理前 コウシノマ西面



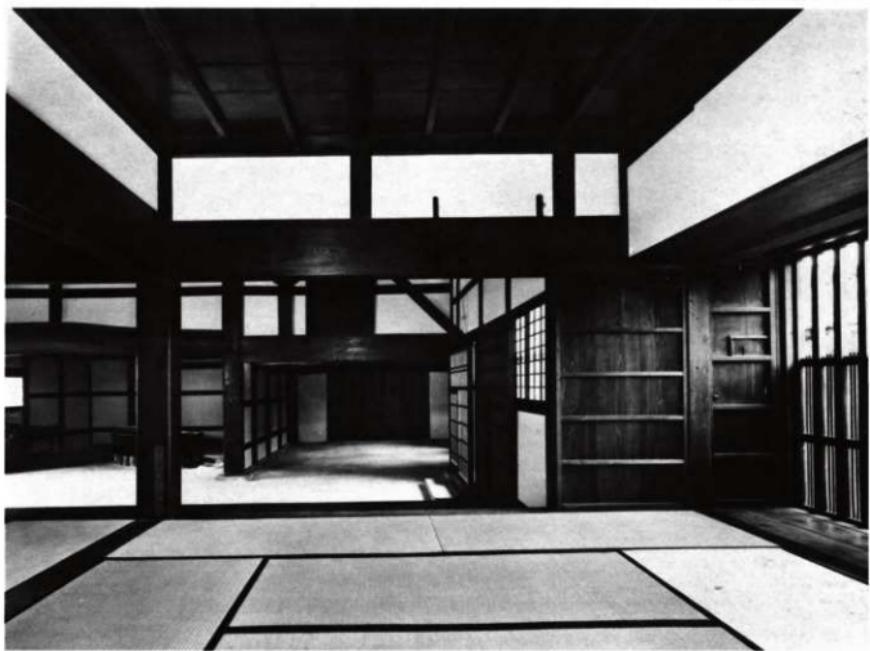
25 a



25 b

25 a 竣工 ミセ、ダイドコロ北面

25 b 修理前 コウシノマ、ダイドコロ北面



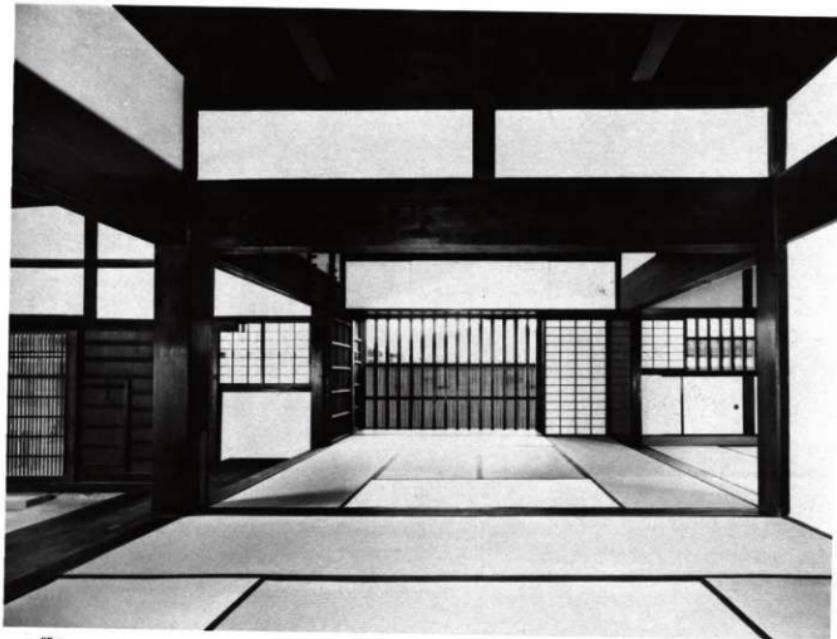
26 a



26 b

26 a 竣工 ミセ東面

26 b 修理前 コウシノマ東面



27 a



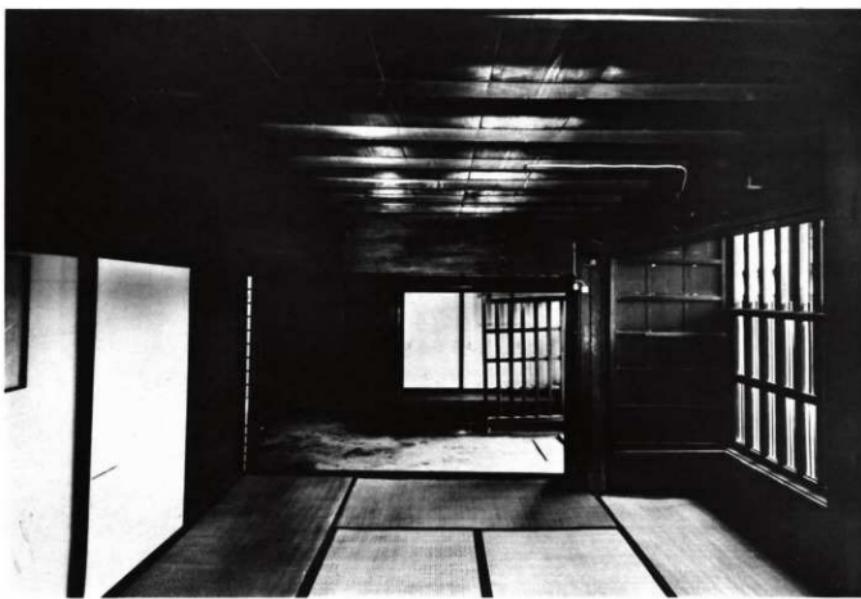
27 b

27 a 竣工 ダイドコロ ミセ南面 (ダイドコロよりミセを見る)

27 b 修理前 ヒロシキ (六畳より南を見る)



28 a



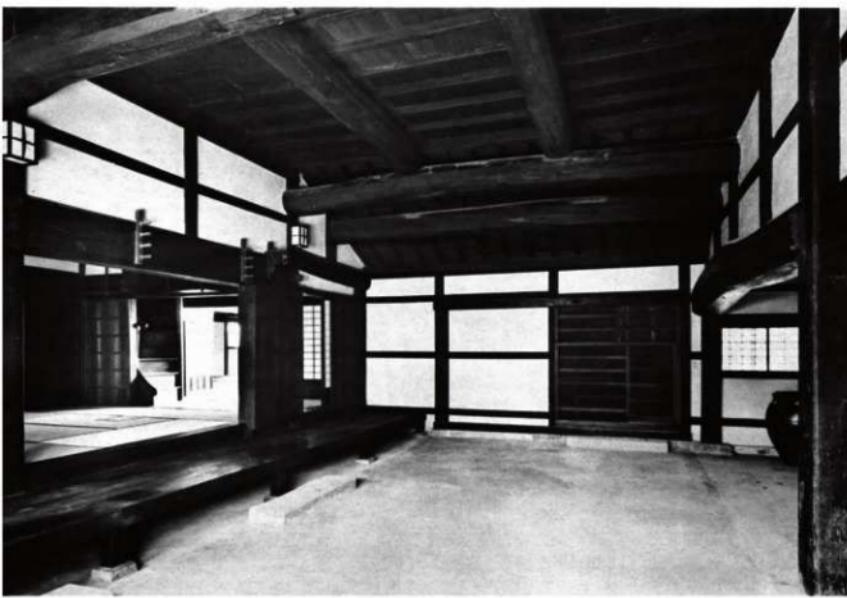
28 b

28 a 修理前 ミ七(旧ニワ)南面

28 b 修理前 ミ七(旧ニワ)東面



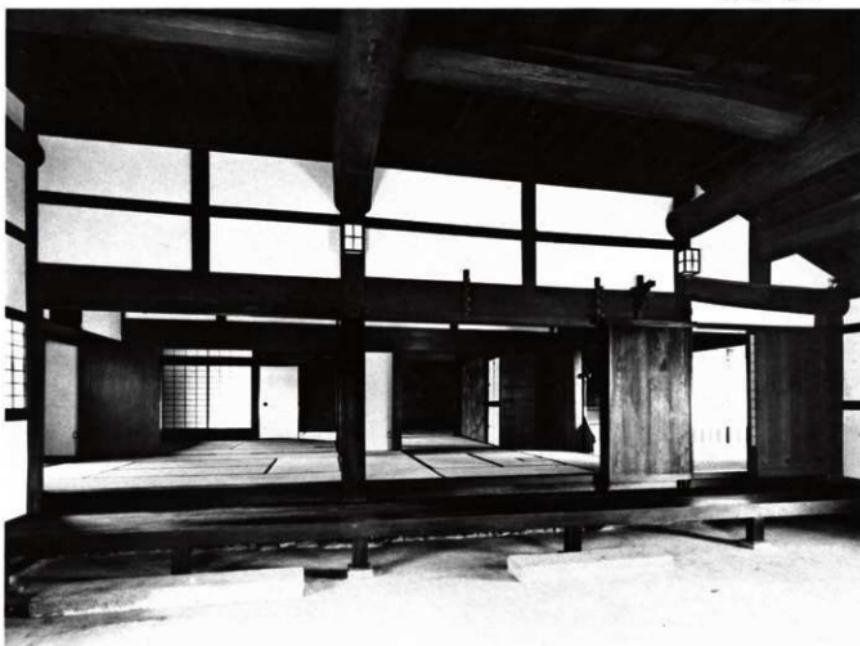
29 a



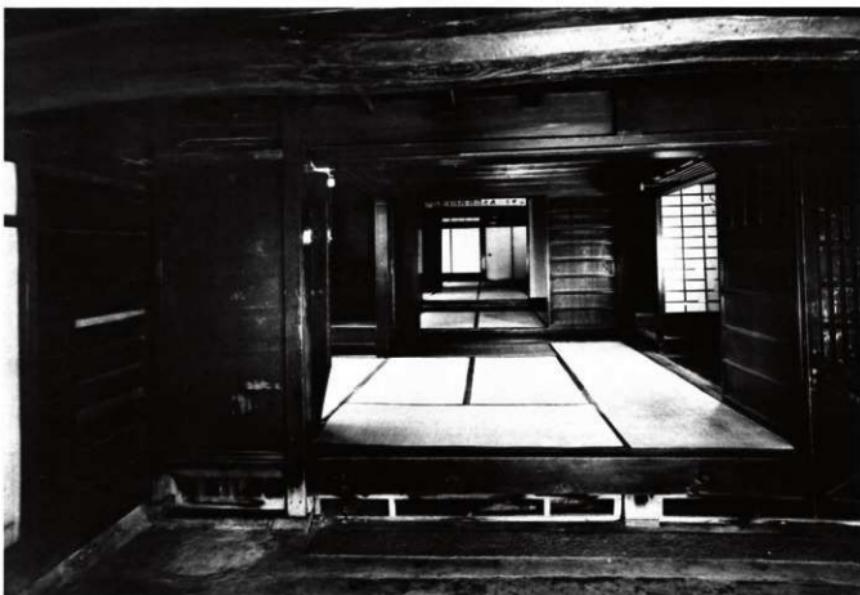
29 b

29 a 竣工 ニワ東面(カマヤ、シモミセ)をみる

29 b 竣工 ニワ北面



30 a



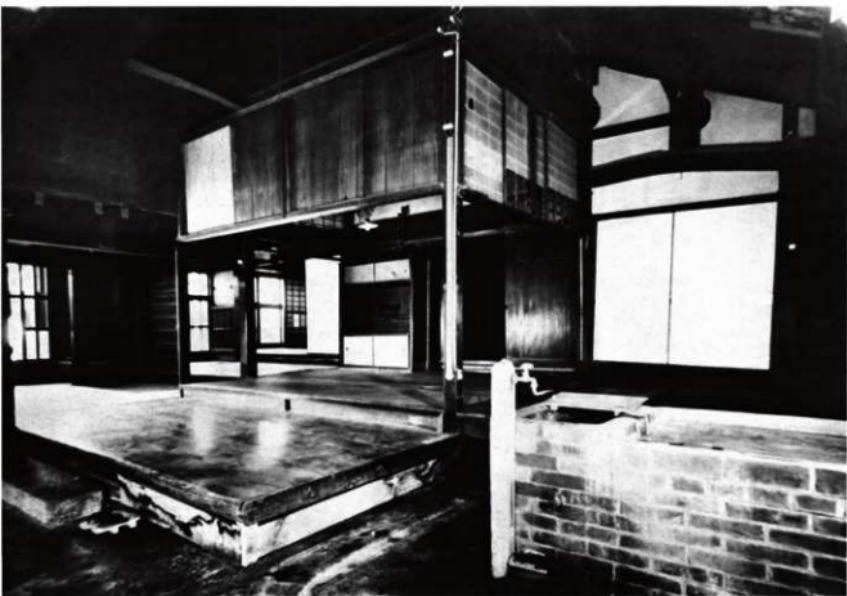
30 b

30 a 竣工 ニワ西面

30 b 修理前 ニワ(旧シモミセ)西面



31 a



31 b

31 a 竣工 ニワ南面

31 b 修理前 ヒロシキ(旧ニワ)カマヤよりみる



32 a



32 b

32 a 竣工 カマヤ西面

32 b 修理前 カマヤ西面



33 a



33 b

33 a 竣工 ニワ北面

33 b 修理前 ニワ北面



34 a



34 b

34 a 竣工 ニワ南面

34 b 修理前 ニワ南面



35 a



35 b

35 a 竣工 カマヤ東面

35 b 修理前 カマヤ東面



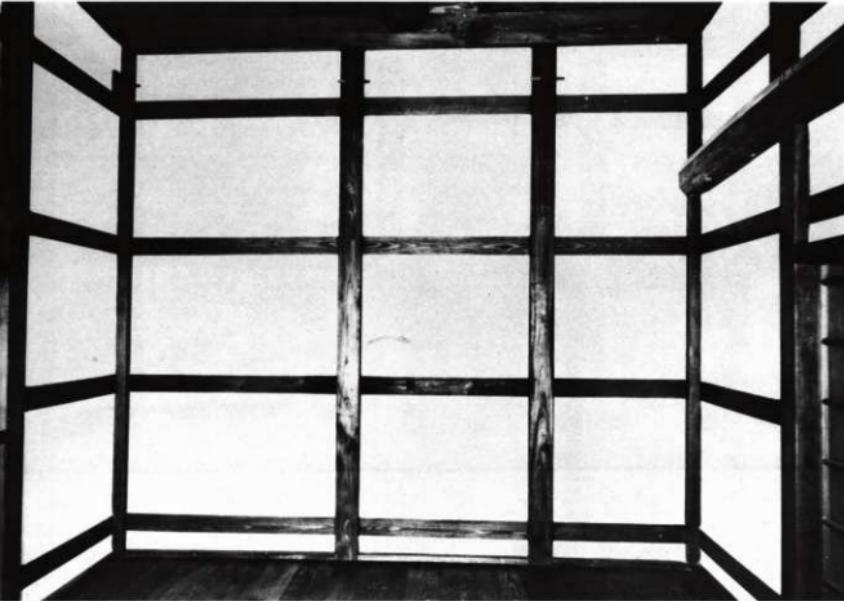
36 a



36 b

36 a 焼工 シモミ七北面

36 b 修理前 シモミ七北面



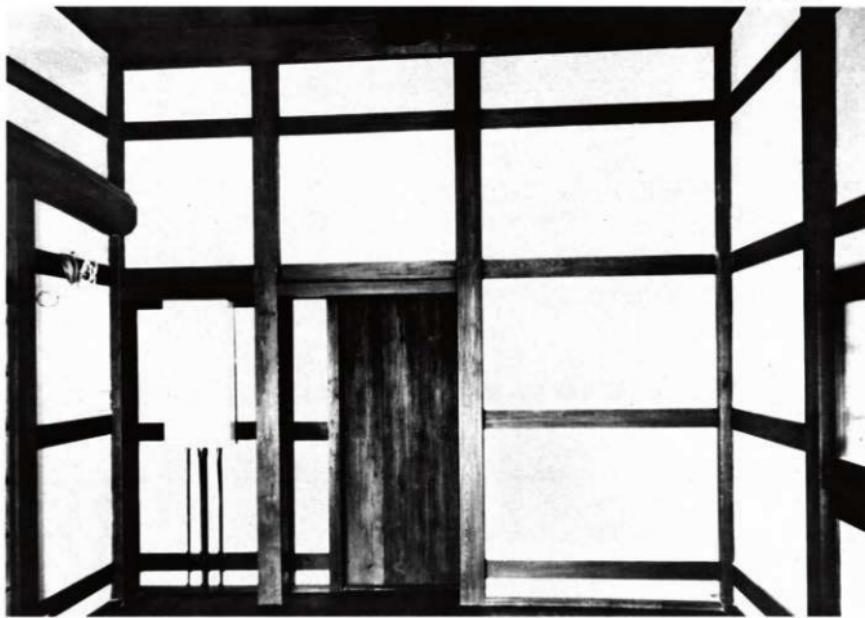
37 a



37 b

37 a 竣工 事務室内部

37 b 修理前 事務室内部



38 a



38 b

38 a 竣工 事務室北面

38 b 修理前 事務室北面



39 a 焼工 潢物部屋内部

39 b 修理前 潢物部屋内部



40 a



40 b

40 a 燥工 居室部二階（北東よりみる）

40 b 修理部 居室部二階（北東よりみる）



41 a



41 b

41 a 竣工 居室部二階（南西よりみる）

41 b 修理前 居室部二階（南西よりみる）



42 a



42 b

42 a 修理前 居室部二階北西の間

42 b 修理前 シモミセ上中二階 北西よりみる



43 a



43 b

43 a 竣工 角屋二階南面

43 b 竣工 角屋一階南面



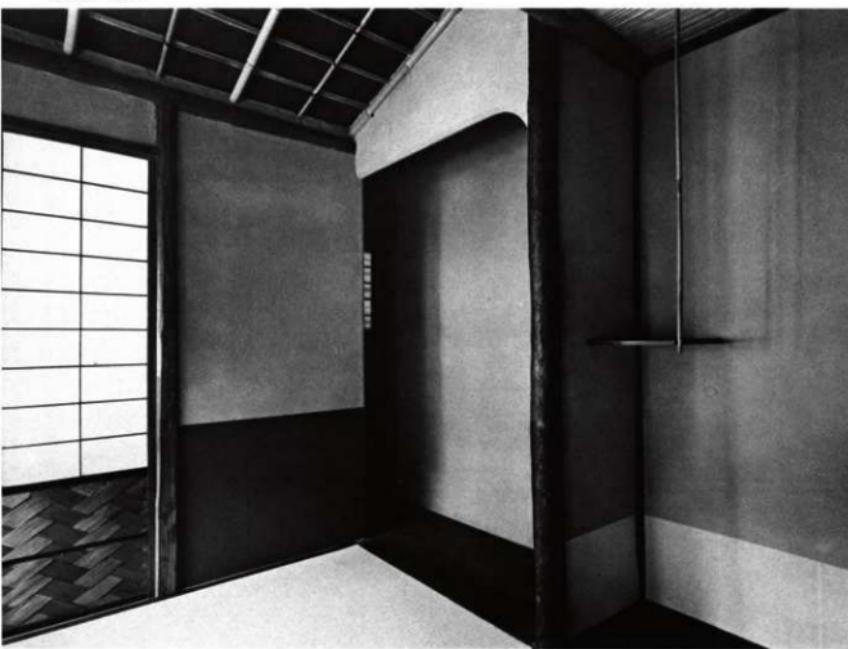
44 a



44 b

44 a 竣工 つし天井 (東より西をみる)

44 b 修理前 つし天井 (東より西をみる)



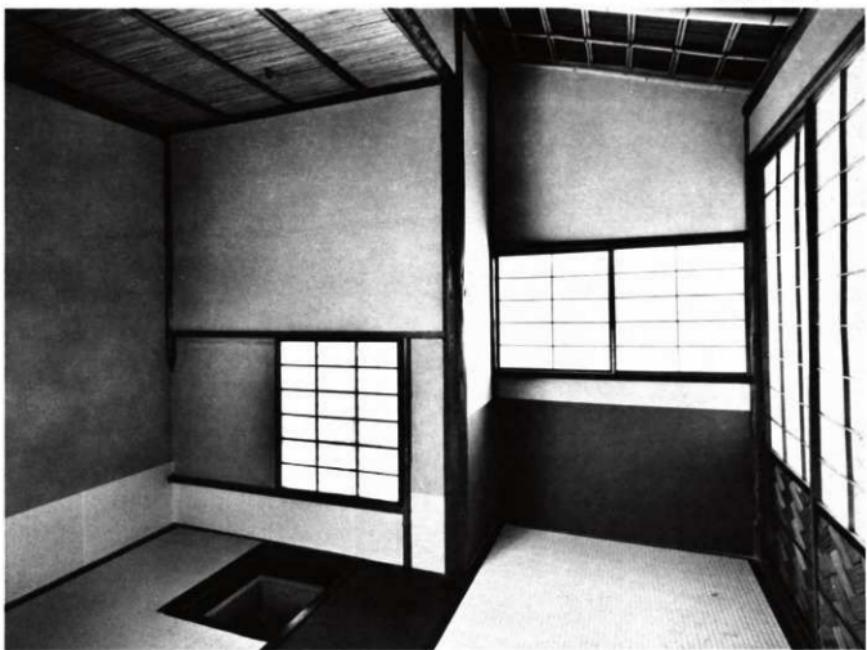
45 a



45 b

45 a 竣工 茶室内部北東面

45 b 修理前 茶室内部北東面



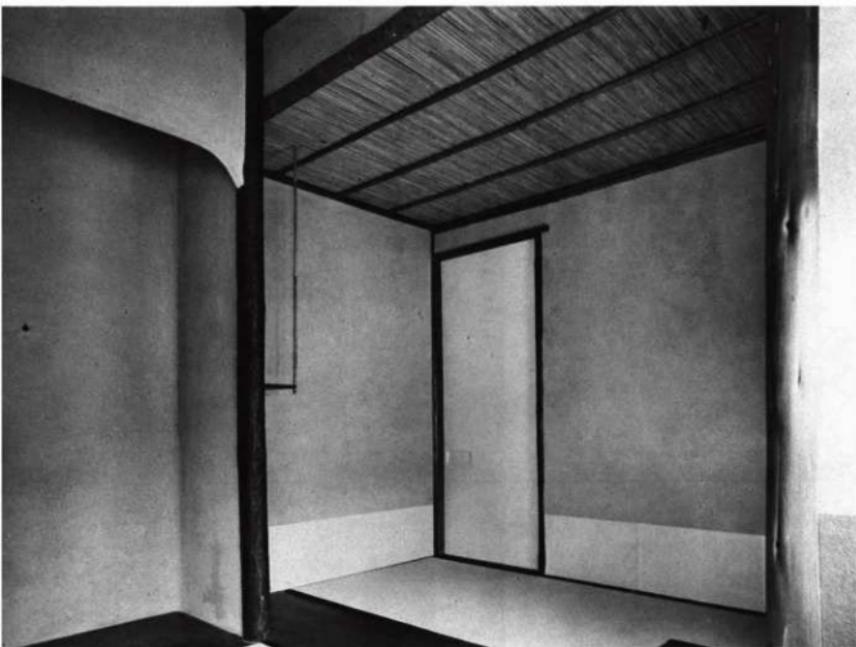
46 a



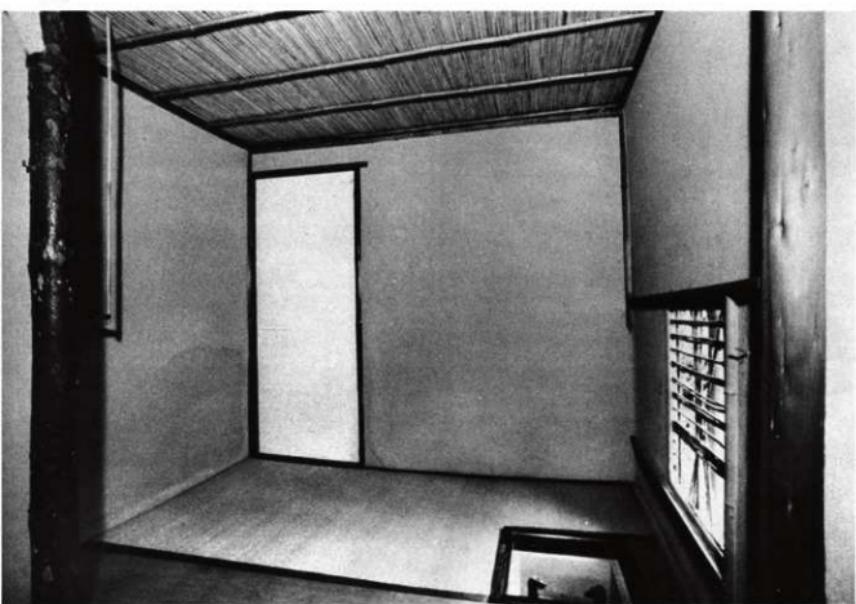
46 b

46 a 燥工 茶室内部西面

46 b 修理前 茶室内部西面



47 a



47 b

47 a 竣工 茶室内部南西面

47 b 修理前 茶室内部南西面



48 a 竣工 茶室水屋

48 b 修理前 茶室水屋



49 a



49 b

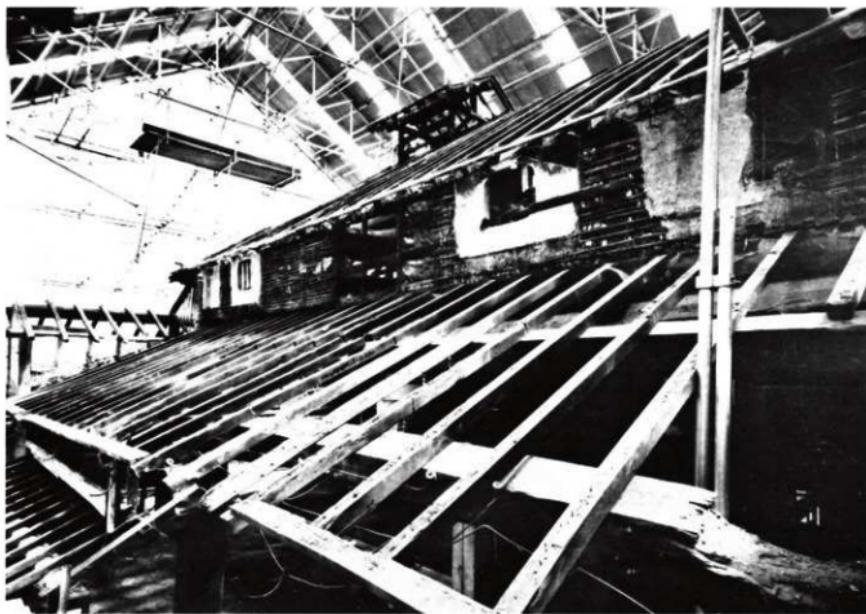


49 c

附带工事 49 a 竣工 便所
49 b 竣工 正面板塀
49 c 竣工 東面板塀



50 a



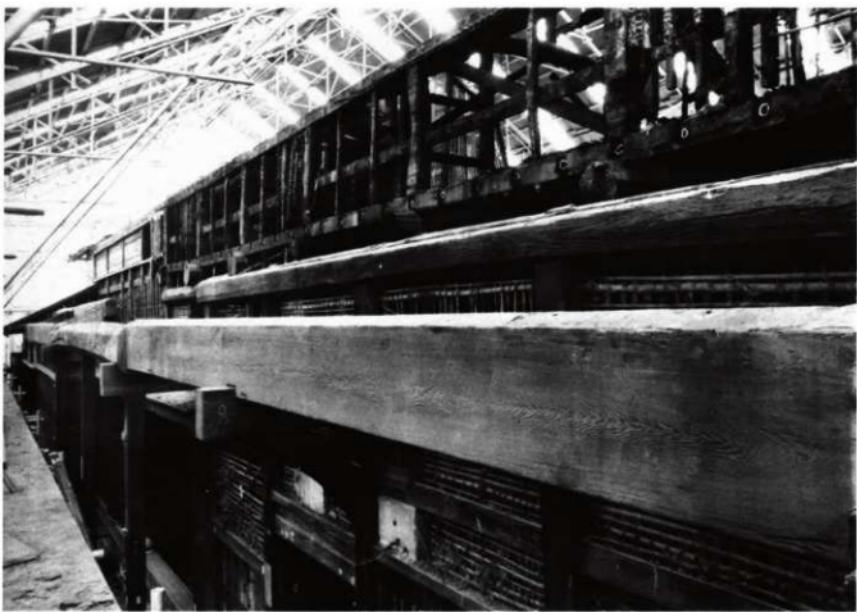
50 b

50 a 土間部背面庇（野地板の状況）

50 b 土間部背面庇（垂木の状況）



51 a



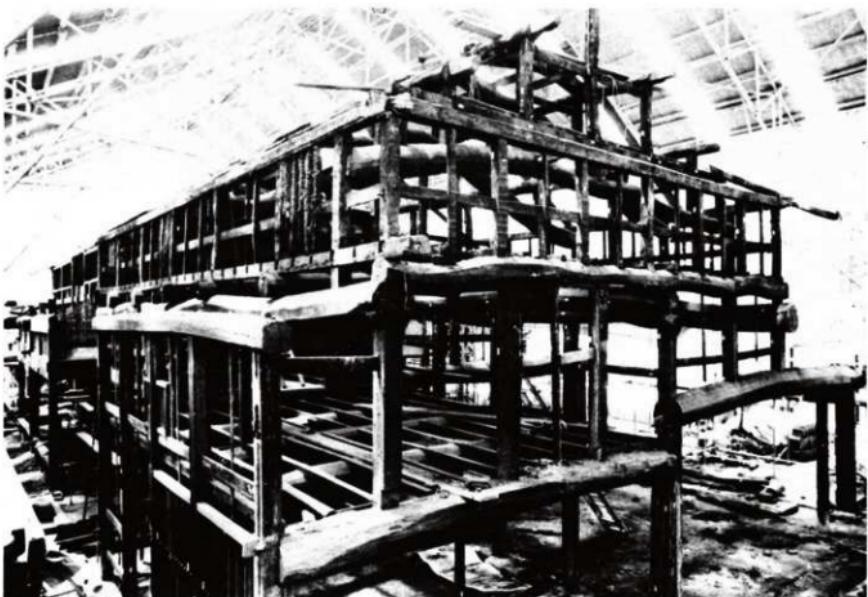
51 b

51 a 正面庇 野地板状況

51 b 正面庇 垂木をはずした状態



52 a



52 b

52 a 正面庇 野垂木を解体

52 b 土間軸部



53 a



53 d



53 b



53 c

53 a 土間つし天井小屋組解体状況

53 b 土間つし天井小屋組母屋解体中

53 c 土間小屋梁解体中

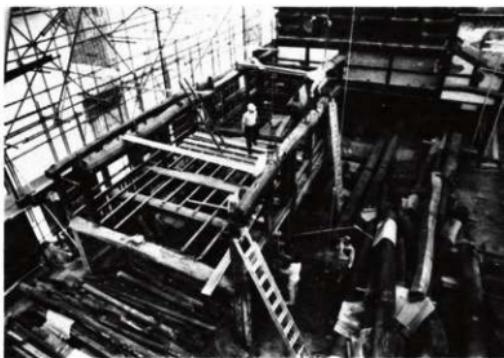
53 d つし天井解体



54 a



54 d



54 b

- 54 a 土間軸部解体①
 54 b 土間軸部解体②
 54 c 土間軸部解体③
 54 d 土間軸部解体完了



54 c



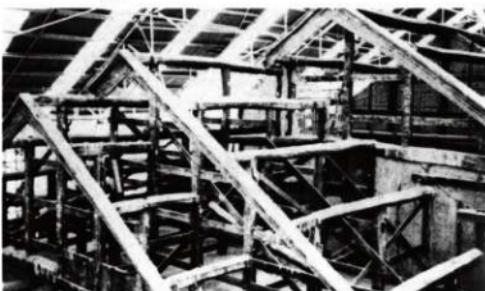
55 e



55 a



55 f



55 b



55 g



55 c



55 d

55 a オオドコノマ、ザシキ部野垂木状況

55 b オオドコノマ、ザシキ部小屋組状況

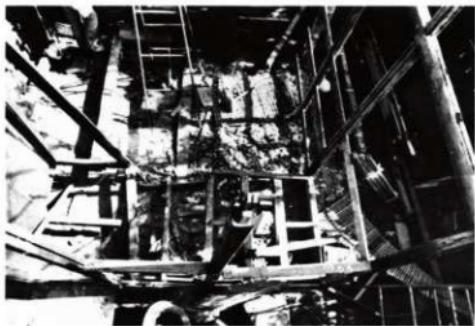
55 c 居室部小屋組状況

55 d オクザシキ、小屋束状況

55 e ザシキ、オクザシキ庇、垂木状況

55 f ザシキ、オクザシキ軸部

55 g 居室二階解体状況



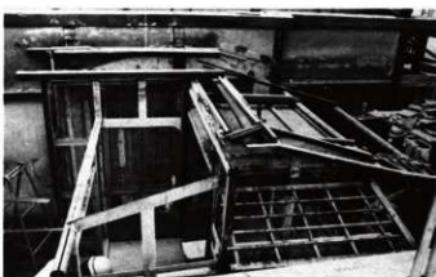
56 e



56 a



56 f



56 b



56 g



56 c



56 d

- 56 a 茶室 屋根解体状況
 56 b 茶室 軸部解体状況
 56 c 茶室 基礎解体状況
 56 d 南便所 解体状況
 56 e 附帯工事、オクザシキ、便所、風呂
 56 f 附帯工事、正面板塀解体
 56 g 附帯工事、背面突出部解体



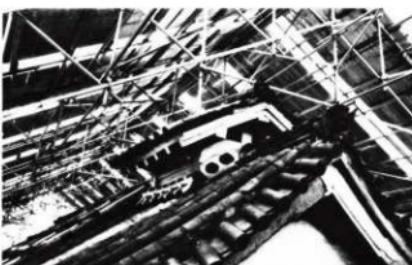
57 a



57 f



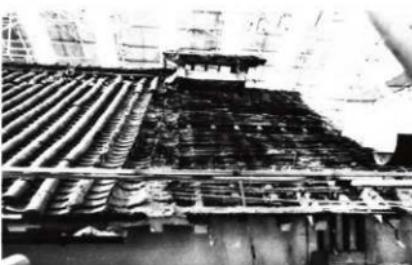
57 b



57 g



57 c



57 h



57 i



57 a オクザシキ、居室部北面屋根状況

57 b 土間煙り出し

57 c 土間大屋根本瓦葺状況

57 d 土間本瓦葺工程（竹賀野地）

57 e 居室部大屋根瓦葺工程（野地杉皮葺）

57 f オオドコノマ西面本瓦葺

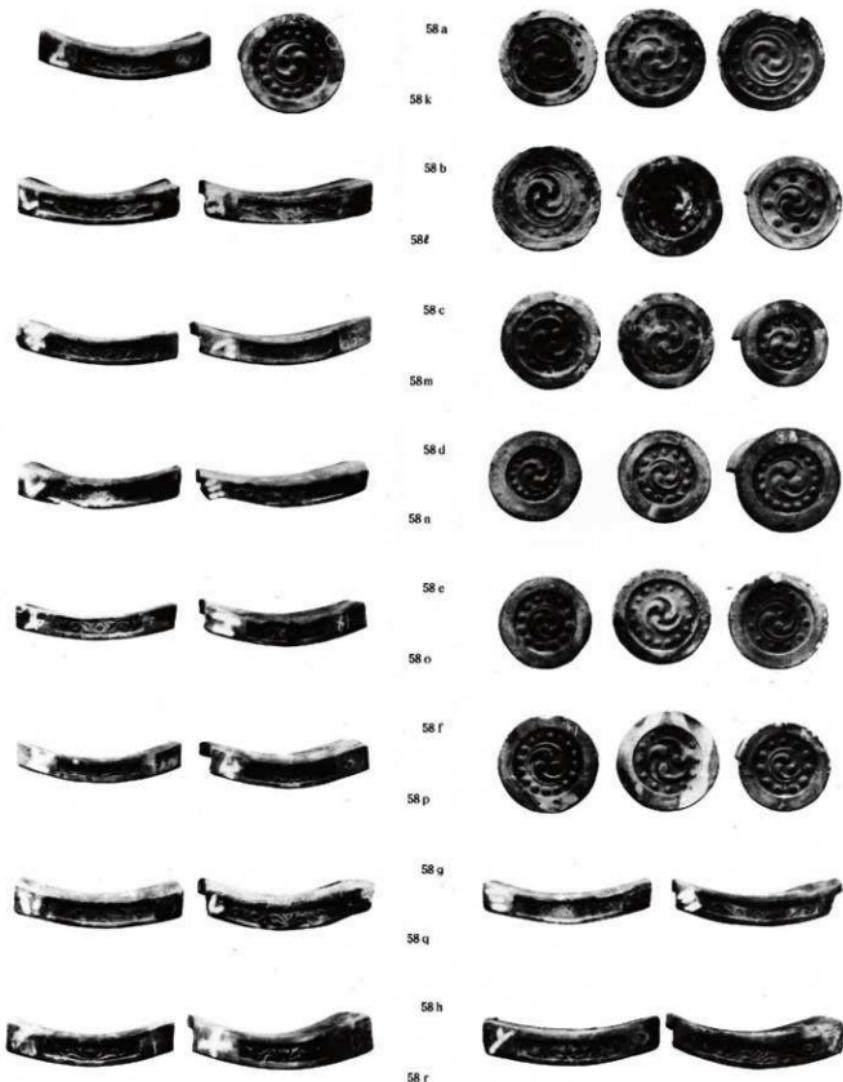
57 g オオドコノマ西面杉及檜削板葺（掛羽掛
戻し工法）

57 h 茶室南面棟瓦葺（野地柿葺）

57 i 茶室北面（杉皮葺）

57 e





58a～f 軒丸瓦各種文様

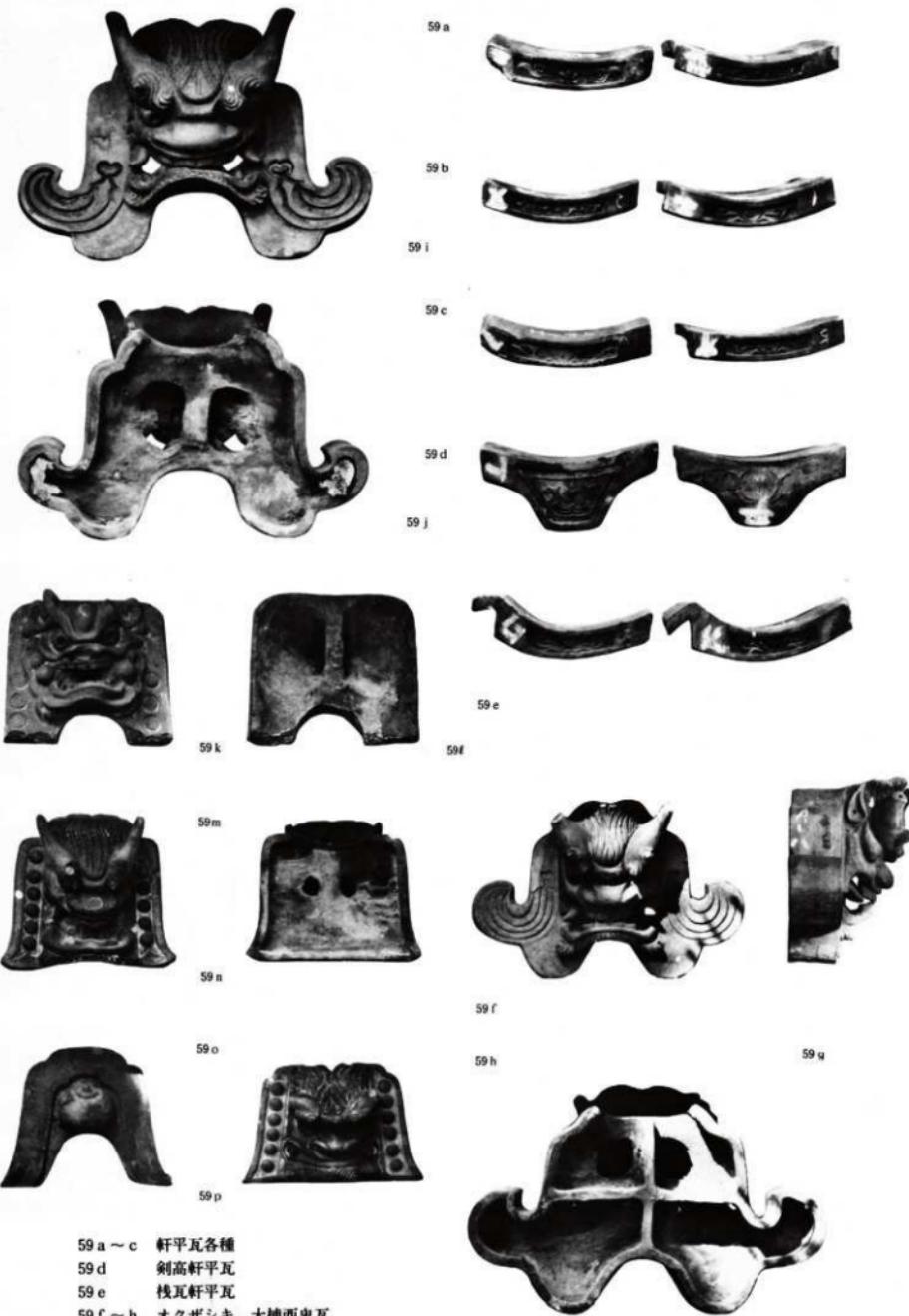
58g～j 軒平瓦各種文様

58k 18世紀初期の軒平瓦

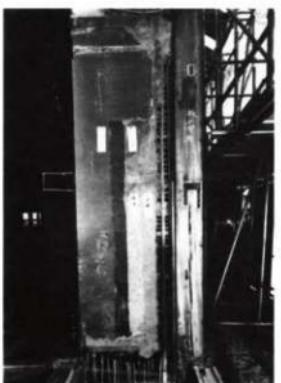
軒丸瓦 捕足瓦はこれによった

58l～r 軒平瓦各種文様

58j



59 a ~ c 軒平瓦各種
59 d 剣高軒平瓦
59 e 棱瓦軒平瓦
59 f ~ h オカザシキ、大棟西鬼瓦
59 i ~ p 鬼瓦各種



60 a 正面土間部むし窓（後世の型）
 60 b 正面土間部むし窓（当初の型）
 60 c 背面土間部むし窓
 60 d 背面土間部妻小舞状況
 60 e 東面土間部妻大舞工程
 60 f 土間内部壁状況（後世は漆喰塗とした）
 60 g 居室部西面破風
 60 h 居室部西面大壁
 60 i 居室部内部ミセオク南色壁状況

解体・細部・織手仕口



61 g



61 h

61 b



61 a



61 c



61 i



61 c



61 d



61 j



61 f



61 k

61 a カミ大黒柱(を十八) 差鶴居仕口状況

61 b カミ大黒柱(を十八) 差鶴居柄

61 c カミ大黒柱(を十八) 差鶴居雇い柄

61 d 居室部破風板拵み

61 e 居室部破風板拵み

61 f オクザシキ庇垂木状況

61 g 軒桁仕口

61 h 軒桁仕口

61 i ニワ、シモミセ、境差鶴居状況

61 j 頭轡梁仕口

61 k 梁仕口



- 62 a 土間基礎状況 東より西を見る
- 62 b 居室部床下玉石敷
- 62 c 居室部柱礎石据付状況①
- 62 d 〃 ②
- 62 e 〃 ③
- 62 f 調査工事、外部発掘
- 62 g 〃 内部発掘
- 62 h 〃 当初(17世紀中頃)カマド痕
- 62 i 〃 後世(宝曆頃)カマド痕





63 d



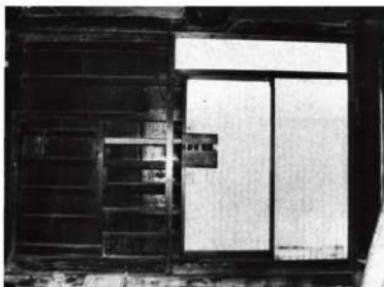
63 c



63 b



63 a



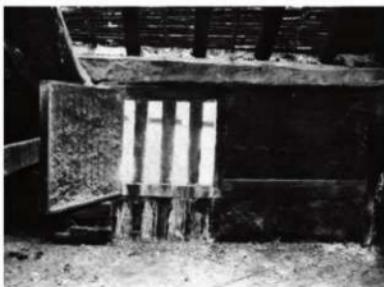
63 h



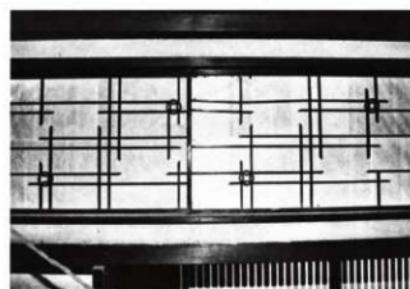
63 e



63 f



63 i



63 g

63 a オオドコノマ北面絵襖

63 b 同画人「杏山筆」

63 c ザシキ南面絵襖

63 d 同画人「狩野散人守明筆」杏山の子

63 e ザシキ北縁東面絵板戸

63 f プツマ西面絵板戸

63 g ナンド北面欄間障子（当初は角屋）

63 h ニワ出入口板戸及格子戸

63 i つし天井土戸（当初）



64 a



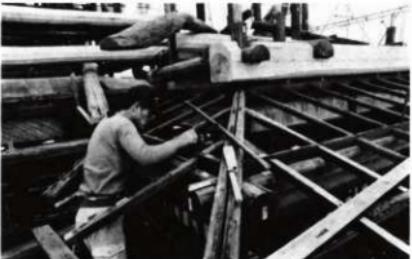
64 g



64 b



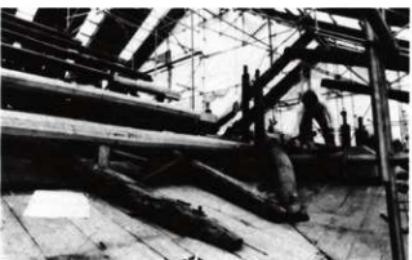
64 h



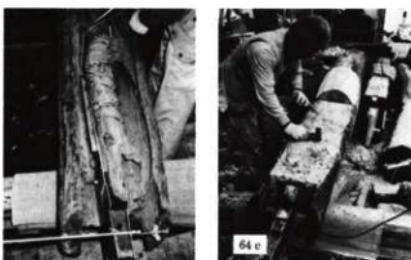
64 c



64 i



64 d

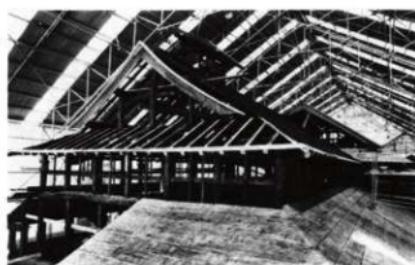


64 e

- 64 a 柱根端
64 b 繕い
64 c 中引梁補修
64 d タ芯に補強金具を固定
64 e タウレタン樹脂を注入
64 f 新材加工
64 g タ
64 h 新材古色塗
64 i オクザシキ底垂木取付
64 j ザシキ、オクザシキ、小屋組立中

64 f





- 65 a 土間輪部組立
65 b 土間小屋組立中
65 c 土間組立完了
65 d 居室部オオドコノマ、オクザシキ、組立完了
65 e 居室部大引根太取付
65 f 茶室補修中
65 g 茶室軸部組立
65 h オクザシキ縁板張
65 i 居室部天井取付





66 a



66 f



66 g



66 h



66 c



66 i



66 d

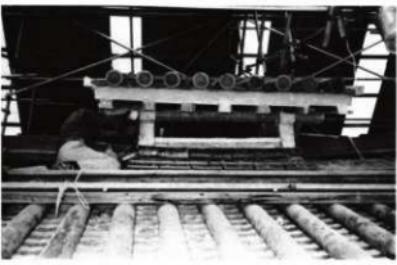


66 e

- 66 a 基礎工事、土間磚石コンクリート地業
 66 b 基礎工事、居室部床束基礎
 66 c 基礎工事、土間部磚石据付完了
 66 d 基礎工事、土間叩き
 66 e 基礎工事、雨落石据付付
 66 f 星根工事、土間竹簀實地
 66 g 星根工事、居室部オオドコノマ、ザシキ、檜割板葺
 66 h 星根工事、檜割板葺（掛羽掛戻し工法）
 66 i 星根工事、正面庇杉皮葺

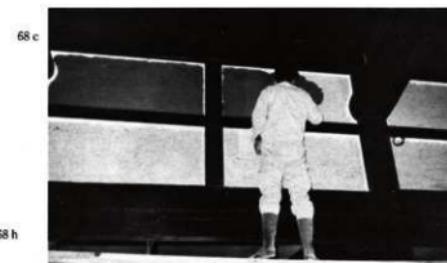
66 c





- 67 a 屋根工事、本瓦葺
67 b 屋根工事、本瓦葺
67 c 屋根工事、棟積
67 d 屋根工事、土間東面
67 e 屋根工事、居室部西面
67 f 左官工事、軒揚塗、荒壁付
67 g 左官工事、外部大壁小舞搔き
67 h 左官工事、外部大壁荒壁付
67 i 左官工事、煙り出し、砂漆噴塗





68 a 左官工事、むこし窓砂漆噴塗
 68 b 左官工事、軒揚塗漆噴上塗
 68 c 左官工事、土間中塗
 68 d 左官工事、居室部色壁塗
 68 e 左官工事、茶室小舞描き
 68 f 経師工事、補修
 68 g 経師工事、紙絵張り
 68 h 雑工事、つし天井竹編み
 68 i 雑工事、カマド造り、黒漆噴磨き



現状変更

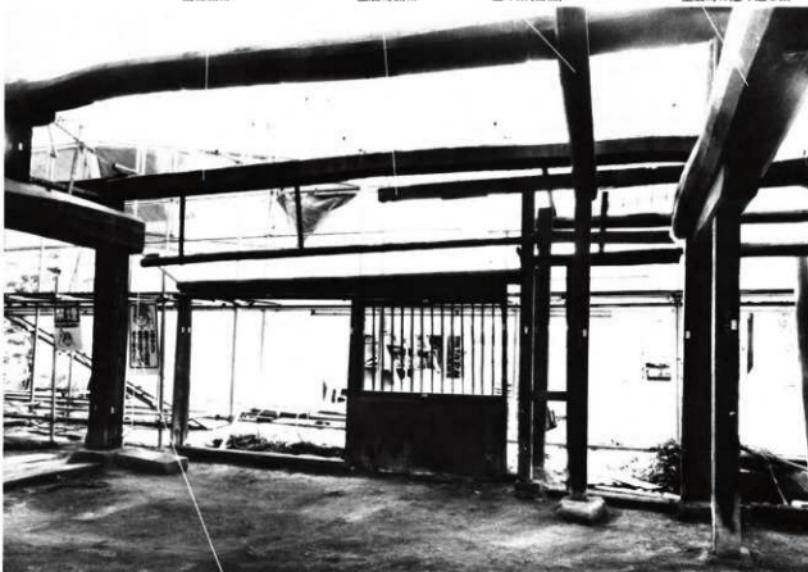
1. 土間北側の側柱を旧位置に復し、西半の突出部と東半の張出部撤去する。

当初側桁

宝篋時側桁

登り梁(後補)

宝篋時の煙り返し梁



69 a



69 b

69 a 土間北側の解体状況
69 b 土間北側桁母屋の状況

2. 漢物部屋西面の梁を撤去して通し柱を復し、また東側半間通りを撤去して庇を整える。



発見したところ
この部分に大ク
ドがあったこと
が確認された

70 a 漢物部屋西面柱間痕跡
70 b 漢物部屋軸部状況

現状変更

当初の垂木掛

現状の垂木掛(宝廻酒)



71 a

切断された登梁



71 b

カマヤ漬物部屋地の柱礎石跡
宝廻時に燈返梁を入れた際に柱を切断した

71 a 漬物部屋西面小屋組

71 b 漬物部屋カマヤ境
柱痕発掘状況

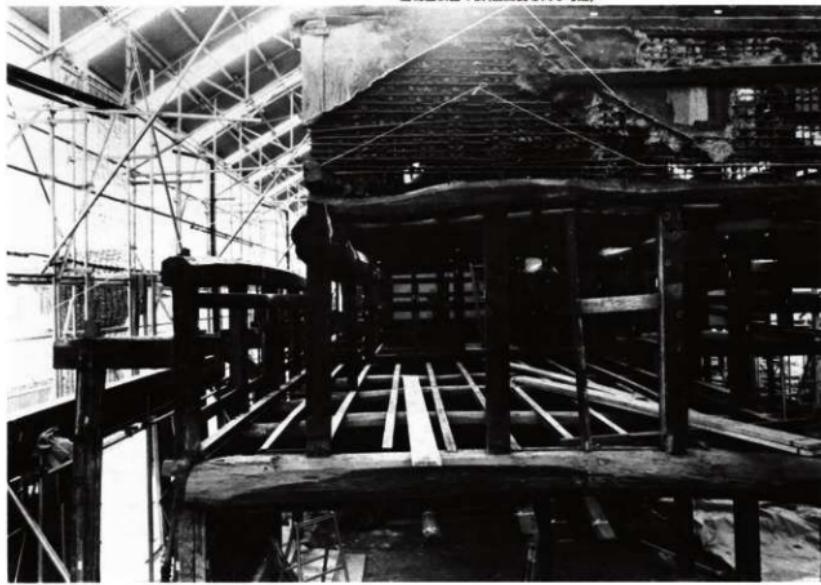
3. 東南隅突出部の棟を下げる軒先を主屋正面の庇に揃え、内部を整える。



現状 事務室二階より南西を見る（部材は明治）

72a

当初屋根当り度(正面庇と同じ勾配)



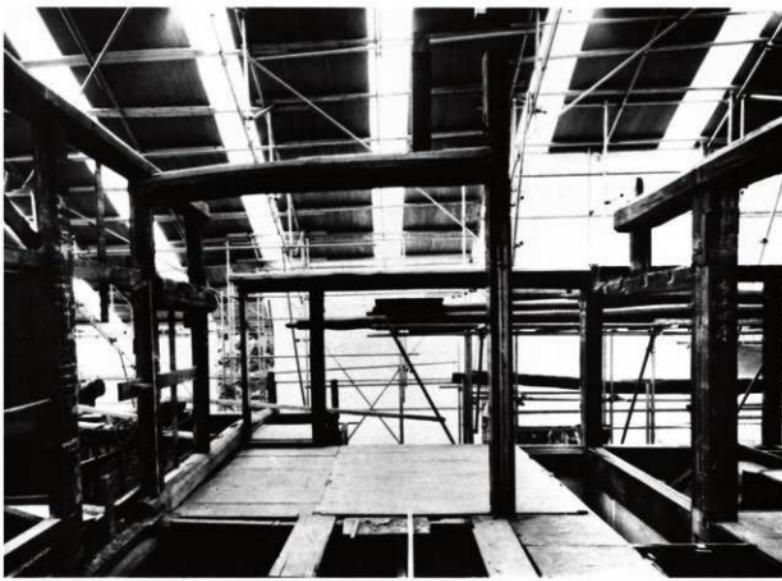
72b

72a 現状事務室二階南面
72b 同上の角度で事務室を解体

4. ブツマ背面に梁間二間の二階建角屋を復旧整備するとともに、四體室背後庇を整える。

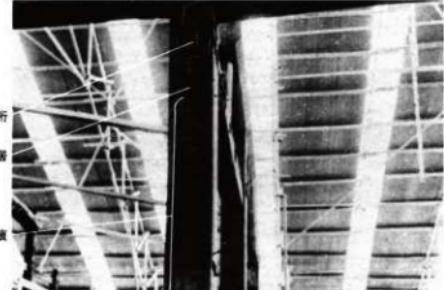


73a



73b

73a ナンド上部
73b ブツマ上部、ナンド上部



74 a 角屋二階痕跡

74 b 角屋庇痕跡

74 c 角屋庇縁痕跡



現状変更

角屋二階垂木当り

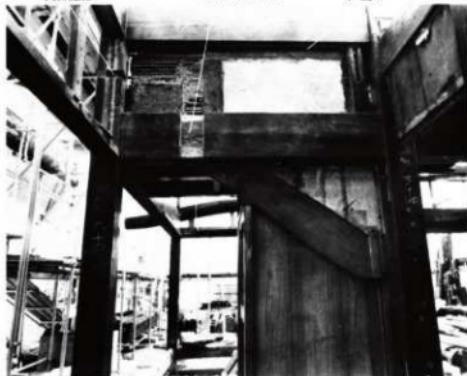


75 d

天井組継

二階梁束の当り

戸当り



75 a

床梁(撤戸)西部当り



75 b



75 c

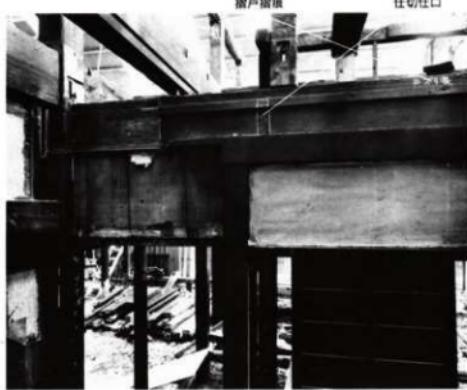
75 a ナンド上二階屋根垂木当り痕跡

75 b

75 c ナンド階段痕跡

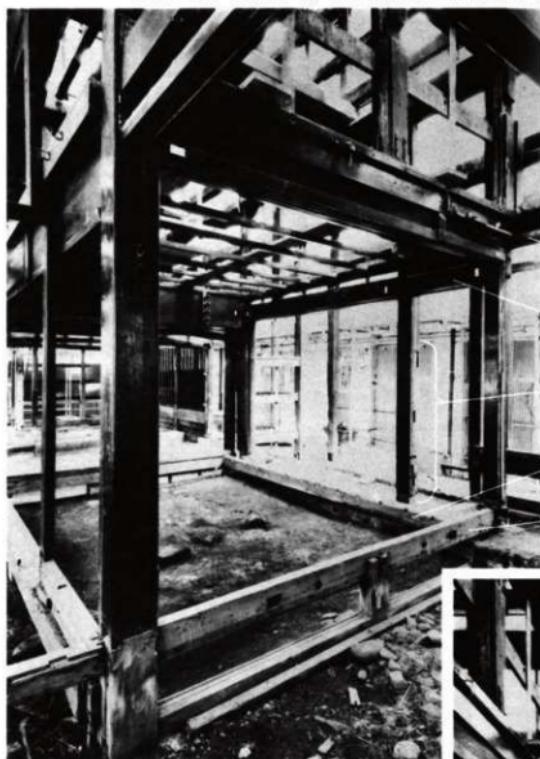
75 d

75 e ナンド角屋二階梁痕跡



75 c

5. 土間に張り出した四疊・六疊・ミセおよびヒロシキを撤去し、その前面側通りを半間北に移して大戸口を復する。また土間西端に上り縁を整える。



76 a

† 享保12年に入れた柱

四本溝差鶴居 享保12年材
ひのとひつじ年 大工七兵衛
半七) の墨書きあり

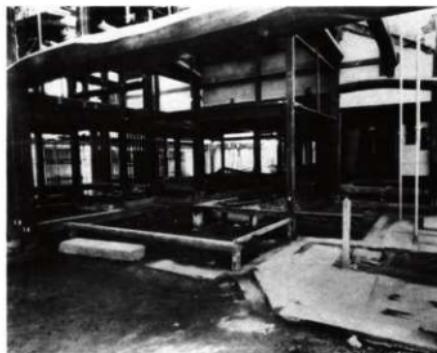
付鶴居、後補材(享保12年)
現状では使用されていなかった

土壁及び下見板痕跡

大引

享保12年上り板(下端に溝)

天井横太享保12年材



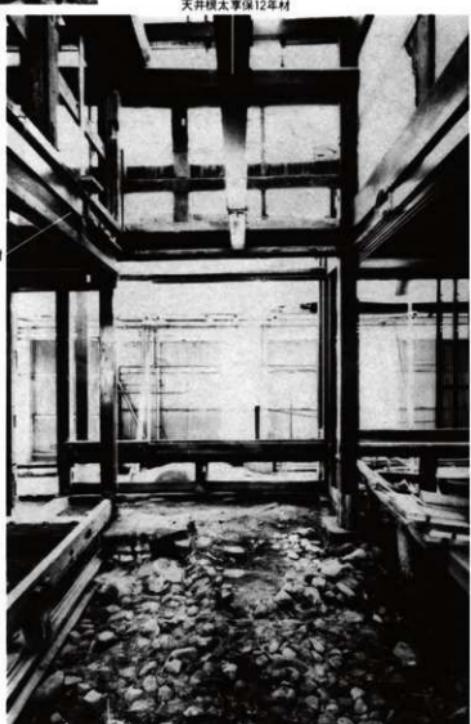
76 c

ヒロシキ上り縁撤去

76 a 現状四疊・ミセ取付状況

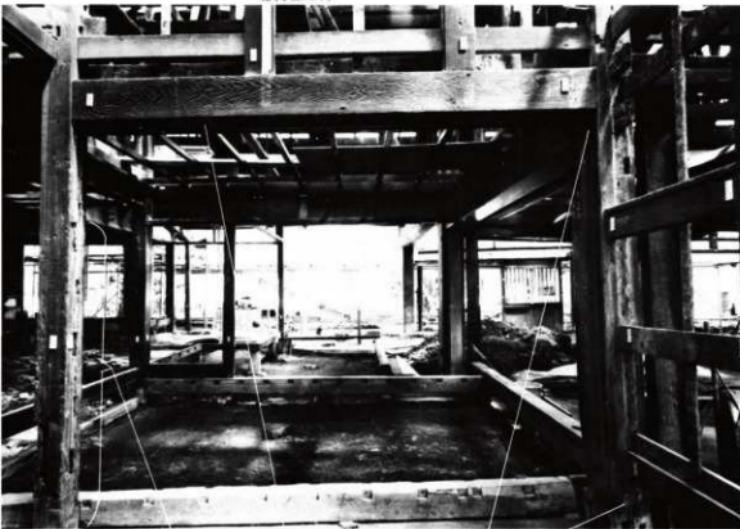
76 b 現状四疊、北より南を見る

76 c 現状六疊およびヒロシキ



76 b

橋(享保12年)



77 a

壁痕模板壁痕

方立痕

後世鶴居 敷居痕

享保12年

享保12年格子台輪底



77 c

当初 格子及び壁板



77 b

四本清差鶴居底いぬに「ひのとひつじ年の墨書きがあった

77 a ニワ出入口 柱間装置痕跡 南よりみる

77 b ニワ出入口 柱間装置痕跡 西よりみる

77 c ニワ出入口 柱間装置痕跡 東よりみる

6. ニワ東端の板敷と間仕切を撤去するとともに、北面釜屋境西間中央に柱を立て壁に復する。

中二階出入口(後輪)
元は土壁

梁の上端で切断されていた
梁は北から押込んでいた。後補梁(天明材)



78 a

7. 土間中央の煙返しを約20センチメートル下の旧高さに復する。またこの西の天窓を撤去するとともに釜屋にクドおよび流しを復旧整備する。

煙返し梁に入る高さ



ニワカマヤ境土壁痕跡
柱間設置4

78 c

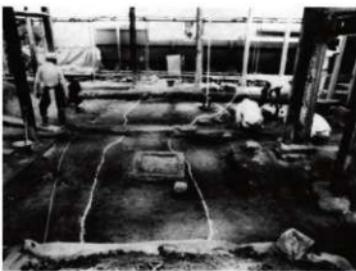


78 a カマヤ、シモミセ境痕跡
78 b 当初煙り返し梁痕跡
78 c *



79 a

後補の天窓



79 c 嘉永年間の十連のカマド跡



79 b

当初カマド発掘跡
三連のカマドと消壺が発掘された

79 a つし天井、後補の天窓

79 b カマヤ発掘痕

79 c 漬物部屋、カマヤ発掘痕

8. 十疊前面の上り縁を地袋付出格子窓に復するとともに板塀の取付部を2間半西の旧位置に復する。



80 b



80 a



80 d

当初板塀取付箇所

現状板塀取付箇所



80 c

80 a 十疊(ミセオク)前面痕跡(れ十四)

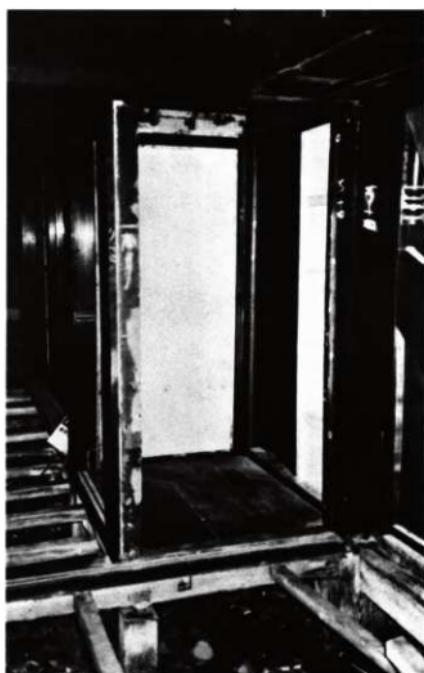
80 b タ (れ十)

80 c タ (カ十四)

80 d 当初板塀痕跡

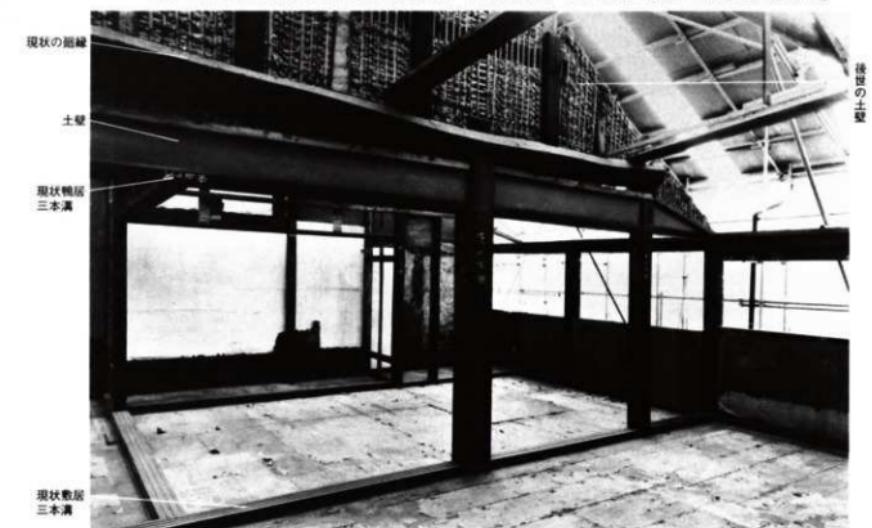


81 b



81 a

10. 二階中央の間仕切以外の間仕切と天井・壁及び押入・トコを撤去して二室の板間に復する。

現状戻屋
三本溝現状戻屋
三本溝

81 c

81 a | 仮壇東脇棚
81 b | 仮壇東脇棚
81 c | 二階中央現状間仕切

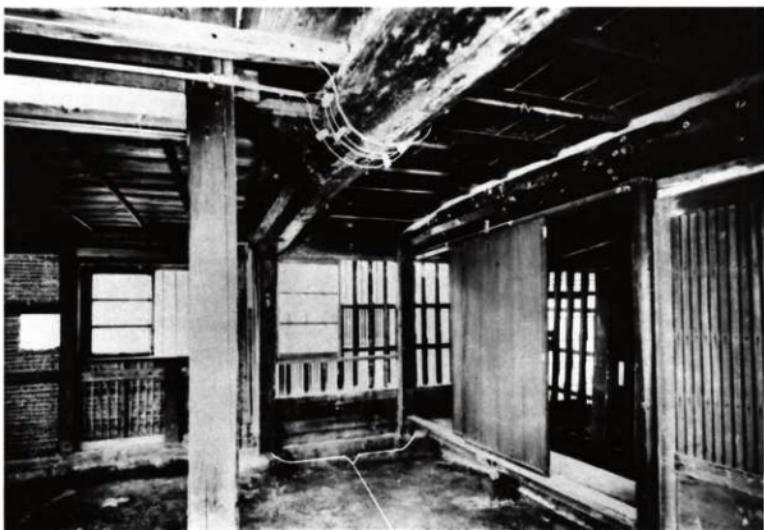
12. ザシキおよびオクザシキ背面側の棟瓦葺を本瓦葺に整える。
修理前背面(オクザシキ)参照



垂木は後檜材で、野地板は洋釘で止めていた

82 a

11. 柱間装置の復原 1、2

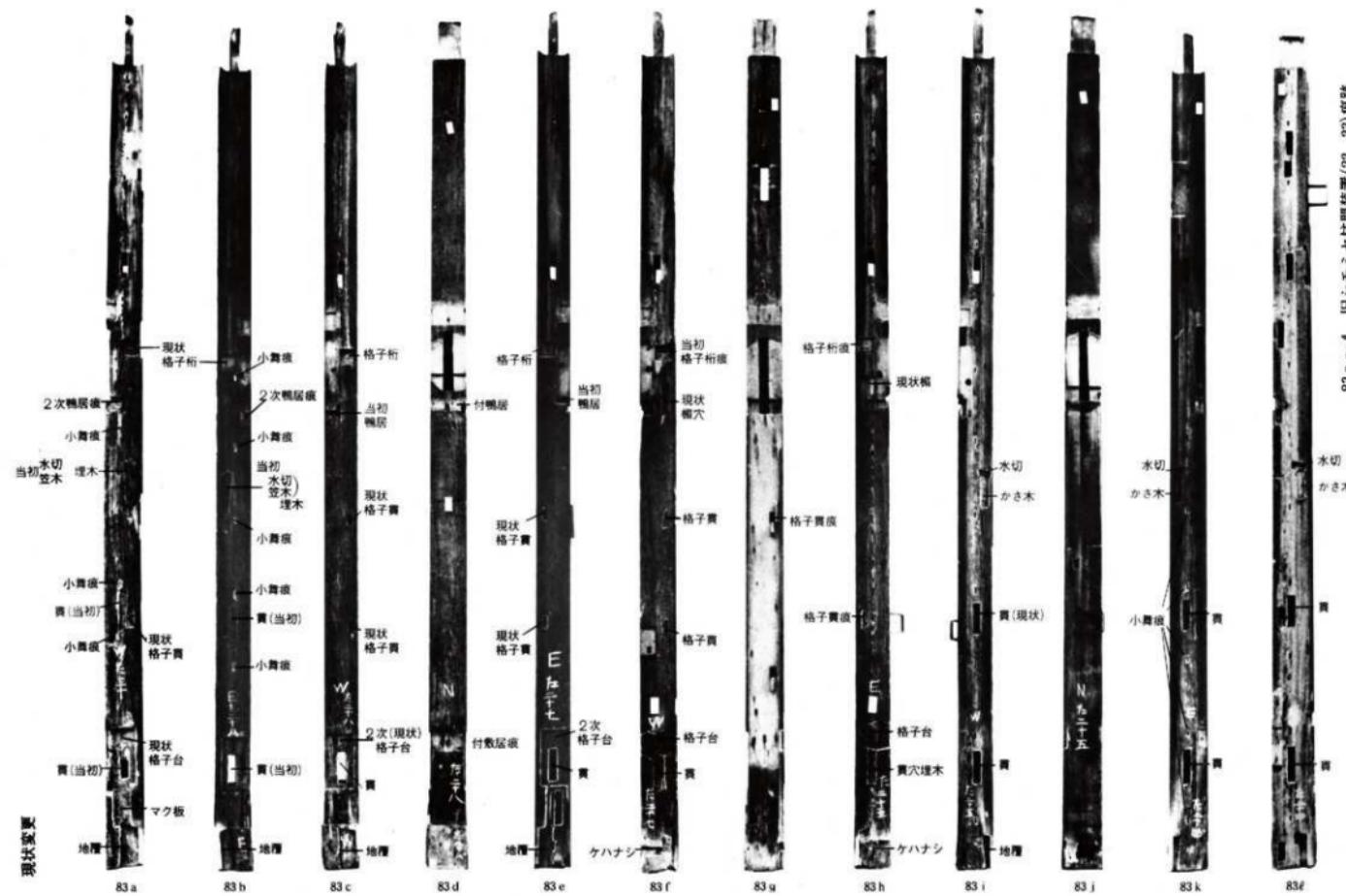
当初土壁であったが宝殿境に現状表門口にあった
格子を移した

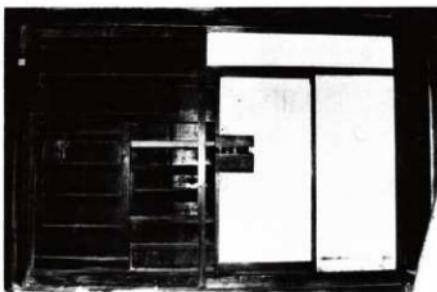
82 b

82 a オクザシキ野垂木状況

82 b 現状旧シモミセ状況

83 a ~ k 旧シモミ七柱間安置(22, 23)痕





84 b 大戸口 内側から見たところ

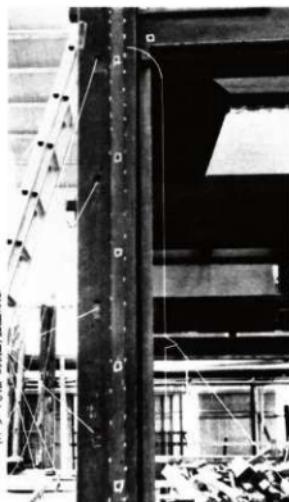
柱間装置 4

写真34 c 参照



84 a 納がない

解体番号た二十八～三十番上バに
敷居を截せた痕がない。後世大戸口
をつけた時に格子と共に替えたもの
と考えられる。



柱間装置 5

後世戸板 用ひで使つてゐた

(当初戸板の戸板止の釘)
東斜めから止めている



84 d



84 c

壁痕

84 a 旧シモミセ格子台(中敷居)後補材

84 b 旧シモミセ大戸口(宝曆頃に改造)

84 c 中二階北面壁痕

84 d 階段室北東端柱北面戸袋痕



85 a

ダイドコロ東間 階段室 東面



85 b

三本溝の敷居

85 a 階段室東面柱間装置痕跡

85 b 階段室北面柱間装置痕跡

柱間装置 8

階段室北間装置変更

痕跡写真 5本溝



86 a

柱間装置10

戸橋後



86 b

ダイドコロ東間

86 a 階段室北間柱間装置痕跡
86 b ダイドコロ東面柱間装置痕跡

現状変更

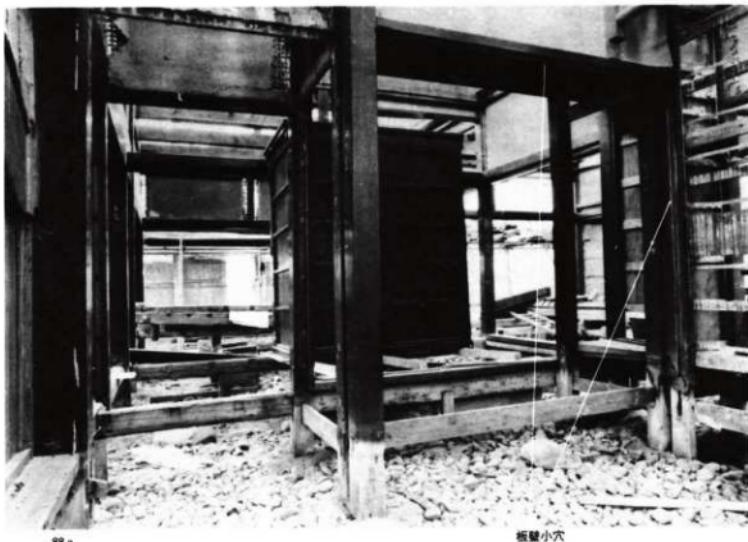
柱間装置12



柱間装置14



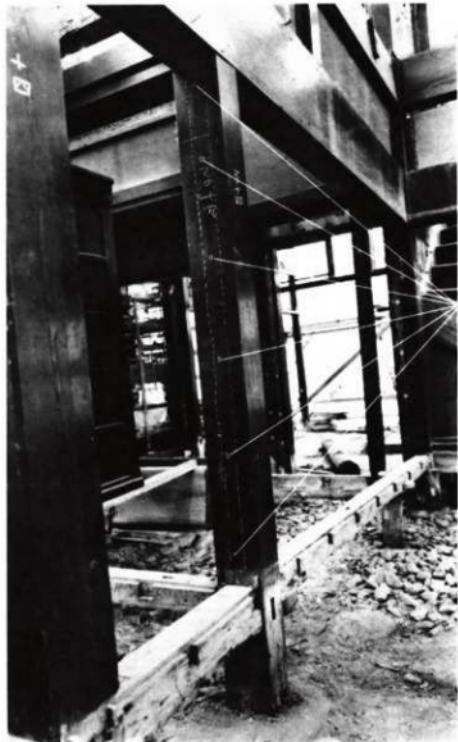
柱間装置15



88 a

板壁小穴

柱間装置16



鋼線受釘上

- 88 a ナンド南面
壁板痕跡
- 88 b ブツマ、ダイドコロ
境壁痕跡

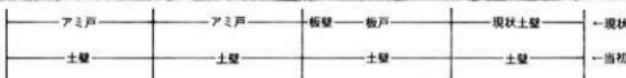
88 b

現状変更

柱間装置17



89 a



柱間装置18



89 c

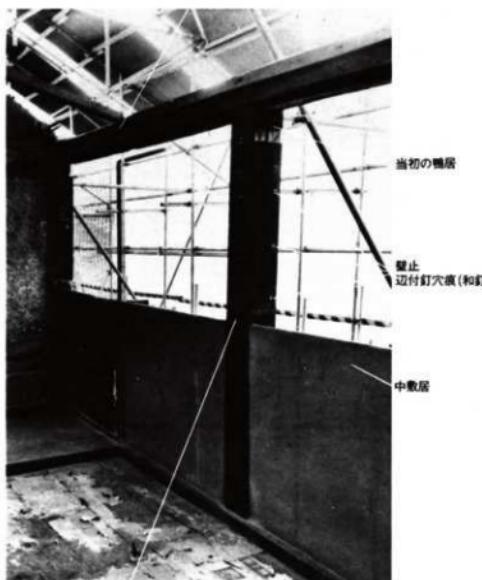


89 b

89 a 中二階北面壁痕跡
89 b 居室部二階北面窓痕跡
89 c

柱間装置19

明治～大正の天井桟縄
当初の鳴居溝痕

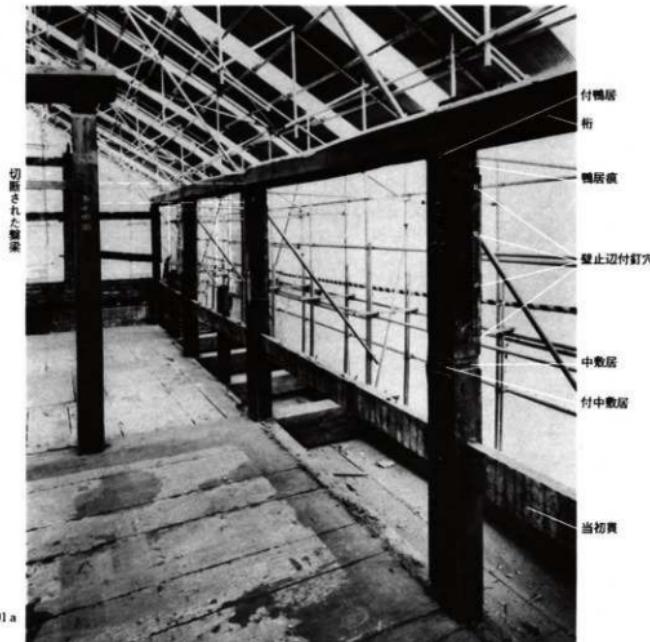


90 a

付敷居釘穴

90 a) 居室部二階南面窓痕跡
90 b)

90 b

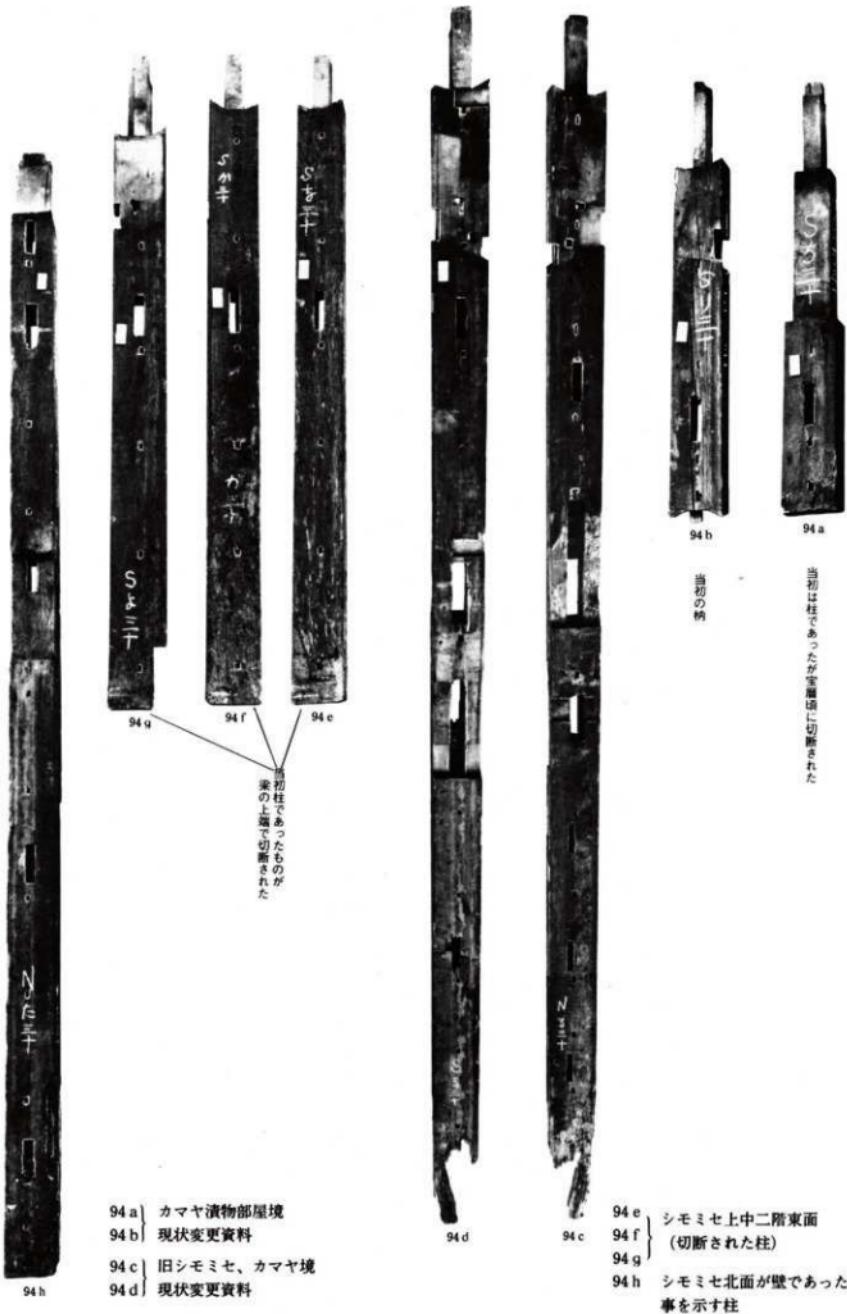


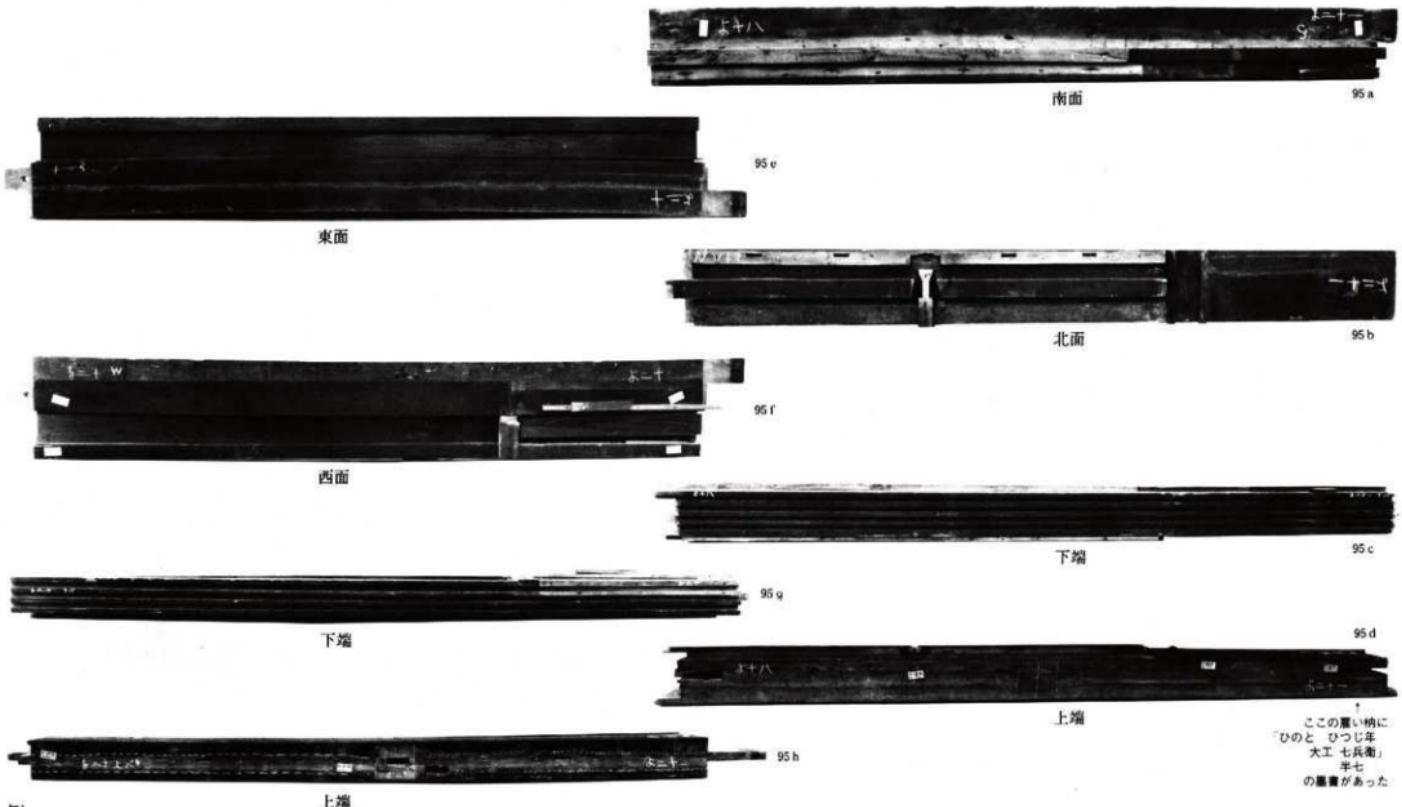
91 a} 居室部二階窓
91 b} (むしご窓)
痕跡





93 a | 階段室北面欄間装置
93 b | 痕跡
93 c | 旧ミセオク前面西南柱
西面痕跡





95 a ~ 95 d 後補材(享保12年)差鴨居
95 e ~ 95 h 後補材(享保12年)差鴨居

この裏い柄に
「ひのと ひつじ年
大工 七兵衛
半七」
の墨書きがあった



南面



天明頃の梁（北面）

96 c



北面



下端



天明頃の梁（南面）

96 d



上端

96e~96h 差鶴居(享保12年)

- 96 a カマヤ漆物境底垂木掛
 96 b カマヤ北側当初桁下端
 96 c ~96 d シモミセ、カマヤ境後補漆

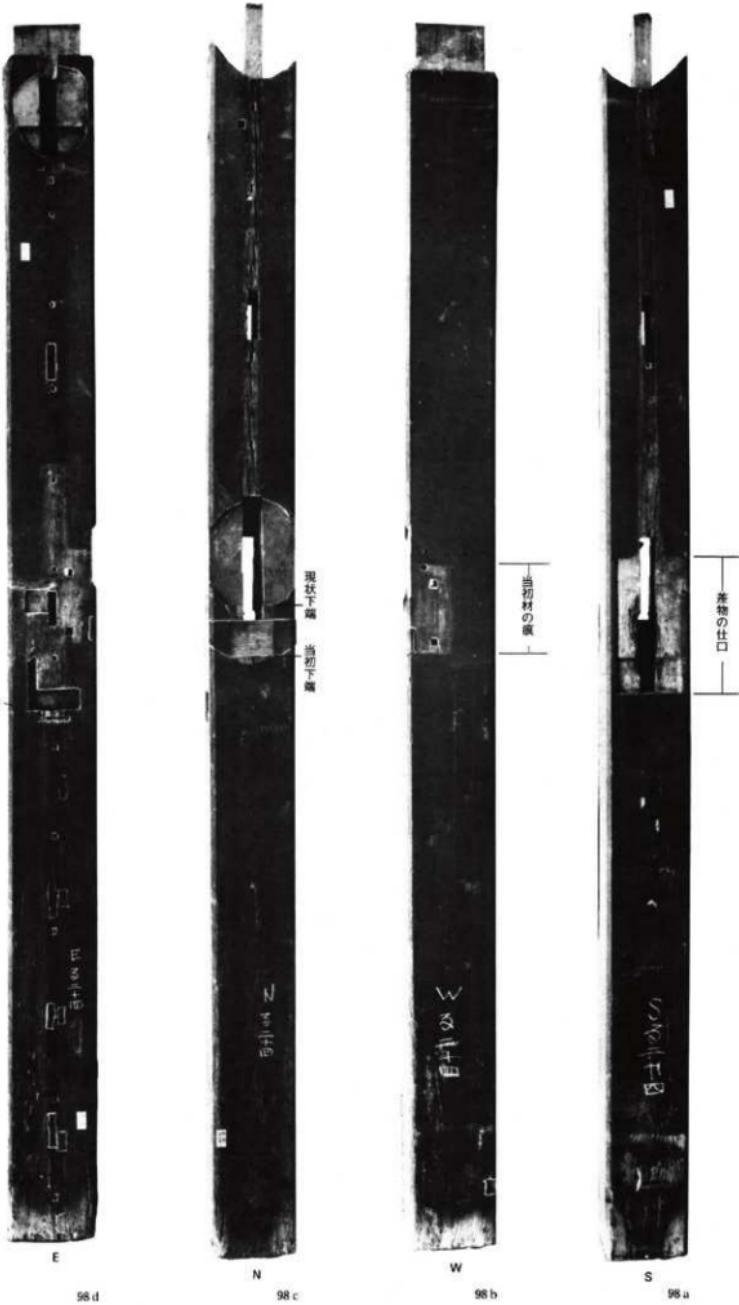
柄がなく後世の仕事であることがわかる



97 a 後補柱(享保12年)を二十

97 b 後補柱(享保12年)よ二十

天明油の裏



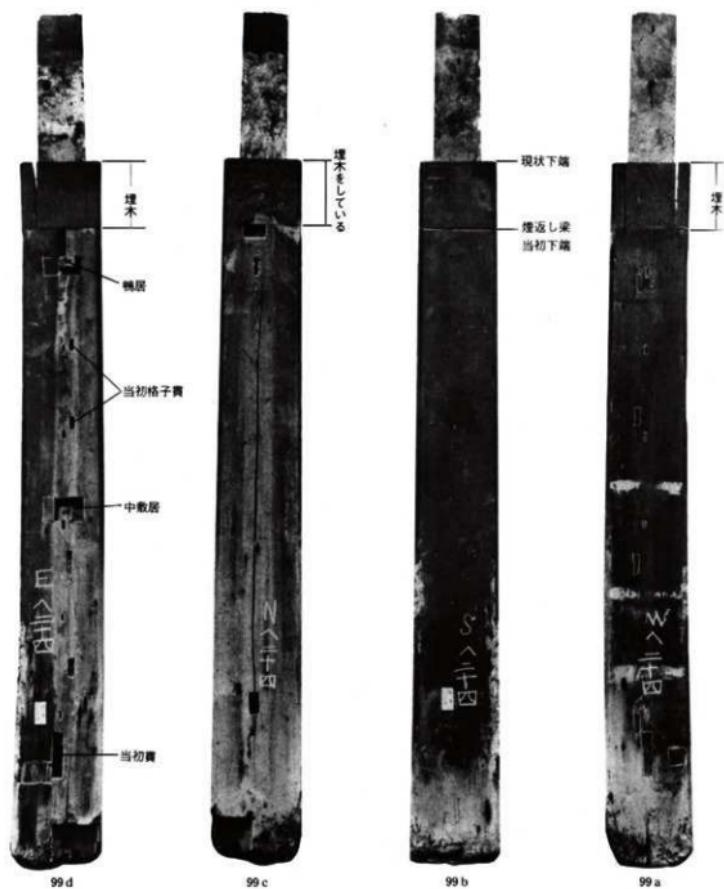
98 d

98 c

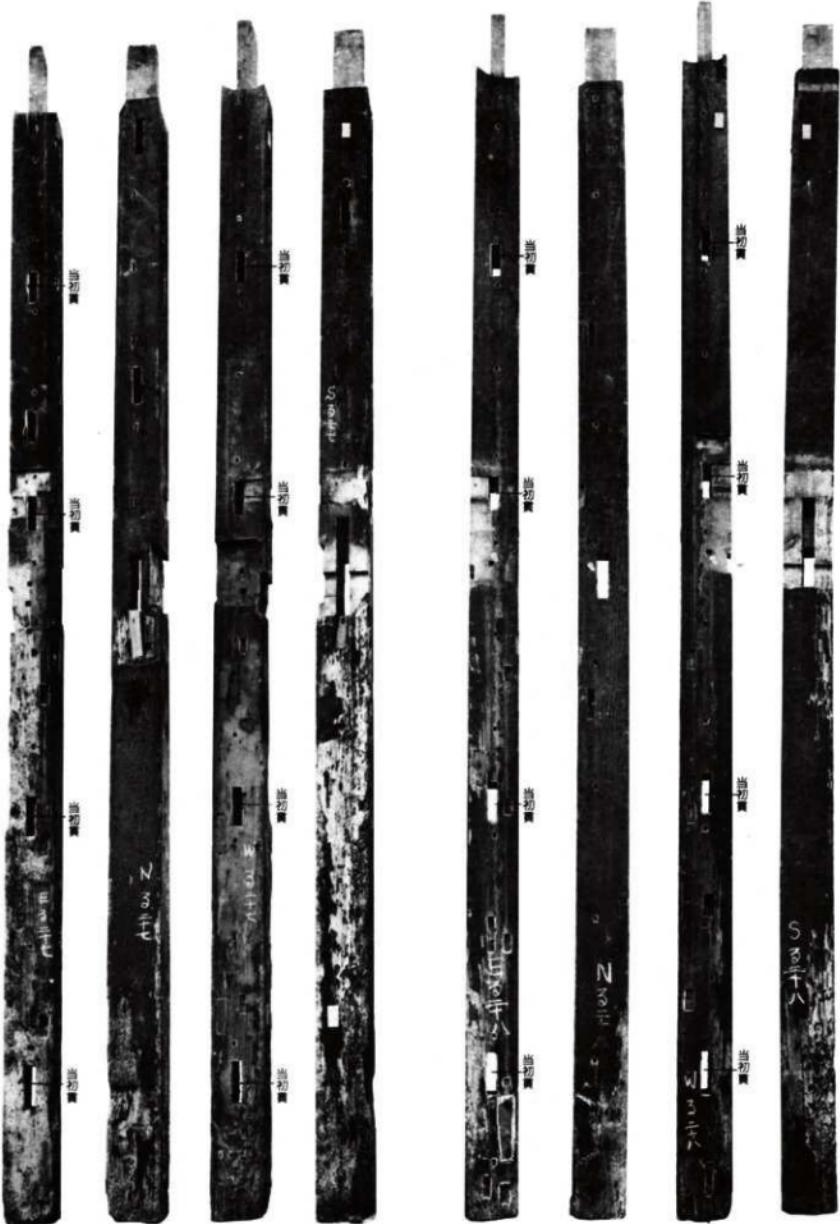
98 b

98 a

98 a ~ 98 d ニワ大黒柱当初煙り返し染痕跡

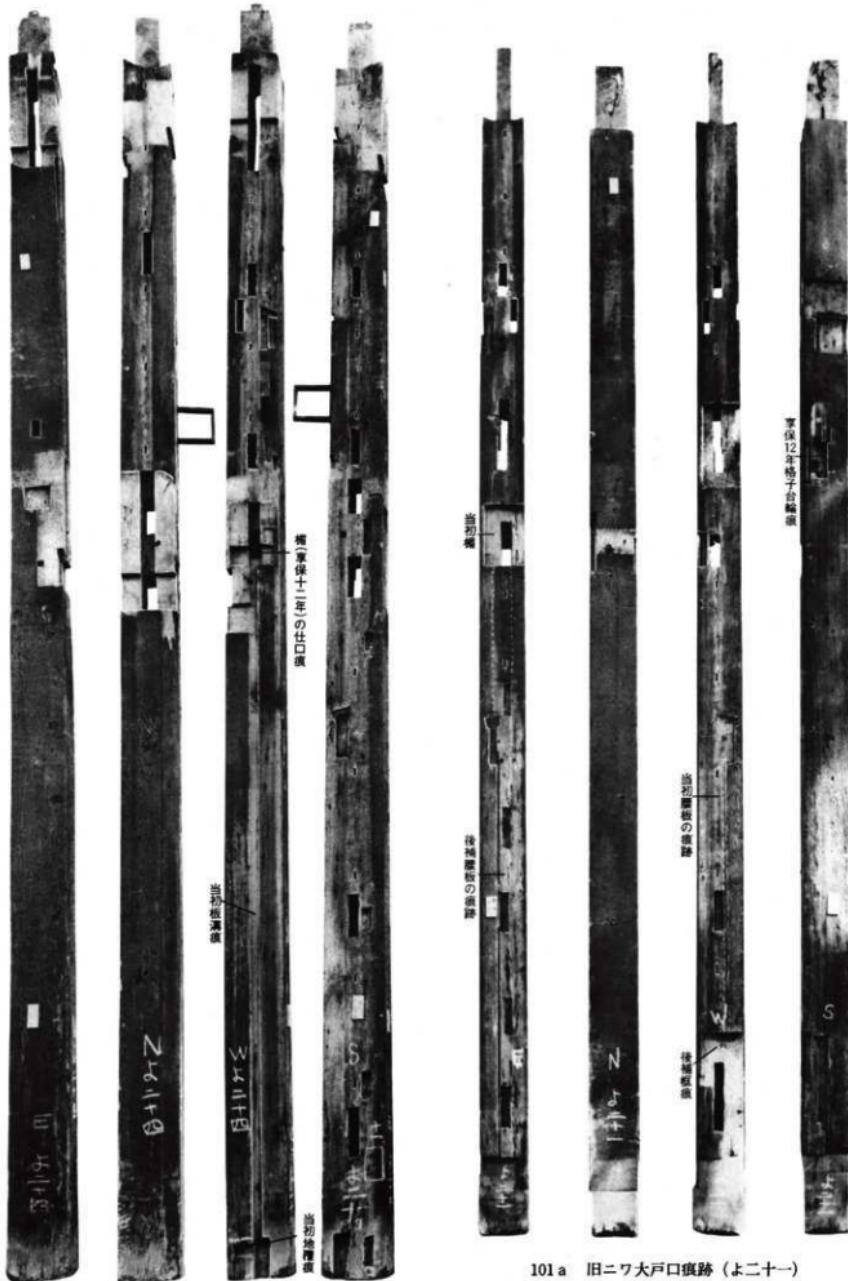


99 a ~99 d ニワ大黒(る二十四)に対応する柱 (当初煙返し梁痕跡)



100 a カマヤ、旧シモミ七境壁痕跡（東西面）

100 b カマヤ、旧シモミ七境壁痕跡（東西面）



101 a 旧ニワ大戸口痕跡（よ二十一）

101 b 旧ニワ大戸口痕跡（よ二十四）



102c 角屋棟木仕口痕跡



102a 当初柱（よ十九）

享保12年（よ十八～よ二十一）間に樋を入れた際に切断された



当初敷居板
当初樋板



102b 当初柱（よ二十一）

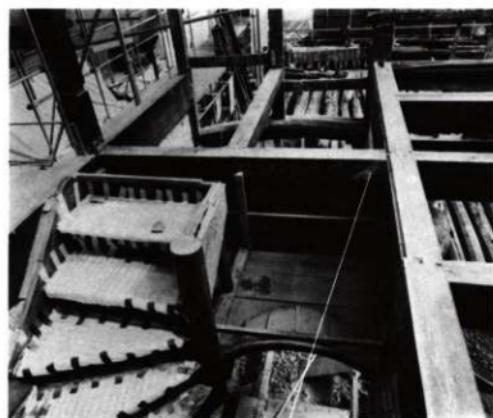
享保12年（よ二十一～よ二十四）間に樋を入れた際に切断された

102d
当初角柱（居室部二階に転用されていた）



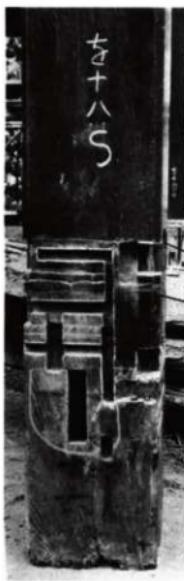
階段室（一部解体）

103 b 後世の階段（明治期の洋風階段）
保存のために現状のままとした

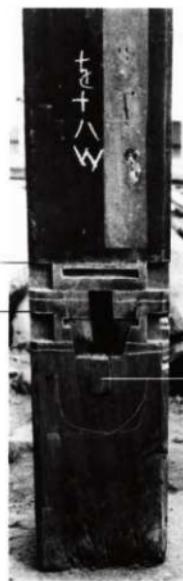


103 a 初階段痕跡

ささら朽の当り痕



103 c

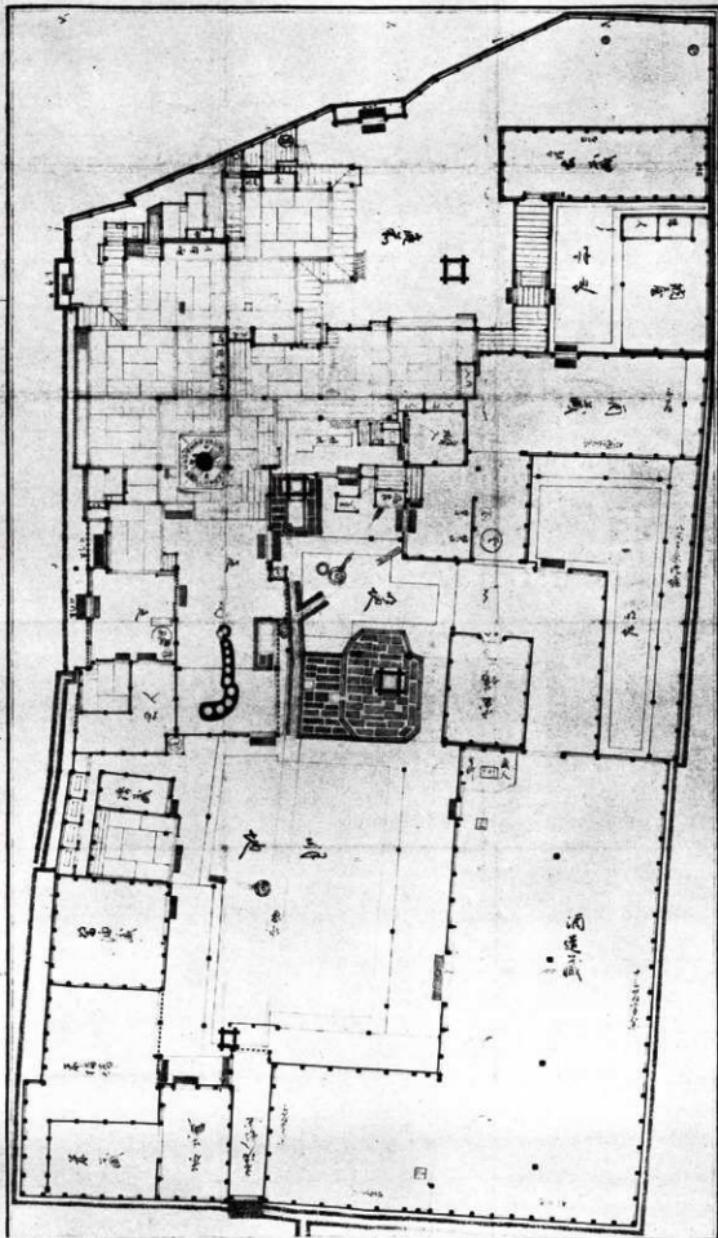


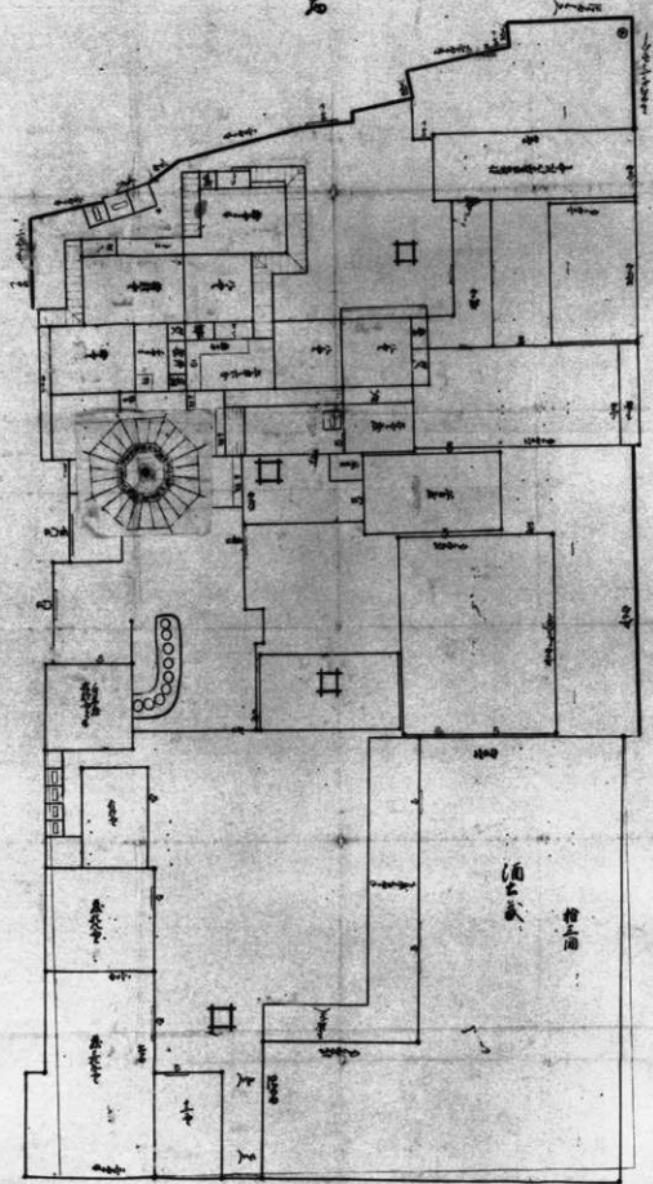
103 d

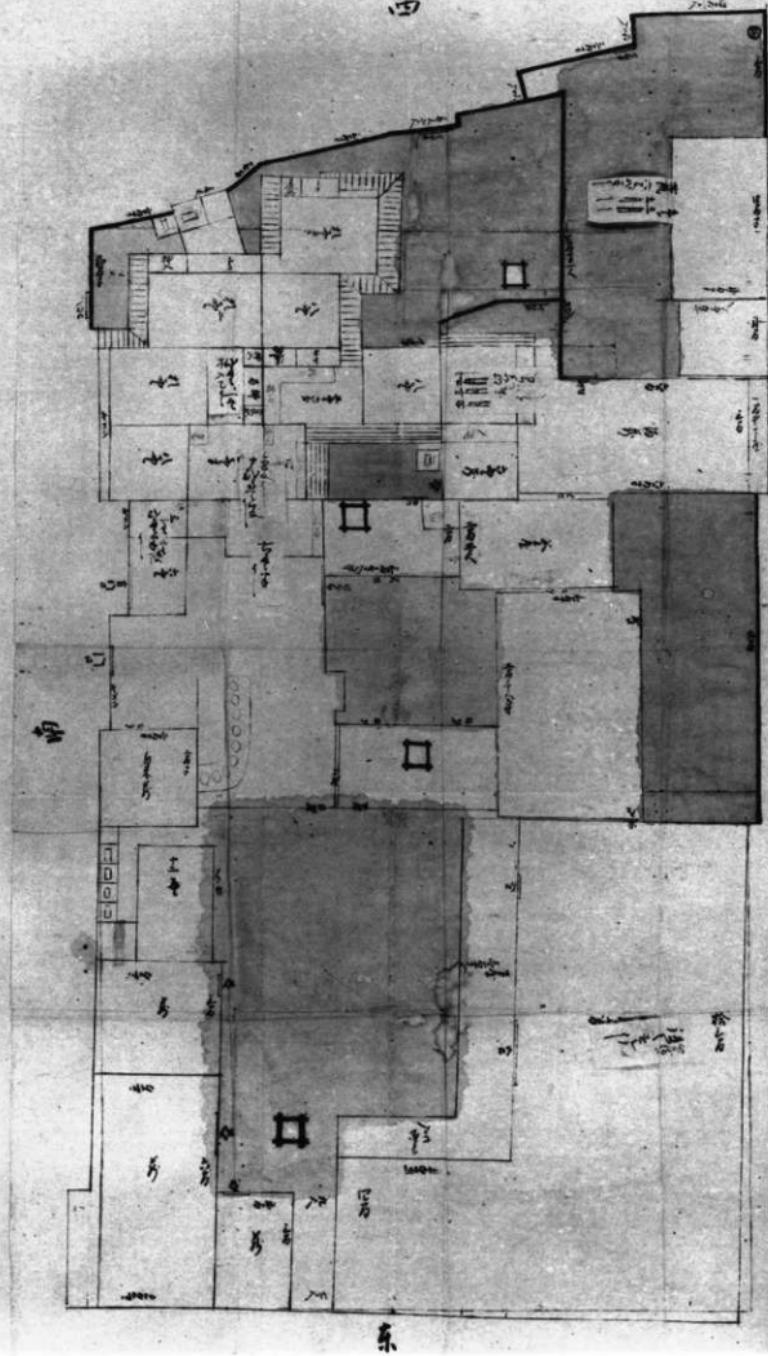


103 e

103 c ~103 e 居室部土間境上大黒柱一次二次敷居痕跡







106 天明年間の古図



107 b



107 a

107 a 鉤加持棒(文政12年)と鎮札(延享4年)

107 b 旧ミセオク、旧ミセ境(十四通り)

(十四通り)

敷居下端

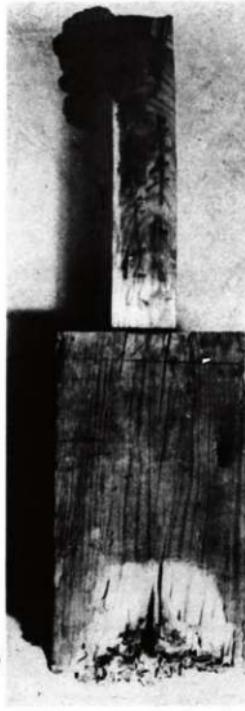
(宝曆3年の墨書)



107 e 嘉保12年に土間に
三疊を張り出したた
際の後補欄の墨書
(ひのとひ
つじ)

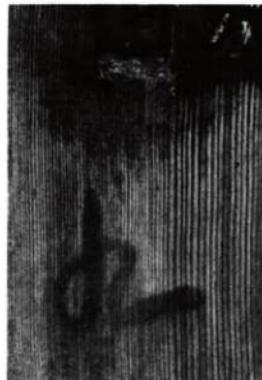


107 d ザシキ、オクザシキ縁束
(大工与左衛門42才の墨書)



107 c オクザシキ西北端小屋束
(嘉保19年の墨書)

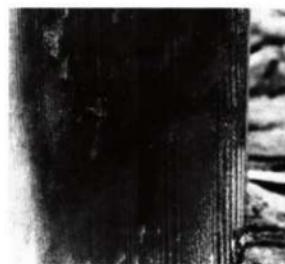
107 f 西蔵の二階
柱の墨書
明治13年に移築した。



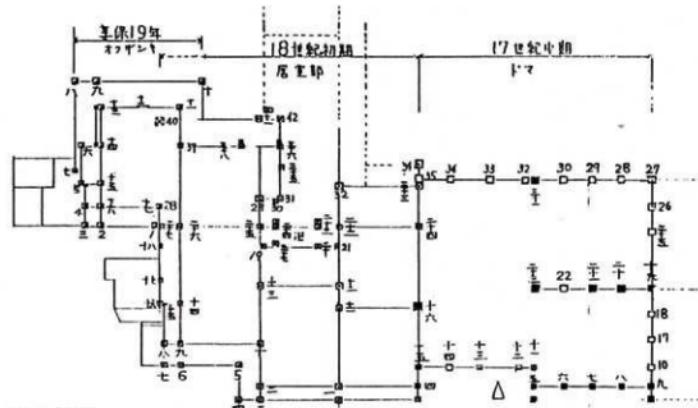
108 c 柱礎石上端 (九)



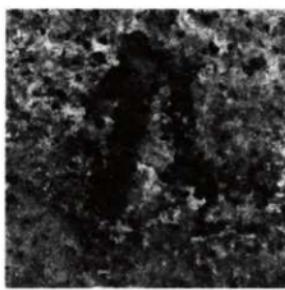
108 b 足固貫上端 (三十六)



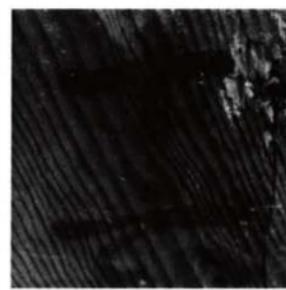
108 a 床下柱側面 (十)



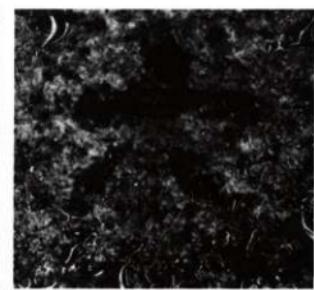
旧杉山家住宅柱旧番付図



108 f 床下柱側面 (九)



108 e ニワ大黒柱(を十八南面)(十六)



108 d 柱礎石上端墨書 (六)

108 a ~ 108 c 居室部旧番付墨書 (18世紀初期)

108 d ~ 108 f 土間部旧番付 (17世紀中期)



「石川富田林長左衛門」の墨書

居室部奥座敷奥十疊と座敷(奥六疊)
境大引の墨書、これは木本屋からの送
り状として記したもの。

居室の大引に書かれていた一次
「長左衛門」の墨書と同部材に
材木屋の刻印



109 b

一次「長左衛門」の墨書
長左衛門

109 a

土間の桁に書かれていた、一次「長左衛門」
の墨書と同部材に材木屋の刻印



奥ガシキの桁(享保19年)の上端
に書かれている「西」と良く似
てている。これは大工左衛門四十
二才の頃の字である。

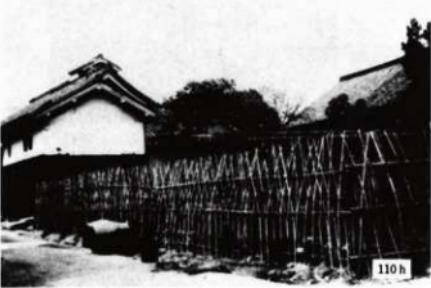
109 d

- 109 a 土間上層桁下端墨書
109 b 奥座敷、座敷境大引側の墨書
109 c 現状表門口樋西木口に「西」の墨書
109 d 奥座敷桁上端に「西」と書れている
109 c と似ている



109 c

現状 表門口マグサ西小口に
「西方」という書き方は大工
与左衛門の字で宝暦頃ではな
いかと考えられる。



110 a ~ 110 d 昭和26年頃旧杉山家住宅俯瞰（古家物語の写真より）

110 e 同上年頃酒倉西面（昭和35年に解体された）

110 f ◇ 酒倉南面

110 g ◇ 酒倉東面

110 h ◇ 旧杉山家東面の建物はハメ倉 昭和35年に一部解体された

昭和六十二年九月

重要文化財

旧杉山家住宅修理工事報告書

編集 財團法人

文化財建造物保存技術協会

新京都港北区東ノ門二丁目八番一〇号
第一五四七二内電話〇二二二六六一
第五四七二内電話〇二二二六六一

発行

富田林市

印刷 有
限会社 真陽社

京都府京都市東山区河原町上
電話〇二二二五二六〇三四四